日本中世寺院法の研究

清田義英著

敬文堂

まえがき

我が国中世寺院法の研究は、概して武家法・公家法などの他の法領域に比べて不振の時期が長かった。しかし、最近この方面の研究―寺院制度に関連した論文―が発表されつつあり、その関心は高まってきている。

本書は、今までに専ら中世の寺院制度について発表してきた小著・論文・研究ノートなどの旧稿を中心に加筆補正し、新たに編成し直したものである。しかしながら、そこには改廃補正すべくして意の尽せなかった心残りもあるが、この方面の研究が注目されているおり、あえてこのような形で一書とし、大方の御指正をえて、今後さらにこの分野についての研究をつづけていきたいと思っている。

なお、史料採訪・写真掲載などについて、京都府立総合資料館、東大寺図書館、東京大学史料編纂所、醍醐寺、鰐淵寺等の御高配をたまわった。ここに記して謝意を表したい。

一九八六年六月

清田　義英

目次

挿図目次

目　次

第一章　序論

第一節　寺院法

宗教は孤立を嫌い、同一内容を信仰するものは宗教団体 Religionsgesellshaft, Geistliche Gesellshaft を組織する。(1)故に宗教に関する法的現象は主として宗教団体に関するものである。

宗教団体に関する法的現象は、国家と宗教団体との関係においてあらわれる法的現象（統教権 Religionshoheit の作用に関する法）と、宗教団体とその内部との関係においてあらわれる法的現象（治教権 Kirchengewalt の作用に関する法）とがある。さらに治教権は指教権 Potestasordinis と監教権 Potestas iurisdictionis とに分かれ、前者は教義の指示・教義の解釈の指示・教義に信順する信教の正否の指示（教義に対する治教権作用）であり、後者は規則の制定・規則の執行（権義に対する治教権作用）である。この宗教法学上の通説によると、広義の宗教法は統教権と治教権の両者が含まれ、狭義のそれは治教権によるものをいう。

以上のような観点からすると寺院法（寺法）は、広義では寺院に関する一切の法制をさし、国家が寺院に対し

てもつ統教権と寺院みずからがその内部を規制する治教権の両者が含まれる。狭義では治教権によるものをさし、寺院みずからが権力発動にもとづいて制定される律法で、中世の寺院法（寺法）はその代表例である。

我が国の寺院法の変遷を総括的にみると、古代では、宗教法制の起源ともいえるものに聖徳太子の十七条憲法（六〇四年）があげられる。十七条憲法の第二条に、

篤敬三宝、三宝者仏法僧也、則四生之終帰、万国之極宗、何世何人非貴是法、人鮮尤悪、能教従之、其不帰三宝、何以直枉、

とあるが、これは仏教の普遍的原理が「篤敬三宝」の根本的態度であったことを示すもので、国家の仏教に対する態度を明らかにしている。また、最末の条には、

大事不可独断、必与衆宜論、少事是軽、不可必衆、唯逮論大事、若疑有失、故与衆相弁、辞則得理、

とある。仏教は無差別平等の思想にたつものであり、したがって、各個人の絶対性を認めるが、その教団生活においては一人の独断を許さず、衆議によって事を決したものであった。仏、滅後における第一・第二・第三・第四の結集にみられた衆徒の作業もその一つのあらわれである。太子の憲法の第十七条は、こうした仏教精神につながるものであり、それを国家形成の原理として示したところに大きな意義が認められる。その後を承け隋唐の文化の影響下に大化改新の諸制が立てられ、これを継承して制定された成分法が『近江令』（六六八年）である。さらにそれを改正したのが『飛鳥浄御原令』（六八九年）であり、また、それを改補充実したのが『大宝律令』（七〇一年）である。これに小修正を施し編纂し直したのが『養老律令』（七一八年）で、そこには法源として仏教に関する根本法である僧尼令がある。僧尼令は唐の道僧格に準拠して作られ二十七ヵ条から成り、主として

僧尼に対する禁制事項とその罰則を規定した仏教統制法である。さらに律令の補助法規である格（弘仁格・貞観格・延喜格―類聚三代格）・式（弘仁式・貞観式―延喜式）の制によってその細目が補充されている。以上は国家が令制・格制・式制において寺院を統制・監督した行政権すなわち統教権によるものである。なお当代の宗教行政は、治部省―玄蕃寮―僧綱―国司―寺院・僧尼というように中央集権的色彩の強いものであった。ただ僧尼令[2]、『延喜式』玄蕃寮[3]によると、僧綱・三綱・別当等の推挙権の一部が僧衆の手にあったことが知られ、ある程度の自治規制が認められていたことを示すもので、律令制の衰退とともにこのような自治制は次第に活発化してくるのである。一方最澄が定めた叡山の内法である『山家学生式』（八一八～八一九年）は治教権によるものである。これは最澄が叡山の成規として定め、自治法として公認されることを奏請したもので、『天台法華宗年分学生式』（六条式）、『勧奨天台宗年分学生式』（八条式）、『天台法華宗年分度者回小向大式』（四条式）の三部より成り、いずれも大乗戒の必要を説いており、最澄滅後七日目に裁可されている。

中世には法源として武家法の基本法となった『御成敗式目』（一二三二年）およびその追加法があげられ、寺院の修造、仏事の執行、寺領の保護、僧侶の所行などに関する多くの規定がみられ、続いて『建武式目』（一三三六年）、同追加法が編まれている。一方律令を基とし『延喜式』などを法源とした公家法が行われ、また、荘園社会の編成にあたり、一種の自治法としての慣習法的規制である本所法が存し、この法は本所すなわち荘園領主がその家務および荘園を支配するために準拠した法で、家務法と荘園法とに大別される。寺院は国家の統制から離れてみずからの力による統制を行うようになり、当初は宿老による人格的統制が行われたが、後に多数僧侶の組織する議決機関によって寺院行政が運用されるようになった。この期の主流は狭義の寺院法で、とくに大寺

院の叡山・興福寺・東寺・東大寺・高野山などの立法権は国家の手から離れて多数の僧侶の評議によって法が定められ主要な法源となっている。寺院は他の俗的領主に対してみずからの寺院法を備えて対立し拮抗したのである。その具体例をあげると、嘉禄三年（一二二七）五月、神護寺（高雄寺）は評議により次のような規式を定めている。

神護寺

可被定置条々事

一　不常住寺僧不可帯供僧等職事、
一　吉富両荘所当米幷雑年貢等、雖一物不可有他用、一向可被寺納事、
一　不帯故上覚聖人房御下文外、新給物等可被停止事、
一　無満山寺僧之評定、無左右不可補任供僧等職事、
一　被召来納、不可被募寺用等事、
一　称寺領一園(マヽ)不輸拝領之由、不済御年貢之輩、無其謂也、且付于冥顕、有其恐事、
一　寺領損亡年者、相副寺家使、不被実撿以前、不可減公物事、
一　依荘々損亡、諸堂供料被減之年者、随彼得不、領家預所得分幷諸給物、可有増減、於供米者、各雖有未下、諸給物等不被減之、彼此相准、可有平均沙汰事、

以前八箇条事、寺僧等守此状、可有沙汰之由、評定畢、若於背此旨者、一味同心可被訴訟、仍為後代、根本宿老等僧等、各加判之状如件、

嘉禄三年五月　日

大法師聖観在判　大法師真弁在判
大法師良憲　大法師信禅在判
大法師行円在判　大法師賢果在判
大法師寛禅在判　大法師隆詮在判
梅尾北坊明顧房
大法師聖範在判　大法師行誉在判
大法師実遍在判　大法師蔵円在判
大法師寛玄　大法師浄誓在判
梅尾方便智院空運房
大法師定真在判　慈尊院
大法師栄然在判
大法師寛祐在判　大法師実円
大法師真宗在判　大法師性円在判
権律師隆弁在判　権律師光経(4)

当時評議によって定められた律法は、寺務および寺領に関する一切の事項にわたっており、とくに租税・治安維持・罪科などの法が多い。従来その特色として死刑の不科・女人禁制などがあげられているが、しかし、実際は死罪なる極刑は広く行われていたようである。やがて荘園制の崩壊にともない領国制へと移行すると、いわゆる分国法が行われ、伊達稙宗の『塵芥集』（一五三六年）、武田信玄の『甲州法度』（一五四七年）、『長宗我部元親百箇条』（一五九七年）などにも各分国内の寺院行政に関する規定が設けられている。村落の自治法である

村法も次第に規制力をもつようになり、その中にも寺院の維持・運営に関する規定がみられる。

近世の幕藩体制になると、法源として『関東浄土宗法度』（一五九七年）、ついで諸宗本山本寺の諸法度があげられ、宗内・寺内の先例・故格を重んじ、僧侶の身分、修業、寺内秩序維持などを規定している。とくに寛文二年（一六六五）の『諸宗寺院法度七箇条』は、従来の諸法度を整備し、共通的な普遍規定としたものである。さらに『公事方御定書』（一七四二年）、『御触書集成』にも寺院に関する規定が存し、寺院統制政策が織り込まれている。要するに幕府法としては体系的な大法典は発布されず、先例・慣行をはじめとし、諸法度・御定書・御触書というような形式のものを逐次必要に応じて制定、発布したのである。一方藩法による寺院行政も行われたが、実際の寺院内部の行政はおのおのの宗法ないし寺院法による自治にまかせられ、『天台宗園城寺定』（一六一五年）、『真言宗金剛寺条目』（一八〇二年）などはその例である。

近代になると、復古主義によって神仏分離・寺社領上知などのことが断行され、経済的にも寺院は打撃をこうむることになる。明治十八年（一八八五）までは太政官布告以下の法令を必要に応じて公布して官制以下諸制度を定めており、その中には仏教に関するものが多く含まれ、その後の寺院行政法の法源となっている。また、一方自治法としての寺院内の制法・慣行も行われていたが、その後の宗教行政の基本法としては、はじめての統一法規である宗教団体法（一九四〇年）、続いて宗教法人令（一九四五年）、そしてその後新憲法による信教の自由と政教分離の原則が確保され、法体系の整備・宗教界の実情などを反映してここに宗教法人法（一九五一年）が公布・施行され、数度の改正を経て今日にいたっている。現行の宗教行政法は、この基本法と憲法を頂点とする関係諸法規とが相俟って構成されているのである。

以上、我が国の寺院法の変遷を総括的に略述してきたが、今後各時代の寺院制度および教団の機構がどのような特色をもっているか、また、社会の発達がどのような寺院制度を生み出したかなどの問題を究明することによって、寺院法史を明確に把握することが可能になろう。

註(1) Treitschke ; Politik, B.I.

宗教団体とは、宗教法人法第二条によると、

この法律において「宗教団体」とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする左に掲げる団体をいう。

一、礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体、

二、前号に掲げる団体を包括する教派、宗派、教団、教会、信道会、司教区その他これらに類する団体、

とある。つまり教義の宣布、儀式行事の執行、信者の教化育成を主たる目的として組織されたところの団体を宗教団体という。

(2) 本書第一章序論第二節中世的寺院集会制度参照。

(3) 註(2)。

(4) 神護寺制規（『鎌倉遺文』六、三六一四）。

第二節　中世的寺院集会制度

日本寺院法制史上重要な一環をなすものとして、中世的寺院集会制度があげられる。この制度は、わが国の合議自治制の発達を考察する上に多くの示唆を含んでいる。寺院法制は、集会制度成立以前は国家の統制に定められた僧尼令などの規制によったものであったが、平安末期におこった社会上の変革、つまり荘園社会の出現とこれにともなう寺院構成の変質などによって集会制度は漸次形を整え、やがて成立し、寺院の立法権は国家の手から離脱して、多数僧侶の評議によって律法が制定されるにいたった。集会制度は中世教団を強固に規制し、寺領荘園の増殖にもとづく教団の経済的分裂を救い、そこに統一と僧伽のもつ自治機関としての活躍をもたらしたのである。

従来、この方面の研究としては、昭和六年（一九三一）に牧健二氏の論文[1]があり、中世寺院制度をめぐる諸論点が提出されており、今なおこの方面の研究の出発点とされている。その後、牧氏の論考に触発されて、中村直勝[2]・圭室諦成[3]・細川亀市[4]の各氏は牧氏の論文を補足あるいは批判し、新たな論点を加え発展を試みている。さらにそれらの先行の業績をまとめ、新たな問題をとり入れて概説したのが豊田武氏[5]である。ここまでに中世の寺院集会制度の概略はほぼ明らかにされたといわれ、これ以後は、この方面の研究はほとんど顧みられないのである。その間わたくしは寺院法に関心を持ち、牧・豊田両氏の業績に導かれながら、寺院社会の多数決制をまとめて小著[6]を出した。

〈表1〉

万寿2	(1025)	8.14	東大寺政所下文案
天喜4	(1056)	閏3.	〃　〃
〃 4		4.11	〃　〃
〃 4		7.23	〃　〃
〃 4		11.13	〃　〃
〃 4		12.16	〃　〃
承暦4	(1080)	3. 5	〃　〃
〃 4		12.19	〃　〃
応徳3	(1086)	3.	東大寺政所下文
寛治1	(1087)	12.14	〃　〃
〃 4	(1090)	11. 6	〃　〃
嘉保2	(1095)	1. 5	〃　〃
康和2	(1100)	7.23	東大寺政所下文案
〃 3	(1101)	5.25	〃　〃
〃 4	(1102)	4.20	〃　〃
〃 4		4.29	〃　〃
〃 4		5.26	〃　〃
〃 4		7.21	〃　〃
〃 4		9. 3	東大寺政所下文
嘉承1	(1106)	11.16	〃　〃
〃 2	(1107)	10.	東大寺政所下文案
天仁1	(1108)	3.	東大寺政所下文
〃 3	(1110)	3. 9	東大寺大衆下文案
天永4	(1113)	5.15	東大寺政所下文案
元永2	(1119)	8. 3	〃　〃
〃 2		12. 5	〃　〃
天治2	(1127)	7.29	東大寺政所下文
大治5	(1130)	6.20	東大寺政所下文案
天承2	(1132)	4.28	東大寺政所下文
〃 2		4.28	〃　〃
長承2	(1133)	1.17	東大寺政所下文案
久安1	(1145)	閏10. 2	東大寺政所下文
〃 3	(1147)	2.25	〃　〃
〃 3		11.	〃　〃
保元2	(1157)	2.10	東大寺上司下文
平治1	(1159)	閏5.	東大寺公文所下文案

寺院法研究[7]の基礎的作業として、律法を定める機関である寺院集会、その集会規定の精細な分析が重要課題となる。従来、集会法の研究については部分的・断片的に触れられてはいるが、その記述が簡略なためその詳細を知るには困難をおぼえる。要はきめ細かな分析である。しかし、現状はそれらに関する史料が著しく欠乏しているため、諸寺の文書に散見するきわめて乏しい史料によって、組織的なものを見出さなければならない。本書の

永暦1	(1160)	10. 2	〃　〃
仁安3	(1168)	2.19	〃　〃
安元1	(1175)	11.23	東大寺年預所下文案
治承4	(1180)		東大寺政所下文案
〃 5	(1181)	3. 9	〃　〃
寿永1	(1182)	9.	〃　〃
〃 1		11. 2	東大寺公文所下文案
〃 2	(1183)	8.	東大寺政所下文案

〈表2〉

承暦3	(1079)	7.16	興福寺政所下文
〃 4	(1080)	8.22	〃　〃
永保3	(1083)	6.29	〃　〃
〃 3		11.10	〃　〃
寛治2	(1088)	9. 2	〃　〃
永長2	(1097)	8.28	興福寺政所下文案
〃 2		10.16	〃　〃
康和4	(1102)	1.22	〃　〃
長治2	(1105)	4.29	〃　〃
保延1	(1135)	9.15	興福寺政所下文
長寛2	(1164)	7.28	興福寺公文所下文案
仁安2	(1167)	8.15	〃　〃
〃 3	(1168)	1.27	興福寺政所下文案
安元1	(1175)	11.22	〃　〃
寿永1	(1182)	6.16	興福寺公文所下文
〃 1		7.15	興福寺政所下文案
〃 2	(1183)	3.	興福寺政所下文

「中世寺院集会法」の章ではこの問題をとりあげ、つとめて詳細に論ずるつもりである。

古代律令制下の寺院内部では、ある程度の自治集会が行われていたが、律令制の衰退とともに次第に自治集会は活発化してくるのである。律令時代の別当・三綱の政所制度から、中世的集会制度への推移をもっとも明瞭に示すものは、寺院から出された「下文」形式の変化である。東大寺文書によれば、元暦二年（一一八五）までに

東大寺より出された下文は、万寿二年（一〇二五）八月十四日の「東大寺政所下文案」[8]を初見とし、四十四通程認められる（表1）。久安（一一四五～一一五一年）頃まで下文といえば「東大寺政所下文」であったが、その後、この「政所下文」と相平行して「公文所下文」が用いられており、その末文は「……之状、依政所仰、下知如件、故下」という文言で結ばれている。東大寺と同じ現象が他の諸大寺でもみられる。例えば興福寺の場合は、長寛（一一六三～一一六五年）頃から「政所下文」と相平行して「公文所下文」が用いられている（表2）。

ところで、ここで注目すべきことは、東大寺文書において安元元年（一一七五）寺領に対して出した下文が、従来の三綱連署の形式をかえて「年預所」の下文となっていることである。この下文は安元元年十一月二十三日の「東大寺年預所下文案」[9]である。

（端裏書）「年預所下文案」

使　　庁官堅　勝元
　　　堂童子久時

東大寺年預所下　黒田荘官等所
　可早停止興福寺（国等）使者濫吹事
　　副下　庁宣案一通
右、以本願　勅施入三箇杣材木、支寺家大破、以荘田地利、勤恒例仏事、如無他計略、因玆代々国吏動雖欲窂籠、宸　朝章于今無相違、就中近来依　院宣、偏可寺領之旨、（被宣下）有其沙汰之処、当任国司寄事於左右、申（語）下

興福寺使者、企停廃当寺用途、極左道也、爰近日以彼寺下文等、経　院奏之日、可停止彼使者等濫行之旨、
被召賜庁宣已了、勅制有限、早任庁宣趣不可承引非例（先例）之沙汰、可停止彼使者等狼藉之由、依衆徒議定、下知
如件、荘宣承知、敢不可違失、故下、

安元元年十一月廿三日

年預大法師在判

この下文案は黒田荘官等所へ「可早停止国使等濫吹事」で、庁宣案一通を副えて下したものである。末文に「依衆徒議定、下知如件、荘宣承知、敢不可違失、故下」と記されている。年預所は集会の沙汰人事務所ともいうべきところであるから、この頃になると寺院統制の権限はすでに大衆の衆議に移ったものと思料される。このような政所制度の衰頽と集会制度の台頭は、遅速の差こそあれ他の諸大寺においても等しく認められる現象である。次に下文とは逆の上申文書の「解」についてみると、平安期から鎌倉期への過渡期にあたる養和元年（一一八一）八月七日の「東大寺所司等解案」(10)に、

（端裏書）「□（造カ）興福寺役免除沙汰」

（礼紙）
遂言上

於鎮守八幡宮者、宝殿拝殿等一向以□寺僧領等力可令造営之由、各以承□切課興福寺役者、其儀
全不可叶、（可脱カ）有御遏迹候也者、重謹言、

□東大寺所領并同寺僧領等上、宛催造興福寺□雑事、難堪不当子細状、

□当寺無事之昔、猶所領荘園并寺僧領□宛課他寺之雑役、況乎両寺□為灰燼今、又□・□閣当寺之課
役、可令勤仕他寺之雑事、□□次第也、而興福寺使等称、長者殿下仰、□寺領并寺僧領等、彼寺
作料人夫役等、日日□□所所之旨、言語道断事也、此事　殿下定□□歟、早令言上子細、早速可
被停止彼無□□衆議言上如件、

養和元年八月七日

権都維那法師厳□
都維那法師覚□
権寺主大法師定□
権寺主大法師忠□
寺主大法師遍□
寺主威儀師宣□
権上座大法師永□
上座威儀師玄厳

とある。この解案は損傷による判読不能の箇所が多い。東大寺領ならびに寺僧領が、興福寺の課役雑事の免除を請う上申文書にして、末文には「衆議言上如件」と記されている。署名によれば上座・権上座各一名、寺主・権寺主各二名、都維那・権都維那各一名、都合八名の三綱が連署している。この解案も律令時代の寺院行政組織の中枢である三綱が、合議していることを明示するものである。

文書形式の変化は、その時代の社会情勢と決して無縁ではなく、その社会上の変革、つまり荘園社会の出現と

これにともなう寺院構成の変質にも大きな関連がある。このような合議制の採用は、中世への推移を示すことにもなる。

仏教思想が国民思想に与えた感化の多大なることを思うとき、わが国における会議に関係ある思想・制度の由来をみようとすれば、仏教における「衆と共に論ずる」という思想およびこれに関する制度の存在を看過するわけにはいかない。

原始仏教聖典―律典―によれば、集会制度は一定の作法または所作にしたがうべきで、その公式の作法を羯磨作法（Kamma）と称し、この作法がすなわち集会の会議法であった。律に定められた羯磨法は百八十四種におよぶといわれるが、これを大別すると第一は心念法、第二は対首法、第三は衆僧法（衆法）の三つとなる。心念法は罪の懺悔を言葉に発表する作法、対首法は二・三の僧を相手に懺悔する作法、そしてこの第三の衆僧法が多数の僧の集会を要する作法であって、これが原始仏教教団における集会制度をなすものである。

原始仏教教団の集会制度における議決法、とくにその多数決制は、多人語毘尼・多人毘奈耶・多覓毘尼・多覓罪相法などの言葉であらわされ、教団における諍論諍事・教誡諍事・犯罪諍事・事諍事のいわゆる四諍事を処理するために設けられた七滅諍法（現前毘尼・憶念毘尼・不癡毘尼・自言治法・多覓毘尼・覓罪相法・如草覆地法）のうちの一つである。つまり多人語毘尼とは、僧伽の諍事が解決しがたいときにはじめてこの方法によったものであり、行籌（Salākagāha 投票）による多数決の法である。この方法を採用しえる如法の条件として、

(1) 若以小事行籌而捉（若しは小事を以てして籌を行ぜんに捉り）、
(2) 若不知事根本行籌而捉（若しは事の根本を知らずして籌を行ぜんに捉り）、

(3) 若以不応求事根本行籌而捉（若しは事の根本を求むべからざるを以てして籌を行ぜんに捉り）、
(4) 若非法行籌而捉（若しは非法に籌を行ぜんに捉り）、
(5) 若欲多不如法行籌而捉（若しは多からんを欲して不如法に籌を行ぜんに捉り）、
(6) 若知多不如法行籌而捉（若しは多きを知りて不如法に籌を行ぜんに捉り）、
(7) 若行破僧籌而捉（若しは破僧籌を行ぜんに捉り）、
(8) 若行知僧必破籌而捉（若しは僧必らず破るるを知りて籌を行ぜんに捉り）、
(9) 若不随善知識行籌而捉（若しは善知識に随はずして籌を行ぜんに捉り）、
(10) 若僧不和合行籌而捉（若しは僧和合せざるに籌を行ぜんに捉るとなり[11]）、

の十箇をあげている。この十箇の制限が、実際の投票に適合するか否かを判断するのは「行籌人」「取票者」または「集籌者」と称される人で、集会の座長であった。行籌人は十箇の場合について正当な判断を下すことができる能力を有し、かつ偏頗なく、悪意なく、病癡せず、畏懼することなき有徳の僧であることを要したのである。[12]

投票方法は、長さ一尺程の細い竹片あるいは小木片を用い、これを「籌」（salākā）と称した。したがって、投票することを「捉籌」とか「取籌」とかいった。籌は予め著色されており、捉籌ごとにこれを用いるのである。捉籌すなわち投票選定の仕方には秘密と耳語とさらに公開の三つの方法が実施されたのである。秘密の捉籌のときは、行籌人が籌を取る者一人一人に近づいて、甲色の籌は第一説、乙色の籌は第二説の籌、汝の欲するところにしたがって籌を取れといって選ばせ、しかもその選び取る場合には何人にも知られないようにと命ずるのである。つまりこれは秘密投票であり、明白な一種の無記名投票といえる。耳語による捉籌にあたっては、行籌人が籌を

取る者に耳語して、籌の色が何れの説を示すかを予め知らせる。しかし、籌を取るときに如何なる籌を取得するかは何人にも語らないよう厳重な指示の下に行われたものであり、これも一種の無記名投票にあたるわけである。以上の二種の場合、前掲した十箇に適法せず籌を取るような場合が生じたときには、行籌人は捉籌（取籌）宜しきに適わずといってその捉籌を無効にし、適法厳正なる作法によった捉籌の場合にのみ票決は採用をみたのである。公開の場合は、行籌人が予め捉籌の適法に行われることを熟知しているときに行い、公に籌を取らせるものでいわば記名投票にあたるものである。なお、議題などが混乱した場合などには、委員が選定され委員会が組織され、委員会の決議が本会議で決定された。この際にも白四羯磨（申し出が四回に及び四回で終る作法）あるいは白二羯磨（申し出が二回に及び二回で終る作法）の方法が適宜に用いられた[13]。

以上のように、後述するわが中世の寺院集会の多数決による採決の法に比較して勝るとも劣らぬいろいろの制限が付加されており、厳重に執行されていたことを知りうるのである。また、捉籌にあたっては峻厳といえるまで「善知識行籌」「和合行籌」が強調されてその執行をみたことは、中世の寺院集会の根本精神が原始仏教教団における集会精神にその流れをくむものであるともいえる。中世の寺院集会が、寺院行政一般あるいは寺院の自治生活上の問題を評議するのを主要な目的としており、これに反して原始仏教教団における集会は、僧が罪を犯した場合に僧衆に対して如何に懺悔し、または僧衆がこれを如何に制裁すべきかという一つの作法であった。換言すれば、前者はその任務が著しく世俗的臭味をおびていたのに対し、後者は僧衆が互いに相戒めて僧としての修養を全うせんがための制度であり、いわば僧伽の戒律的な性格をもつものである。

原始仏教教団における多人語毘尼による議決法の詳細な規定は、わが中世教団の集会制度の多数決制と決して

無縁のものではありえない。否むしろ「世間」の法を離れた「出世間」の教団のうちに失われざる特性としてその伝統を保持してきたのであり、それがわが国教団の社会的要請ないしそれを必要とした時代的変遷、社会経済の条件下に再びその姿をあらわしたものと思料される。中世寺院集会の源流ないしその淵源的思想・制度が、ここ原始仏教のそれに求められるのは当然のことと考えられる。

この点につき、時代的に二・三の系譜を尋ねる場合注目されるのは、集会の作法である羯磨法である。天平勝宝六年（七五四）来日した鑑真は、南山律宗の大成者道宣の『四分律行事鈔』を伝えている。なお、鑑真渡来以前にも四分律関係の註疏が約十種ほどすでにもたらされており、それらは南山律宗の系統のものが多い[14]。また、最澄・円仁・常暁・恵運・円珍等が伝えた四分律関係のものなどを彼等の「請来（求法）目録」からひろってみてもそうとうな巻数になる。これらの点から考えると、わが仏教教団において、たとえその作法が他の教理ほど重んぜられず軽視されていたとしても、明らかにそこには存在していたのである。

養老の僧尼令に僧綱（僧正・僧都・律師）の選任について、

凡任僧綱、必須用徳行能化徒衆、道俗欽仰、綱維法務者。所挙徒衆、皆連署牒官。若有阿党朋扇、浪挙無徳者、百日苦使。一任以後、不得輙換。若有過罰、及老病不任者、即依上法簡換。

と規定されており、このような条項がすでに大宝令時代より存在していたことは「令集解」によっても明らかである。また、延喜の玄蕃寮式には、

凡任僧綱者、必簡其人、奉　勅定之。弁官定日、預告式部、治部。其日平旦僧綱請集在京大寺入位已上僧於綱所設衆僧幷勅使参議及少納言、弁官、式部、治部、寮等座。亦設宣命座、衆僧依次就座、被任者亦在其次、

勅使以下進就位、座定宣命者進就宣命座以宣命、（中略）訖衆僧俱称唯、宣命者復位、被任者進下座前、謝命之辱、訖勅使以下還帰、然後太政官牒送僧綱、

凡諸大寺別当、三綱有闕者、須五師大衆簡定能治廉節之僧、別当三綱、共署申送、僧綱覆審具状牒送寮、寮申省、省申官、然後補任、若薦挙不実科責挙者、兼解却見任、東大寺知事亦同、

凡諸定額寺別当、元来依官符者、有闕則檀越氏人等、択定能治可称之僧、連署陳牒郡司、郡司牒送講読師、講読師修状、牒送国司、国司申官補任、

と、別当・三綱等の選任について定められており、このような条規は、すでに弘仁以前の格制に存在していたと考えられる。

『続日本紀』の天平宝字七年（七六三）九月癸卯の条に、

遣使於山階寺、宣　詔曰、少僧都慈訓法師、行政乖理、不堪為綱、宜停其任、依衆所議、以道鏡法師為少僧都、

とあり、「依衆所議」道鏡法師を少僧都に任じたのである。

宝亀七年（七七六）二月二十九日の「大安寺三綱牒」(15)によると、大安寺が三井園を売るに際し「衆多許」によって行われた。また、宝亀十一年（七八〇）十二月二十五日の「西大寺資財流記帳」(16)に、西大寺の資財は「僧綱三綱衆僧共相商量」することになっていた。

承和十三年（八四六）七月二十七日の「延暦寺政所牒」(17)に、

政所

伝燈満位僧円珍年卅一臈十四(マヽ)　専寺

右、依衆議、擬任真言学頭如件、

承和十三年七月廿七日都維那伝燈住位僧「承叡」

上座伝燈満位僧「統操」

寺主伝燈住位僧「仲暁」

とある。この文書は円珍が真言学頭に補せられた際に延暦寺政所の出したものである。なお、『唐房行履録』(18)『天台霞標』(19)『寺門伝記補録』(20)には「議任園山学頭牒」として、

政所

伝燈満位僧円珍年三十三臈十四　専寺

牒、満山大衆議云、円珍大徳雖年歯未深、習学顕密、博覧他宗、才操超倫、智略尤深、須擬任自宗学頭令之陶練長幼進退上下者、寺衙随牒永為後験、

承和十三年七月二十七日　都維那伝燈住位承叡

上座伝燈満位僧統操

寺主伝燈住位僧仲暁

とある。つまり真言学頭なる僧職は衆議によって任命されていたことが知られる。また、寛平三年（八九一）十月二十八日の円珍十一ヵ条の遺制に、

一我没後、門人若小乗劣戒者、彼此門人於大講堂庭成大集会、一所会合可放捨我門徒払出門僧衆耳、(21)（十一条）

とあって、大講堂前庭の大集会において「受小乗劣戒者」を追放すべきことを遺言している。ただこの遺制の内容は疑うべきものがあって、辻善之助氏は「恐らく山門寺門の争起ってより後に作ったものであろう」といわれている。[22]

『慶延記』[23]によれば、延喜十九年（九一九）九月、醍醐寺において「望請十僧之中、以一僧任座主、以三僧為三綱、以六僧置定額僧、永以為例」であったが、ただし「件座主、三綱及住僧等、毎有其闕」に故聖宝門徒僧の中より選ばれ、官符をもって任命されたことが知られる。

天禄元年（九七〇）七月十六日の「天台座主良源起請」[24]二十六ヵ条によると、

一応競留羯磨物、期日内不出直者、永処衆断事、（七条）

とあって、羯磨のとき所用の物の直を出さない者を「永処衆断事」と戒めている。この起請は良源が令法久住のため制をたて、山内の紀律をきびしく取締ったものである。なお、この第七条の中で「僧伽是和敬之名、羯磨是清浄之法」といっている。

諸大寺の中で、比較的合議制を伝える史料の徴証の早いものは叡山であり、少なくともその発現は平安前期頃まで遡ることができよう。このように衆の議によらんとする合議制の採用は、後の中世的寺院集会制度の萌芽とも考えられ、すでに元暦二年（一一八五）神護寺では、

若寺役仏事之勤、若修学二道之営、或沙弥小児之誡、或末寺荘園之政、都世間出世善悪二事之沙汰、満山一味同心、評定理非畢、[25]

というように、すべての寺院経営上の問題は、満山住僧一味同心して評定にはかり決められている。合議制は後

述するいろいろな要因をともなって、とくに大寺院を中心に具体的な姿をあらわしてくるのである。

集会制度の発達を促した要因については、法会の盛行、寺領増殖にもとづく寺院構成の変化、貴族の寺院進出、さらに彼等による上部構造の独占に対する大衆の階級的反抗[26]などに求めることができるが、しかし、最大の要因は寺領荘園の治外法権化であった。そしてやがて訪れる荘園社会の進展にともなって、寺院機構そのものも、従来の中央集権的寺院体制を脱して新たな荘園的寺院体制を採用するにいたった。寺院の集会制度は、いわばこの移行を通じて興福寺・叡山・東大寺・東寺・高野山などの諸大寺において発生・発展し、組織化されたものである。すなわち寺院特有の僧伽的諸機能は、平安末期におこった社会上の変革、つまり荘園社会の出現と、これにともなう寺院構成の変質によって、はじめて具体的な姿をあらわしたのである。これがすなわち中世的寺院集会制度である。

荘園社会の編成にあたり、寺領増殖にもとづく寺院構成の膨脹は、以前にみられたような単一的な寺院構成を解体せしめつつ、小経済団体の対立―子院・別院などの創設―を含んだ複合的な構成に変質していった。やがて教団の支配的地位をめぐって下級僧侶との間にいろいろな葛藤が惹きおこされると、従来の教団にみられたような大衆の尊敬を受けるに足る高僧等による人格的統制、つまり人格中枢への絶対的帰依による統制は、下級僧侶の台頭、貴族の寺院進出による門閥的傾向によって次第に行われなくなった。教団は人的支配からも、経済的統制の面からもまた分裂の危機に直面することとなる。このような危機をはらんだ教団に即効的な対応策としてあらわれたのが集会法における「多数決」による意思集約の統制方法であった。それは寺院の経済的発展途上にある分裂ないし解体を救い、教団の統一を強化し可能にするものであった。

集会制度は古代以来、社会の変動にともなって次第に成長し、中世に入り各々独自の発達を示し、相当に錯雑した組織といろいろの様式をもつにいたった。その種類の多数、規模の宏壮、集会相互間の関係など、仏教教団の特殊性を反映してきわめて複雑多岐であった。しかしながら、寺院集会には複雑の中にも三つの型が存する。すなわち第一は興福寺型とも称すべく「衆」を中心とする集会であり、第二は叡山におけるがごとき「子院」を基礎として成立した集会である。第三は高野山にみる集会で、前二者すなわち「衆」・「子院」を中心とする二型の混淆形態であって、高野山の集会が複雑多岐にして中世諸大寺にその比をみない所以でもある。

寺院集会はおのおのの責任と権限による限定された集会と、一山の僧衆が参会する最高決定機関の満寺集会とに大別できる。集会には細密な規定が存し、たとえば定足数の規定があり、無記名投票による多数決原理が採用され、「任道理就多分」は不可欠の原則であった。集会は一味和合の精神を強調し、一同評定による決議は参会者を拘束し、かつ一山を規制した。

中世寺院集会は、自治機関として広範な発展をみたが、やがて寺院荘園の崩壊などによる寺院勢力の衰退にともなってその本質を解体し、ついには近世寺院の一評議機関としてその形骸をとどめることになる。[27]

註(1)「我が中世の寺院法に於ける僧侶集会」(『法学論叢』一七―四・六)。
(2)「僧団会議法の一齣」(『桑原博士還暦記念東洋史論集』所収、一九三一年)。
(3)「平安末寺院の社会史的考察」(『史学雑誌』四三―一、一九三二年)。
(4)『日本中世寺院法総論』(一九三三年)。
(5)『日本宗教制度史の研究』(一九三八年)、同名の著書は一九七三年ごくわずかの改訂を加えて復刻版が出され、さ

らに一九八二年には豊田武著作集の第五巻『宗教制度史』の中に収められている。
(6)『日本法史における多数決原理』(一九七一年)。
(7)寺院制度史に関する著書・論文については、「寺院制度史の論文目録(一九七〇年まで)」(『月刊歴史』二七)に一応網羅されており参考になる。ここではこの目録にもれたものと、一九七一年以降の主要なもの、とくに寺院法に関連したものをあげておくことにする。
伊達光美著『日本寺院法論』(一九三〇年)。
伊達光美著『日本宗教制度史料類聚考』(一九三〇年)。
梅田義彦著『日本宗教制度史』(一九六二年)、同名の著書は一九七二年改訂増補(四冊)され出されている。同書には参考文献の目録がついており参考になる。
網野善彦「中世寺院における自治の発展―東寺学衆方の機構を中心に―」(『名古屋大学文学部二十周年記念論集』所収、一九六八年)、当論文は「論文目録」にあげられているが、一九七八年一部修正補足して『中世東寺と東寺領荘園』の中に収められている。なお、この論文の中で中世寺院制度の研究史の概要が記されている。
清田義英「中世寺院法の一課題」(『歴史教育』一七、一九六九年)。
荒木良仙『仏教制度叢書(覆刻版)』六冊(一九七七年)、当書は一九二一年から一九三一年の間に出されたもの(六冊)を叢書として覆刻したものである。
清田義英「中世前期における寺社の慣習法」(『日本仏教史学』一四、一九七九年)。
清田義英「叡山の合議制」(『伝教大師研究』別巻所収、一九八〇年)。
岡田清子「日本の会議―その1出雲鰐淵寺満山衆会法の確立」(『アジア・アフリカ語学院紀要』四、一九八一年)。
清田義英「中世死罪考」(『早稲田法学』五七―三、一九八二年)。
利光三津夫「日本における議事決定並びに選出方法について」(『法学研究』五五―一二・四・九、五六―七、一九八二年

〜一九八三年)。

なお、一九八三年以降の寺院法に関する拙稿は本書のあとがき参照。

(8)　『平安遺文』二、五〇〇。

(9)　『平安遺文』七、三七一九。

(10)　『平安遺文』八、三九九五。

(11)　『国訳一切経』律部一四、(　)は『大正新脩大蔵経』第二三巻律部一「弥沙塞部和醯五分律」による。

(12)　註(1)参照。

(13)　宇井伯壽「印度古代の政治形態」(『共同研究・古代国家』所収)・『望月仏教大辞典』の「羯磨」の項参照。

(14)　石田瑞麿著『日本仏教における戒律の研究』二九頁。

(15)　隨心院文書(『大安寺史・史料』)。

(16)　『寧楽遺文』中巻。

(17)　園城寺文書(『平安遺文』八、四四五二)。

(18)　『大日本仏教全書』一一三所収。

(19)　『大日本仏教全書』一一五所収。

(20)　『大日本仏教全書』一一七所収。

(21)　註(18)。

(22)　辻善之助「慈覚門徒と智證門徒の抗争について」(『園城寺之研究』所収)参照。

(23)　『大日本史料』第一編之五所収。

(24)　『平安遺文』二、三〇三。

(25)　「僧文覚起請文」(『平安遺文』九、四八九二)。

(26)　註(3)・(4)参照。

(27)　清田義英「寺院集会」(国史大辞典編集委員会編『国史大辞典6』(吉川弘文館))。

第二章　中世寺院集会法

変貌する世相を反映して対立する利害、伝統に活きるもの、さらにそれに対抗する新教団勢力との相剋に、分裂の危機さえはらんだ中世教団、その意思を集約し、統制するなどの役割をはたした寺院集会、その集会規定はいかなるものであったろうか。

集会法、とくに議決の方法は集会制度の生命であり、この規定の円滑な活用をまって、はじめて集会は有機的な活動をみるのである。中世の法体系が慣習法的性格をおびたように、集会法もまた慣習法であるということ、さらにそれに関する史料がきわめて乏しい現状などから、その全貌を明らかにすることは容易ではない。管見しえた僅少な史料を動員して、できるだけ集会法の核心となる規定について解明を加えたい。

第一節　寺院集会の精神

寺院集会は、僧衆の意思を集約し、決定するもっとも重要な機関であった。この構成員である僧衆が、集会における心構えについていろいろと制約を受けたこともまた当然といわねばならない。

集会の精神として要請されたものは、仏教教団の理想、僧伽和合の精神である。一味和合は教団生活の当為の倫理であるとともに、集会の運営にあたって不可欠の精神でもあった。この和合の精神を離れては、寺院集会の本質を理解することができない。元暦二年（一一八五）の「僧文覚起請文」(1)四十五ヵ条の第一条「寺僧等可一味同心事」に、

僧伽梵名飜云一味和合等意、云上下無諍論、長幼有次第、如乳水之無別、護持仏法如鴻鴈之有序、利済群生、若能悟解已即名是仏子、若違斯義、即名魔党、仏弟子即是我弟子、我弟子即是仏弟子、魔党則非吾弟子、我弟子則非魔弟子、

といっているのは、よく僧伽たる仏教教団の理想を説いたものであり、同時に寺院集会の精神を淳朴にして明瞭に示したものである。なお。この「僧文覚起請文」と同様なことが、建治三年（一二七七）十二月の「金剛峯寺衆徒置文写」(2)、弘安九年（一二八六）律宗の中興者西大寺の叡尊が記した『金剛仏子叡尊感身学生記』(3)、徳治三年（一三〇八）の「憲淳僧正請文案」(4)などにも記されている。これらは空海の遺誡によったもので、遺誡は真済編の『遍照発揮性霊集』(5)に収められている。

「一味和合」の高調は、中世諸大寺にみられる普遍的な現象であり、醍醐寺では、

僧侶者、専以一味和合為其名、更以偏執諍論不為本、(6)

とあり、観心寺では、

凡一味和合者、僧侶之名躰、柔和善順者、仏法之通誡也、(7)

と、高野山においては、

凡一味和合者、僧衆之軌則、芝蘭膠柒者、修学之朋友也、堅専同心之約諾、互不可有親疎偏頗之義、於学侶中、雖何色之難儀出来、面々存身上之大事、不可見放事、(8)

とある。また、建治元年（一二七五）九月の「佐渡長安寺置文」(9)に、

抑僧者和合為義、須如水与魚、不可憍、不可沈、(中略)所詮僧衆和合楽同修、勇進楽阿毘達摩性相也、

とあり、金剛寺では、興国元年（一三四〇）五月二十八日、十五人の評定衆を設けたとき、評定衆の集会精神を強調して

於有評定事之時者、彼十五人皆有会合、互為魚水之思、平均可令評議之、(10)

といい、観心寺では、応永十四年（一四〇七）五月二十日、寺領沙汰のため十人の評定衆を選出し、

今度寺領沙汰事、為衆儀、被撰出十人之上者、於此衆中者、云新足之秘計、云意顕之是非、付諸篇、不可有我執攀縁、各成水魚之思、可廻寺領本復之経営、(11)

評議之趣、毎事興隆為先、不可存私曲、各成水魚之思、不可有確執、縦雖為師匠同朋、於非拠篇者、不可加潤色詞事、(12)

と述べている。東寺でも

既以老若一味同心之儀、及御沙汰上者、就諸事一諾之衆、成水魚之思、可有談合之事、(13)

というように、この「水魚之思」は一味和合そのものであり、ときには「一味同心」などとも称し、常用された規範的用語であった。

この「一味和合」は、僧衆および寺院集会の鉄則とも称すべきものであり、この精神を守らない僧衆は処罰を

免れなかった。観心寺において、文安二年（一四四五）霜月二十二日の「観心寺衆議評定書」(14)に、

就龍花院浄識房殺害破僧重科、及満山度々集会、堅至一味同心之神裁之処、持明院金海、遍照王院祐盛、西明院円海両三人、憚彼方亀鏡、不加判形、不能一味、退散之条、依且背寺命難遁、且雅意之至、則雖令停止集会参会、依有種々競望、於今度事、被免之畢、向後、如此違乱仁出来者、出寺僧、可被離別衆分、

と記されている。つまり龍花院浄識房殺害の重科につき満山の僧衆たびたび集会を開き、一味同心の評定をなすところ、持明院金海と遍照王院祐盛および西明院円海の三人は憚りの心を存して判形に加わらず、それがために一味同心することができずして退散したことは、寺命に背いた罪は遁れ難きにより、且つは我儘のいたりであるが故に、集会に出席することを停止すべきであり、ただいろいろと陳謝するからこの度のみは免除するけれども、向後においてはこのような違乱をなすものがあれば、罪科に処するといっている。このように「出寺僧」「離別衆分」の科も当然であった。また、大和の海龍王寺の制規には、

或依当座無礼、或依日来遺恨、口論漸増者、所対之人生覚悟、智者坐可逃、若敵対者只同科也、(15)

とあり、武家法における両成敗的な処罰がみられる。(16)

この一味和合の精神を堅持するためにいろいろな具体的にして、しかも詳細にわたった努力がはらわれている。例えば集会中における過言・悪口などの禁止はその一例である。

集会評定之時、不可有悪口、若及過分之悪口者、一年中可有寺停事、(17)

依是非之相論、不可及乱理悪口過言事、(18)

於評定席、不可致執論悪口、縦雖有不慮悪口、不可及咎目沙汰事、(19)

しかし、集会における過言・悪口は、畢竟各自の確執から生ずることが多い故、いかなる集会の規定においても「不可存自議確執」とあるのが常例であった。集会参加の僧衆が自議確執することは、一味同心の決議の成立を阻害し、ついには集会そのものの意義を失う危険性をもはらむことになる。自議確執の弊は、僧衆が「寺家興隆」を念とせず、各自の利害にもとづいて評議するために生ずるものとなし、集会の評議においては、あらゆる世俗的利害を離れて公平な態度をもって行うべしとされた。

正平二十二年（一三六七）五月九日の「高野山衆徒一味契状」(20)によれば、

就此沙汰、雖為親類兄弟等骨肉乃至垂髮・師匠・同宿等縁者、或得彼等語、或耽賄賂等、不可加私曲偏頗之評議、専為寺家、任法令、公平不可存自議確執、将又雖有過言悪口、相互不可咎之事、

と記され、専ら「寺家中心」をモットーとして、世俗的な肉親関係、あるいは師弟の関係においてもひたすら寺家を先とし、公平無私、寺家一門の興隆に専念すべしと戒めている。しかもこのような規定が、繰返し数度にわたって強調されている事実よりして、反面、寺院集会の公平が骨肉縁者から賄賂にいたる世俗の利害のためにいかに損われていたかということをよく示している。

「一味同心」の強調は、決して自由な評議を束縛するものではなく、自由の意思の表現を目途する自治機関としての特性を失うものではなかった。もしかりに集会において、自由な討論になんらかの圧力が加えられるならば、諸衆一同の評議は単なる形式と化し、集会はその意義を失うのである。それ故

不憚権門勢家、不残所存、可衆議事、(21)

或得山上山下之語、或耽有縁無縁之賄賂、不可加私曲偏頗之評議事、(22)

各住興隆之思、更以不存贔屓偏頗、不得人之語、以法令憲法儀、可致其沙汰事、[23]

などと定めている。集会は権門勢家を憚からず、贔屓の沙汰なく、私曲を存せず、自由な評議を経てはじめて真の衆議が可能であると信じたからにほかならない。

集会の開催にあたっては、

諸集会之刻、不嫌親疎、以和言直心可有評論事、[24]

であり、また、「道理」の命ずるところに従い評議すべきであった。この思想をよく表現しているものに、応長元年（一三一一）十一月十五日の「金剛寺評定置文写」[25]の一節がある。

其外或為人之方人、乍知道理之旨、称申無道之由、又為非拠事、号有證跡、或為顕人之短、乍知子細、付善悪不申之者、事与意相違、後日之紕繆出来者歟、凡評定之間、於理非者、不可有親疎、不可有好悪、只道理之所指、心中之存知、不憚傍輩、不恐権門、可出詞也、

集会の根本精神を規定して余すところがない。一味和合、集会のおちいる紛争を極度に警戒しながら、しかも自由にして活発な評議を実行すること、ここに集会精神本来の面目があった。さらに道理によって合理をつくす自由な精神が、その基底を支えるものであった。

註(1)　神護寺文書（『平安遺文』九、四八九二）。

(2)　大日本古文書家わけ第一、高野山文書八、又続宝簡集一九〇二（以下、高野山文書八、又続宝一九〇二のように略す）。

(3)　奈良国立文化財研究所編『西大寺叡尊伝記集成』所収。

(4)　大日本古文書家わけ第十九、醍醐寺文書一、二五二―㈥（以下、醍醐寺文書一、二五二―㈥のように略す）。

(5)　『弘法大師全集』・『日本古典文学大系七一』所収。

(6)　永仁四年二月「醍醐寺僧綱等解案」（醍醐寺文書二、三五〇―㈢）。

(7)　応永十六年三月二十一日「観心寺満衆会合起請文」〔大日本古文書家わけ第六、観心寺文書四八三（以下、観心寺文書四八三のように略す）〕。

(8)　永享四年九月十七日「金剛峯寺学侶一味契約状」（高野山文書二、続宝三一一）。なお、一味和合を強調している事例をいくつかあげておこう。

僧衆者、以和合一味為徳、〔建暦三年正月十一日「貞慶起請文」（海住山寺文書）〕

僧衆者、以和為本、六和敬法宜守其儀、猶如水乳不可違諍、〔貞永元年五月「海龍王寺制規」（海龍王寺文書）〕

僧衆可和合事、〔正応五年四月五日「覚心誓度院規式」（興国寺文書）〕

当山之住僧者、以和合為本、〔康永三年六月十八日「周防南原寺寺規」（南原寺文書）〕

僧中者、以和合為先、〔応安六年十二月十日「東寺学衆方評定引付」（東寺百合文書ム）〕

これらは『大智度論』などによったもので、因に弘長二年（一二六二）八月の「園城寺解案」（『鎌倉遺文』一二、八八六九）には「大論云、僧者天竺語略、若具存者、応云僧伽、秦云衆、比丘一処和合、是名僧」と記されている。

(9)　長安寺文書（『鎌倉遺文』一六、一二〇二四）。

(10)　「金剛寺寺務置文写」〔大日本古文書家わけ第七、金剛寺文書拾遺九（以下、金剛寺文書拾遺九のように略す）〕。

(11)　「観心寺評定衆契状」（観心寺文書四八六）。

(12)　暦応五年二月「東寺鎮守八幡宮供僧連署置文」〔京都府立総合資料館編『東寺百合文書目録』ひ函一〇（以下、『東百文目』ひ一〇のように略す）〕。

(13)　永正六年正月二十三日「宝蔵院祐深等連署請文」（『東百文目』フ一六五）。

(14) 観心寺文書五一六。
(15) 貞永元年五月「海龍王寺制規」（海龍王寺文書『鎌倉遺文』六、四三一八）。
(16) 両成敗法については、辻本弘明「両成敗法の起源について」（『法制史研究』一八）参照。
(17) 徳治三年「学侶評定事書案」（高野山文書六、又続宝一三三六）。
(18) 註（12）。
(19) 貞和二年九月十七日「天野社修造奉行衆置文」（高野山文書三、続宝四九六）。
(20) 高野山文書八、又続宝一八八七。
(21) 文保二年十二月二十六日「東大寺衆徒等連署起請文」（大日本古文書家わけ第十八、東大寺文書六、二七三（以下、東大寺文書六、二七三のように略す））。
(22) 応永六年六月十一日「相賀庄三供僧契状」（高野山文書四、又続宝一〇）。
(23) 永享四年九月十七日「金剛峯寺学侶一味契約状」（高野山文書二、続宝三一一）。
(24) 応永十八年正月十八日「斑鳩寺規式案」（『播磨国鵤荘資料』所収）。
(25) 金剛寺文書拾遺七。

この一節は、御成敗式目制定にあたって貞永元年（一二三二）幕府の評定衆のなした起請文の文言とほとんど同一である。この点については牧健二氏がすでに指摘され、「評定状の文言が鎌倉の評定衆起請の文言と同一なることを知らば、金剛寺の制定は幕府の先例に模倣したものであることを容易に推断するであらう」（「我が中世の寺院法に於ける僧侶集会」）といわれている。また、笠松宏至氏は「金剛寺といえば、寺格といい規模といい堂々たる真言寺院であり、（中略）その金剛寺の高僧たち—彼らにみずからの文章による起請文のつくれぬはずもない—が、同じ評定とはいいながら実体上の相違などは無視して、あえて式目起請文をまる写しして恥じるところもない」（『中世政治社会思想上』解題「幕府法」）といわれている。当時、寺院では成文化された『御成敗式目』のようなものはなく、先例と傍例と道理

とに立脚する不文法であった。金剛寺としては、式目に対しての尊崇感というより、その起請文に注目し、その用語が寺院社会で常用されていたことなどから起請文にむしろ親近感をもち、それを採用したとも考えられよう。式目の起請文の「依無道理、評定之庭被棄置之輩越訴之時」の十七字をけずり、「於」一字におきかえているように、まる写しではない。ただ、曽根研三氏所蔵の「御成敗式目仮名抄」（『中世法制史料集第一巻鎌倉幕府法』所収）には、金剛寺と同様十七字の文言は見当らない。この式目仮名抄は、清三位宗尤（船橋宣賢）の相伝で、天文二年（一五三三）書写の冊子本であることが奥書より知られ、『中世法制史料集』の解題では「式目の仮名書き本として珍貴であり、式目の読法を窺う上の好史料である」と説明している。竹内理三氏は『鎌倉遺文』月報六で、貞永元年（一二三二）九月十一日の「北条泰時書状」の

律令格式は、まなをしりて候物のために、やかて漢字を見候かことし、かなはかりをしれる物のためには、まなにむかひ候時は人の目をしいたるかことくにて候へは、この式目は只かなをしれる物の世間におほく候ことく、あまねく人に心えやすからせんために、武家の人へのはからひのためはかりに候、

を引いて、「律令格式の文章が純漢文体で、かなしか知らぬ者のために書いた。という意味であるとすれば、漢字を知らぬ人々のために、かなでこの式目を書いたとうけとることはできまいかとすると、仮名の御成敗式目も、当初はあったと考えることができまいか」と述べられている。この「御成敗式目仮名抄」がはたして式目制定当時のものであったか、その書写がすでに室町末期に属する点からみて疑問も存し、さらに検討を要するところである。

ところで、鎌倉幕府が寺院の先例を採用したものと考えられる史料に『吾妻鏡』の記載があげられる。延応元年（一二三九）七月十五日の条に、

於御所御持仏堂、被讃嘆盂蘭盆経、信濃法印道禅為導師、佐房、広時等取布施云々、今日、前武州以田地、為不断念仏料所、限未来際、令寄付于信濃国善光寺給、当寺事、年来御皈依之上、今度御不例之時、殊依被恃弥陀引摂、及此儀円全法橋草寄進状云々、

寄進

信濃国善光寺不断念仏用途事

水田陸町陸段、在当国小泉庄室賀郷内、念仏衆拾弐人在定器壹人

一田疇配分事

（中略）

一免除不退事

（中略）

一結衆補任事

（中略）

一交衆座列事

（中略）

一禅侶一味事

右、当結衆之会者、十二人之人数也、仍以七人以上之議、可為衆議、以五人以下之議、可為異議、然則縦雖材僻之人、可随衆議、仍何況柴愚之人、勿就異議矣、

一連日不参事

（中略）

一相譲所職事

右、雖有一師之譲、可依諸人之議、是故吹嘘之初、涓其仁而可補、相伝之後、露彼短而勿改、

以前各守七ヶ条之式目、可調一結衆之誠心、殊則奉始二品禅尼、可導数輩先君、兼又始自四祖二親、欲助亡息夭孫、乃至自他法界、平等利益、抑此勤者、起自女檀藤氏之中情、雖始聊尓、至于龍華樹仏之下生、不可退転、同存此趣、可令勤行之状如件、

延応元年七月十五日　　正四位上行前武蔵守平朝臣

とある。信濃善光寺の僧衆十二人の勤仕を規定したもので、第五条に「当結衆之衆会者、十二人之人数也、仍以七人以上之議、可為衆議、以五人以下之議、可為異議」とあるのは、明らかに多数決制を宣言したものである（なお、多数決制については、本書第二章第三節㈠多分の法参照）。

第二節　寺院集会成立の諸規定

自由にして闊達な論議をつくし、あらゆる困難な条件を止揚して集会を成功に導くためには、その前提となるべき諸規定ないし制約が望まれた。以下主なる諸規定をとりあげて論述することにする。

㈠　集会日―式日の決定―

中世諸大寺における寺院集会日の掟として、常設の集会にあっては月毎に集会を開催すべき日が予め定められていることが常例であった。この集会日を普通「式日」と称した。この式日の決定については、月間・年間の別を問わず、開催すべき「定日」が予め決定をみており、その頻度は各寺々の自主にまつべきものであった。そこには教団としての儀式的要素を含むものもあったことは少なくなかったであろうが、集会本来の「式日」の決定

が緊急事態発生時における臨時の式日にあったことは論をまたない。

東大寺の満寺集会（惣寺集会）においては、嘉暦三年（一三二八）十月六日の「東大寺衆議評定事書案」[1]によると、

寺門衆会間事、毎月六ヶ度定式日、可有衆会評定、取整中間五ヶ日之条事、

とあり、毎月五日間おきに六回と式日を定め、その開催頻度はきわめて高いものであった。それ故、貞治七年（一三六八）二月二十九日の「東大寺満寺評定記録」[2]によると、月三回に減じ、式日を三日・十二日・二十三日と再決定をみている。このような式日の集約は中世諸大寺の経験した普遍的な傾向とみなされる。

高野山の大集会においては、徳治三年（一三〇八）の「学侶評定事書案」[3]に、

大集会、毎月十日廿日廿八日可為三ヶ度事、

とあり、毎月十日・二十日・二十八日の三回と式日を定めている。

しかるに興福寺においては、このような集約的な形式はとられず、予め式日を定めずして、事件発生に応じて随時に召集されたが、ただ大乗院にあっては、正安二年（一三〇〇）九月の「興福寺大乗院評定事書」[4]に、

小評定、毎月三箇度三日十三日廿三日可有之、

とある。大乗院の小評定集会では、毎月三日・十三日・二十三日の三回と式日を定めたことが知られる。

東寺では、鎮守八幡宮供僧集会が、

毎月十六日為評定式日□・□会合事[5]、

と、毎月十六日を式日としている。

法隆寺では、文永九年（一二七二）と思われる「評定引付日程注文」[6]に、評定日を七日・二十日・三十日の三回と記している。

しかしながら、集会が頻繁に開催され、しかも予め集会日が定められていることは一面まことに煩瑣なことであり、また、法会と式日とが同日にあたる場合もしばしば生じ、そこにそれらの調整が必要とされた。興福寺では孝謙天皇の御願にもとづく大供のとき[7]、

大供始行之時ハ前後日集会事不成[8]、

とし、高野山においては逆に

諸院問答講、法花講逆修之臨時仏事、集会式日不可行之事[9]、

と定め、自主的な調整・制約によって予めその円滑な運営を期している。とはいえ集会の盛行が僧伽本来の生活を脅かすことも避けがたい現実であり、そのもっとも甚しかったのは東大寺である。東大寺では嘉暦三年に満寺集会を月六回に決定した理由を述べて、

先々大略連日依催集会、或修学之翫無暇于稽古、或公私之用計会尤多端[10]、

といっている。つまり嘉暦以前には、東大寺においてはほとんど連日集会の催をみ、修学求道・行学二道に励む修行教団に大なる支障のあったことを指摘している。

以上は教団平時における集会日の規定であるが、次に緊急事態の出来時における式日の決定について、東大寺満寺集会では、

急事出来之時者、雖為何日不嫌昼夜、可[illegible][11]

若急用大事出来之時者、此三度之外、臨時之集会可被催之、[12]

と定められ、高野山大集会では、

無殊急事者、毎月三ヶ度之外、不可有集会、但於急事者、不及子細事、[13]

とされ、さらに東寺鎮守八幡宮供僧集会では、

若悪事等出来之時者、可催臨時評定、[14]

とし、観心寺では、

於寺家一大事評定出来者、寺僧分者、更不可有通屈者有也、各可有集会事、[15]

と定められている。これらはそれぞれの機構に応じた緊急事の出来に対して、即効的な評議をになうものであった。

集会がほとんど連日開かれたり、同日・同刻に各院・坊において、それぞれ独自の集会が催される場合も珍しくなく、昼間のみならず往々にして深更に及ぶこともあった。それ故、高野山では、

寺中衆議、日中可足、何強可好深更群集于御社哉、自今以後一切停止、[16]

としている。以上のような自然発生的集会の盛行は言語に絶する場合もありえたのである。

このような事例に対して、年間にわたり定期的式日が定められていた事例も少なくない。興福寺においては、正月十一日の学侶集会初、正月十六日の衆徒蜂起始、同じく正月十六日の一乗院評定始（門跡評定始）、十一月二十六日の大湯屋衆徒集会などがあげられる。当寺の学侶集会はときに客坊集会といわれ、この集会初は「学侶集会初於勅使坊在之、供目代鈍色・五帖」[17]というように、勅使坊（客坊）がその会場となっている。なお、普通

の学侶集会は東室において行うのを慣例としていた。勅使坊について『興福寺濫觴記』[18]に、

勅使坊号客坊退転在五大堂西方

件堂者維摩会勅使住所也、又同会第六日於当坊修番論議、又為学侶集会所、

とあり、『南都七大寺巡礼記』[19]にも同様なことが記されている。さらに『大乗院寺社雑事記』に、

勅使坊（中略）当坊事為学侶集会所一寺無双之在所也、寺門掟等懸札在当坊、於此在所学侶集会ハ各付衣・白五帖ケサ也、供目代鈍色・五帖、依細々出仕大儀、於別所東室等成集会者也、[20]

と記され、また、集会初の儀が終わると引続いて東室において集会を催している。[21]因に東室については『興福寺濫觴記』に、

東室

件室者在食堂之東、学侶集会所、

とある。

衆徒蜂起始とは衆中蜂起始あるいは官符衆徒蜂起始ともいわれた。衆徒は元来寺務・権別当・三綱の披官人であり、寺務成敗の地における検断は悉く衆徒がこれを行うところであった。それ故、寺務と衆徒は本来「可成魚水之思」[22]であった。ところが、次第に衆徒の勢威は寺務・三綱等をないがしろにし、興福寺の寺院行政は衆徒のいうがままになっていく傾向にあった。これは単に衆徒の武力や経済力が卓越していたためばかりではない。衆徒・国民はその子弟の大部分を寺院におくり、興福寺僧衆の重要な部分は、衆徒・国民の子弟によって占められる状態にたちいたったためである。尋尊はこの事情を長嘆して

学侶・六方ハ悉以衆徒・国民之子共也、或披官人子共也、仍如此任雅意条も尤事也、時剋到来、[23]

と述べている。衆徒蜂起始は衆徒の代表者である寺住衆徒すなわち官符（務）衆徒二十名の集会をいい、別会五師の主催の下に両門跡から立会人である甘根衆の出席をえて行われた。場所は大湯屋において催され、その儀式に寺内党と若徒党の二通りあって、官符衆徒の任期満了交替毎に蜂起始の様子を異にしたのである。[24] また、引移って新坊において集会を催し、薪猿楽に関して評議されたのである。[25]

一乗院評定始（門跡評定始）は、

正月十六日、門跡評定始在之、則参了、（修南慈恩、予、讃法、丹寺、越寺、）

と記録されているが、大乗院門跡にも同様な評定始があったものと考えられる。

大湯屋衆徒集会は、

夜六打程ニ、大湯屋衆中蜂起之集会、如例硯料紙以仕丁ヲ取ニ来之間、如前々瓦硯台ニ居、墨・筆・杉原十枚計渡云々、初夜程ニ被返之、杉原毎度十枚ハカリ可遣之、雖不入不返之、仕丁中渡ニ取之上云々、[26]

というように、夜六打過、つまり午後六時過頃から大湯屋において行われている。大湯屋は『興福寺濫觴記』に、

大湯屋

在東金堂東方、大釜有修二月之時焼之云々、大衆蜂起集会所、

とある。[27]

東寺においては、鎮守八幡宮方評定始が、

正月五日、評定始、去今両年於大湯屋在之、根本又如此云々、然而応永十年以来、於西僧坊在之候也、清浄

光院権僧正之記分明也、祝著之儀式、去年一向无之、当年芹焼ニ餅入レ、次菓子盞両度（三ト入アイ物）、公文所垂等如例、[28]

というように、正月五日に催され「評定初有之、一献有之」[29]と酒が出されている。なお、酒は集会の席によく出され、高野山の谷上院内の集会ではそれが通例となっていたようである。[30] また、同じく正月五日には㝡勝光院方評定が定期的に催されている。[31] 廿一口方評定始は十二月二十四日に「評定始如形可有之事」[32]と、久世方評定始も期日は不明だが「七月二日、久世評定初祝着事、茄カン腐苽酒等入目三貫文ノ分下知云々」[33]あるいは「文明十閏三、久世方評定始、茄糞餅入レ符苽酒ニ献（三ト入相ノモノ）今度始而於北僧坊有之」[34]と記録されている。つまり南北朝期から戦国期に存続した東寺のそれぞれの寺院組織は、[35]評定始を定期的に行っていたものと考えられる。さらに東寺の場合、それぞれの奉行選任のための集会が毎年きまった時期に行われている。久世方奉行選出が六月二十六日、光明講・造営方・十八口方・廿一口方の各奉行選出が十二月二十日、法会方奉行選出が十二月二十四日、さらに太良荘地頭方奉行選出は室町中期の永享頃までは十二月二十四日で、康正以降は十二月二十日に変更されている。[36]

山城酬恩庵では、永正二年（一五〇五）十一月十日の「酬恩庵法度」[37]に、

衆評事、毎歳十一月十日　早晨諷経以後、老若和合、可定之也、衆議如此、

と定められている。

以上年間にわたる定期的集会の開催は、僧団本来の行事につき多くみられる現象であり、形式的ではあったが儀式的色彩豊かに厳正な行儀によって規制・運営されていたのである。集会は各種の制約・規定に則り、しかもそれぞれ特性のある集会が巧みに交差運営の妙を発揮したところに、寺院運営の組織体としての具体的にして活々とした姿を見出しうるのである。

ところで、興福寺では衆徒蜂起などというように「蜂起」[38]という語が、しばしば「集会」と同義語として用いられている。つまり寺家の蜂起が必ず集会をともなったためと思われ、「成蜂起之集会」[39]と称されるのもこの故である。『多聞院日記』の永正四年（一五〇七）十一月三日の条に、

蜂起之儀、六方無仁之間難調由返条(衍カ)ニ在之、然者学侶可有蜂起旨一決了、近年学侶蜂起中絶之間、不分明之儀共端多、悉皆沙汰衆取沙汰之也、当任明禅房・良顕〻予学恩〻学乗〻、以上、於修南院家令会合、諸役者相催了、内衆儀者良願房外衆儀予、小中座慶宗房、衆中綱(ヽヽ)、差莚性恩〻、兒子衆香賢〻・春実房、今夜只今程集会也、寺中党也、法則講衆集会之通也、

と「蜂起之儀」について記され、「法則講衆集会之通也」といっており、寺院法制の整備としての一面を記録している。集会は時代の推移とともに制度化、形式化、儀式化の傾向を避けることはできなかった。

註(1)　東大寺文書十一、二一八—(六)。
(2)　東大寺文書九、八五四。
(3)　高野山文書六、又続宝一三三六。
(4)　大乗院文書（成簣堂文庫）。
(5)　暦応五年二月「東寺鎮守八幡宮供僧連署置文」（『東百文目』ひ一〇）。
(6)　文永九年（?）三月二十五日「評定引付日程注文」〔法隆寺本倶舎卅講聴聞集卅裏文書（『鎌倉遺文』一四、一〇九九九)〕。
(7)　大供に関して、『大日本史料』第七編之五・六、第八編之四・五、第九編之一七などにその関係史料があり参考になる。

(8)　『大乗院寺社雑事記』文明三年十月十五日の条。
(9)　註(3)。
(10)　嘉暦三年十一月「東大寺衆徒評定記録案」〔奈良国立文化財研究所編『東大寺文書目録』第二巻、第二部二（以下、『東文目』二、二—二のように略す)〕。
(11)　註(1)。
(12)　註(2)。
(13)　註(3)。
(14)　註(5)。
(15)　応永二十七年正月二十二日「観心寺衆議評定事書」（観心寺文書四七八）。
(16)　延応元年六月五日「高野山制条」（高野山文書二、宝六八五）。
(17)　『大乗院寺社雑事記』文明十三年正月十一日の条。
(18)　『続々群書類従』一一（宗教部）所収。
(19)　註(18)。
(20)　『大乗院寺社雑事記』長禄四年九月三日の条。
(21)　註(17)。
(22)　『大乗院寺社雑事記』文明十年五月十五日の条。
(23)　『大乗院寺社雑事記』文明五年十月二十一日の条。
(24)　『大乗院寺社雑事記』文明十八年正月十六日の条。
(25)　註(24)。
(26)　『多聞院日記』文明十六年十一月二十六日の条。

(27) 大湯屋は集会（蜂起の儀）の場としてよくつかわれている。貞観十年（八六八）正月二十三日の「禅林寺式」（図書寮所蔵文書）十五ヵ条の第十四条に、

一、入衆落経数日僧等洗浴以後可入堂事、
夫洗浴進仏地、是大聖之格言、清潔修真道、亦如来之重誡、而今仏弟子之為躰也、或心行倶非法巨多、或内外皆清慎无欠、後句非更所論、至如初句之倫、非唯自招罪、亦妨他善願、非已穢浄地、兼致聖不応、何者昔仏在世当布薩日、仏与大衆共集会、良久而仏不説戒、比丘白仏、衆集時久、仏言、衆中有不清浄之人、所以不可得説戒、於此有比丘入定観之、得知其人、自衆中挽出、仏乃説戒云々、依此思付、豈当不簡浄穢哉、仍須住此寺之諸人、莫言大小、従聚落還来、先洗浴、経五箇日方入堂、未洗沐之前、当於礼堂修行而已、此偏非謂犯罪、欲令澄聚落之腥気、永潔仏殿、凡住此寺者、要当順此誡、无状恥他疑、莫自招罪禍、

と記されている。なお、当寺式の第六条には「一、大衆集会時衆修威儀清潔可上堂事」とある。蜂起の儀を行う場合にも本来は先ず身を浄めて仏神に起請した後、催されるのが常例であったであろう。大湯屋は大衆の潔斉浴場として設けられた建物であり、相当な構えのものである。興福寺の大湯屋は、『南都七大寺巡礼記』によると、

件湯屋者在東金堂東去二町、在大釜修二月之時焼之云々、又大衆蜂起集会之砌也、

とあり、さらに次のように記されている。

大湯屋　東西五間半　南北五間
高三間　柱二十本

(28) 『見聞雑記』（『続群書類従』三〇（雑部）所収）文明五年正月五日の条。
(29) 『東寺執行日記』文明五年正月五日の条。
(30) 一例として、文安五年九月「谷上院内衆評定事書」（高野山文書二、続宝三〇二）。
(31) 応安四年～天正二年「㝡勝光院方評定引付」（『東百文目』る四～一一三）。
(32) 文明九年十二月二十四日「廿一口方評定引付」（『東百文目』天地之部四〇）。
(33) 『見聞雑記』文明元年（?）の条。
(34) 『見聞雑記』文明十年の条。
(35) 中世東寺の寺院組織については、富田正弘「中世東寺の寺院組織と文書授受の構造」（『京都府立総合資料館紀要』八）・「中世東寺の寺官組織について」（『京都府立総合資料館紀要』一三）参照。
(36) 本書第二章第三節(一)(2)の合点状一覧表（表3）参照。
(37) 『大日本史料』第九編之九所収。
(38) 『日本国語大辞典』（小学館）の「蜂起」の項には「蜂がいっせいに巣を飛び立つように事が群がり起こること、また、大勢の者がそろって事を起こすこと」とあり、次いで四事例をあげている。その一事例に、

参殿、令献御表給、天台山并興福寺大衆蜂起、仍令奉之故也、

とある。
(39) 『権官中雑々記』（『大日本史料』第九編之九所収）永正二年五月十一日の条。

(一)　集会召集の手続

寺院集会の円滑なる運用には当然開催への諸手続の整備が要請された。集会の召集にあたっては、予め集会の日時・場所・議題を各院・坊に通知し、僧衆の参加を催促する職掌が必要であった。東大寺においては小綱の分掌であったが、その執行にあたって

抑小綱催落之条、依嬌餝哉依忘却哉宜以起請明申之、若為嬌餝者可行咎、若令忘却者非沙汰之限事、(1)

とし、もし通知漏れがあれば、それは小綱の忘却か怠慢のためかを小綱より起請文をもって弁解せしめ、忘却で

あれば問わないが、怠慢であれば勿論罰せられた。また、年預も「為年預之沙汰、催集会」[2]している。

興福寺の御房中集会では、[3]

　御房中集会事、為両納所可相催事、[4]

と規定している。両納所とは、

　明日御坊中満集会可相触旨、仰一切経納所了、先日相催之了、於今度者勅願納所欤、御坊中奉行欤可沙汰云々、尤申状也、但明日事先以可相催之旨仰遣之、但御坊中奉行ハ不沙汰事也、先年門跡修造ニ、別而故井坊ニ仰付之間別儀者也、大略両納所役也、[5]

というように、一切経納所と勅願納所をさし、納所職未補の場合は惣蔵司が代わったが、[6]多くは両納所交替にこれを司った。当寺における他の集会召集にあたっては、供目代・年預五師・沙汰人等がこれにあたり、高野山・金剛寺・観心寺においては、年預・会行事・年会五師等の集会幹事が承仕に集会触状（廻文）をもたせ遣わし、各院・坊に案内を触れ廻るのが慣例となっており、「来月三日、於世尊院厳重有御集会、下向使者可有御指事」[7]であった。ときには札を「所々柱ニ押之」の方法もあり、あるいは高札を立てて衆知させることも行われた。とくに高野山では、集会評定にあたっては必ず三沙汰人（年預・行事・預）[8]幹事出席の下に行われねばならず、また、集会開催にあたって年預が「若依所縁之命」[9]など、いわゆる情実に支配されることなく自戒自律の配慮が強く要望されたのである。また、金剛寺では、

　以三人承仕、兼触廻諸房、[10]

とし、三人の承仕をして触れ廻った。観心寺では、

　依承仕之触落、有遅参者、於科躰者、承仕可沙汰之事、[11]

つまり承仕が触れ落して遅参する者あれば、その責任は承仕が負うことになっていた。なお、興福寺大乗院においては、

　評定廻文、前日必可被廻之、[12]

と定められている。

集会触状の事例としては、高野山の会行事による会衆集会（蓮花乗院会衆集会）の触状がみられる。

　今日未見定、於会堂、会衆御集会候、一大事可為披露候、仍状如件、

　　応永廿九年三月四日　会行事成範[13]

また、年号不詳であるが、十月二十二日の「会衆集会触状案」[14]には、

　今日未貝定、於蓮花乗院、会衆御集会候、為一大事披露候、現所労遠向悉可被出状候、御不参之於罪咎者、可為当座評定候、可有見参之由、先日御評定候、

　　拾月廿二日

とある。さらに高野山において、永享七年（一四三五）六月九日の「領解衆論議衆評定事書案」[15]によれば、

　可有誠精之御集会之由、先日雖有御定、事外無人之間、

のため

　明日十一日午貝定亡、於会堂、御集会可有催促事、於現病遠向者、可被出起請文於有当住無出仕者、長学侶可被出之由、

という事柄を「廻文之状〻、可被書之事」とし、承仕をして触れ廻らせている。

東寺の応安六年（一三七三）十月十三日の「学衆評定廻文」[16]に、

集会未尅

触申

来十六日学衆評定

民部卿法印御房（異筆、下同じ）「奉」

三位法印〃〃「奉」

金蓮院大僧都〃〃

西方院大僧都〃〃「奉」

宝厳院律師〃〃「奉」

右、当月伝法会既及闕怠、御願之陵夷、学道之重事、誰不被驚存哉、就其数箇度雖有沙汰、衆中無人之間、于今無評定之落居、仍所奉催満衆集会也、被閣万障、彼日各可令入寺給之状如件、

応安六年十月十三日

とあり、端裏書には「評定廻文（秋季談義延引事 応安六十十三）」とあって、衆中無人の故に評定落居せず、そのため来る十六日に集会を開催するという廻文である。なお、集会に出席すべき者の許に廻文され、そのときに自分の名の下に「拝見した」という意味で「奉」の字を書いたものである。

また、評定の題目について高野山では、

為集会衆之評議、相定題目、及後辺不可有変改、若有違犯之輩者、為諸衆一同之評議、可被出衆事、[17]

と定められていた。

集会当日、集会開催を知らせる方法としての合図は、多く打鐘（換鐘）をもって行われ、この役目は承仕の勤めるところであった。承仕に関して『醍醐寺新要録』に、

承仕事、准胝堂、次御影堂、次円光院、如此、次第昇承仕任ス、円光院廊下部彼等任ス、御厨司所ヨリ鐘突補任成シ下ス、此時ヨリ衣ヲ着スル也、仍鐘突補任トハ不言シテ衣着ノ補任ト彼等ハ申由、亮淳僧正常語レリ、[18]

とあり、承仕の「鐘突補任トハ不言シテ衣着ノ補任」と称している。醍醐寺では承仕は、

承仕又中間法師云、学侶台所ニ必中間云所アリ、其間常居シテ朝夕奉公故、爾云歟、[19]

というように、中間法師ともいわれ、「承仕古今手継目録」には、

俗姓事、順仙山下三役人鐘突内、福万子也、仙職甥也、仙重同甥也、順覚甥孫也、順賀同、何順仙一類也、其外此次也、近郷百姓子孫也、[20]

とあり、承仕は百姓身分の出身であった。三役人鐘突とは堂童子のことで、鐘を突くのが役割で鐘突法師と呼ばれ、人員は三人に限定されていた。

東寺の鐘突補任について、『東寺寺務并別当方雑記』に次のような記載がある。左に引用して参考に資したい。

当寺鐘突虎法師（予力者法師也）、補任之、此鐘突補任事、本ハ目代補任状出之、而近代執行召応之也云々、仍今度又執行召応之了、任新別当・執行各五百文、（但執行者五百五十文、五十文使腰差云々）、鐘突傍輩中六百文沙汰之、（五百文酒肴、百文縄渡云々）職掌・中綱

中五百文酒肴沙汰之云々、都合弐貫百五十文沙汰之、雖然執行分内々誘之、三百文沙汰之、（於二百五十文者可閣之由、執行申也云々、）又傍輩鐘突、方三百文沙汰之、（於残三百文者同免除之云々、）別当分一向免之了、職掌・中綱方事秋可沙汰之由、且先例云々、無力輩者而近年秋沙汰之云々[21]

当時、承仕等の職掌怠慢、その行動には目にあまるものがあり、文永六年（一二六九）四月、足利家時は下野の鑁阿寺に対して定めた「足利家時置文[22]」の中で、

一、承仕等守護堂舎、不可有違背供僧下知事、

右、承仕者、随旬当番、不去堂内、固可令守護之処、当番之承仕等、一向住私宅、勤時尚不令参堂之由、有其聞、不忠之至也、自由之甚也、依之、盗人伺取重宝、風雨破損仏像、是偏承仕不住之所致也、於自今以後者、旬番承仕一向不立去堂舎、不退可奉守仏像、就中、至勤時者、殊ニ祗候堂内、而云仏聖燈油、云供花焼香、専随供僧命、可致其沙汰、若於背制符之承仕者、可被改易彼職也、

といっており、東寺では鐘突教善なる僧が、東寺南大門において関衆に交わって公事取をしないことを誓った康暦元年（一三七九）五月二十七日の次のような「鐘撞職教善請文[23]」もみられる。

（端裏書）「鐘突教善請文不可交公事取事」

請申

於南大門不可交関衆事

右、関の衆として、公事をとり徒党を結て、寺辺において不可致畋々の沙汰、毎事応寺命、所役を可懃（ママ）仕所役候、若猶彼関の衆に交て徒党を引候者、被処罪科、鐘つき職をめしはなたるへく候、仍請文の状如件、

康暦元年五月廿七日　教善（花押）

叡山では、三塔僉議の合図に大講堂の鐘をならした。『源平盛衰記』に、

大講堂の鐘を鳴らして下りにけり、満山の大衆、鐘に驚き、谷々坊々騒動して、講堂の庭に会合[24]、

と記されている。大講堂の鐘をうけた西塔がまた鐘をならし、横川へと伝えていく。山下へは生源寺の鐘がこれをうけて知らせた。また、園城寺は、

三院の大衆貝鳴らし、金堂の前に会合[25]、三井寺には貝鐘鳴らいて、大衆僉議す[26]、

というように、鐘と貝吹（法螺貝）によっている。

興福寺・高野山・金剛寺・観心寺などにおける集会の合図もまた鐘で[27]、高野山大集会の時刻は「時尅、未貝定可鳴鐘[28]」と定められていた。ときとしてその合図が貝吹によることもあり、大塔には

補任　大塔貝吹承仕職之事

右以人補彼職、然者恒例（定賢）之所役等、無懈怠可令勤仕者也、故補、

寛正四年癸未三月七日

法印大和尚位　弘算（花押）[29]

のように、貝吹承仕職がおかれ、この承仕職が集会貝・集会鐘によって集会の時刻を知らせたのである。ただ東大寺では太鼓を用いており[30]、東寺でもまた太鼓で知らせることがあった[31]。東大寺満寺集会においては、

毎度集会尅限、念仏堂巳終之太鼓以為定量、各彼太鼓以前有出仕[32]、

とし、毎度の集会は念仏堂で打たれる巳終刻の太鼓をもって刻限とした。また、当寺でも貝吹によることもあっ

た。(33)

以上召集法について述べてきたが、前もっての触状・高札、当日の貝鐘・太鼓などあらゆる法器を使用し、さらに触廻・伝達についての職制・罰則にまでその規定の及んでいることは、個々の意思を尊重し、多数の議によって事を決せんとする多数決の原理への公正なる意思集約の熱意をものがたって余りある。

註(1) 嘉暦三年十一月「東大寺衆徒評定記録案」(『東文目』二、二―二)。
(2) 永仁元年十月二十六日「東大寺衆徒等連署起請文」(『東文目』三、三―一七八〜一八三)。
(3) 御房中集会は上﨟分二十数名によって構成されたもので、その職掌などは単なる寺務の形式的評議機関であり、主として段銭賦課、荘官改替などに関する事務的な協議を行ったが、その決定は他の集会衆の執行にゆだねられなければならなかった。それ故彼等の決議も学侶・六方衆の集会に移牒して承認を求めるのを通例とした(『大乗院寺社雑事記』寛正六年十二月十日の条)。御房中集会の評議にあたって十人以上の沙汰人が選ばれて、集会の議題、決議事項の記録などの役目をはたしたが、沙汰人もまた沙汰人集会をもち、御房中集会の議題、決議の施行方法などについて評議した(『大乗院寺社雑事記』寛正四年十月四日の条、寛正六年八月四日の条)。
(4) 『大乗院寺社雑事記』文明四年二月二十四日の条。
(5) 『大乗院寺社雑事記』応仁二年閏十月二十二日の条。
(6) 『大乗院寺社雑事記』文明九年五月二十六日の条。
(7) 応永七年卯月二十三日「相賀荘供僧評定事書案」(高野山文書四、又続宝二六一)。
(8) 『高野春秋編年輯録』巻第一、永享十一年。
(9) 観応元年十二月二十五日「五番衆評定置文」(高野山文書四、又続宝二五二)。

(10) 寛元二年二月「金剛寺学頭以下連署集会置文」(金剛寺文書六七)。
(11) 応永二十七年正月二十二日「観心寺衆議評定事書」(観心寺文書四七八)。
(12) 正安二年九月「興福寺大乗院評定事書」(大乗院文書(成簣堂文庫))。
(13) 応永二十九年三月四日「会行事成範触状案」(高野山文書四、又続宝二九〇)。
(14) 高野山文書四、又続宝三三六・三三七。
(15) 高野山文書四、又続宝三〇八。
(16) 『東百文目』よ五〇。
(17) 文禄二年霜月二十六日「金剛峯寺学侶集会評定事書」(総本山金剛峯寺編「高野山文書」所収旧学侶方一派文書一七五(以下、高・旧学侶方一派文書一七五のように略す))。
(18) 大永六年六月八日「不動講事」。
(19) 『醍醐寺新要録』大永六年六月八日「山上承仕事」。
(20) 『醍醐寺新要録』大永六年六月八日。
(21) 『東寺寺務并別当方雑記』応永十八年四月(『大日本史料』第七編之一四所収)。
(22) 鑁阿寺文書(『栃木県史』史料編中世一所収)。
(23) 『東百文目』ぬ一六。なお、京都府立総合資料館刊『第二回東寺百合文書図録中世の寺院』にはこの文書の写真が掲載され、「鐘突は、その職のほか門指とともに、諸荘園の定使等にも使役された。関衆とは、南大門の通り抜けや参詣人から関銭を取ったものであろうか」と解説されている。
(24) 「円満院の大輔登山の事」(陀巻第十六)。
(25) 『源平盛衰記』(「三井寺衆議付浄見原天皇の事」佳巻第十四)。
(26) 『平家物語』(「山門牒状」巻第四)。

(27)『大乗院寺社雑事記』明応五年四月一日の条。
　徳治三年「学侶評定事書案」（高野山文書六、又続宝一三三六）。
　寛元二年二月「金剛寺学頭以下連署集会置文」（金剛寺文書六七）。
　応永二十七年正月二十二日「観心寺衆議評定事書」（観心寺文書四七八）。
(28) 徳治三年「学侶評定事書案」（高野山文書六、又続宝一三三六）。
(29) 寛正四年三月七日「大塔貝吹承仕職補任状」（高・旧学侶方一派文書六二）。
(30) 註(1)。
(31) 暦応五年二月「東寺鎮守八幡宮供僧連署置文」（『東百文目』ひ一〇）。
(32) 註(1)。
(33) 文保二年十二月二十六日「東大寺連署起請文」（東大寺文書六、一七三）。

三　集会出欠に関する規定

集会出欠に関する規定のもっとも整備されたのは、東大寺と高野山である。他の諸大寺にあっては、これに関する史料は甚だ僅少ではあるが、これらの史料を分類してみると、次の三項目に整理集約することができる。すなわち第一は出席の規定、第二は不参の手続、第三は不参者に対する処分としての罪科である。以下順を追ってみていくことにする。

(1)　出席の規定

事を衆議によって決するとすれば、事の大小を問わず惣衆の集会が望まれる。しかし、大事ならばともかく、

些少な問題にまで連日全員の出席が強制されるならば、僧伽生活も少なからず損われる。さりとて、少数の者により議決を行ったとすれば、他の者がその議決を納得し、承服するまでにはその後幾多の紆余曲折を経なければならない。義務をはたさずして自己の権利を主張し、その議決に対して不平を懐くならば、僧伽の和合は失われる。それがために教団生活との調和をはかり、一定の式日を定めて集会開催がなされるようになったことは、そのような配慮による自然の推移であろう。

既述したように、東大寺においては毎月六回の満寺集会が開かれたが（貞治七年以降は三回）、

以余暇之日時、成公私方々之要用、当集会之期日為成弁寺門色々之大事也、然者面々可計会事等以余自成之、於集会式日者除万障可□隙、然為遁集会、或他行或自余種々要事等、兼令造意令計会集会式日等之奸謀、全不可有事、[1]

とし、式日以外の余暇の日をもって公私の用務をなし、集会日は寺門いろいろの大事を決めるのであるから万難を排して出席すべきであるに拘らず、集会を遁れんがために、あるいは他行と称し、あるいはいろいろの用事を造意して、集会に参加しないことは堅く禁止されていたのである。

集会の開催にあたっては、

催集会之時、雖乞暇於小綱、任雅意不可許暇、若小綱許暇者、速可行小綱於科役、[2]

と規定され、集会の開催にあたり会衆が暇を乞う場合、小綱が雅意に任せての許可を与えることは許さず、万一これを許した場合には、小綱がその責めを問われて科役に処せられ、また、「令失念雖許暇、於小綱暇者、全不可叙用事」[3]と定められていた。

第１図　鰐淵寺大衆条々連署式目（巻頭）　26.4×19.8cm（表紙）　鰐淵寺蔵

第２図　鰐淵寺大衆条々連署式目（奥書）　鰐淵寺蔵

集会開始の合図とともに、会衆は前もって触れられた場所に集合するが、出雲国の古刹で、平安末期すでに叡山と本末関係にあって大きな教勢をはっていた鰐淵寺[4]では、法臈によって集会席への集合席次なり順序が定められ、当寺所蔵の正平十年（一三五五）三月の「鰐淵寺大衆条々連署式目」四十七カ条中の第二条に、

集会之次第者、先下臈次老僧云々、然則若輩遅参可加誡、宿老後来聊有優恕歟、

と記されている。因に鰐淵寺は、島根県平田市に現存する天台宗の名刹で、当寺の集会は鎌倉末期に制度的にも著しい発達を示し、正平十年の連署式目四十七カ条中に細密な集会規定が明示されている。その規定の精緻にして体系的である点は、優に中世諸大寺の集会規定を凌ぐものがある[5]。（第１・２図）。

次に集会の出欠を点検することを、東大寺では「交名を読む」、高野山では「見参をとる」といい、また、興福寺では「参不参の合点をとる」と称した。高野山においては集会出席者の点検は、

見参者評定之後可取之[6]、

というように、評定の後にこれを行ったのである。東大寺では、

毎度集会尅限、念仏堂巳終之太鼓以為定量、各彼太鼓以前有出仕、而太鼓鳴者、即可読交名、猶交名者始終二ケ度可読之[7]、

とあり、都合二回に及ぶ出欠調査が行われた。鰐淵寺では、

評定事、糺衆会之参否、究故障之是非、然後、其人或訴人或政所述題目[8]、

というように、出席および欠席者の確認が行われ、さらに欠席者の理由が適正であるかどうかが審査された。そして集会が開催されると、まず当日の議題について当事者あるいは訴人、もしくは政所が述べることになってい

た。

ところで、次にあげる場合は、これを欠席と見做して一定の罪科に処せられた。

東大寺においては、

(イ) 始終二回のうち、何れかの交名に間に合わない場合[9]、

(ロ) 若於不慮被催漏之輩者、雖不合始之交名可無其咎、於彼輩者即時重可催之、蒙催之後不合終交名者[10]、

は不参とし、「不可遁咎」であった。

(ハ) 雖触催其住所、称直不対面小綱備遁咎由之条姧曲也、設雖面不蒙其催相触住所早無出仕者[11]、

も同様に、「同不可遁咎」であった。

高野山においては、

(イ) 例時以後之参堂、并見参以前之早出[12]、

(ロ) 乍出遠向之故障、住山之由、有證據者[13]、

(ハ) 見参以後故障者[14]、

(ニ) 若臨時急事出来者、相触子細於沙汰人可被立、但不還合見参者[15]、

(ホ) 不評定終以前、於被立始之仁者[16]、

興福寺大乗院においては、

(イ) 評定の時刻に「若過之者、可為不参咎事[17]」、

(ロ) 「不参三度之内、於現病遠行者」の場合には「非沙汰之限」であったが、「但此内雖為一度有自由之故障者、

可有其科事」であった[18]。

(ハ) 「乍令進奉、前日不中故障之由」の者は不参と見做し、「任定置之旨、雖為一度可有其咎事」とされたのである[19]。

また、ときには

過被定置之時刻、面々於令遅参者、其日評定可被止之事[20]、

と定められていた。

東寺においては、

(イ) 於評議未終之前令退出之輩[21]、

(ロ) 「自由故障」の場合[22]、

(ハ) 「鳴集会太鼓之後、置香火二寸之内[23]」に参会しない者、すなわち集会太鼓を合図に灰の上にほぼ均質に細く長く盛ってある香が二寸燃えるうちに集合しない者を不参者と見做したのである。

置香火（香置火）というと、東大寺修二会の行事を進行させる時香盤と呼ばれる香時計が知られるが、ここでは灰の上に目盛った一区画を一寸と呼び、香の燃える長さで時刻を数えていくのである。先の東寺の「置香火二寸」の二寸も、修二会の香時計と同様、灰の上に目盛った二区画を二寸といったものと思われる（第3図）。

鎌倉の臨済宗建長寺派の古刹である常楽寺に[24]、僧衆の守るべき規則を刻した次のような板榜があったと『新編鎌倉志』は伝えている。

光陰有限、六七十歳、便在目前、苟若虚過、一生灼然、難得復本、既挂仏衣之後、入此門来、莫分彼此之居、

各以当行斯道、倪以粟船上殿為名、昼夜恣情遊戯、非但与俗無殊、亦乃於汝何益、今後本寺主者、既為衆僧之首、当依建長矩式而行、昼則誦経之外、可還僧房中、客前坐禅、(マヽ)初後夜之時、以香為定式、領衆坐禅、（二更三点、可撃鼓、房主帰、衆方休息、）四更一点、仍復坐禅、（至開静時、方入寮、）夜中、不可高聲談論、粥飯二時、並須斉赴、（不可先後、）今立此為定規、不可故犯、若有恣意不従之者、申其名来、可与重罰、

住山　　道隆（花押）(25)

この板榜は蘭渓道隆が常楽寺僧衆のために記したもので、「以香為定式、領衆坐禅」といっており、「可撃鼓」の語もみられる。つまり当寺では香時計を基本として、それによって鼓を打って合図としたのである。とくに禅林では茶湯とならんで香をたくことが重んぜられ、そのため香によって各種の儀式の時刻を測ることも多く行われていた。高野山の事例であるが、正安四年（一三〇二）六月二十九日の「高野山諸衆評定置文案」(26)には、

第3図　香時計　高砂香料蔵

条々

一定三箇日夜陀羅尼精誠可有勤仕事

一時香半分之時、以番沙汰人、可令取見参、若有不参者、雖為若一人若何人、三箇日夜不参者、可被沸大湯屋之一日湯、若有難渋之輩者、止番湯、可致其沙汰也、

一為参堂、螺以前可鳴金堂鐘矣、

正安四年六月廿九日　行事入寺道賢

年預入寺賢珍

とある。

ところで、鰐淵寺においては、

雖参衆会、其事不終、自由立座之輩者、可為不参罪科云々、(27)

とし、さらに

加法催促以後、自由之里下、可准不参也、(28)

と定められている。

前掲の規定によって、各寺院それぞれの特性を示しながら、寺院がいかに集会欠席の防止に腐心していたかは容易に察することができる。このような出席強要は、実に後述する「多分の法」による議決をより有効なものにしようとする要請にほかならないのである。

註(1)　嘉暦三年十一月「東大寺衆徒評定記録案」（『東文目』二、二一二）。

(2)　註(1)。

(3) 註(1)。
(4) 曽根研三編著『鰐淵寺文書の研究』参照。
(5) 拙稿「中世寺院における集会規定について―特に雲州鰐淵寺を中心として―」(『宗教研究』四一―三)参照。
(6) 徳治三年「学侶評定事書案」(高野山文書六、又続宝一三三六)。
(7) 註(1)。
(8) 正平十年三月「鰐淵寺大衆条々連署式目」第四条〔鰐淵寺文書(『鰐淵寺文書の研究』所収)〕。
(9) 註(1)。
(10) 註(1)。
(11) 註(1)。
(12) 註(6)。
(13) 註(6)。
(14) 註(6)。
(15) 註(6)。
(16) 註(6)。
(17) 正安二年九月「興福寺大乗院評定事書」〔大乗院文書(成簣堂文庫)〕。
(18) 註(17)。
(19) 註(17)。
(20) 註(17)。
(21) 暦応五年二月「東寺鎮守八幡宮供僧連署置文」(『東百文目』ひ一〇)。
康永三年二月「東寺学衆中評定式目」(『東百文目』ヨ八八)。

(22) 康永三年二月「東寺学衆中評定式目」(『東百文目』ヨ八八)。
(23) 註(21)。
(24) 『鎌倉市史』社寺編参照。
(25) 常楽寺文書(『鎌倉市史』史料編所収)、なお、『鎌倉遺文』(一七、一三一二九)にはこの「蘭渓道隆榜文」は信濃常楽寺所蔵となっている。
(26) 高野山文書八、又続宝一七六四。
(27) 註(8)第三条。
(28) 註(27)。

(2) 不参の手続

厳重な統制や規定の下に開催をみた集会も、次のような場合も少なくなかった。応永二十六年(一四一九)八月九日の高野山の「集合評定事書案」(1)に、

依無御集会ニ御出仕、一大事評定無御落居候、無勿躰者也(哉)、

とあり、また、寛正二年(一四六一)八月十九日の「新本二会衆評定事書案」(2)に、

今月十八日、雖有御集会之催促、集会無人数之間、不及是非之評議、

と記され、ために評定の落居をみない場合も生じたのである。

近年無人之寺僧、人々存自由、雖催中集会、曽無出仕之間、適一・二人会合之時、有結束者、不被出仕之族、此題目無存知之由成疑、或被加難勢之間、事之煩職而在此、雖訪申方々意見、是又有煩蒙難之条、年預之苦

労、寺門之衰微也、(3)

つまり会衆の出席が非常に少なく、そのわずかな出席者だけで事を決すれば、出仕しなかった者からこの題目について関知していないとか、この評定は不充分であるとか、とかく非難が出てくる。その点については集会幹事職の年預五師のもっとも苦心するところであり、ひいては寺門の衰微にもかかわってくる。そのためにも当然集会不参に対する考慮が必要となるわけである。

集会不参の場合には、一定の手続きの下に不参の許可を受けねばならなかった。次の場合においては集会不参を許可される定めであった。

(イ)「勅請武家嘱請并霊所参籠田舎下向」のとき、(4)　（東　寺）

(ロ)「現所労遠行」「自由重病并二親師匠所労危急」にして出席不可能の場合、(5)　（東大寺・東寺・興福寺・高野山）

(ハ)「難志之故障」「臨時急事出来」の場合、(6)　（東大寺・観心寺・高野山）

(ニ)「葬家仏事」と集会日が同一にあたる場合、(7)　（高野山）

などである。

このように所労・他行・臨時の急事・仏事などは、集会不参の理由となったが、何れの場合においても集会の幹事にその旨を届け出るのが常例であり、欠席届のない不参は、これを「自由之不参」として一定の罪科に処せられたのである。

欠席届は口頭によることもあったが、普通は起請文を提出するのが各寺の慣例であった。起請文の文案として、

東大寺文書にその例がみられる。

起請案文事

敬白　天罰起請文

右今日依有何子細（可載其事）、難罷出集会候、可蒙御免候也、此条若為遁集会、背記録之旨令構謀略申虚言者、大仏三尊八幡三所二月堂観音罰於可蒙某身之状如件、

某年　月　日　　某(8)

つまり東大寺では、予め二月堂牛王宝印の裏を翻して、それに起請文をもって断らねばならなかった。その具体例をあげておこう。

天罰起請文事

所労之次第、先度之起請ニ載委之了、其後未落居候、但度数等者、雖減少候、数日ノ所労候間、於身無筋力、腴頬候、且見共次第候、腹痛等昼夜ニ不絶、無述候、労入候、若此条、虚誕申候者、日本国中大小神殊大仏八幡七堂三宝神罰冥罰、可罷蒙之状如件、

文保二年九月卅日　　専懐（花押）(9)

また、帰途が遅れたのは風気発するによることを起請した次のような事例もみられる。

（端裏書）「起請　尊慶」

敬白　天罰起請文事

右元者、年預并集会所ニテ、暇申候テ、田舎ニ罷下候処、一両日風気発候テ、四日罷登候、若虚誕ヲ令申候

者、

大仏・八幡・三尊脇士・四大王衆・八奥大士・当寺伽藍三宝ノ神罰冥罰、身中八万之毛孔毎可蒙候、仍起請

文如件、敬白、

文保二年十二月七日　　尊慶（花押）[10]

大体このような形式のものが他の諸大寺にも行われていたものと考えられる。また、東大寺では、

集会出仕之仁、俄令故障出来者、以起請文可被乞暇、[11]

とし、「若無誓文者、全不可許暇」[12]とされた。つまり起請文の提出がなければ、早退ないし退席を許さないのを原則としたのである。ただし火急にしてその暇なき場合は、

為急用者先許暇、後日必可出起請事、[13]

とし、必ず後日に起請文を出すべきことと定められていた。

高野山においても

現所労者、見参以前、可被出厳重誓状、[14]

於現所労并遠行者、悉可被出状事、[15]

とし、また、

臨時急用出来者、載其色、任符案、可被出起請文事、[16]

と定められており、さらに集会出仕中は「不可有当座故障」[17]とされ、「若有難治子細者、可被出誓状事」[18]と規定されていた。

第４図(1)　僧勝実起請文　31.3×42.2cm　東大寺蔵

第４図(2)　大仏殿牛王宝印

東寺でも同じく

自身重病幷二親師匠所労危急之時、不能出仕者、載誓文之詞、出状於衆中、可申免許事、[19]

とされ、鰐淵寺でも「現病起請」[20]というように、病気不参は起請文形式の届が必要であった。なお、集会に限らず法会不出仕の場合に際しても同様な起請文を提出することになっていた。その一事例をあげておこう。

敬白　天罰起請文事

右子細者転害会可□□手ニ腫物出候て、帯ヲモエセス候間、見物難詣候、若三ケ日之間得減者、罷出候、□如当時者カナフマシク候、若虚言申候者、大仏四王八幡、三所二月堂観自在菩薩、総日本中大小諸神神罰冥罰、可蒙勝実身上八万四千毛穴毎候、仍如（マヽ）状件、

建武四年十二月二日　　勝実（花押）[21]

この「僧勝実起請文」（第4図(1)・(2)）は、大仏殿牛王宝印の裏を翻して記されており、端裏書には「勝実起請手搔会依所労不出仕由事」とある。

以上各教団ごとに不参の手続をみたのであるが、今日的意味における欠席届が、中世諸大寺の例にみたように、起請文提出の形式をふんでいる。このように起請文（誓文）の提出をもって欠席を防止しようとする厳格な規制は、一面集会制度に対する熱意の消失しつつあったことの反証でもあったと思料されよう。

註(1)　高野山文書四、又続宝二八一。

(2)　高野山文書四、又続宝三三〇。

(3)　貞治七年二月二十九日「東大寺満寺評定記録」（東大寺文書九、八五四）。

(4)　康永三年二月「東寺学衆中評定式目」（『東百文目』ヨ八八）。

(5)　嘉暦三年十一月「東大寺衆徒評定記録案」（『東文目』二、二一一）。

註(4)。

正安二年九月「興福寺大乗院評定事書」〔大乗院文書（成簣堂文庫）〕。

徳治三年「学侶評定事書案」（高野山文書六、又続宝一三三六）。

寛正二年八月六日「学侶若衆評議事書案」（高野山文書四、又続宝三二八）。

註(2)。

文明五年七月二十三日「会衆評定事書案」（高野山文書四、又続宝三三三）。

(6)　嘉暦三年十一月「東大寺衆徒評定記録案」（『東文目』二、二一一）。

応永二十七年正月二十二日「観心寺衆議評定事書」（観心寺文書四七八）。

徳治三年「学侶評定事書案」（高野山文書六、又続宝一三三六）。

(7)　文明五年七月二十三日「会衆評定事書案」（高野山文書四、又続宝三三三）。

徳治三年「学侶評定事書案」（高野山文書六、又続宝一三三六）。

(8)　嘉暦三年十一月「東大寺衆徒評定記録案」（『東文目』二、二一一）。

(9)　文保二年九月三十日「僧専懐起請文」（中村直勝「僧団会議法の一齣」（桑原博士還暦記念東洋史論文集』所載）。

(10)　文保二年十二月七日「僧尊慶起請文」（東大寺文書八、五五九）。

(11) 註(8)。

(12) 註(8)。

(13) 註(8)。

(14) 徳治三年「学侶評定事書案」(高野山文書六、又続宝一三三六)。

(15) 寛正二年八月十九日「新本二会衆評定事書案」(高野山文書四、又続宝三三〇)。

(16) 註(14)。

(17) 註(14)。

(18) 註(14)。

(19) 註(4)。

(20) 正平十年三月「鰐淵寺大衆条々連署式目」第三条。

(21) 建武四年十二月二日「僧勝実起請文」(『東文目』三、三―三―八三)。なお、高野山の関連史料をあげておこう。

一行道衆毎年御故障事、引頭外、自当年者、悉任不断経之規式、於里住分者、皆可被立代官、於当住現所労者、任厳重之符案、雖令当住、依何色之所労、不堪行歩之間、不能勤仕之由、被出之者、可被下末臈事、

一於葬家者、二親付弟之外者、就是非不可有免除、為多分之不審、可被捧起請文事、

一毎度故障之刻、被下末臈之時者、必以其人之故障状、相副可有催促事、

預大法師宗遍

行事入寺饒有

年預山籠重秀

〔貞和元年十二月五日「高野山五番衆評定事書案」(高野山文書一、宝一七一)〕

(3) 不参者の罪科規定

集会不参に対する規定がある以上、規定に違犯し不参する者に対し、処分としての一定の罰則が設けられていたことはもとより当然である。以下各諸大寺の事例をみていくことにする。

まず東大寺においては、

交名者始終二ヶ度可読之、二ヶ度内不合一度者、可為三人合之科、不合二度者、可為五人合之科、若相触科由之時、至次度集会之日、於不勤仕科酒之輩者、以三人合半連五人合壱連之分、先為年預沙汰、可有其経営、彼人供料下行之時、以利銭結解可押取事、(1)

とあり、集会開始または終了の際の何れかに不在であれば、「三人合之科」に処せられ、その何れにも不在すなわちはじめから欠席の場合は、「五人合之科」に処せられる掟であった。この「三人合之科」とは、科料として集会の沙汰人(幹事)である五師のうち三人に一献を出す意であり、「五人合之科」は五師五人全員に酒をふるまう負担であった。(2) もしその科酒に応ぜずして、次の集会の日まで責めをはたさない者がいれば、三人合の場合は半連(五十文)、五人合の場合は一連(百文)年預が一時集会に立て替え差出し、その者に他日下行すべき供料の中から利子をも加算して控除すべきであるとしている。

また、

至自由之故障者、即時可行五人合之、各若有難渋之儀者、抑最初下行之供料、為年預沙汰、可被勤仕其料□也、(3)

とあり、当初は「自由之故障」の場合は「五人合之科」に処せられたが、後になると

以由自緩怠（マヽ）、不参及三度者、可行申五人合之科酒、於人数者、﨟次之上下三人、依時可撰定、年預一人必五人内可加之、毎度集会付着到、勘不参之仁、科之一段可取立故也、三度不参者、有臨時集会之時者、加後可勘三度事、(4)

というように、緩怠による集会不参が三度に及べば「五人合之科」に処せられるようになったが、この場合「年預一人必五人内可加之」とされていた。このように三人ないし五人の者に酒をふるまう三人合・五人合の科酒は、罰則としては布施行的であり、なかなか妙味ある教団の特性を反映した課役ではなかったろうか。

次に東寺においては、

評定時者、鳴集会太鼓之後、置香火二寸之内、各可令参会、若過二寸者、学衆供料一度不参分五升於納所留之、可宛他足事、(5)

とみえており、集会開催を知らせる合図の太鼓が鳴り止んだ後、香火二寸のうちに各々参会すべきであったが、もし香火二寸過ぎれば、一度の不参加につき米五升の科料を課し、その科料は「於納所留之、可宛他足事」であった。なお、東大寺の場合はその科料は「御八講供析并法花会析等下行之時、抑留之、可成神事用途」(6)と、神事などの用途に充てられている。また、東寺では、

雖他住之輩、有重事沙汰之時者、可催之、若於自由故障者、罪科可為同前事、(7)

とし、同様米五升の科料が課せられ、「於評議未終之前令退出之輩」(8)に対しても同様であった。

高野山に関する記録は比較的豊富である。徳治三年（一三〇八）の「学侶評定事書案」(9)に、

於当日不参者、不論人数多少、衆供僧有会合、三ケ日中可被沸大湯屋湯、

とあり、不参者は三日間の大湯屋の湯沸しの科が課せられていた。ただ「若有難渋者、止番湯而可有其沙汰事」(10)であった。この湯沸しの科は高野山において専ら行われており、集会幹事である三沙汰人―年預・行事・預―でさえもこの例に洩れなかったが、ただしこの場合の科は一日の湯沸しですんだのである。罪科の執行にあたって、宿老等の法﨟高き者にはその軽減がみられた。さらに応永四年（一三九七）二月十八日の蓮花乗院で開かれた学侶集会の評定では、

集会不参之罪科者、満五人時止見参、三ケ日中、一日大湯屋湯可被沸事、(11)

と定められ、応永六年（一三九九）七月十八日の西塔供僧集会の評定では、

後日集会於不参罪科者、満三人者、可被沸大湯屋湯事、(12)

と、また、応永十四年（一四〇七）六月二十四日の衆分集会の評定において、

明日自廿五日、於御不参罪科者、満十人時止見参、於沙汰所院内三日中、可被一日湯沸之由、可被廻文載事、(13)

とし、さらに同年十月二十二日の衆分集会の評定では、

衆分御集会規式事、於不参罪科者、満五人時止見参、三日中於沙汰所院内、有会合而、一日湯可被沸事、(14)

と定められている。

嘉吉元年（一四四一）八月六日の「蓮華乗院評定事書」(15)に、

今日巳貝定ニ、於蓮花乗院、可有御集会、不参之於罪科者、一人別可為五十文宛事、

とあり、さらに同年八月七日の「十聴衆及会衆評定事書案」(16)にも

毎度之集会ニ被見参取、於不参之罪科者、一人別為半連宛事、

とみえており、不参者に対しては一人宛五十文を責課したのである。

　寛正二年（一四六一）八月十九日の「新本二会衆評定事書案」[17]には、

　明年集会例時貝定有見参、而於不参之仁者、百文宛可為罪科事、

とあり、百文を責課している。

　永享七年（一四三五）六月六日の「両所十聴衆評定事書案」[18]によると、

　御集会不参於罪過者、当年南部之年貢、可被ヒカヘ者也、

とあり、文安五年（一四四八）七月二十六日の「三十人評定事書案」[19]には、

　無自身出仕者、当年年貢不可有支配事、

というように、年貢の収納を停止されるなどの罪科もあった。集会日を触れられていながら「集会以前、若有下向之仁者、当年々貢分不可有支配事」[20]であって、また、集会日に「雖有当住、万一自身無出仕者、下向之罪過ニ可准事」[21]とされていた。あるいはときとして、応永二十六年（一四一九）七月三日の「集会評定事書案」[22]に、

　御不参之罪咎者、不参之於一﨟坊押寄之、御集会可有催促事、

とあり、応永二十八年（一四二一）二月十一日の「十聴衆評定事書案」[23]には、

　今度之御集会、於不参之罪咎者、於不参之一﨟坊、可有押寄集会催促事、

というように、集会不参者の坊舎に押しかけて、その場において集会を催す方法などがとられる場合もあった。

また、文正二年（一四六七）二月十七日の「学道衆論義衆評定事書案」[24]によると、

　於当病遠行之人者、可被出状、於不参躰者、永代学侶可被出事、

と定められ、永く学侶を追放されるという厳しいものであった。

観心寺においては、応永二十七年（一四二〇）正月二十二日の「観心寺衆議評定事書」[25]に、

　若有遅参之人躰者、一度以承仕可被催促之、尚及遅参者、不論人躰、不憚老若、一瓶子罪科可被行之者也、

とあるように、遅参者に対しては「一瓶子」つまり「科酒」が課せられたのである。なお、不参者に対しての罪科は詳らかではない。

金剛寺では、寛元二年（一二四四）二月の「金剛寺学頭以下連署集会置文」[26]に、

　若無顕露之故障、以懈怠為先、不出仕者、可寺帳擯出也、

とあり、不参者に対しては寺帳擯出という追放の厳格な罪科が行われていたのである。

鰐淵寺では、

　過一時遅参者半連、一向不参者百文、三ケ月中政所ニ可出之、[27]

と規定されており、一時を経過した遅参者は五十文で、一向不参者つまり欠席者には百文が責課されたのである。

　以上にみられるように、罰則の種類は各寺院ごとに特異性が認められ、かつ集会の種類によってもその軽重の差が認められており、形式的な画一性は認められないが、内容的には一部の力役的な労役を除いて科銭納入などの経済的罰則が多いことが指摘されるのである。

註（1）嘉暦三年十一月「東大寺衆徒評定記録案」（『東文目』二、二—二）。

(2) 中村直勝氏はこの「三人合」「五人合」についてはじめて触れられ、その罰則の意義を解明している（中村前掲論文）。
(3) 正中二年十一月三日「東大寺満寺衆議記録」（『東文目』一、一—一二—一〇〇）。
(4) 貞治七年二月二十九日「東大寺満寺評定記録」（東大寺文書九、八五四）。
(5) 康永三年二月「東寺学衆中評定式目」（『東百文目』ヨ八八）。
(6) 正安二年卯月七日「東大寺衆徒群議記録」（『東文目』二、二—七二）。
(7) 註(5)。
(8) 註(5)。
(9) 高野山文書六、又続宝一三三六。
(10) 註(9)。
(11) 応永四年二月十八日「蓮花乗院学侶評定事書」（『大日本史料』第七編之三所収）。
(12) 応永六年七月十八日「西塔供僧評定事書案」（高野山文書八、又続宝一八六二）。
(13) 応永十四年六月二十四日「大集会并衆分評定日次」（高野山文書六、又続宝一三四三）。
(14) 応永十四年十月二十二日「大集会并衆分評定日次」（高野山文書六、又続宝一三四三）
(15) 高野山文書二、続宝二九一。
(16) 高野山文書四、又続宝三一八。
(17) 高野山文書四、又続宝三三〇。
(18) 高野山文書四、又続宝三〇五。
(19) 高野山文書五、又続宝八六三。
(20) 文安五年六月二十三日「三十人評定事書案」（高野山文書五、又続宝八六二）。

(21) 文安五年七月二十六日「三十人評定事書案」（高野山文書五、又続宝八六三）。
(22) 高野山文書四、又続宝二七七。
(23) 高野山文書四、又続宝二八九。
(24) 高野山文書六、又続宝一三三四。
(25) 観心寺文書四七八。
(26) 金剛寺文書六七。
(27) 正平十年三月「鰐淵寺大衆条々連署式目」第三条。

(四)　定足数の規定

集会の評議によって一定の決議を行うには、その集会に「多分の見参」が望まれる。参加評定衆の数の多少が、集会決議の権威と拘束力を左右するのは当然である。「多分の不参」により集会が少数者の意見によってなされるとき、比較的不健全な決議におちいる危険性がある。この弊害を防止するためにも定足数の規定が必要であった。定足数に関する記録はまことに僅少である。

まず東大寺の例であるが、正中二年（一三二五）十一月三日の「東大寺満寺衆議記録」(1)に、

若寄事於左右、有不参之輩、人数減少事雖在之、集会及三分二者、有沙汰評定、被結束其沙汰之時、更不可有後難者也、

とあり、東大寺の満寺集会では「三分の二」が定足数であり、集会で決議をうるには三分の二の出席を確保しなければならなかった。しかもその決議は一山の衆議決定であり、出席者は勿論欠席者に対しても有効なものとし

て拘束力を有するものであった。

次にあげるのは鰐淵寺の例である。正平十年（一三五五）三月の「鰐淵寺大衆条々連署式目」第七条に、

無人数評定、可有斟酌事、古実先達相交者、五人已上之談会自許之、

とある。つまり鰐淵寺においては、何分の一という規定はみあたらず、単に「五人已上」と定められ、しかも「古実先達」すなわち宿老の参加ある場合に限り、少数の集会決議が許されたことは注意すべきである。これは後述するように、鰐淵寺の集会においては宿老の権威が重視されていたためである。なお、「古実先達相交者、五人已上」で集会が開催されたが、ただ「非急事者、是尚可斟酌也」[2]であった。急事出来の場合は「五人已上」という制限はなく、

但不慮之大事、率爾出来之時者、不可論人数之多少、縦雖為一人、於興隆方者、可有計沙汰者也、[3]

と定められていた。このように東大寺・鰐淵寺において明らかに定足数の規定が存する以上、他の諸大寺においても同様な規定が存在することは容易に推察される。

次に集会出席者の資格について触れておこう。「多分の見参」が要請されていたことは寺院集会の理想ではあったが、しかし、僧侶の学解・信行の浅深や、法﨟を無視して何人でも参加させることはかえって僧伽の均質を乱し、混乱と不統一をまねく結果となる。そのため集会には何らかの参加資格が設けられていたと考えられる。

金剛寺の集会においては、未灌頂以下の僧衆の集会参加は禁止されていた。[4]また、興福寺では、応永二十六年（一四一九）四月二十日夜、真言堂に盗人が入ったため翌二十一日真言堂集会が開かれ、その際六方衆は七堂の承仕を召具して参加した。しかし、

於七堂承仕者、雖無先規其例、院主以別儀被制之訖、向後曽不可為例者也、[5]

との記述よりして、従来より一定の資格が存在していたことは明らかである。承仕以下の者の出席を拒絶し、また、先例となすべきではないと限定している。

なお、東寺において、元徳元年（一三二九）十月十一日、学衆の評定が開かれ、

一学衆補任事

学頭三人学衆一﨟当季奉行上衆一人、以上五人加評議、随治定、以学頭之挙状可申寺務之任符也、

一学衆器用事

専以当寺常住仁可補之、但於稽古抜群者、他寺輩（仁和 高雄 醍醐 勧修寺 大覚寺 安祥寺）可補之、但当寺常住内無器用者、先以稽古成立為本、兼可採用仁躰并労効輩者也、

一評定衆意見事

不可有偏頗餙飾之由、及起請文畢、面々存公平、可尽意見、但器用評議時者、当季奉行者可立去者也、[6]

と、東寺学衆の撰定・補任の評定に関する三ヵ条が定められている。評定は五人の評定衆つまり学頭三人（伝法会学頭二人と勧学会学頭一人）・学衆一﨟一人・奉行一人の計五人からなっており、偏頗なく意見をつくして選考すべきであった。この式目は学衆の人事についての基本原則を示したもので、後に「元徳式目」として何かにつけとりあげられている。[7]

ところで、「元徳式目」から三十五年を経た貞治三年（一三六四）に、学衆の評定人数に関しての評議がなされている。貞治三年八月五日の「東寺評定事[8]　衆評定人数事」として、

大会学頭二人・勧学会学頭二人并［　］［　］令挙補者、往古之法度也、而如当時者、□□院僧正［　］［　］学頭、学衆一﨟大慈院法印為勧学会学頭、仍人数僅三人也、評議落居聊可為難治、如此時、可被催学衆第二﨟・三﨟、□不然者、除第三﨟、加内読師、

とある。つまり学頭三人だけで評議は困難なので学衆二﨟以下を評議に加えるべきであることを披露したところ、両論に分かれることになり、

一義云「大会学頭・勧学会学頭・学衆一﨟遂評定之条、元徳以来法度也、堅守此趣、然則去々年評定人数不過三人、何全更可加人数哉、殆可謂新義者歟、就中、元徳年中者大会学頭□一人也、尓者、彼時評定衆四人也、加之、故宝厳院□□入滅之後、被定学頭之時者、勧学会学頭二人・学衆一﨟、以上三人加評定、且云往古法度、且云近例、難改動、其上、人数強以五□、□有沙汰之条、局一途歟、随時儀、以二人・三人、可有評定」云々、一義云「撰学衆者、為重事、不可聊尓、人数□□両三人有沙汰哉、若学頭門弟等所望之時者、無骨之儀互可有之、尤加増人数之条、可宜、至其仁躰者、可被催第二﨟・三﨟、不然者、除第三﨟、可加内読師歟、但無兼帯之時者、不可加之」云々、

と「両義大概如斯」であって、結果は「両義之趣難弁優劣」で「評議不一准」であった。

明徳元年（一三九〇）の「寂勝光院方評定引付」[9]に、「寂勝光院方評定衆事」としてその評定衆の構成人数を定めている。

根本評定衆、雖為講堂六口、重事出来之時、六口之内、或令他住、或依病悩等、人数狭少也、仍評議不調事、定可有之歟間、於自今以後者、護摩三口、毎度必可催加之也、随而任補等支配時者、如供補支配、六口三口

増減可有之旨、衆議了、

寂勝光院方は正中二年（一三二五）、後醍醐天皇の御願によって置かれたもので、当初の寂勝光院方供僧評定の人数は講堂供僧六口で行われていたが、明徳以降はそれに護摩供僧三口が加わり、合せて九口で行われた。

以上みてきたように、集会の種別あるいは特殊性に応ずる評定衆としての制約が存していたのである。さらに集会開始前において、参不参の合点をとり、また、交名を読むのも無資格の参加を拒否し、一味同心の均質的集会の実施を目途したものとも考えられる。

寺院集会成立の諸規定、参・不参ないしその資格・定足数など後述する「多分の法」における条件的諸制約についてみてきたが、これらの集会規定の源流ないし規範につき、その直接的な母体・素因は一体何に求められるべきであろうか。

寺院における最大の行事は、法会の奉行にあったことはいうまでもないが、法会の施行にあたっては、各寺院とも厳正なる法規・規範により挙行されていたのである。東大寺の般若会奉行に際して、

来十五日辰刻可被出仕、見病遠行之外、於自由之故障并遅参之仁者、可為一年中不出之旨、依　政所仰所載也、而已、[10]

というように、前もって欠席・遅参を防止する廻文を触れている。このように法会への不参・遅参は諸寺院の厳に戒むるところであり、法会の規則に照しても厳罰に処せられていた。この点は恰も前述の諸大寺における集会不参・遅参の罰則とまったく一致しているのである。法会の盛行とそれにともなう法会儀式あるいは規則の先例が、集会開催にあたって規準法規となったことは、教団の特殊性よりして容易に首肯されるところであり、かつ

また記録の示すところでもある。[11]

罪科の執行にあたってもっとも巧妙をきわめたものとして、前述した東大寺の「三人合之科」「五人合之科」の科酒の例があげられる。三人・五人に一盃の酒を献じ、自分の過怠に対する宥恕を乞う「布施行」にその過誤の罪の償いを求められたのである。それすら難渋するのであれば、それは一味同心を理想とする僧伽和合の根本理想に背離するものであり、仏陀哀愍の加護をも受くべき仏性さえ害うもの―外道の所為―であった。それ故、当然僧伽和合のため僧衆の総意にもとづき違犯者に相当の制裁が加えられるべきであった。ここに寺院集会制度、ひいては寺院法の基本精神の一面を窺い知ることができる。

註(1)　『東文目』一、一―一二―一〇〇。
(2)　正平十年三月「鰐淵寺大衆条々連署式目」第七条。
(3)　註(2)。
(4)　寛元二年二月「金剛寺学頭以下連署集会置文」(金剛寺文書六七)。
(5)　『内山寺記』(『続群書類従』二七(釈家部)所収)。
(6)　元徳元年十月十一日「東寺学衆方補任式目案」(『東百文目』シ一三)。
(7)　網野善彦氏はこの「元徳式目」に触れて、「翌元徳二年(一三三〇)、学衆はこの法式が春秋二季伝法会学頭職・籠衆学頭二人・学衆のすべてに適用さるべきことを新たに定め、……この法式を道我を通じて朝廷に申し出た。……これに対し、八月八日、後醍醐は綸旨を長者経厳にあてて下し、この申出に承認を与えた。学衆の自治は、ここに、朝廷の権威によって公認されたのである」(『中世東寺と東寺領荘園』二六七～二六八頁)といわれている。

(8)　教王護国寺文書一、四六〇。
(9)　『東百文目』る一三。
(10)　徳治二年九月「東大寺般若会請定詞書」(東大寺文書九、九三二)。
(11)　各寺院の事例をあげておくことにする。高野山の例として、貞永元年(一二三二)六月の「紀伊蓮華乗院条々定土代」(高・金剛峯寺文書㈠一一〇)に、

定置　蓮花乗院

五十箇日伝法会間条々事

一乍出故障、或行湯屋、或有令遊行輩者、速可出会衆事、
一為寺家大事京上、或遠向并二親師匠之重病、葬家及自身之重病、於有如此事者、雖五十箇日可令免除不参、但若彼葬家談義以前出来者、四十九日之後者、可令参勤事、
一葬家籠僧他所ナラハ、四十九日免除、寺家ナラハ卅五日以後可参堂、
一依讒言無実等事不慮擬蒙重科之時、或依上召上洛、或雖不召、為披子細、住京渉旬月、於如此事者、雖五十箇日同可免除事、
一依住房私領等之相論、設雖可令上洛、座役勤仕之後、可免彼暇、有火急之状者、為散不審、可令披露諸衆之中事、
一可停止会中之大灸治、若難治之急病出来、可出誓状事、
一相当大会之節、有出欝訴之輩者、無左右可出会衆事、
一祖父祖母養父養母之重病并葬家事、若有重恩者可免除之、但寄事於左右、有退参勤之輩歟、早為不審可備起請文事、
一有難去大要者、可免除十箇日之暇、但同可捧誓状事、
一不参及三度者、早可出会衆事、
以前条々、依諸衆之評定、所定置如件、抑為両界之諸尊并常住之仏陀證明、諸衆同心定置訖、是偏為興高祖之遺法、

而継慈尊之出世也、仍雖経未来際、永不可乱此状、若有違背輩者、速可出会衆、以勿違失矣、

貞永元年壬辰六月　日　行事山籠（花押）「祐全」（裏以下同）

執行代阿闍梨（花押）「禅瑜」

学頭阿闍梨（花押）「信寛」

学頭阿闍梨（花押）「快苑」

検校法橋上人位（花押）「三宝院」

とある。また、正応二年（一二八九）七月六日の「高野山諸衆評定置文案」（高野山文書八、又続宝一七六三）には、

条々

不断経可為精誠事

一渉六番、無昼夜簡別遅参者、始経一段、早出者継目一匝行道、遅参早出之罪科発願不参者一巻経、於供僧分不参者行法一座、

一寺家大用使者之外、衆供僧同遠行者、可立代官、現所労者可出厳密起請文、

一二親師匠并重恩之輩葬家、及現所労獲麟之事者、可出厳重誓状、無其儀者可立代官、

一十三日夜遅参早出并不参者、可沸大湯屋湯、

一背諸衆評定之旨、致違乱之輩出来者、一﨟之師匠、可改易寺家進退所職、於無所帯輩者、永可出交衆之札、

一遅参早出不参之輩、所定置罪科不承引者、当番沙汰人、触季預方、永可出交衆之札、

一番々大小二事、不可有評定、但於臨時事者、非沙汰限歟、

一於渡経地者、可任調聲巡音、

一於正面并東西脇妻戸之間者、中間法師以下雑人可停止之、

一垂髪之外、頸帽子以下、種々異形可停止也、

一兵士之外、於壇上、大刀長刀杖可停止之、

右、依諸衆評定、所定如件、

正応二年己丑七月六日　行事入寺道淳

年預山籠聖英

とある。なお、不断経に関して『紀伊続風土記』に、

不断経置文に、応永十三年六月廿三日、諸衆一同評定云、不断経出之輩、或従東瑠璃壇脇出、或自西瑠璃壇際入条、背先規者也、如斯人におゐては、一人して一日可被沸湯事、

と記され、さらに「此時十二ヶ条の置文を定む、并に湯を沸を以て罪条を懺悔せしむ」とある。正安四年（一三〇二）六月二十九日の「高野山諸衆評定置文案」（高野山文書八、又続宝一七六四）には、

定三箇日夜陀羅尼精誠可有勤仕事

条々

一時香半分之時、以番沙汰人、可令取見参、若有不参者、雖為若一人若何人、三箇日夜不参者、可被沸大湯屋之一日湯、若有難渋之輩者、止番湯、可致其沙汰也、

一為参堂、螺以前可鳴金堂鐘矣、

右、為諸衆一同評定、所定如件、

正安四年六月廿九日　行事入寺道賢

年預入寺賢珍

とある。さらに正平十五年（一三六〇）八月十四日の「新学皆参置文案」（高野山文書六、又続宝一三一九）には、

新学皆参□

一皆参之時、遠国下向人、欲罷登之処、所労□□起請文、向後一向可被停止此句歟、不然者、為正員為書人、

為暗起請之上者、為向後、今日被挍起請文、遠国下向衆、可被取学衆事、
一近隣里住之人者、欲罷登之処、依何色所労、不堪乗輦乗馬之由、可被載起請文事、
一当住故障者、依何色之所労、不堪行歩之由、可被出起請文事、
一皆参之時、於三季不参衆者、無左右可被取学衆、但於座役勤仕衆者、縦雖被一季二季参勤、三季之間ㇾ無座役者、為会行事役、令交合、可被出学衆事、
一皆参見参、被定三度之間、其日許有出仕、人数減少、会儀不厳重、向後者、任旧儀、人数及半分无出仕者、雖為毎日、臨時被取見参、及二度不参者、即可被取学衆事、
右以前条々、為仏法興隆、会儀厳重及評議之上者、面々不存私曲偏頗者也、若以別所存令申者、奉始　梵天帝尺四大天王、惣日本国中大小諸神、別大師明神、両界諸神、并常住仏陀御治罰ぉ、可蒙違犯身上状如件、

正平十五年八月十四日

とあるように、法会出仕などについての詳細な規定が存する。そこに示された規定、例えば法会不参者の起請文提出、遅参・不参者に対する罰則など、集会規定と一致あるいは類似している。以下の各寺の事例も同様のことがいえる。

東寺の例として、観応二年（一三五一）二月十九日の「学衆評定引付」（『東百文目』ム二六）に、
両季不参科事、如置文者、無由両季令不参者、可出学衆云々、而依所労被免除之上者、不可有其科云々、
とあり、延文五年（一三六〇）十月二十六日の「学衆評定引付」（『東百文目』ム三七）には「談義追加法度事」として、
番三分一内不参者、可為遅参、談義不終之以前、令退出者、可為早出、遅参早出科、不参分半分可止之、遅参早出両条共有之者、可准不参科矣、
と、さらに「試講法式事」として、
為学衆所役定参不之法、就学衆方本供料、可有其沙汰哉否、当座意見両方均等也、重可加評定、次二季談義不参分有之者、可寄付試講料足、次非番衆不取無衆、引布施事可改之、

とある。応永十五年（一四〇八）三月二十八日の「宝勝光院方評定引付」（『東百文目』る二三）には、
大勝院講堂供養法不参事、披露之処、於当堂者、不参等過法無之上者、於今度事者、以別儀、可指置、於向後者、所詮、一日不参分五連供新可留之、於一向五ヶ日不参者、就供僧、可有沙汰、将又、於彼不参分者、惣供新而可支配、於同供養法者、可為奉行沙汰云々、
とあり、また、同年の「鎮守八幡宮假殿理趣三昧引付」（教王護国寺文書三、九一〇）には「遅参早出科事」として、
尊勝陀羅尼三遍以後可為遅参、陀羅尼遍数未満以前令退出者、可為早出、於遅参・早出科者、假殿御座之中、三箇日相続可令参懃給旨、評定訖、
とある。

金剛寺の例として、建暦元年（一二一一）十一月の「金剛寺学頭覚心・聖尊連署二季談義置文」（金剛寺文書四一）に、二季五十ケ日之談義間、一日於致懈怠輩者、其過新米五合、御寺可沙汰進者也、
とあり、嘉禄三年（一二二七）二月の「金剛寺学頭講師等連署二季伝法会置文」（金剛寺文書五五）には「二季伝法会問事」の条々の第一条に「参会儀式事」として、
右、百八鍾間可有参会、若香一寸間欤、遅参者論議二条、不参者論議四条、翌日可被勤仕、遅参不参同時者、遅参之勤可先、又一旦之障、則自身参謁之剋、可贖其過、若長日之暇、則相誂傍人、早可被勤之、又当日役人遅参者、雖被触案内、其科不可有優免、又香火未盡被退出者、与遅参同科也、
とある。

観心寺の例としては、応永三年（一三九六）十一月晦日の「観心寺衆議評定事書」（観心寺文書四六六）に、
（端裏書）「観心寺々僧四ヶ度出仕参不挍合引付」
（追筆）「於法花宝勝二ケ度講問者、不参科可為二升、但九日之不参者、如元可為半連之科也、」
応永三年十一月晦日観心寺衆議日

一修正月会出仕不参科事、
於廿人者七ヶ日悉可有御出仕、若為不参者、前六日者二升宛之科米、至七日夜者、新本之寺僧悉可為皆参、若不然者、可被処半連之罪科、
一修二月之出仕事、廿人之寺僧者、雖為一日、有不参者、可為二升宛之科米也、
一於三月十講之出仕者皆参、為不参者、毎日可被処半連宛之科粁事、
一九月神事出仕者、従六日至九日、新本之寺僧悉可有出仕住山、若雖為一日一度、有不参者、毎度可被処半連宛之科粁而已、
已上条々、雖為不参、於二親師匠之□家并現病者、可有免許也、
応永三年十一月晦日

とある。

東大寺の例として、例えば「五人合之科」についてみると、弘安四年（一二八一）二月の「大仏殿大般若経転読衆請定」（『東文目』三、三—九—一五八）に、

（端裏書）
「□異国大般若経転読交名事　弘安三年二月　日　年預五師実樹」

「集会舎利講鐘定」

奉唱

於大仏殿可被転読大般若経衆交名事
一帖＼＼武蔵法橋導師　二〻＼＼弁擬講　三〻＼＼越後擬講「奉」　四帖＼＼範宗大法師「奉」　五〻範承大法師（中略）　五十八帖宗延法師　五十九〻堯
＼＼快法師「奉」　六十帖＼＼快有法師「奉」

定

右、院宣偁、異国御祈事、於当寺殊可致懇祈云〻、然間、自来十一日点三箇日、為令降伏異朝悪賊、大般若経一部毎日可令転読所也、早勿被致懈怠、於不参輩者、可行五人合科之旨、依衆儀、奉唱如件、
弘安三年二月　日　年預五師実樹

とある。このような事例は東大寺文書に鎌倉期のものとして数通みられる（本書第三章第二節「多分状」覚書考参照）。

ところで、「科酒」の一事例として、建徳元年（一三七〇）十一月二日の「施無畏寺定置条々」（高・旧高野領内文書㈢—一〇）に、

施無畏寺条々置文事

定

一不断法華番、壇上不可下、若有闕如者、罪科酒三升宛無親疎可行、
一老若住山毎月廿日可住、背此旨輩、寺中可追放、
一惣寺山雖為禁制、殊更辨財天尾ヨリ登、御堂上ヨリ御墓堂尾マテ斧音可停止、此旨乱輩者、可湔湯一日、
一御墓堂番闕如輩者、酒三升可罪科、
一惣寺中牛雖為禁制、殊更壇上不可置、背此旨輩者、酒三升可罪科也、
一堂前出仕之時、縄緒足駄藁履可停止、背此旨輩者、酒三升可為罪科物也、
右被置定六箇条之事、老若可被守此旨、置文如件、
建徳元年十一月二日

実尊（花押）　宗秀（花押）　弁秀
良秀（花押）　長賢　持従（侍カ）（花押）
道秀（花押）　覚本（花押）　長盛（花押）
長秀（花押）　宗海（花押）
観秀（花押）　厳秀（花押）

善秀（花押）　実海（花押）

とある。なお、周防南原寺の康永三年（一三四四）六月十八日の寺規〔正閏史料（『大日本史料』第六編之八）〕には、

当山之住僧者、以和合為本、以無我可為律義、専修理興行為宗、三時勤行無怠、不嫌老若、一山本堂皆参、而奉祈天長地久、御願円満、一天四海之安寧、并祈念檀那施主之昌栄、増仏神威於挑顕密二教法燈、或修昼夜四時精進修之密行、或可抽五種法師四安楽之行業、若又老若之間、不触衆中案内、日々入堂、成自由之懈怠、一月三ヶ度不参之輩者、山王申日一山集会之時、可令備進御茶以下供物等者也、

とあり、「科茶」などの例もみられる。

第三節　議決の方法

寺院集会制度の眼目ともいえる議決は、どのような方法によって行われたものであろうか。以下順を追ってみていくことにする。

㈠　多分の法

集会の施行にあたってその議決は、「任多分法令評議」[1]つまり多数決の原理によってなされたものである。議決法としての多数決制度は、中世寺院においては「多分に随う」[2]もしくは「多分に就く」[3]などと称した。中世教団における「多分の法」は、ヨーロッパ的見解による「多数の意思はすなわち全体の意思なり」とするカノン法

的見解とは著しい相違を認めざるをえない。ここにわが寺院集会における議決法の特異性が認められる。むしろわが教団の「随多分」の原理は、よりゲルマン法的見解、すなわち「少数は多数に従う義務を負う」に近いものと考えられるが、[4]この点については後に再び触れることにする。

集会の決議は、満寺（惣山）一同評定・諸衆一同評定・老若一同評定・一山評定・一寺一同之衆議などと、「一同」・「一山」[5]などの語でよばれている。「一同之評定」などと記されたこの用語は、全集会者の同意ある決議を示すものであり、必ずしもその決議にいたる過程が全会一致であったことを意味するものではなかった。幾多の異論・反論を止揚して到達した一味同心の結合点であった。しかしながら、このような多分の制度は、中世特定寺院に限り行われたものではなく、集会制度を有する中世諸寺院の根本的なかつまた普遍的な原則であって、当代寺院運営に不可欠の慣習であった。多数決制は既述した宝亀七年（七七六）の「大安寺三綱牒」[6]にみられるように、また、元暦二年（一一八五）の「僧文覚起請文」[7]に、

大小諸事普互令触告、不可令有不審也、若背此旨、普不令触寺僧、独令行諸事、或縦雖令触、多分之衆徒、不承引之事、独張政、於如此之輩者、速可令擯出寺内矣、

とあるように、「多分之衆徒」が承引しない事柄は執行できないと定められ、中世の多数決制を述べるに際しこれらの史料は重要な意義をもつもので、そこには明らかに多分的構想があらわれている。さて、ここで因に諸大寺の多分の例証をあげておこう。

興福寺

就此題目、不得人語、随多分評定、不可有遍執事、[8]

多分評定、無堅執篭事事、不可有漏脱事、[9]

叡山

若深難及分別事有之者、就多分之衆議、可被相果也、[10]

東大寺

衆議之時、不偏執可随多分之儀事、[11]

随多分之衆議、可評定事、[12]

高野山

評定之時不執自義、可随多分之評議、[13]

随多分評定、閣是非不可有自義確執之儀、[14]

東寺

任先日多分義、可下知之由重治定訖、[15]

一同加評定、可随多分義、[16]

金剛寺

衆議評定之時、付多分可有其沙汰、[17]

衆議之処、不存異義、任道理就多分可致沙汰者也、[18]

法隆寺

集会之趣、任多分評定可被沙汰事、[19]

鰐淵寺

評定時、可随多分義事、[20]

以上あげた「多分評定」の例証の他にも、西大寺・神護寺・醍醐寺・仁和寺・日光輪王寺・備前安養寺・肥前尊光寺・春日神社・鶴岡八幡宮など中央・地方の諸寺社にこの制度がひろく行われていたことは明らかである。しかもその多分の理が、単なる表決による多数決をもって決議をなすものではなくして、後述するように「道理」に照応し、あるいはその体得者として法臈高き「宿老」の指導の下に行われていたのは注目すべきことである。

さて「多分評定」の典型的な発達の事例は、高野山においてみられる。当寺においては一定の文書、または一定事件を集会に提出することを

此事書二ヶ条、幷故障起請色々案文一通、行道衆請定相共為多分存知毎年可出之、若為無沙汰者、可為年預罪科事、[21]

安楽川荘卅人供事、雖無多分存知、自小集会御方、被出厳密事書上者、為御興隆之間、急速ニ可有御沙汰、[22]

のように、「多分存知」のために出すといい、あるいは

葬家者、見参以前、何色葬家、自何日云事、為多分不審、于始可被出状事、[23]

於葬家者、二親付弟之外者、就是非不可有免除、為多分之不審、可被捧起請文事、[24]

のように、「多分不審」の故に出すといった。因に備前の安養寺でも

自身病者、非沙汰之限、但付遠住之輩、所労之由被申之時、多分之不審出来之時者、可随起請文也、[25]

とある。このように「多分」による議決方法を採用した結果、高野山では学侶決議で年預の署判のあるものを

「多分評定事書[26]」と称し、やがては学侶衆を「タブン様[27]」すなわち「多分様」とよぶようになった。当時における多分制度の盛行を窺うに足るものがある。

次に東寺では、伝法会学頭・勧学会学頭の選定の評定は、学衆が意見状を提出して、その多分によって決まった。応永二十年（一四一三）四月十五日の「学衆方評定引付[28]」に、

大会学頭職事異見状分、吉祥薗院兼帯之異見状一、可為大慈院僧正異見状二、可為実相寺法印異見四、多分意見八、就多可為実相寺法印之由衆儀了、

とあるように、伝法会学頭職の選定が「多分意見八」で実相寺隆禅に決まっている[29]。また、康安二年（一三六二）三月十八日、若狭国太良荘の公文職熊王丸の任料について、次のような「供僧意見状[30]」がみられる。

（端裏書）「意見状太良荘公文職熊王丸□」

若狭国太良荘禅勝跡公文職給田伍段、事、子息熊王丸、依為父祖重代之所職、可賜安堵宛文之由申之間、披露衆中、有再往沙汰可補任之旨、衆議一揆訖、就之任料事、任先例、可致沙汰之由仰之処、重々依歎、再往評定畢、所詮以緩宥之儀、一千疋可致沙汰、但於伍佰疋者、令当進、相残分者、来秋可弁之由、召置厳密請文、可下補任之旨、去二月廿八日評定、以多分義落居訖、当座十人義、異義二人、意見云、堅千疋可当進、若至来秋可有延引者、千五百疋可致沙汰、非此分者、輙不可下安堵矣、

右両条可注賜御意見矣、

宝厳院法印御房　両義之内初義、旁以応理者哉、

金蓮院法印御房　垂髪所望旁可有緩宥之儀歟、仍同初義矣、

宝悟院法印〃〃　近年之式被察下、以撫民之儀、任初義可有御沙汰歟、

観智院法印〃〃　給田狭少垂髪所望旁緩宥之儀宜歟、仍可同申初義矣、

花厳院大僧都〃〃　初評議、尤為撫民之善政哉、仍可同申彼義矣、

宰相僧都〃〃　可同申初義矣、

宮内卿僧都〃〃　可同申初義矣、

大納言律師〃〃　初評議、誠為撫民之儀歟、仍可同申彼義候歟、

弁律師〃〃　可同申多分御意見矣、

三位阿闍梨〃〃　不参評定之間、迷是非子細宜、可同申多分御意見矣、

助阿闍梨〃〃　可同申初御意見矣、

治部卿阿闍梨〃〃　垂髪所望緩宥之儀、尤以応理者歟、仍可同申初義矣、

康安二年三月十八日

つまり十対二の「多分意見」により、熊王丸の任料は一千疋と決定している。

ところで、多分の議にしたがわないものに対する懲罰規定も設けられ、これが厳重に履行されていたことは、各諸大寺の記録に照して明らかである。例えば高野山の場合をみると、嘉元二年（一三〇四）七月の「金剛峯寺衆徒一味契状[31]」に、

為遁一身之過、不随多分之儀、廻秘計之輩、有其聞之時者、能々有糺明、於所見令露顕者、速追放山上山下、盡未来際再不可還入交衆之名帳、但就風聞之説、於不審相残之仁者、以、符案可被備厳重之誓状、設向後雖

有入交名之輩、同可守此契状、

とあり、また、建武二年（一三三五）五月の「金剛峯寺衆徒契状」[32]には、

背多分評議之旨、　私曲偏頗之所存、加自義確執之意見輩出来者、為後昆禁遏、早可処罪科事、

とある。さらに永享四年（一四三二）九月十七日の「金剛峯寺学侶一味契約状」[33]には、

万事評儀之時、於多分同心之処、有搆私異見存不和之儀輩者、不論於老若速可擯出学衆事、

などとあるように、追放・擯出に処せられている。また、東寺では後述するところであるが、「義絶」なる厳しい処分がなされている。時代が下るにつれとくに中世末期にいたって、懲罰規定はその激しさをましている。法文的整備は必ずしも集会制度の円滑な盛行を意味するものではなく、かえってその制度的生命を失いつつあることをものがたるものである。

多数決制度は確かに一山大衆の意思を集約統一するにはきわめて効果的な役割をはたすものではあるが、また一面、いろいろの弊害をともなったことも否定できない。すなわち多数をたのんで非理非道な決議をなし、少数者の道理を顧みない結果におちいりやすい。このような欠陥を緩和するために、単なる多数決ではなくして「道理」に合う多数決を要求したのである。例えば高野山において、

不存偏頗矯飭、以折中之儀、任法令面々盡公平異見、而後付多分道理、可有成敗、[34]

と定め、金剛寺においても

特於大犯以下沙汰事者、評定之莚、不簡親疎、衆議之処、不存異義、任道理就多分、可致沙汰者也、[35]

と規定している。寺院集会の特殊性から考えて、単に「多分評定」といわれる場合においても、その真の意味は

「多分道理」であり、「任道理就多分」であった[36]。ここに多数決制度の一つの制限が認められる。

鰐淵寺では、

評定事、糺衆会之参否、究故障之是非、然後、其人或訴人、或政所、述題目者、先上座、有徳之中可被評定、下臈短才之輩不可進言、但愚者千慮必有一徳云々、然者、不論老若、不簡賢愚、一往之意見、族又非禁制、何況被下、各義之時、述所存者、定法也、而其時、或成卑下、或以偏執、閉口巻舌者、還而違乱之基、比興之事也、可知之、[37]（第5図）

第5図　鰐淵寺大衆条々連署式目（第四・五条）

とみられるように、集会の開会の冒頭に出席および欠席者の確認が行われ、さらに欠席者の理由が適正であるかどうかが審査された。そして最初に当日の議題について、当事者あるいは訴人もしくは政所が述べて評定に入るが、まず上座、有徳者によって評定が行われ下臈短才の者は進言すべからずというが、しかし、下臈分の意見といえども「愚者千慮必有一徳」が故に「一往之意見」として述べることは禁じていない。次いで各議の段階になると、下臈分の参加者の意見が求められ、そのとき「或成卑下、或以偏執、閉口巻舌」こと

は、かえって決議の道理性を損い、一山の和を乱すことの要因となった。東大寺では、

面々各々住無想興隆之思、曽無自由懈怠之儀、被催集会之時、存一身之大事、毎度有出仕述所存之、衆議実不住偏執之思、随多分衆議、可致興隆之沙汰、[38]

というように、集会のとき出仕して所存を述べるべきであるとしている。また、鰐淵寺では、

評定時、可随多分義事、古書云、三人謀之時、随二人言云々、此事古今之佳例也、[39]

とあり、たとえ「千慮中の一徳」「一往の意見」であっても、自由なる意思の表現は許されており、その上にたって「随多分」による一山の意思集約がなされるべきであった。以上の点からすれば、わが寺院集会における「多分の法」は、ヨーロッパ的見解よりすれば「少数は多数に従う義務を負う」という、いわゆるゲルマン法的見解に近い性格が認められる。それ故に「少分」と「多分」との間にいろいろと摩擦が生ずることも多かった。

寛元二年（一二四四）五月の「醍醐寺衆徒等重解」[40]に、

「三宝院門徒解状」（端裏書）

醍醐寺衆徒等重謹解

一方衆条々濫訴事

右、上奏之趣、其状雖多端、採要省繁、不過両三条歟、衆徒二途事、抜札事、帯兵具事等也、

一衆徒二途事

右、子細雖見于先進之陳状、重案道理、彼一方衆等忌（忘カ）群議之旨、乱集会之趣、衆徒非二途之由、恣驚天聴、奸謀之甚也、炳誡而有余者歟、去月十三日集会之時、彼方衆不成自義、懐忿怨之間、彼等自称云、此上者、

衆議可為二途云々、即応詞起座、而成別衆会畢、而今反自称之昏、忌（忘カ）衆人之聴、為奸已之無道、非二途之由所構出也、剰彼等猥称中惣衆之由云々、此条如何、於彼一方衆者、専雖為座主坊人、何強可称申為惣衆之由哉、令蒙寺恩縁者、語之塞口者、只別意之結構者也、

一抜札事

右、子細又見于陳状、凡一方衆等、猥企没収之条、其咎非一、仙院之御願制法有限、不恐不憚、（後略）

一可被召出兵具事

右条者、此方衆殊所庶幾也、尤尋結構之根元、糺悪行之実否、為懲向後、可有裁断者歟、其上彼方奏状云、遂狼藉之報答云々、（後略）

とある。三宝院門徒は金剛王院門跡の賢海が座主に補任されて以来三宝院門徒の勢力が下降をたどってきているのを歎きつつ、「衆途二徒事」「抜札事」「可被召出兵具事」の三ヵ条について、相手方つまり金剛王院門徒を「一方衆」ときめつけながら争い、三宝院門徒の主張を上奏している。「衆徒二途事」の条の中でいっているように、少数派である「一方衆」の徒が、集会中に席をたち「衆議可為二途」と称して、別に集会を開いたという事態もおきている。また、雅意に任せた下﨟分の多分は、必ずしも教団本来の在り方に即するものとはいいえない場合も生ずるのである。鰐淵寺では、

但、雖少分、先達古実之深義不可弃之、雖多分、若輩今案之、浮言難許容者歟、可弃之也、[41]

とあり、道理実正の意見は少数であっても、多数の意見より優越し、浮言非理の説は多数なりと雖もこれを棄却すべきであった。この教団特異の先達たる「宿老」の意見の主張は、あくまでも「道理」をふまえた立場でなけ

ればならなかったことは論をまつまでもない。この道理を体現するものは教団においては宿老といわれる法臈高き僧侶である。したがって、集会の議決に際し、宿老の道理が雅意に流れる多数決の欠陥を補うよう要請されたのである。金剛寺では、

若難治異論出来之時者、沙汰人相綺、糺明是非、可停喧嘩也、(42)

とあり、また、

於諸談合評定、多分〻可同、殊者宿老儀可為本也、(43)

とある。西大寺では、

寺家公事、篇出来之時、縦雖為縁者親類、無贔負偏頗之儀、任長老様幷老僧御成敗、衆儀之旨、急可廻無為落居之計略事、(44)

とし、醍醐寺では、

凡門跡事、雖如此譲与之、此仁若非器而不堪伝受、或相交在家、或有不慮不幸之儀者、経深僧都幷門跡宿老等、加内談、(45)

とある。さらに大和の海龍王寺では、

差定知事承仕供僧等事、大都以宿老之議為本、諸衆和合可評定之、不可輙補任矣、(46)

とあり、また、播磨の宝林寺では、

於寺務幷検断以下者、老僧耆旧相共可有談合矣、(47)

などといっているのは、よく宿老の役割を説明している。

大衆運動の盛んであった興福寺・叡山・東大寺・高野山などの諸大寺においては、鰐淵寺・金剛寺などにみられる強力な宿老の権威は認めがたかったが、しかし、教団の特殊性よりして、宿老による「多分の法」の制限は、程度の差こそあれすべての寺院に共通した傾向であったものと首肯されよう。

以上のように「任道理就多分」は、教団分裂を救う統合の原理であり、中世寺院集会における議決法の根幹にして不可欠の原則であった。

註(1)　年月日未詳「金剛峯寺衆徒連署置文」(高野山文書五、又続宝一〇九六)。
(2)　一例として、正中弐年十一月十五日「浜中荘年貢納所職置文案」(高野山文書四、又続宝一三三二)。
(3)　一例として、興国元年五月二十八日「金剛寺寺務置文写」(金剛寺文書拾遺九)
(4)　豊田武著『宗教制度史』(豊田武著作集第五巻)一〇〇頁参照。
(5)　「一山」については、石井良助「江戸時代における神社および寺院の法人格」(『国家学会雑誌』八九―七・八合九・一〇)参照。
(6)　随心院文書(『大安寺・史料』所収、本書第一章第二節中世的寺院集会制度参照)。
(7)　神護寺文書(『平安遺文』九、四八九二)。
(8)　延慶二年三月二十七日「興福寺学侶連署起請淀関務請文」(春日神社文書)。
(9)　天文六年卯月二十三日「興福寺学侶衆等連署起請文」(福智院文書)。
(10)　天文九年八月二十三日「三院衆議記録」(叡山文庫所蔵文書)。
(11)　文永三年十二月十八日「東大寺世親講重起請」(東大寺文書　筒井寛聖氏所蔵本三)。
(12)　永仁三年四月二十四日「東大寺衆徒等連署起請文」(東大寺文書七、三七八)。

(13) 註(2)。
(14) 観応二年二月十二日「鞆淵荘下司百姓和談起請置文」(高野山文書二、続宝三一三)。
(15) 貞和六年六月十九日「学衆方評定引付」(『東百文目』ム二三)。
(16) 『見聞雑記』文明五年の条。
(17) 寛元二年二月「金剛寺学頭以下連署集会置文」(金剛寺文書六七)。
(18) 註(3)。
(19) 法隆寺文書一三、元和六年十二月八日。
(20) 正平十年三月「鰐淵寺大衆条々連署式目」第五条。
(21) 観応元年十二月二十五日「五番衆評定置文」(高野山文書四。又続宝二五一)。
(22) 応永十四年十月二十三日「大集会幷衆分評定日次」(高野山文書六、又続宝一三四三)。
(23) 徳治三年「学侶評定事書案」(高野山文書六、又続宝一三三六)。
(24) 貞和元年十二月五日「高野山五番衆評定事書案」(高野山文書五、又続宝七〇九)。
(25) 建治三年七月十二日「備前安養寺衆徒評定事書」(安養寺文書(『鎌倉遺文』一七、一二七七一))。
(26) 天文二十一年七月二十八日「多分評定事書」(高野山文書四、又続宝三三八)。
(27) 年月日未詳「宝聚院等連署起請文」(高野山文書五、又続宝六四二)、年月日未詳「長谷村立毛書上」(高野山文書五、又続宝九二七)。
(28) 『東百文目』ネ八九。
(29) 貞治六年(一三六七)三月九日の「他住学衆意見状」(『東百文目』シ二五)に、「東寺伝法会幷勧学会学頭職評定衆事、任元徳以来規式、学頭大会学頭、勧学会学頭、学衆一﨟加評議、可被定仁躰欤、将又学頭学衆有会合、可被盡満遍所存欤間事」について、学衆の評議で

伝法勧学二会学頭職者、撰補一門英才之条、古今流例也、就中勧学会学頭者、於大会学頭有其闕之時、可有転任之条、理之所推也、依之一寺諸衆、可仰学道軌範之上者、尤学頭学衆加一同評議、可及屈請、若不糺会衆所存者、可召能所不応余薬無益之失者欤、仍於向後者、仁躰採択及学頭学衆一同評議、連署吹挙、如先々可有其沙汰之由、当住意見雖令一同、可為後代法度之間、重所尋申他住御意見也、各可注賜矣、

宝護院法印御房採択可為列座人数内欤、其時可為無骨、仍取調面々意見状、就多分、一同可被治定欤、
大慈院法印〻〻同当住一同御意見矣、
覚勝院法印〻〻「依他行不被注之」(付箋)
華厳院法印〻〻誠於列座之内、是非意見尤以無骨。意見状又子細同前、任往古法度、学頭已下評定、不可有巨難乎、既仰出世之指南、而許容其職、器要評判又可任彼採択之条、古賢之行事、理之所推、旁以不可有依違哉、
宮内卿大僧都〻〻同宝護院意見矣、
民部卿大僧都〻〻可同申多分御意見矣、
助大僧都〻〻可同申多分御意見矣、
三位大僧都〻〻可同申多分御意見矣、

とされている。

(30) 『東百文目』ハ五六。
(31) 高野山文書三、続宝八二〇。
(32) 高野山文書一、宝四四〇。
(33) 高野山文書二、続宝三一一。
(34) 註(14)。
(35) 註(3)。
(36) 武家法においてもその運用の中核理念は「道理」であったが、寺院法の「道理」の源流は、原始仏教々団のうちに

見出しうるものと考えている〔「善知識行𨨞」（第一章第二節中世的寺院集会制度参照）〕。

(37) 正平十年三月「鰐淵寺大衆条々連署式目」第四条。
(38) 建武二年四月「東大寺衆徒等起請文案」（東大寺文書一二、三三七）。
(39) 註(20)。
(40) 『鎌倉遺文』九、六三二六。
(41) 註(20)。
(42) 註(17)。
(43) 永正十四年閏十月二十日「金剛寺若衆置文写」（金剛寺文書拾遺一三）。
(44) 文明五年七月四日「西大寺衆徒起請文」〔額安寺古文書（『大和郡山市史』所収）〕。
(45) 文和元年十月二日「僧正隆舜置文」（醍醐寺文書二、三五一—(七)）。
(46) 貞永元年五月「大和海龍王寺制規」〔海龍王寺文書（『鎌倉遺文』六、四三二八）〕。
(47) 延文二年十一月「播磨宝林寺常住定書」〔宝林寺文書（『大日本史料』第六編之二一）所収〕。

㈡　合点の法

多分の法によって行われた集会は、その表決にあたって実際どのような方法によったものであろうか。まず興味ある例として、高野山の弘和四年（一三八四）三月十日の「高野山違犯衆起請文」[1]（第6図(1)・(2)）があげられる。

（別筆）「二百十三　弘和四年　近木庄給主被拝合点状」
敬白　起請文事

第6図(1)　高野山違犯衆起請文　33.0×58.0cm　金剛峯寺蔵

第6図(2)　高野山違犯衆起請文—合点状—　33.0×63.0cm

て拘束力を有するものであった。

次にあげるのは鰐淵寺の例である。正平十年（一三五五）三月の「鰐淵寺大衆条々連署式目」第七条に、

無人数評定、可有斟酌事、古実先達相交者、五人已上之談会自許之、

とある。つまり鰐淵寺においては、何分の一という規定はみあたらず、単に「五人已上」と定められ、しかも「古実先達」すなわち宿老の参加ある場合に限り、少数の集会決議が許されたことは注意すべきである。これは後述するように、鰐淵寺の集会においては宿老の権威が重視されていたためである。なお、「古実先達相交者、五人已上」で集会が開催されたが、ただ「非急事者、是尚可斟酌也」[2]であった。急事出来の場合は「五人已上」という制限はなく、

但不慮之大事、率爾出来之時者、不可論人数之多少、縦雖為一人、於興隆方者、可有計沙汰者也、[3]

と定められていた。このように東大寺・鰐淵寺において明らかに定足数の規定が存する以上、他の諸大寺においても同様な規定が存在することは容易に推察される。

次に集会出席者の資格について触れておこう。「多分の見参」が要請されていたことは寺院集会の理想ではあったが、しかし、僧侶の学解・信行の浅深や、法﨟を無視して何人でも参加させることはかえって僧伽の均質を乱し、混乱と不統一をまねく結果となる。そのため集会には何らかの参加資格が設けられていたと考えられる。

金剛寺の集会においては、未灌頂以下の僧衆の集会参加は禁止されていた。[4]また、興福寺では、応永二十六年（一四一九）四月二十日夜、真言堂に盗人が入ったため翌二十一日真言堂集会が開かれ、その際六方衆は七堂の承仕を召具して参加した。しかし、

於七堂承仕者、雖無先規其例、院主以別儀被制之訖、向後曽不可為例者也、[5]

との記述よりして、従来より一定の資格が存在していたことは明らかである。承仕以下の者の出席を拒絶し、また、先例となすべきではないと限定している。

なお、東寺において、元徳元年（一三二九）十月十一日、学衆の評定が開かれ、

一学衆補任事

学頭三人学衆一﨟当季奉行上衆一人、以上五人加評議、随治定、以学頭之挙状可申寺務之任符也、

一学衆器用事

専以当寺常住仁可補之、但於稽古抜群者、他寺輩（仁和 高雄 醍醐 勧修寺 大覚寺 安祥寺）可補之、但当寺常住内無器用者、先以稽古成立為本、兼可採用仁躰并労効輩者也、

一評定衆意見事

不可有偏頗餝飾之由、及起請文畢、面々存公平、可尽意見、但器用評議時者、当季奉行者可立去者也、[6]

と、東寺学衆の撰定・補任の評定に関する三カ条が定められている。評定は五人の評定衆つまり学頭三人（伝法会学頭二人と勧学会学頭一人）・学衆一﨟一人・奉行一人の計五人からなっており、偏頗なく意見をつくして選考すべきであった。この式目は学衆の人事についての基本原則を示したもので、後に「元徳式目」として何かにつけとりあげられている。[7]

ところで、「元徳式目」から三十五年を経た貞治三年（一三六四）に、学衆の評定人数に関しての評議がなされている。貞治三年八月五日の「東寺評定事書」[8]に、「可被定学衆評定人数事」として、

右意趣者、近木庄給主可改退耶否(別筆「替歟」)、不改退而年貢入立可被召欤否、両方之合点無私典(曲)偏頗之儀、諸衆一同、
任理非可被加合点者也、若存私典(曲)不住公平之儀、於令違犯輩者、
奉始　梵天帝尺四大天王、　惣日本国中大小諸神、殊丹生・高野両大権現、十二王子百廿件(神脱)、幷高祖大師遍
照金剛御治罸於蒙違犯之身上、現当二世永不可有冥加之状如件、
弘和四年三月十日　違犯衆等
預入寺　宗俊（花押）
行事入寺　信秀（花押）
年預阿闍梨有源（花押）

この文書は、高野山領和泉国近木荘の給主の改替問題について、諸衆一同の表決によって決定をみたものである。まず投票に先だって

両方之合点無私曲偏頗之儀、諸衆一同、任理非可被加合点者也、（中略）現当二世永不可有冥加之状如件、

の神罰起請文を捧げて誓約した後、合点投票を施行したのである。この合点方法とは、起請文の次に別の白紙を継ぎ合わせ、そこに「近木庄給主可改退(替)否事」「近木庄給主不改退(替)而年貢入立可被召欤事」の二標題を掲げ、二箇所に余白を設け、毛筆をもって改替賛成者ははじめの余白に、不賛成者は後の余白の部分に、左上から右下へ斜め横に一本宛の短線を書き入れたものである。すなわちこの斜線が「合点」であり、一種の無記名による投票が行われたのである。そこにみられる「合点」の運筆はきわめて個性的であり、長短・細太・傾斜などその筆致に表決にあたる六十四人の自由な意思表示を窺うことができよう。因に「合点」の一番長いものは、改替賛成者

側にほどこされたもので、十三・五センチメートルもある。その結果は前者四十一本、後者二十三本の「合点」が記入され、結局、近木荘の給主の改替は四十一対二十三で可決されたこととなるのである。この文書はとくに牛王宝印を用いず、起請文としては平凡なものであるが、この賛否の「合点」がつけられていることによって、珍しい特殊の意味をもっているわけである。

では、他の諸大寺においてはどのように行われたのであろうか。この「合点の法」の表決法を述べるにあたって、「合点」に関する記録、そして「合点」の方法—合点状—とに分類してみていくことにする。

註(1)　高野山文書七、又続宝一四八九。なお、この史料についてはじめて解説を加えられたのは牧健二氏である（牧前掲論文）

(1)　合点に関する記録

東大寺の事例として、正応六年（一二九三）五月十二日の「定春等連署起請文」(1)（第7図(1)・(2)）に、

敬白　天判起請文事
右、於法花会講師職太輔已講与大進已講相論之間、任実正之道理、以无相之合点、可被定之、且得両已講之語、不可引矯飾之点、又存別之芳心、不可為合点者也、若於引矯餝之点輩者、奉始　大仏四王八幡三所、惣日本国中大小諸神、殊蒙二月堂観自在尊之冥罸、現得白癩黒癩之果報、故遇現世(当)流布疫霊之難、当堕阿鼻大城之底、永渉諸仏之利益、仍起請如件、

第７図(1)　定春等連署起請文　15.1×29.0cm　東大寺蔵

第７図(2)　二月堂牛王宝印

第８図　某起請文　14.3×27.2cm　東大寺蔵

正応六年五月十二日

権大僧都定春（花押）　定賢（花押）

寛祥（花押）

権少僧都慶尊（花押）　定詮（花押）

慶玄（花押）

権律師良叡（花押）　顕玄（花押）

とある。この起請文は二紙の二月堂牛王宝印をつなぎ合わせて用いており、法花会講師職に関して太輔已講と大進已講との相論につき合点票決が行われたのである。まず投票に先だって

任実正之道理、以无相之合点、可被定之、且得両已講之語、不可引矯飾之点、又存別之芳心、不可為合点者也、若於引矯飭之点輩者、奉始　大仏四王八幡三所、

（後略）

の神罰起請文を捧げて誓約した後、合点投票を行ったのである。つまりこの起請文は、合点票決に先だって行われた宣誓の起請文である。次に正応六年五月二十二日の

第9図　年預五師慶顕起請文　27.7×30.9cm　東大寺蔵

「某起請文」(2)（第8図）には、

敬白　天判起請文事

右元者、幡岡（マヽ）供新事、弁法橋与大輔公
相論事、何道理云事、可令合点、不得
両方語、不可住矯餝、任実正、於有道
理之仁、可令合点也、如此成敗事切之
後、雖致越訴、更不可用之、於合点少
仁、今月中ニ可致沙汰之由、可相触也、
若不用衆儀者、中入西室院家、可被追
出院家也、若於背此旨輩者、奉始　大
仏八幡、惣日本国中大小諸神、別二月
堂観自在尊神罰冥罰ヲ違背衆身、毎八
万四千毛穴、罷蒙当時流布之疫病ヲ三
ケ日中ニ可受之状如件、

正応六年五月廿二日

此条今年ノ供新ニ不限。（致衆有違乱之間）永歳、可守此成敗之由、評定事切了、此条又令違背者、所載于右之神
罰冥罰ヲ可蒙也、

とある。この起請文も二紙の二月堂牛王宝印をつなぎ合わせて用いており、「幡岡」については不詳であるが、その供新事に関しての弁法橋と大輔公との相論につき、合点票決を行うのに先だって公正に投票することを誓約し起請したものである。なお「如此成敗事切之後、雖致越訴、更不可用之」とし、さらに合点票数の少ない者は「今月中ニ可致沙汰之由、可相触之、若不用衆儀者、中入西室院家、可被追出院家也」としている。また、嘉暦三年（一三二八）五月九日の「年預五師慶顕起請文」(3)（第9図）には、

（端裏書）「先垣聖順性当垣聖土聖相論合点記録」

敬白　天判起請文事

右子細者、先垣聖順性与土聖相論、去々年大仏供大般若等当時下行分、可取順性欤、可取土聖欤間事、無偏
頗矯餝、任実正可令合点、若於背此旨之輩者、
大仏八幡罰於、違犯之輩仁、可罷蒙之状如件、

嘉暦三年五月九日年預五師慶顕（花押）

とある。大仏供などの下行物支配の受給者をめぐり、勧進聖の一員である垣聖順性と同じく土聖の間で相論がおこり、その決裁を合点票決でもって行うために起請したものである。なお、この起請文はとくに牛王宝印を用いていない。さらに建武四年（一三三七）七月二日の「東大寺衆徒等連署起請文」(4)（第10図(1)・(2)）には、

（端裏書）「起請田楽頭役相論事　建武四」

敬白　天罰起請文事

右子細者、手掻（転害）会四ヶ年雖相積、三ヶ年可始行之旨評定之処、就彼田楽頭役、但馬律師与専定坊、被擣相論

第10図(1)　東大寺衆徒等連署起請文　29.3×80.8cm　東大寺蔵

第10図(2)　東大寺衆徒等連署起請文（紙背）

之間、面々衆議之時、各不存矯飾、住無想之思、任実正可令評定、若於存矯飾偏頗之輩者、
奉始　日本国中大小神祇、別大仏四王八幡三所部類眷属、殊二月堂大聖観自在尊神罰冥罰、毎違犯輩八万四
千之毛孔可蒙之状如件、

建武四年七月二日

擬講円範（花押）（以下二十五名連署）

とあり、紙背に「追加」として、

両方相論之間、及厳重誓文、任理被加評定及合点、頭役令治定之時、若背寺命、不被勤仕頭役者、任先規擯
出寺僧、可改替諸職等之由、衆議一同早、

と記されている。二月堂牛王宝印を用いたこの起請文は、「転害会四ヶ年雖相積、三ヶ年可始行之旨」を評議したところ、田楽頭役の但馬律師と同じく専定坊との間で相論となり、そのため「及厳重誓文、任理被加評定及合点」ことになった。

ところで、以上の四通の文書には「合点状」の添付がみあたらないが、おそらくは前述の高野山の例と同様な形式・方法が採られたものと首肯される。なお、合点投票に際して、「供僧各起請加署之後、可有御合点矣」[5]であり、「各住無想興隆之儀、更不存私曲、可有御合点」[6]とされ、また、

既及無想興隆之起請之上者、付是非於不被合点加署之仁者、可奉抑留前下行之諸供料矣[7]、

であった。

次の記録は年月日未詳であるが、鎌倉中期と考えられる「東大寺世親講先達講衆等起請文」[8]（第11図(1)・(2)）

第11図(1)　東大寺世親講先達講衆等起請文（後欠）　29.7×43.6cm　東大寺蔵

第11図(2)　那智滝宝印

に、

世親講先達講衆起請

条々

一付講衆出入不可得他人語、又不可語人者事、（令違犯者、在状罰ヲ可蒙也、）

一講衆出入者、為講衆先達之計撰器用之仁令補入事頃年恒規也、而近年為寺務之計被定其器事以外新儀也、凡当寺々務職者本寺末寺之間、其仁不定也、向後若有不知子細事、被閣理運之輩以非拠之類被入者、為講衆尤可為凌替之基欤、仍於自今以後為先達講衆之計任旧儀清撰器量之仁、可被補入之者也矣、

一補入之間、可令停止嗷々緑書事、

一付合点、自他点不可有口外事、於令違犯者、在状罰ヲ可蒙事、

一所望之仁優諸篇、可令補入之、無矯餝之儀、随多分合点、講衆先達之内不足卅人者、不可及衆議者也、若於背此之旨輩者、奉始

天照大神大仏四王、八幡三所春日権現金峯熊野、各自宗三宝井□等冥顕之罰於可罷蒙□□、

とある。世親講先達・講衆が講衆の出入、とくに講衆補入の手続に関し規定し、それを遵守すべきことを起請したもので、那智滝宝印が用いられている。第五条に諸篇に優れた者が講衆補入を望む場合、三十名以上の講衆・世親講先達が参加する集会において「多分合点」の票決により認められると規定している。

次に東寺に関する記録は比較的豊富である。文永十一年（一二七四）三月の「僧能済注進状案(9)」に、

（端裏書）「弓削島雑掌事 違所三所ヘ進状 文永十一 三—上旬」

雑掌三人内

（去年雑掌）馬允康恒　法橋慶尊　僧観心

一　先雑掌康恒事、一日評定之趣、仰含候之処、去年之沙汰無已用候、今年若猶拝領候者、不可偽沙汰仕之由、随仰可書進上誓状候、於新勅旨者、親類ノ尼公之分候、康恒代官ニテ沙汰仕候、依康恒之科、無誤尼公蒙科候ハム条、難堪之由歎申候云々、

一　法橋事、上野阿闍梨御評定之趣ヲ内々語申候ケルニ、淡路律師之時、当荘承及候キ、無雑掌者、沙汰試候ハ、ヤト、内々申候之間、人々ニ此由令申候ヘハ、可然欤之由沙汰候之程ニ、又雑掌出来候、

一　観心ト中雑掌出来、此荘事、問答云、先進少々ニテモ進上シテ候ヤト被仰候之処、三十許ハ可進之由、申候之間、此由人々ニ触申候之処、当時先進大切也トテ、可為観心欤之由、中人々余タ候、此条ヲ法橋伝承テ中云、慶尊非雑掌之器㠯トテ被捨候ハ、不可及子細候之処、今依先進、可被定観心候ハ、雑掌ヲ望申程ニテハ、是程ノ先進ナト不可叶欤ト、被思食候ハム事、痛存候、ナトカ三十許ノ先進、慶尊モ不進上候乎ト中之、

又康恒此両方ヲ承テ中云、蒙御免候ハ、康恒モ是程ノ先進ハ可進上候、去年ノ沙汰不法之由、蒙御疑候、痛存候、仍今年罷下テ、上之御使ヲ相具シテ、不法ナルカ、又不然欤之条、可散御不審候之由申之、

此条々、他所ニ御坐候両三所、可有御計候、評定中〳〵可遅々候之間、可付面々御計之由、其沙汰候、御心ノ率候ハム名字ニ、可有御合点候欤、

能済

とあり、弓削島荘の雑掌補任に際し、先の雑掌を罷免された康恒はこれに服さず、雑掌の候補者として康恒をふくめて三人あらわれた。年行事と思われる能済が、遠所にあって評定に出席できない三人の供僧に、候補者の名前とそれぞれの言い分を記し、「合点」を求めるための文書を送っている。

康永三年（一三四四）六月十六日、鎮守八幡宮供僧集会が十五名の供僧出席の下に開かれ、年預補任に関する次のような規式を定めている。

一、任近年例、書連当住供僧名字、於当座取合点、以懸数多可定其仁矣、[10]

つまり常住供僧の僧名を書き連ね、年預選任の合点票決を行い、合点多数の僧をもって年預に選任する方法である。この「合点」の票決は「近年例」であり、康永以前すでに当寺にあって「多分合点」の票決が慣行とされ、職掌の決定をみていたことが知られる。この規式は「可差定年預法事」として三カ条からなっており、第一条は右にみた合点多数による年預選出について、第二条と第三条は、

一、背定置衆儀、自由令故障者、一年中供料半分可被止之、

一、領状後、於中途自由令故障者、其咎殊重、一年中供料悉可止之、

であって、ただし

百日已上高野参籠、三ケ月已上遠行（但注其子細載起請詞出状、可蒙衆免、）并所労（不能北面出仕而及二ケ月者、辞退有謂）可免之由、

と定めている。このときの鎮守八幡宮方の年預（奉行）は深源であり、この規式は深源自身の提案により決定されたものと考えられている。[11]ところで、この評定の結果について十一名の供僧に意見を求めたところ、七名は「可同申多分義矣」などというように賛同の旨を注し、他の四名のうち二名つまり安察僧都と大弐律師果宝は批

判的な意見を注し、大進僧都は果宝の意見に「可同大弐律師御房義矣」と賛同し、残りの大慈院親海は何も意見を注していない。当時深源と対立的な関係にあった果宝は、反対する次のような意見を注している。

　供僧中任臈次可有勤仕者、自由故障之時、行罪科之条、尤有其謂、於不住供僧者、全分不勤此役、常住之内、又不守巡臈、被押懸難治所役、令故障之時、被止供僧新支配之条、太為不便次第歟、元亨重々有沙汰、被加増年預得分之上者、雖為誰人衆儀及再往者、定有領状歟、若不顧得分、真実令故障者、衆免何及予儀乎、此趣且為寺例歟、但於中途者、被相尋子細、無其謂者、可被定罪科之法歟矣、(12)

合点投票によって選ばれた以上は年預を必ず勤めるべきであるという役目の押しつけに対する強い批判がなされ、その発言は第一条の合点投票による多分の法に疑義を表明することにもなっている。

次の例は康正元年（一四五五）六月二十六日、十七名の供僧出席の下に鎮守八幡宮方奉行選任の合点票決が行われている。

　来奉行事、宝輪院合点十有之、仍治定了、其外観智院二有之、(13)

その結果、宝輪院が十票、観智院が二票となり、宝輪院が多数をもって選任されている。

さらに康正三年（一四五七）六月二十六日、二十四名の供僧出席の下に鎮守八幡宮方奉行の合点票決が行われ、その結果は

　当年奉行合点事、按察僧都二、宝泉院十一、金勝院十一、就上首、宝泉院治定畢、(14)

となり、宝泉院と金勝院がともに十一票で、このような場合は上首すなわち宝泉院が選任されている。ところが、二日後の六月二十八日、宝泉院の奉行辞退に関する問題がおこり、集会に披露したところ

　当年奉行宝泉院辞退事、披露之処、既合点治定之上者、任大法、可有領状之由、衆儀治定了、(15)

となり、合点治定は大法であり、辞退は許可をみなかったのである。なお、鎮守八幡宮方奉行（久世方奉行ともいう）(16)の改補について、応永二十二年（一四一五）三月二十二日、十三名の供僧出席の下に評定が行われ、

　宣経律師久世方奉行事、依被召放、可被定別人之由披露之処、付廿一口先可致其沙汰、追可有合点之由評議了、(17)

とされ、四月十五日になって

　久世方奉行事
　付廿一口可致沙汰之由雖為評議、廿一口方沙汰事多間、依辞退申、別人事合点処、観智院一、清浄光院十四、三位律師四、付多分可為清浄光院之由評議了、(18)

と、十九名の供僧出席の下に合点票決が行われ、清浄光院快玄が十四票の多分合点(19)により奉行に決まった。しかし、快玄は病気のため辞退することになり、「病気上者無力可定別人之由」として、改めて翌十六日、十三名の供僧出席の下に合点投票が行われ、

　合点処、金蓮院二、三位律師三、杲暁八在之、付多分可沙汰之由衆議了、(20)

となり、廿一口方奉行である杲暁が鎮守八幡宮方（久世方）奉行に選出された。つまり二つの奉行を兼帯することになり、そのため杲暁は辞退を申し入れたが、結局は「廿一口久世兼帯先例多之」として「自由辞退」は認められなかった。(21)

次に東寺廿一口供僧方奉行選任も同様で、この事例には多く接することができる。応永三十二年（一四二五）

十一月二十四日、十四名の供僧出席の下に廿一口方の明年奉行の合点票決が行われた。

明年奉行合点、仏乗院十一、宝勝院宝清三、就数□□(22)、

その結果、仏乗院が選任された。次いで「自明年法会別可有之事」と題して、

此題目、連々雖有其沙汰、于今不事行、自明年必可有之、然者如諸奉行、以合点、可有治定其人数、少僧都已下廿已上、鎮守供僧之外、非供僧等皆以可為合点人数、但任諸奉行之例、可除籠衆之旨評定了(23)、

とし、合点をもって奉行の人数を定むべきであると規定している。

永享九年（一四三七）十二月二十四日、十六名の供僧出席の下に廿一口方の明年奉行の合点票決が行われ、その結果は

宝勝院法印三、宝輪院三、普光院僧都八、仏土院僧都一、仍普光院僧都年預治定畢(24)、

で、普光院僧都（融覚）が最高の八票を獲得し、明年の奉行に治定されている。ところが、融覚の奉行辞退がおこり、二十七日になって

明年奉行事、普光院僧都辞退云、此間逮例子細候之間、不申出仕之、随而年始不申出仕共、可致年預候哉、甚不可然候、所詮、可有御免之由被申之間披露之処、御養性アテ、年始出仕不可叶者、来晦日重而承、可有披露之由(25)、

と評定され、さらに三十日になって

普光院僧都依逮例年始之出仕難叶之間、明年〻預辞退之間、披露之処、誠ニ無出仕者、年預事不可叶、仍宝勝院法印三、宝輪院僧都三、合点同数也、任先規、同数時者、以上首沙汰之、然之間、宝勝院法印上首之間、

第12図　廿一口方奉行合点状（折紙）　26.8×44.2cm　京都府立総合資料館蔵

明年〻預可為宝勝院法印之由(26)、

と治定され、合点同数のときは上首を任ずるとしている。

寛正三年（一四六二）十二月二十日、十八名の供僧出席の下に廿一口方の明年奉行の合点票決が行われ、その結果は

明年廿一口奉行合点之事、仏乗院六、光明院六、其余一二、依為上衆、仏乗院令治定畢(27)、

で、仏乗院と光明院がともに六票の同数となり、上首である仏乗院が選任されている。しかし、仏乗院は再三辞退し「結句ニ任大法、廿一口方供新半分可進候、奉行職事可有御免由」と、廿一口供僧方供料の半分の進納を条件として辞退を認めてほしいとしている。そこで集会に披露したところ「為衆義、無勿躰由、可被仰遣由、評義之間、其分以預申遣候」となったが、仏乗院からの返答は「同篇」で「此上者無力」ということになり、同

数であった光明院の治定をみるにいたった(28)。つまり結局は廿一口供僧方供料の半分の進納を条件として辞退が認められたことになる。なお、廿一口供僧方奉行辞退について、文明五年（一四七三）十二月二十日に、廿一口供僧方の明年の奉行に選任された正覚院原永（第12図）が辞退を申し入れたが、翌二十一日「重而辞退之間、披露之処仁、合点之上者、不可叶之旨」とされた(29)。ところが、翌二十二日になって

明年廿一口奉行重而辞退間、披露之処、無人之間、明日廿三日科以評定、可致披露之旨、衆義治定畢、仍科分弐拾疋(30)、

と決めている。二十三日には「昨日致披露、奉行辞退之事」について、

披露之処仁、宝生院、観智院、覚永三人罷出、堅申間、返事云、依指合、堅辞申候之処、為衆座堅承間、先領状申候、此趣披露畢(31)、

というように、正覚院原永の辞退は堅かった。しかし、原永は一転してその理由は不明であるが、明年つまり文明六年（一四七四）の廿一口供僧方奉行に就任することになる(32)。

文明十六年（一四八四）十二月二十日、十八名の供僧出席の下に廿一口方の明年奉行の合点票決が行われ、その結果は

明年奉行合点事、妙観院三、宰相僧都一、金勝院七、宝厳院七、依為上衆、宝厳院治定畢(33)、（第13図）

であったが、次いで左のような記載がみられる。

奉行合点次第
廿一口方　造営方　学衆方

明年奉行合点事
宝厳院御坊
宝泉院
金勝院
増長院
妙観院
光明院
宰相僧都
三位律師
帥律師
中納言律師
侍従律師

中将律師
三位律師
兵部卿律師
少将律師
兵部卿阿闍梨
教済
文明十六年十二月廿日

第13図　廿一口方奉行合点状（折紙）　26.5×46.7cm　京都府立総合資料館蔵

講　堂　方　巡臈次(34)

宝徳元年（一四四九）十二月二十四日の廿一口方供僧評定の記録にも

合点次第廿一口（第一）　造営〻（第二）植松〻（第三〻四五）学衆（第四〻四三）　十八口（✓第五〻五四）
明年奉行事合点金勝院二、金光院三、正覚院二、自余悉宝泉院、仍治定畢(35)、

とある。つまり、廿一口供僧方・造営方・学衆方・十八口供僧方・植松荘方の各奉行は合点投票によって治定されたが、講堂方奉行は寂勝光院方奉行ともいわれ(36)、講堂供僧六口の臈次による輪番制であった。至徳三年（一三八六）十二月三十日の「寂勝光院方評定引付(37)」には、

明年奉行事、任臈次、大染金剛院法印、可有其沙汰之由、治定了、

とあり、また、永享十二年（一四四〇）十二月二十四日の「寂勝光院方評定引付(38)」には、

明年奉行、宝勝院治定了、順役之間、不

とある。

東寺学衆方奉行の合点投票の事例として、貞和三年（一三四七）十二月二十二日の「学衆評定引付」(39)に、

年行事一任先規以合点之多定器要畢、

とあり、また、応安六年（一三七三）十二月二十九日、学衆九名出席の下に明年の学衆方奉行の合点票決が行われ、

明年学衆奉行事（合点）

金蓮院三、宝厳院二、其外者一之合点也、仍云合点云臈次、可為金蓮院大僧都之由、任合点治定了、(40)

となり、三票獲得した金蓮院が「云合点云臈次」によって明年の奉行に選任されている。

以上みてきた他に「合点」により奉行が選出されたのは、太良荘地頭方（不動堂方）・宝荘厳院方・法会方・光明講などがあげられる。(41)なお、太良荘地頭方は南北朝期には臈次による輪番制であったが、室町期になって合点にかわっている。また、宝荘厳院方は南北朝期から合点にかわり、室町期には廿一口方年預（奉行）の兼帯となっている。さらに法会方は奉行が置かれた応永三十三年（一四二六）から合点が行われ、光明講は永享十二年（一四四〇）頃から合点にかわったが、文明十六年（一四八四）以降は造営方奉行の兼帯となった。(42)

興福寺では、『大乗院寺社雑事記』の文明三年（一四七一）三月五日の条に、

依之於新坊集会所、衆中面々合点之処、当参十一人之内六人ハ不可入旨合点、五人ハ可入之由合点云々、此上者不可有一同之由事必定也、然者筒井披露ニ可任旨、自集会所遣書状、成無為了、

とある。この集会が開かれるにいたった経緯は、文明三年二月晦日、大和の豪族筒井氏の披露によって政尊なる僧を寺住にしようとしたのに対し、衆徒一同集会を開き「彼先祖寺住所望時、不可叶旨事旧了」(43)という理由で、政尊寺住反対を満座一同の評議をもって一決したのである。そこで、筒井氏はこれに対し政尊の種姓の正しさを主張し、つとめて寺住の正当であることを弁明した。その結果、同年三月五日にいたり、政尊を寺住にすべきか否かについて衆徒の態度を決定するために集会が開かれたのである。その賛否を「合点」により票決したのであるが、集会人数十一人のうち、賛五票、否六票の結果をみた。「少数は多数に従う」ならば五対六であり、当然不賛成者側の勝利であるが、これが少差であるため「此上者不可有一同」とされたのであろう。つまり票数が極端に接近した場合、有力推薦者である筒井氏の披露が効果的であったとみるべきである。この件に関し、大乗院門跡尋尊は「所詮ハ棟梁輩可披露事ハ、則存故実可承伏事也」(44)と感慨を述べている。文明年間にいたっては、当寺の評定にもすでにこのような土豪勢力の世俗的な掣肘を受けざるをえなくなったことをものがたっている。

さらに『興福寺英俊法印記』(45)の永正三年（一五〇六）二月二十五日の条に、

故学賢房法印被奉行本談儀納所、今日於客坊集会以合点被精撰処、実禅房得業極多候間、則被申遣了、

と記されている。つまり客坊集会（学侶集会）において、本談議納所の奉行に故学賢房法印の後任として実禅房得業が合点極多をもって選任されている。

法隆寺の事例として、応永三年（一三九六）二月八日、五名の僧から構成される五師の評定において、

於絵殿預令合点治定人躰、若有故障者、可被処罪科也、(46)

と、絵殿預が合点投票により治定の上は故障すべきではなく、もし故障あれば罪科に処せられるべきであるとし

ている。また、永享十二年（一四四〇）十二

当寺寺官躰、鵤荘去年預所沙汰也、若即躰非器之時者、相語於余人、可被上申之条、自往古例也、然近年以来、急事沙汰出来之時寺官上洛事、動令遅々之間、臨時而寺門難義也、所詮於向後者以合点撰器用之人躰、毎年得分弐拾貫文可被宛行之、其足付者惣分拾貫文、預所在荘上方両人拾貫文被出之事。[47]

とある。公文は合点投票によって「器用之人躰」を選出し、法隆寺惣分と鵤荘預所から折半で出される二十貫文が公文に給されるとしている。なお、仏餉院の住持職について、弘治二年（一五五六）合点投票により延学房を決めたところ、その住持職を望んでいた賢春房が「彼住持競望躰内上次第治定事先規之処、新儀之合点之事非例」という理由で寺家に訴え出ている。その結果は「堂家惣分為集儀、彼賢春房大に住持職事治定了」というように、望み通り賢春房は住持職になっている。[48]

次に年月日未詳の次のような規式がある。

契約　法隆寺五拾貫文取頼支規式条々事

右此頼支興行之起因者、就御報恩会、色性色衆之装束幷楽器等之道具、依令損失、会場之行粧見苦敷上、剰及闕如事ノミ在之、雖然寺門無力而輙新調脩覆之計略難叶之間、且者為興隆興行、且者任当時世上之風儀、此頼支於企者也、然上以親方之可得、毎年無退転加小破之修理、可致法服蛮絵等之調進趣、令満寺仁披露、則副奉行数輩中請相伴仁執沙汰之上者、止自他之偏執可専報恩謝徳之懇志、是併諸悪莫作、諸善奉行之理也、誰不廻随喜同心之踵耶、仍親方於可得分者、偏可為御報恩会之要脚、聊モ不可用余事、縦雖有寺用欠如之子細、曽以自由仁不可有借用混乱之儀、況於猿楽田楽等非分之下知哉、但万一寺門一大事之所用出来候時者、

非制之限者欤、

一、於此頼支鬮、幷買之置銭五貫文宛者、始中終為講衆之計、可為綱封倉納所然者已取分懸銭之事者、為綱封倉之沙汰速頼支之席へ可被出渡之条、不可及猶予者也、於此置銭者、就公私不可有余綺事、

一、以置銭之利平、多年已取之懸銭被償取、然上者頼支終之後、彼本銭悉綱封倉可為進止事、

一、奉行毎年頼支以前仁講衆方奉行七人年曽加定、　廿人方五人一﨟蔵人加定、此外筆師二人、都合十四人、以合点令精撰、其人躰可有治定事、

一、縦雖有天下一同徳政、此頼支懸銭不可有改動之儀事、

一、法服楽器等調進之時者、件奉行相伴仁令談合、可致其沙汰事、

一、調進以下入目散用状披露候時、必以起請文、講衆幷廿人方仁可有注進事、

一、於親方可得銭者、支配以前、奉行一﨟幷廿人沙汰人、封ぉ付、綱封倉仁可預置事、

一、頼支前後之用意、集来経営、幷法服等調進取成等事、一円法服米沙汰人、可為沙汰事、

一、於廿人新入之躰者、毎年二月九日集会席而此置文年会櫃ヨリ取出、可有加判事、

右条々守僉議之旨、堅致其沙汰者也、若此旨於令違犯輩者、

奉始日本国主　天照皇太神（以下原文欠く）[49]

この文書は、後欠によりその正確な時代的究明は困難ではあるが、その文意・内容より類推して室町期のものとみてよい。この規式によれば、御報恩会奉行に際し、寺用の法服ならびに楽器などを新調修復せんとの目的の下に、親方すなわち法隆寺自身の可得分（当籤）の取足をもってこれに宛てんとし、きわめて詳細な条文を定

めている。その各条を翫読すれば、当寺の当面していたいろいろの興味ある内容に接することができる。ここでは当面の課題である第三条の合点の法についてみると、講衆方と廿人方そして筆師の各奉行をそれぞれ七人・五人・二人と、都合十四人を合点投票により精選選任をなしていることが知られる。

『斑鳩旧記類集』(50)には、年月日未詳であるが、「鵤荘預所治定事」について次のような記載がある。

各住無相清浄之心不存私曲偏頗、可為興隆之様法ヲ思案シテ、不依有縁無縁清撰之沙汰可在之、乃至合点等之沙汰之時モ、不依人語任実正可有沙汰者也、所詮不住嫉妬懈慢之心一事ニ候、可存荘務之興行也、

つまり鵤荘預所の選任に際して、合点投票は「不依人語任実正可有沙汰」としている。

次に薬師寺の事例をみると、天文十九年（一五五〇）八月八日、金堂前において集会が開かれ、その際に

去任円城院堂箇定集会評定、諸納所幷下庫同反銭等之沙汰、以合点十人被撰定畢、十人之沙汰人、以告文可有沙汰旨一決畢、別而未進等悉借銭方ヘ可為足付旨一決了、(51)

と評議されている。つまり「諸納所幷下庫同反銭等之沙汰」に関して、合点投票が行われ十人の沙汰人が選出されている。さらに永禄七年（一五六四）の寺家掟九ヵ条の第四条には、

一、納所之儀（収納沙汰人之）者、重而満寺合点ヲ以テ可被結事、(52)

と記されている。

次の例は以上みてきたものと異なり、消息文にみられるものである。この文書は平安末期のもので、『兵範記』（『人車記』）の仁安二年（一一六七）冬巻の紙背文書の一つであって、大外記清原頼業の筆にかかる「清原頼業消息」（第14図）である。これは管見しえた「合点」に関する記録の初見でもある。

第14図　清原頼業消息（『兵範記』紙背文書）　29.4×56.4cm　陽明文庫蔵

官使解状注文等謹給預候了、合点五人之内、於三□（人）者、付師主可召進之由、可仰含候、於多武峯僧者、□（非）寺家之進止、早直付彼山□（可）被召候歟、以此旨可被申上之状如件、

十月十九日　　頼業

官使の解状注文などを預かったことを報じた後に、「合点五人之内、於三人者、付師主可召進之由」といっている。つまり僧の進退に関して合点を行い、その行った五人のうち、三人は師主に付けて召し進むべきことと記している。おそらくはこの文書は、官より頼業になされた諮問に対しての答申であると考えられる。

以上「合点の法」について、各諸大寺の記録をみてきたが、残存する記録の関係上室町期に片寄ってはいるが、すでに平安末期頃から「合点」は行われていたようで、東大寺などは鎌倉期には「合点」の効用を遺憾なく発揮していたことが窺える。そこではきわめて合理的にして自由な無記名の投票がなされ、現代的な投票と比較して遜色のない

公平なる意思集約の作業であったことが知られる。

註(1)『東文目』三、三─三─九〇・九一(『鎌倉遺文』二三、一八一九九)。
(2)『東文目』三、三─三─一一八・一一九(『鎌倉遺文』二三、一八二〇一)。
(3)東大寺文書七、三七一。
(4)『東文目』三、三─三─一三・一四。
(5)観応二年八月二日「東大寺顕春等連署起請文」(京都大学所蔵文書(『大日本史料』第六編之一五所収))。
(6)註(5)。
(7)註(5)。
(8)『東文目』三、三─三─三〇一。
(9)『鎌倉遺文』一五、一一六一四。
(10)康永三年六月十六日「鎮守八幡宮供僧評定書」(『東百文目』レ四一)。
(11)網野善彦著『中世東寺と東寺領荘園』二七六頁。
(12)註(10)。
(13)『東百文目』る五九。
(14)康正二年「鎮守八幡宮供僧評定引付」(『東百文目』る六二)。
(15)註(14)。
(16)鎮守八幡宮供僧は、廿一口供僧と学衆とから補任された。建武三年(一三三六)足利尊氏が山城国久世上下荘地頭職を東寺鎮守八幡宮に寄進することによって三〇口の供僧がおかれ、大般若経転読と本地供行法を行った(富田正弘「中世東寺の寺院組織と文書授受の構造」(『京都府立総合資料館紀要』八))。

(17)応永二十二年「鎮守八幡宮供僧評定引付」(『東百文目』ワ三一)。
(18)註(17)。
(19)十二月二十日(年号未詳)の「評定引付」(教王護国寺文書一〇、二八二六)に、

来年奉行合点事
観智院律師御坊・宝菩提院律師御坊・中納言阿闍梨御坊・弐位阿闍梨□□各一ツ、金剛珠院法印御坊六ツ依為増点、
金剛珠院□□存之由、衆議治定□□、

とあり、「多分合点」を「依為増点」と記している。
(20)註(17)。
(21)註(17)。
(22)応永三十二年「廿一口方評定引付」(『東百文目』ち六)。
(23)註(22)。
(24)永享九年「廿一口方評定引付」(『東百文目』ち一一)。
(25)註(24)。
(26)註(24)。
(27)寛正三年「廿一口方評定引付」(『東百文目』ち一七)。
(28)註(27)。
(29)文明五年「廿一口方評定引付」(『東百文目』ち二〇)。
(30)註(29)。
(31)註(29)。
(32)文明六年「廿一口方評定引付」(『東百文目』天地之部三九)。

(33) 文明十六年「廿一口方評定引付」（『東百文目』ち二四）。
(34) 註(33)。
(35) 宝徳元年「廿一口方評定引付」（『東百文目』ち一五）。
(36) 最勝光院方（講堂方）は、講堂供僧（三口）と護摩供僧（六口）の九口からなっており、前者は仁王般若秘法を行い、後者は長日護摩を修した。これはその供料を最勝光院執務職とその所領によってまかなった（富田前掲論文）。
(37) 『東百文目』る一二。
(38) 『東百文目』る四六。
(39) 『東百文目』ム一九。
(40) 応安六年「学衆評定引付」（『東百文目』ム四九）。
(41) 表3（東寺合点状一覧表）〔第二章第三節(一)(2)〕参照。
(42) 富田前掲論文・富田「仏事方散用状について(上)」（『金沢文庫研究』二七六）・註(41)参照。
(43) 『大乗院寺社雑事記』文明三年二月晦日の条。
(44) 『大乗院寺社雑事記』文明三年三月五日の条。
(45) 『史籍集覧』別記類一二所収。
(46) 『応安年中以来法隆寺衙日記』（『大日本史料』第七編之二所収）。
(47) 『法隆寺伍師年会衙記録・抄』（『播磨国鵤荘資料』所収）。
(48) 註(47)。
(49) 法隆寺文書八。
(50) 『播磨国鵤荘資料』所収。
(51) 『薬師寺上下公文所要録』（『史学雑誌』〔資料紹介〕所載）七九—五。

第15図　東大寺八幡宮新造屋牆講沙汰人合点状　28.0×36.3cm　東大寺蔵

(52) 註(51)。

(2) 合点の方法—合点状——

文安四年（一四四七）の東大寺の「八幡宮新造屋牆講沙汰人合点状」[1]（第15図）によれば、候補者として十人の僧名を横に書き連ね、その下に毛筆による一本宛の横の短線の記入がなされている。その結果、良重が最高の六票、英壬が四票、他に三票が二人、二票が一人、一票が五人、計二十三票の記入がみられる。しかも良重・英壬両人の合点票の下方にそれぞれ「六」・「四」の数の記入がみられ、他にはそれがみられない。選任された僧は明らかではないが、沙汰人の性格よりして両人の選出をみたのではなかろうか。なお、この合点状の端裏書に、

新造屋牆講沙汰人引付三ヶ年宛可被奉行旨評定了文安四年　年預延営

と記されており、牆講沙汰人の任期は三ヵ年であったことが知られる。

東寺においては、「合点状」の多くの事例に接すること

ができる。まずそれらを一覧表でみておくことにする。なお、それらの文書の形状はすべて「折紙」である。

〈表3〉

年月日	文書名
応永二十三年十二月二十四日	太良荘地頭方奉行合点状
応永二十五年	久世方奉行合点状
応永三十年六月二十六日	〃
応永三十三年	法会方奉行合点状
応永三十四年	〃
○(応永年間)	十八口方奉行合点状
正長元年	法会方奉行合点状
永享元年	〃
永享二年	〃
永享三年	〃
永享六年十二月二十四日	太良荘地頭方奉行合点状
永享六年	法会方奉行合点状
永享七年十二月二十四日	太良荘地頭方奉行合点状
永享七年十二月二十四日	法会方奉行合点状
永享八年	〃
永享九年十二月二十四日	太良荘地頭方奉行合点状
永享九年	法会方奉行合点状
永享十年	〃
永享十二年十二月二十四日	太良荘地頭方奉行合点状
永享十二年十二月	光明講奉行合点状
嘉吉元年十二月	太良荘地頭方奉行合点状
嘉吉二年六月二十六日	久世方奉行合点状
嘉吉二年十二月	法会方奉行合点状
嘉吉三年十二月	光明講奉行合点状
嘉吉三年	法会方奉行合点状
文安元年十二月	〃
文安二年七月二十八日	光明講奉行合点状
文安二年十二月	法会方奉行合点状
文安二年十二月	光明講奉行合点状
文安三年十二月	法会方奉行合点状
文安三年十二月	光明講奉行合点状
文安四年六月	久世方奉行合点状
文安四年十二月二十四日	法会方奉行合点状
文安五年十二月	〃
宝徳元年十二月	〃
宝徳二年十二月	〃
宝徳三年十二月	〃
宝徳三年十二月	光明講奉行合点状
享徳元年十二月	〃
享徳元年十二月	法会方奉行合点状
享徳二年十二月二十日	太良荘地頭方奉行合点状
享徳二年十二月	法会方奉行合点状
享徳三年十二月	〃
康正元年十二月二十日	太良荘地頭方奉行合点状
康正元年十二月	法会方奉行合点状
康正二年十二月二十日	太良荘地頭方奉行合点状
康正二年十二月二十八日	法会方奉行合点状
長禄元年十二月二十四日	太良荘地頭方奉行合点状
長禄元年十二月二十四日	法会方奉行合点状
長禄二年十二月二十日	太良荘地頭方奉行合点状
長禄二年十二月	法会方奉行合点状
長禄三年十二月二十日	太良荘地頭方奉行合点状
長禄三年十二月	法会方奉行合点状
長禄四年十二月二十日	太良荘地頭方奉行合点状
長禄四年十二月	法会方奉行合点状
寛正二年十二年二十日	太良荘地頭方奉行合点状
寛正二年十二月	法会方奉行合点状
寛正三年十二月二十日	造営方奉行合点状
寛正三年十二月	法会方奉行合点状
寛正四年十二月二十日	廿一口方奉行合点状
寛正四年十二月二十日	造営方奉行合点状
寛正四年十二月	法会方奉行合点状
寛正四年十二月二十日	造営方奉行合点状
寛正五年十二月	法会方奉行合点状
寛正六年十二月二十日	太良荘地頭方奉行合点状
寛正六年十一月二十日	造営方奉行合点状
寛正六年十二月	法会方奉行合点状
文正元年十二月二十日	光明講奉行合点状
文正元年十二月二十日	太良荘地頭方奉行合点状
応仁元年十二月二十日	造営方奉行合点状
応仁元年十二月二十日	太良荘地頭方奉行合点状
応仁元年十二月二十日	十八口方奉行合点状
△応仁元年十二月二十日	法会方奉行合点状
応仁元年十二月	光明講奉行合点状
応仁二年十二月二十六日	太良荘地頭方奉行合点状
応仁二年十二月	光明講奉行合点状
文明元年十二月二十日	造営方奉行合点状
文明元年十二月二十日	太良荘地頭方奉行合点状
文明元年十二月二十日	十八口方奉行合点状
文明元年十二月二十日	光明講奉行合点状
△文明元年十二月	法会方奉行合点状
文明二年十二月二十日	光明講奉行合点状
△文明二年十二月	法会方奉行合点状
文明三年十二月二十日	造営方奉行合点状
文明三年十二月	光明講奉行合点状
△文明三年十二月	法会方奉行合点状
○文明四年十二月二十日	造営方奉行合点状
文明四年十二月二十日	廿一口方奉行合点状
△文明四年十二月	法会方奉行合点状
○文明五年十二月二十日	造営方奉行合点状

年月日	文書名
文明五年十二月	廿一口方奉行合点状
△文明五年十二月	法会方奉行合点状
○文明六年十二月二十日	造営方奉行合点状
文明六年十二月二十日	光明講奉行合点状
△文明六年十二月	法会方奉行合点状
○文明七年十二月二十四日	造営方奉行合点状
文明七年十二月二十四日	廿一口方奉行合点状
△文明七年十二月	法会方奉行合点状
○文明八年十二月二十日	造営方奉行合点状
文明八年十二月二十日	廿一口方奉行合点状
△文明八年十二月	法会方奉行合点状
文明九年十二月二十四日	光明講奉行合点状
○文明九年十二月	廿一口方奉行合点状
△文明九年十二月	法会方奉行合点状
文明十年十二月二十日	廿一口方奉行合点状
文明十年十二月	光明講奉行合点状
△文明十年十二月	法会方奉行合点状
文明十一年七月	久世方奉行合点状
文明十一年十二月	光明講奉行合点状
文明十一年十二月	廿一口方奉行合点状
△文明十一年十二月	法会方奏行合点状
文明十二年十二月二十日	廿一口方奉行合点状
△文明十二年十二月	法会方奉行合点状

年月日	文書名
文明十三年十二月	廿一口方奉行合点状
△文明十三年十二月	法会方奉行合点状
文明十四年十二月二十日	廿一口方奉行合点状
文明十四年十二月	光明講奉行合点状
△文明十四年十二月	法会方奉行合点状
文明十五年十二月	廿一口方奉行合点状
△文明十五年十二月	法会方奉行合点状
文明十六年十二月	造営方奉行合点状
文明十六年十二月	廿一口方奉行合点状
△文明十六年十二月	法会方奉行合点状
文明十七年十二月	造営方奉行合点状
○文明十七年十二月	廿一口方奉行合点状
△文明十七年十二月	法会方奉行合点状
○文明十八年十二月二十日	廿一口方奉行合点状
文明十八年十二月	造営方奉行合点状
△文明十八年十二月	法会方奉行合点状
○長享元年十二月二十日	廿一口方奉行合点状
長享元年十二月	造営方奉行合点状
△長享元年十二月	法会方奉行合点状
長享二年十二月二十日	廿一口方奉行合点状
長享二年十二月	造営方奉行合点状
△長享二年十二月	法会方奉行合点状
延徳元年十二月	造営方奉行合点状

年月日	文書名
△延徳元年十二月	法会方奉行合点状
延徳二年十二月	造営方奉行合点状
△延徳二年十二月	法会方奉行合点状
延徳三年十二月	造営方奉行合点状
△延徳三年十二月	法会方奉行合点状
明応元年十二月二十日	廿一口方奉行合点状
明応元年十二月	造営方奉行合点状
明応二年十二月二十日	廿一口方奉行合点状
明応二年十二月	造営方奉行合点状
△明応二年十二月	法会方奉行合点状
明応三年十二月二十日	造営方奉行合点状
△明応三年十二月	法会方奉行合点状
明応四年十二月二十日	廿一口方奉行合点状
△明応四年十二月	法会方奉行合点状
明応五年十二月	廿一口方奉行合点状
△明応五年十二月	法会方奉行合点状
明応六年十二月	廿一口方奉行合点状
△明応六年十二月	法会方奉行合点状
明応七年十二月	廿一口方奉行合点状
明応八年十二月	〃
△明応八年十二月	法会方奉行合点状
明応九年十二月二十日	廿一口方奉行合点状
△明応九年十二月	法会方奉行合点状
文亀元年十二月二十日	廿一口方奉行合点状
△文亀元年十二月	法会方奉行合点状

年月日	文書名
文亀二年十二月二十日	廿一口方奉行合点状
文亀三年十二月	〃
△文亀三年十二月	法会方奉行合点状
永正元年十二月	廿一口方奉行合点状
△永正元年十二月	法会方奉行合点状
永正二年十二月	廿一口方奉行合点状
△永正二年十二月	法会方奉行合点状
永正三年十二月	廿一口方奉行合点状
永正三年十二月	十八口方奉行合点状
△永正三年十二月	法会方奉行合点状
永正四年十二月	廿一口方奉行合点状
永正四年十二月	十八口方奉行合点状
△永正四年十二月	法会方奉行合点状
永正五年十二月	十八口方奉行合点状
△永正五年十二月	法会方奉行合点状
永正六年十二月	廿一口方奉行合点状
永正六年十二月	十八口方奉行合点状
△永正六年十二月	法会方奉行合点状
永正七年十二月	廿一口方奉行合点状
永正七年十二月	十八口方奉行合点状
△永正七年十二月	法会方奉行合点状
永正八年十二月	廿一口方奉行合点状
永正八年十二月	十八口方奉行合点状
永正九年十二月	廿一口方奉行合点状
永正九年十二月	十八口方奉行合点状

年月日	文書名
△永正九年十二月	法会方奉行合点状
永正十年十二月	廿一口方奉行合点状
永正十年十二月	十八口方奉行合点状
永正十一年十二月	廿一口方奉行合点状
永正十一年十二月	十八口方奉行合点状
永正十二年十二月	〃
永正十三年十二月	廿一口方奉行合点状
永正十三年十二月	十八口方奉行合点状
永正十四年十二月	廿一口方奉行合点状
永正十四年十二月	十八口方奉行合点状
永正十五年十二月	廿一口方奉行合点状
永正十五年十二月	十八口方奉行合点状
永正十六年十二月	〃
永正十七年十二月二十日	〃
△永正十七年十二月	法会方奉行合点状
大永元年十二月	廿一口方奉行合点状
大永元年十二月	十八口方奉行合点状
大永二年十二月二十日	〃
△大永二年十二月	法会方奉行合点状
大永三年十二月	十八口方奉行合点状
△大永三年十二月	法会方奉行合点状
大永四年十二月	十八口方奉行合点状
大永五年十二月	廿一口方奉行合点状

年月日	文書名
大永五年十二月	十八口方奉行合点状
△大永五年十二月	法会方奉行合点状
大永六年十二月	十八口方奉行合点状
△大永六年十二月	法会方奉行合点状
大永七年十二月	廿一口方奉行合点状
大永七年十二月	十八口方奉行合点状
享禄元年十二月	〃
△享禄元年十二月	法会方奉行合点状
享禄二年十二月二十日	廿一口方奉行合点状
享禄二年十二月	十八口方奉行合点状
享禄三年十二月	廿一口方奉行合点状
享禄三年十二月	十八口方奉行合点状
享禄四年十二月	廿一口方奉行合点状
享禄四年十二月	十八口方奉行合点状
天文元年十二月	廿一口方奉行合点状
天文元年十二月	十八口方奉行合点状
△天文元年十二月	法会方奉行合点状
天文二年十二月	廿一口方奉行合点状
天文二年十二月	十八口方奉行合点状
△天文二年十二月	法会方奉行合点状
天文三年十二月	廿一口方奉行合点状
天文三年十二月	十八口方奉行合点状
天文四年十二月	廿一口方奉行合点状

年月日	文書名
天文四年十二月	十八口方奉行合点状
△天文四年十二月	法会方奉行合点状
天文五年十二月二十日	廿一口方奉行合点状
天文六年十二月	〃
天文七年十二月	〃
天文八年十二月	〃
天文九年十二月	〃
天文十年十二月	〃
天文十一年十二月	〃
天文十一年十二月	学衆方奉行合点状
天文十二年十二月	廿一口方奉行合点状
天文十三年十二月	〃
天文十四年十二月	〃
天文十五年十二月	〃
天文十六年十二月	〃
△天文十六年十二月	法会方奉行合点状
天文十七年十二月	廿一口方奉行合点状
天文十七年十二月	十八口方奉行合点状
△天文十七年十二月	法会方奉行合点状
天文十八年十二月	廿一口方奉行合点状
天文十八年十二月	十八口方奉行合点状
天文十九年十二月	廿一口方奉行合点状
天文十九年十二月	十八口方奉行合点状
天文二十年十二月	廿一口方奉行合点状
天文二十一年十二月	十八口方奉行合点状

年月日	文書名
天文二十二年十二月	〃
天文二十三年十二月	造営方奉行合点状
天文二十三年十二月	廿一口方奉行合点状
天文二十三年十二月	十八口方奉行合点状
弘治元年十二月	廿一口方奉行合点状
弘治元年十二月	十八口方奉行合点状
△弘治元年十二月	法会方奉行合点状
○弘治二年十二月	廿一口方奉行合点状
弘治二年十二月	十八口方奉行合点状
弘治三年十二月	〃
△弘治三年十二月	法会方奉行合点状
○永禄元年十二月二十日	廿一口方奉行合点状
永禄二年十二月二十日	十八口方奉行合点状
△永禄二年十二月	法会方奉行合点状
永禄三年十二月	廿一口方奉行合点状
△永禄三年十二月	法会方奉行合点状
△永禄四年十二月	〃
△永禄五年十二月	〃
△永禄六年十二月	〃
○永禄七年十二月	十八口方奉行合点状
△永禄七年十二月	法会方奉行合点状
永禄八年十二月	十八口方奉行合点状
△永禄八年十二月	法会方奉行合点状
永禄九年十二月	廿一口方奉行合点状
永禄九年十二月	十八口方奉行合点状

年月日	文書名
△永禄九年十二月	法会方奉行合点状
永禄十年十二月	十八口方奉行合点状
△永禄十年十二月	法会方奉行合点状
永禄十一年十二月二十日	十八口方奉行合点状
△永禄十二年十二月	法会方奉行合点状
元亀元年十二月	久世方奉行合点状
△元亀元年十二月	法会方奉行合点状
△元亀二年十二月	〃
△元亀三年十二月	〃
△天正元年十二月	〃
○天正二年十二月	造営方奉行合点状
△天正二年十二月	法会方奉行合点状
△天正四年十二月	〃
△天正五年十二月	〃
△天正六年十二月	〃
△天正七年十二月	〃
△天正八年十二月	〃
△天正九年十二月	〃
△天正十一年十二月	〃
△天正十七年十二月	〃
（無年号）	
○欠	久世方奉行合点状
〃	〃
〃	〃
〃	〃
〃	〃
〃	〃
〃	〃
〃	〃
〃	〃
〃	〃
〃	〃
〃	〃
〃	〃
〃	〃
〃	〃
〃	〃
〃	〃
〃	〃
〃	〃
〃	〃
〃	〃
〃	鎮守八幡宮方奉行合点状
〃	〃
〃	〃
〃	〃
〃	〃
〃	〃
〃	〃
〃	〃
十二月二十日	太良荘地頭方奉行合点状
十二月二十日	〃
十二月二十日	〃
欠	〃
〃	〃
〃	〃
〃	〃
〃	〃
〃	廿一口方奉行合点状
〃	〃
〃	十八口方奉行合点状
〃	光明講奉行合点状
〃	〃
〃	〃
△〃	法会方奉行合点状
〃	茱方奉行合点状

※○は教王護国寺文書、△は東寺観智院文書、他は東寺百合文書。

〈表4〉

文書名	通数
法会方奉行合点状	一一三㈠通
廿一口方奉行合点状	七六㈢通
十八口方奉行合点状	四九㈠通
太良荘地頭方奉行合点状	三七㈥通
造営方奉行合点状	二五通
光明講奉行合点状	二一㈢通
鎮守八幡宮方（久世方）奉行合点状	二五㈨通
鎮守八幡宮方奉行合点状	八㈥
久世方奉行合点状	一七㈡
学衆方奉行合点状	一通
茱方奉行合点状	一㈠通
〈合点状〉合計	三四八通

※（）の数は無年号のもの。

第16図　十八口方奉行合点状（折紙）　26.8×45.7cm　京都府立総合資料館蔵

第17図　廿一口方奉行合点状（折紙）　27.8×44.5cm　京都府立総合資料館蔵

ここにあげた「合点状」は室町中期から安土桃山期にかけてのもので、教王護国寺文書十五通と東寺観智院文書七十八通を除いた他はすべて京都府立総合資料館蔵の東寺百合文書であり、計三百四十八通の多きにのぼる。その内訳は表4のとおりである。そこで因にそれぞれの奉行選定の「合点状」を各一事例ずつあげて参考に資したい。

㈠応仁元年（一四六七）十二月二十日の「十八口方奉行合点状」[2]（第16図）

書出に「明年十八口奉行合点事」と記され、十八口供僧（本供僧）のうち十二人の供僧を臈次によって（僧位僧官を優先し、同一位官のうちを臈次の順とする）横に書き連ね、交名の最後に本年の奉行（年預）である杲覚なる僧名が記され、次いで年月日が付されている。これらは奉行の杲覚の手によって書き載せられたものである。「合点状」の形状は、紙を横に半折してその折目に向って書くという折紙形式である。料紙は多く杉紙が使われ、当時としては楮紙や斐紙などにくらべてやや粗悪な紙である。記入法は僧名の右側あるいは左側に毛筆をもって斜め横に一本宛の短線が書き入れてある。この斜め横に引かれている引点つまり「合点」（ときには「加点」[3]ともいう）は、評定参加者がその者に投ぜられた票数を示すものである。合点票決の結果は、観智院（宗杲）が少なくとも五票以上（損傷により実数票は不明）の最高点で応仁二年（一四六八）の十八口方奉行に選任されている。次いで宮内卿律師が四票、卿僧都が二票、民部卿律師が一票となり、計十二票以上の記入がみられる。以下あげる「合点状」の形式・方法はこの㈠の「合点状」と同様である。

㈡寛正四年（一四六三）十二月二十日の「廿一口方奉行合点状」[4]（第17図）

二十一口供僧（十八口供僧と新供僧三口で形成）のうちの十六人の供僧が横に連記され、続いて本年の奉行人、

第18図　太良荘地頭方奉行合点状（折紙）　28.5×48.2cm　京都府立総合資料館蔵

第19図　造営方奉行合点状（折紙）　27.7×45.1cm　京都府立総合資料館蔵

第20図　鎮守八幡宮方奉行合点状（折紙）　29.0×45.3cm　京都府立総合資料館蔵

第21図　久世方奉行合点状（折紙）　29.2×46.7cm　京都府立総合資料館蔵

次いで年月日が付されている。合点票決の結果は、宝輪院（宗寿）が最高の七票で寛正五年（一四六四）の廿一口方奉行に選任されている。合点状には計十六票の記入がみられる。なお、この合点状の袖の方をよくみると小さな二つの穴が認められる。この穴は紙を細く切って指先でよったもの（紙捻）で何通かの「廿一口方奉行合点状」を綴じた際のものである。(5)

(三)享徳二年（一四五三）十二月二十日の「太良荘地頭方奉行合点状」(6)（第18図）

巳灌頂の二十五口供僧のうち二十一人の供僧が連記され、年月日の後の余白に合点票決の結果が、

　明年奉行合点数、仏性院仏乗院各三、按察僧都房六、仍明年奉行可為按察僧都者也、

と記されている。

(四)寛正三年（一四六二）十二月二十日の「造営方奉行合点状」(7)（第19図）

合点票決の結果は、宝輪院（宗寿）が最高の七票で造営方奉行に選出されている。

(五)年月日未詳の「鎮守八幡宮方奉行合点状」(8)（第20図）

合点票決の結果は、宝泉院（快寿）が最高の十二票で鎮守八幡宮方奉行に選出されている。なお、この合点状には年月日が記されてないが、本年奉行の融覚と明年の奉行に選出された宝泉院からみて応永三十三年（一四二六）のものであることは明らかである。(9)なお、この奉行の任期は他の奉行と異なって七月から明年の六月までの一年間であり、奉行選出の合点投票も六月二十六日に行われている。

(六)応永二十五年（一四一八）の「久世方奉行合点状」(10)（第21図）

合点票決の結果は、普光院（杲暁）が最高の七票で奉行に選出されている。

第22図　光明講奉行合点状（折紙）　26.0×45.1cm　京都府立総合資料館蔵

第23図　法会方奉行合点状（折紙）　28.3×45.8cm　京都府立総合資料館蔵

第24図　学衆方奉行合点状（折紙）　24.5×40.3cm　京都府立総合資料館蔵

第25図　某方奉行合点状（折紙）　28.2×46.3cm　京都府立総合資料館蔵

㈦文明九年（一四七七）十二月二十四日の「光明講奉行合点状」[11]（第22図）

書出には「明年光明講御奉行加点之事」と記され、合点票決の結果として、

　加点之事、宮内卿僧都十二、増長院一、三位阿闍梨二、仍就点数宮内卿僧都坊御治定畢、

と記されている。光明講奉行が置かれたのは応永三十四年（一四二七）からで、はじめは廿一口方供僧の臈次順と定められ、永享十二年（一四四〇）頃から合点により選任されるようになった。[12]

㈧永享元年（一四二九）の「法会方奉行合点状」[13]（第23図）

合点票決の結果は、仏乗院（宗順）が最高の七票を獲得し、永享二年（一四三〇）の法会方奉行に選出されている。法会方奉行が置かれたのは、既述したように応永三十三年（一四二六）からで、その奉行の資格は「少僧都已下廿以上」で、「鎮守供僧之外、非供僧等皆以可為合点人数、但任諸奉行之例、可除籠衆」[14]であった。

㈨天文十一年（一五四二）十二月の「学衆方奉行合点状」[15]（第24図）

書出には「来年学衆奉行合点之事」と記され、合点票決の結果は、本年奉行堯円が最高の三票で再任されている。

なお、年月日未詳の「某方奉行合点状」[16]（第25図）には、二十六人の供僧が横に連記され、続いて本年の奉行人、その後の余白に評定参加者二十人が合点を施し投票した結果を

　当座評定衆廿人（有引付）仍合点

　十四 昔　三 親　二 宝　一 妙

　　以上廿

と記している。合点の施こされた者の下方に合点数が書き込まれており、最高の十四票で普光院が選出されている。

以上「合点の法」の合点状について、その形式ないし方法の実態をみてきたが、数名の候補者の中から特定の人を選出する場合と、二者択一を迫られた場合とにみられる。前者の「合点状」の事例は多くみられるが、その所属する教団の重要な職務分掌決定など、寺門運営上の方法として重要な役割をはたしていた点は見過すことはできない。後者の方は管見の及ぶところ高野山の「近木荘給主被替合点状」一例のみである。しかし、高野山の例と同様な形式・方法が採られたものと思料される史料は既述したように数通みられる。(17) この場合は合点票決に先だって一種の宣誓の起請文がなされ、そして合点投票が行われている。つまり「多分の法」を根幹とし、神仏に対する起請と、投票者の自治的精神とを支柱として、はじめてその完璧なる効果を発揮しえたものであった。

開山以来、教理史的発展と教団組織の驚異的発展にともなう教勢の拡張をなしとげたわが中世教団は、よくその特殊性を持続した。しかも急転する社会変貌に対応して「任道理就多分」の原理により、よく教団分裂の急機をのりこえた。そして、その実施にあたっては、一種の無記名投票ともいうべき「合点の法」の採用をみ、きわめて効果的な役割をはたしてきた実態は充分に窺知することができる。

註(1)『東文目』四、四—七五。なお、この奈良国立文化財研究所編『東大寺文書目録』には「東大寺八幡宮新造屋牆講沙汰人落書」（傍点清田）としている。
(2)『東百文目』ノ三二七。

第26図　廿一口方奉行合点状（折紙）　27.4×44.7cm　京都府立総合資料館蔵

(3) 文明九年十二月二十四日「光明講奉行合点状」（『東百文目』ウ三一—㈣）。
(4)『東百文目』天地之部四九—㈢。
(5) 永禄九年十二月「廿一口方奉行合点状」（『東百文目』天地之部五一—㈠）には「紙撚」が残されている（第26図）。なお、紙撚で綴じたものとして第12・13図参照。
(6)『東百文目』ム六五—㈠。
(7)『東百文目』ト一三六—㈠。
(8)『東百文目』リ一九九—㈥。
(9) 富田前掲論文所載の「東寺諸職補任表」参照。
(10)『東百文目』リ一九九—㈢。
(11)『東百文目』ウ三一—㈣。
(12) 応永三十三年十二月二十九日「廿一口方評定引付」（『東百文目』く一(二)、表3（東寺合点状一覧表）参照。
(13)『東百文目』ネ一〇九—㈣。
(14) 応永三十二年十二月二十四日「廿一口方評定引付」（『東百文目』ち(六)。
(15)『東百文目』よ一七六—㈢。
(16)『東百文目』り三〇七。
(17) なお、二者択一を迫られた場合、「鬮」による方法も

みられる。例えば『看聞御記』の永享四年（一四三二）十一月二十一日の条に、

光台寺新坊主玄超永松庵、今日入院坊主事、故前住可為衆儀之由申置云々、仍就老僧玄忠房松林庵、玄超永松庵、両人、於仏前取御孔子、而玄超取之間、冥慮之上者不能左右補坊主云々、

とあるように、伏見荘光台寺坊主職は衆議により候補者二名を選び、仏前において鬮（孔子）を取らせた結果で一方（玄超）に決している。〔「鬮」に関しては瀬田勝哉「鬮取についての覚書―室町政治社会思想史の一試み」（『人文学会雑誌』一三―四）参照〕

第四節　集会の決議

中世教団運営の核心となったものは、確かに前述してきたように「多分の法」であり、この原理こそ教団の有機的な活動源でさえあった。この原理の運用の妙味によって、寺院を背景として幾度か史上に驚異的とさえ思われる躍動を与えた僧衆の真価はよく発揮されたのである。

公家法・武家法・本所法の鼎立する当代にあって、わが寺院集会が多数意思の集約にあたり、一種の無記名投票ともいうべき表決法を採用し、しかも「道理」を踏まえてその健全性を強調していることは注目に価する。

多分の法は、二者択一を迫られた場合と、数名の候補者の中から特定の人を選出する場合とにみられ、その議決の内容は寺領荘園の管理、それにともなう人的な組織だて、あるいは分掌決定などに限られている。ここにも当代教団が緊急に解決すべき問題点を窺い知ることができる。

教団に属する人々が集合し、そして平等の地位にたって発言し、衆智をあつめて事にあたり、善処せんとするのが寺院集会の原点的類型である。したがってその決議は、単に集会者同志の約束または宣誓だけにとどまらず、集会者を拘束する一種の規約であると同時に律法であったことを注意しなければならない。

南都七大寺の一つである西大寺において、延文四年（一三五九）十一月十日の八ヵ条の集会置文の末文に、

堅守置文之旨趣、永為未来之法式、慎可遵行之、(1)

とあるのは、集会の決議が寺院の律法であることをもっとも明瞭に示すものである。そして、その律法を定めた集団に属する各僧衆が、寺家一門の興隆のためにその律法を遵奉しなければならないのである。長禄四年（一四六〇）十一月晦日の「東寺若衆連署交衆仁体精撰法式請文」(2)に、

融寿阿闍梨義絶間之事

右子細者、就金勝院同宿新発意身上之事、既在近所、為俗躰之身之処、擬童形、令出家之条、言語道断次第也、次於諸坊中、為中居小者之分、可有奉公由、致競望上者、如此強取立、致寺僧之望条、旁以濫吹之至極也、且不顧法度之条、以外所行也、依玆、以一味同心儀、可被絶向(マヽ)之由、衆儀治定之処也、

一金勝院公事外者一切不可有出入事、
一同師弟寺役縛并自他誂事不可有之事、
一若衆院中不可有許容、但於合力会合等者、不可有子細事、
一同師弟諸奉行合点不可有之事、
一万一此評定衆中、雖為一人、就此事、難儀等出来之時者、以一味之儀、致扶持合力、不可見放事、

一衆儀之趣不可有漏達事、
一後々若衆可有加判事、
一就此仁不可有扶持訪言密通事、
右条々堅可守此旨若令違越者可蒙
日本国中大小神祇天照大神八幡大菩薩稲荷五所大明神、別而両部諸尊八大高祖伽藍三宝之御罸各身者也、
仍起請文之状如件、
長禄四年十一月晦日　堯全（以下十六名連署）

とあり、融寿が義絶された理由は「不顧法度」で、衆議として決められた事項を遵守しなかったためである。このように衆中から義絶された者は、なかなか厳しい処遇をうけ、その中には「同師弟諸奉行合点不可有之事」なども含まれていた。

ところで、集会の決議事項すなわち置文・契状・事書などには、

於此沙汰者、任多分評定之旨、可守法令、不可有自義確執事、[3]

または

此条任一味同心之契状、全不可有張本、縦自上方有骨張之御沙汰、而雖被尋下子細、面々存身上大事、不可見放事、[4]

あるいは

於此沙汰者、満衆一同為評議之上者、不可有私曲偏頗、或得人語、或耽賄賂属託、依親類強縁、不可有自義

確執義事、[5]

などという意味の字句を連ね、神罰起請文をもって結ぶのが常例であり、「大師勧請之起請文仁被加連署、堅守此旨」[6]「以三院一味之連署、載起請文詞」[7]などというように、参会者の名を連署することによって参会者の宗教的宣誓の意味をもっていたのである。

集会の置文・契状・事書などは、普通二通作成したのである。高野山においては、正文と案文の二通を作成し、

於此置文者、正文者納御影堂、以案文四季祈禱之次令披露可有其沙汰、[8]
於此契状者、正文者納御影堂、以案文如四季祈禱之置文、毎季初日可有披露事、[9]

とし、また、

於此事書者、一通ハ諸衆進之、一通ハ会行事之箱仁可被納之事、[10]
此事書、一ぉ者御社御宝前柱押、一ぉ者三十人月預箱可納事、[11]

とされ、

此置文已下切符等、認二通、一通者納御影堂、一通者入月預箱、毎年勘録之時、可有披露、若或得地下之語、或依月預之奸謀、此置文令散失、欲支配、規式令廃亡欤、仍月預渡之次、有交合時、当散失之撰於月預者、無左右可被出名帳事、[12]

とされていた。そして、ときには「毎年集会次ニ、此事書可有披露事」[13]であった。

興福寺でも、二通の作成をみたのである。

二枚之内一枚ヲハ御前ニ以奉行進之、一枚ヲハ神水ニ沙汰了、[14]

一衆儀之趣不可有漏達事、
一後々若衆可有加判事、
一就此仁不可有扶持訪言密通事、
右条々堅可守此旨若令違越者可蒙
日本国中大小神祇天照大神八幡大菩薩稲荷五所大明神、別而両部諸尊八大高祖伽藍三宝之御罰各身者也、
仍起請文之状如件、
長禄四年十一月晦日　堯全（以下十六名連署）

とあり、融寿が義絶された理由は「不顧法度」で、衆議として決められた事項を遵守しなかったためである。このように衆中から義絶された者は、なかなか厳しい処遇をうけ、その中には「同師弟諸奉行合点不可有之事」なども含まれていた。

ところで、集会の決議事項すなわち置文・契状・事書などには、

於此沙汰者、任多分評定之旨、可守法令、不可有自義確執事、[3]

または

此条任一味同心之契状、全不可有張本、縦自上方有骨張之御沙汰、而雖被尋下子細、面々存身上大事、不可見放事、[4]

あるいは

於此沙汰者、満衆一同為評議之上者、不可有私曲偏頗、或得人語、或耽賄賂属託、依親類強縁、不可有自義

確執義事、[5]

などという意味の字句を連ね、神罰起請文をもって結ぶのが常例であり、「大師勧請之起請文仁被加連署、堅守此旨」[6]「以三院一味之連署、載起請文詞」[7]などというように、参会者の名を連署することによって参会者の宗教的宣誓の意味をもっていたのである。

集会の置文・契状・事書などは、普通二通作成したのである。高野山においては、正文と案文の二通を作成し、

於此置文者、正文者納御影堂、以案文四季祈禱之次令披露可有其沙汰、[8]
於此契状者、正文者納御影堂、以案文如四季祈禱之置文、毎季初日可有披露事、[9]

とし、また、

於此事書者、一通ハ諸衆進之、一通ハ会行事之箱仁可被納之事、[10]
此事書、一ゝ者御社御宝前柱押、一ゝ者三十人月預箱可納事、[11]

とされ、

此置文已下切符等、認二通、一通者納御影堂、一通者入月預箱、毎年勘録之時、可有披露、若或得地下之語、或依月預之姧謀、此置文令散失、欲支配、規式令廃亡欤、仍月預渡之次、有交合時、当散失之撰於月預者、無左右可被出名帳事、[12]

とされていた。そして、ときには「毎年集会次ニ、此事書可有披露事」[13]であった。

興福寺でも、二通の作成をみたのである。

二枚之内一枚ヲハ御前ニ以奉行進之、一枚ヲハ神水ニ沙汰了、[14]

東寺でも、

先飜牛王之裏、書厳密起請文二通於不動宝前加判形、〔年預相対而可見之、〕一通者籠不動御前、一通者焼而可令飲之、〔於飲事者、於第二日於小子坊之住所与之畢、〕[15]

とある。このように一通は神前・仏前に籠め、神威をかりてその立言を価値あらしめようとし、また、一通は焼いてその灰を神水にうかべて飲んだのである。その決議が当面対処する者に対しては、例えば

就十市事、六方於四恩院神水集会在之、先日于京都訴申入、可有御退治之由申入之、此事猶々及評定云々、以外次第也、十市名字書之而両堂修正御手水釜ニ入之、呪咀云々、[16]

というように、その者に対して峻厳なる呪咀を試みたのである。ときには明徳三年（一三九二）七月十九日の「高野山五番衆一味契状」[17]に、

（前欠）起請、悉今度五番衆御集会之席、今持参之、出身血、加当座判形、可進之者可有御免、於無其儀輩者、雖何度、訴訟申、不可有御免、永追放山上山下、懸六身八身、可被対治事、

とあるように、身血をもって判形を加えること、すなわち「血判」をさえ行った例もある。また、高野山では、

来廿二日、於山王院、有連判之衆悉集会、可有神水事、[18]

とあり、叡山では「大衆会合之後、於食堂飲神水」[19]、観心寺では「為老若一味同心、服天罰之神水」[20]などと、神水を酌交わし、神誓を前提として決議の効用をたかめる試みがみられる。

このような強固な団結が、一山の重大事件に際して、高野山では建保六年（一二一八）「高野山与吉野堺相論事」に端を発し、三千の大衆蜂起し、宗教的誓約の下に一味和合し、神水を呑んで宗教呪術的威力を示唆している。つまり

承久元年八月五日、大衆蜂起〆諸堂諸院閉門畢、三千ノ衆徒一味神水ヲ飲ミ各誓云、我山仏法擁護之善神ハ丹生大明神高野大明神百二十眷属護法並仏菩薩明王天等之力ヲ合セ、三千僧徒之憶合打怨敵再興隆仏法給ヘト云ヒ以尺釘閉扉、院内別所之老若貴賤皆大塔ノ前ノ庭ニ僉議シ袖ヲ絞ラヌ人一人モなかりき、

と『高野興廃記』[21]で伝えており、さらに『高野春秋編年輯録』[22]にも

大衆蜂起而閉戸諸堂社、飲神水、企離山、是依及堺相論御裁判婉曲而遅滞激憤故也、

と記されているように、しばしば離山閉門という強硬手段にまで発展する原動力となったのである。

ところで、興福寺において寺院集会をしばしば「神水集会」あるいは単に「神水」と呼称したことが『大乗院寺社雑事記』『多聞院日記』などに散見している。しかし、その記事はいずれも簡略で、その集会の模様などを知るには困難をおぼえる。ただ、次にあげる『大乗院寺社雑事記』の記事より「神水集会」の一面を窺うことができよう。康正三年（一四五七）三月五日の条に、

就上総荘事、御房中神水集会於禅定院之障子上在之、神人堂上事不可叶之由仰付間、弥勒御堂ニ引ウッス、各神水了、神人事ハ、御房中ヨリ以書状神主方へ申遣之間、二人黄衣ニテ水屋ノ水ヲ持参ス、土器ヲハ院家ヨリ下行之、抑神水事於学侶・六方者四恩院水屋ノ拝殿ニテ沙汰之、御房中又同之、院中ニテ沙汰事今度始也、但去年一乗院御房中集会於長講堂令沙汰云々、

とあり、次いで連署案文として

敬白　連署起請文事

条々

右之者、(子細脱カ)去年付上総荘、当御門跛(跡失)告御面目間、信乃寺主事可被及蔽蜜之御沙汰由被仰出処、云神事等違乱云寺門之確執、率(卒)爾御儀驚難(歎カ)之間、先以御延引可然欤、御坊中更不可有如在旨、以連署申宥于今延引者也、仍自旧冬色々致計略、以形儀当門跡有御寛宥之儀様々、為御坊中申定処、他御坊中忽被違反門(間)、於于今者無力次第欤、所詮重而及連署神水上者、除身病、当門跡者一面恙無為様々可有計略、於有名無実之落居者、不可有承諸事、

一於此題目無別心私曲、可致盡理無相沙汰事、

一蜜事評定無漏脱、多分評定不可有堅執事、

条々令違犯者、可罷蒙日本国主天照大神・賀茂下・上・八幡三所殊春日大明神・七堂三宝御罸状如件、

康正三年三月五日

大乗院御房中衆等

乗秀判　訓英判

英算判　興胤判　融算判

英憲判　（以下三十七名連署）

とある。この起請文は既述したように二通作成し、一通は「御前ニ以奉行進之」、もう一通は「神水ニ沙汰了」であった。

この記述は、康正三年三月五日、上総荘について大乗院御房中神水集会が催された際の記事である。「神水」

の水は、春日明神の水屋の神水を黄衣神人（三方神人）二人が持参し、その器は院家より下行された土器が用いられた。神水事は、普通学侶・六方・御房中は四恩院水屋の拝殿において行われるのが常であった。因に四恩院は『興福寺濫觴記』(23)に、

四恩院御祈禱所

東西五間八寸　南北九間一尺五寸　高二間

と記されている。

なお、起請文を焼き灰にして飲むという行為(24)のよく知られた事例として、『源平盛衰記』(25)に、

各白山権現ノ御前ニシテ、一味ノ起請ヲ書、灰ニ焼テ、神水ニ浮メテコレヲ呑ム、

とあり、これは安元元年（一一七五）、加賀白山と加賀国司の目代とのあいだにおきた紛争事件に際して、白山大衆が蜂起した様子を描いたもので、その模様について「身の毛豎ちてぞ覚えける」と記されている。また、神水が酒などの場合もあって、『藤葉栄衰記』(26)の「須賀川上下神水之事」の条に、

明良法印誓文ヲ遊シ、熊野ノ牛王ヲ灰ニ焼テ酒ニ呑ケル時ニ至テ、……

と記されている。さらに、高野山の集会においても、その評定の席にしばしば酒が出されたことは既述したところであるが、これは中世の町や村での講に出される一杯の酒・汁・渋茶と同じく、「同心」「和合」などを助長させるてだてとみなすことができる。『多聞院日記』の延徳三年（一四九一）三月の条に、

六方一味共同了、学侶同心、則連署神水在之、

とあるが、集会置文・契状などに「一味共同」「一味神水」「一味同心」「一味和合」「一座同心」などという

言葉がしばしば見出されるが、これは社頭において神水を酌交わす古い起請の方式に由来する団結をあらわすものと解され、それを「連署神水」というかたちであらわしている。

歴史的諸条件の要請に応じえた寺院集会も、時代の推移とともにその効用において予期しない結果をもたらした。当代末に訪れる下剋上の風潮は、わが教団をしてその圏外におかなかった。興福寺における集会が、土豪勢力の掣肘を受けたことについては前述したところであるが、いみじくも尋尊は文明十年（一四七八）、

近来ハ毎事為私衆儀、任雅意致其沙汰之間、諸篇不本儀者也、[27]

と嘆じている。さらに「不可然事」「珍事」また「下極(剋)上之至」などと述懐したように、教団分裂の危機を救った集会合点の法も、下剋上の風潮を促進し、結果的には新旧勢力の交替に組織的な力をかすようになり、皮肉にも歴史転換の原動たる避くべからざる悪に手段・方法を与えることとなるのである。かつて幾度か歴史が経験した―民主的であるべき政治体制の裡から衆愚政への転落を想起するのである。時代を通じての知識・教養の保有者層であった寺院社会において、集会は比較的長い生命を持続し、かつ活々とした活動をはたしえたのであったが、このような凋落・変質は、わが集会制度の変遷上見逃すことのできない点であり、また、時代転換を目前に迎えた新しい時代体制を指向する過渡的事象でもあった。

註

（1）西大寺文書四。
（2）『東百文目』ォ一六八。
（3）建武二年五月十三日「護摩談義御願料足起請契状」（高野山文書二、続宝三一一）。
（4）建武二年五月「金剛峰寺衆徒契状」（高野山文書一、宝四四〇）。
（5）明徳三年七月十九日「高野山五番衆一味契状」（高野山文書八、又続宝一八八四）。
（6）天文九年八月二十三日「三院衆議記録」（叡山文庫所蔵文書）。
（7）『華頂要略門主伝』第二十二、文明七年十一月六日の条（『大日本仏教全書』一二八所収）。
（8）貞和四年三月「金剛峯寺衆徒一味契状写」（高・金剛三昧院文書三五六）。
（9）永享十一年卯月「金剛峯寺五番衆契状案」（高野山文書一、宝四四三）。
（10）正長二年卯月七日「両所十聴衆評定事書案」（高野山文書四、又続宝三〇〇）。
（11）応永二十一年二月四日「三十人評定事書」（高野山文書五、又続宝八五九）。
（12）応永二十年八月十六日「安楽河三十人連署起請文」（高野山文書五、又続宝八五八）。
（13）天正十年六月二十六日「高野山評定事書案」（高野山文書八、又続宝一九七九）。
（14）『大乗院寺社雑事記』康正三年三月五日の条。
（15）明徳五年七月十二日「廿一口方評定引付」（『東百文目』ち一）。
（16）『大乗院寺社雑事記』寛正三年五月二日の条。
（17）高野山文書八、又続宝一八八四。
（18）長禄三年正月十四日「学侶評定事書案」（高野山文書六、又続宝一三六六）。
（19）『天台座主記』文永六年正月十二日の条（『続群書類従』四下（補任部）所収）。
（20）永正二年三月十四日「観心寺学侶連判起請文」（観心寺文書五二一）。
（21）『大日本仏教全書』一二〇寺誌叢書第四所収。
（22）承久元年八月五日の条（『大日本仏教全書』一三一所収）。
（23）『続々群書類従』一一（宗教部）所収。

(24) この方面の論稿として、千々和到氏の「誓約の場」の再発見—中世民衆意識の一断面—」(『日本歴史』四二二)などがある。
(25) 「白山神輿登山の事」(爾巻第四)。
(26) 『続群書類従』二二上(合戦部)所収。
(27) 『大乗院寺社雑事記』文明十年五月十五日の条。

第三章　中世寺院法史論

第一節　大衆僉議考

はじめに

『玉葉』に、

古来於衆徒訴者、云興福寺云延暦寺、全不召証人、不決真偽、只任申請、被断獄者例也、是非啻崇一宗之仏法、衆徒議定、無疑殆之故也(1)、

とあるように、衆議の絶対性を誇った南都北嶺は、広大な荘園を領有し、朝廷や摂関家とは特別の関係をなし、深い信仰に支えられ、その大きな勢力をもって、本来的な宗教的信仰的な使命とは離れた政治的な方面に向志され、その闘争的かつ恣意的なエネルギーを発散して、為政者に圧力をかけ、社会を揺すぶったのである。その強訴などの集団的行動の原動力となったのは大衆の強固な団結であって、そこには大衆僉議の活躍があったのである。

ここ数年わたくしは、説話と絵画の結合されたダイナミックな「絵巻」に関心をもってきたが、その中に寺院の大衆僉議の場面が具体的に描かれているものがある。これらの絵巻などを参照にしながら、寺院集会の最高の会議であり、寺院全体の意志決定上重要であった大衆僉議について、時代的には主として鎌倉期にあわせ、当時の宗教界における社会経済力の双璧ともいえる南都北嶺を中心にみていくことにする。

(一)　興福寺の大衆僉議

「いみじき非道の事も山階寺にかかりぬれば、又ともかくも、人ものいはず、山しな道理とつけておきつ」と、興福寺の横紙破りの非道を『大鏡』は述べており、「山階道理」は当時の一種の流行語になっていた。興福寺の大和一国に対する治外法権は、保延年間頃に確立されたといわれ、(2) その後、大和守護職を称し、一国支配権をうちたてている。

興福寺大衆の衆議は、大衆運動の活躍、つまり延久年間の国司と争って強訴した頃から次第に活発化しはじめ、永保元年（一〇八一）の別当排斥事件、康和・大治・保延年間の権別当・講師・法眼等排斥事件、保延元年（一一三五）の大和国司重時下向神拝拒否事件、天養元年（一一四四）の大和守源清忠入部検注拒否事件、保元年間勅命による官使・国司目代検注拒否事件などと、運動の盛行とともにその衆議の活躍は顕著になってきている。

興福寺の集会制度は、「衆」を中心とする集会であり、その僧衆の組織をみると、大きくは学侶と堂衆の二階層になり、とくに興福寺六方の諸院坊・堂舎に居住する学侶衆を六方大衆と称し、興福寺の中枢的存在をなした。六方とは寺中・寺外の諸院坊・堂舎の所属を六方の方角―戌亥・丑寅・辰巳・未申の四方に菩提院方と龍花院方

を加えた六方―に分けたものである。(3) この六方大衆の大衆とは、建永二年（一二〇七）七月四日の興福寺の蜂起に際して「当時号修学者大衆可止蜂起」(4) と記されているように修学者であり、「学問之為交衆スル僧ナリ」(5) つまり学問に専ら従事し、論義に参加する学侶のことであった。また、学侶に属する衆徒は「武士帰依之輩、雑染、受戒交衆之者称之」(6) で、竪義以下これを勤めた者である。彼等は「以学侶之中﨟席、為先途也、衣重衣、白五条裹頭帯討刀古代除位勿論也」(7) というように、蜂起に参加することが許されていた。堂衆は「両堂衆　是論不出、平日法用肝要ニ勤之」(8) とあるように、論義に参加できず、平日の法用にのみ参加し、読経・供花などの役にたずさわる者で、学侶とは区別している。

『玉葉』の承安三年（一一七三）七月二十一日の条に、

雨下、未剋許、光長来、余召前、問南京衆徒之間事、去十五日為長者使下向、仰聞子細者也、

光長語云、先去十三日、賜院宣、奉仰旨、同十四日午剋許下向、於路頭、両三度為武士等被拘留、夜半下着、十五日朝、以所司等、催僧綱大衆等、中時、僧綱、已講、五師、得業、合四十三人、集会金堂前、光長依僧綱告着束帯、懐院宣参向御堂着座、先令見院宣、仰長者宣等、僧綱等歎息議定、此後、大衆集会之間経時剋、及亥剋、六方大衆、並東西金堂堂衆等集会大湯屋、爰僧綱等差所司二人為使、別当所司某寺主幹継触衆徒云、院宣趣大概如此、不副院宣、只以詞大旨所示遣也、早集会堂前、可被中御返事者、其後、衆徒群参于堂前庭、仮令及四五千人歟、皆悉被甲冑之者

興福寺の組織

- 別当
- 両門跡
- 八方大衆
  - 学侶
    - 学道衆
      - 上﨟分（老衆）
      - 中﨟分（若衆）
    - 衆徒（下﨟分）
    - （以上、六方大衆）
  - 堂衆
    - 東金堂堂衆
    - 西金堂堂衆

也、前庭床子其数自本置之、大衆等掛尻、其残佇立、此中、若僧一人、冑之上着衣云々、

とある。承安二年（一一七二）八月、多武峯は叡山の山王権現を勧請して宝殿をつくり、九月に山王祭を行った。これを機に興福寺側はこの祭礼に供奉の者の住宅を放火、多武峯墓守を打擲するなどの事件をおこし、そのため多武峯は本寺の叡山に訴えた。そこで翌承安三年（一一七三）五月、叡山は大衆蜂起して北国の興福寺領荘園を押妨した。六月になって興福寺側は多武峯を襲撃し、多くの堂塔房舎を焼いている。この焼失事件で朝廷は、興福寺別当尋範以下を解官あるいは流罪に処し、僧綱以下の公請を停めている。さらに興福寺僧衆を詰問するため七月十五日、関白基房は院宣および長者宣を使者にもたせ南都に発遣させている。そのときの使者である光長なる人物は、帰洛してのちその報告を九条兼実にしている。つまり光長は、金堂前における僧綱・已講・五師・得業等四十三人からなる上﨟分集会に院宣と長者宣の旨を伝えた。僧綱等が「歎息議定」してのち、所司二人を派遣して大湯屋を会場とする八方大衆集会（大湯屋僉議）に院宣の趣旨を伝達し、金堂前の大衆僉議（金堂前僉議）で早く返答するようにと催促している。なお、この八方大衆とは「六方大衆、並東西金堂衆」である。文字どおりの満寺大集会である金堂前僉議に正式の回答を求めた結果、大衆四・五千人群参し、それがことごとく甲冑を着け、このうち若僧一人は冑の上に衣を着けていた。彼等は金堂前庭に手ごろな数だけおかれた床座（床几）に腰をおろし、残りの者は佇立していたというのである。ここに大衆僉議の一面を窺うことができよう。まず光長は院宣と長者宣の趣を伝え、次いで別当所司が院宣を読み上げ、それに大衆が答えている。この問答の内容が『玉葉』に詳しく記されており、次の項目に対して大衆が答えている。

一院宣云、不可令焼失多武峰由蒙仰、下向之後、則以炎上、罪科不軽、

一不召進張本事、
一不進僧綱事、
一被付寺務於所司之間、件所司切払房舎事、
一欲陵礫氏院雑色事、
一尚不召進張本、不令進僧綱者、可没官所領、又永法相一宗僧徒、官途昇進、可断思事、
一長者宣云、大衆尚蜂起之由聞食、早可止之、何故哉、
一不可押領多武峰領事、
一可被造多武峰諸堂事、(9)

これらの問に対する大衆の極めて過激な言動の応答が目につき、「可被造多武峰諸堂事」の項目で、大衆は焼き払った多武峰諸堂の造立を拒否したのに対して、

僧綱等饗応云、此条衆徒申状、以外僻事也、不可申上云々、大衆尚不承引、吐喧嘩之詞云々、

であった。上﨟（老衆）である僧綱等は概して保守的であり、批判者的でなだめ役であった。それに対して中﨟（若衆）あるいは﨟次の低い住侶である下﨟等は革新的・積極的であったことが知られ、また、大衆僉議を指導し南都蜂起などの中核となったのも中﨟等であった。(10)

興福寺の僧侶集会は、まず各方、つまり八方の単位組織である六方大衆と両堂衆が、それぞれ別々に方集会と堂衆集会を催し、それが整って大湯屋僉議になる。なお、この大湯屋での八方衆による実質的な満寺集会で評議決定された決議は、室町期の記録『建内記』によると、

興福寺僧侶集会の構造

- 金堂前僉議
  - 大湯屋僉議（八方大衆集会）
    - 〔六方大衆〕
      - 戌亥方集会
      - 丑寅方集会
      - 辰巳方集会
      - 未申方集会
      - 菩提院方集会
      - 龍花院方集会
      - 方集会
      - 上臈分集会
      - 中臈分集会
      - 下臈分集会
    - 〔両堂衆〕
      - 東金堂衆（蓮台院方）集会
      - 西金堂衆（四室方）集会
      - 堂衆集会

八方大衆令会集成評議了、八方会合事者、
更不改変事也(11)、

とあるように、改変されないものとされていた。また、この僉議では大湯屋という場的制限がある故、何らかの参加資格が設けられていたものであろう。おそらくは八方の各々からの数名の代表者が参加して開催され、ここで大衆の意志が決定され、次いで金堂前の大衆僉議で一山の承認を得、最終決定をみたものと考えられる。その決議によっては「八方大衆蜂起」つまり「南都（京）蜂起」で、これより春日神木を擁し、

御寺大衆請下御社鉾榊等、相共京上、出御寺丈六堂、（中略）大衆入洛着勧学院(12)、

という行動に出、軍事行動を前提とする京都訴訟（強訴）のため上洛したのである。なお大湯屋僉議と金堂前僉議には「内僉議」と

「外僉議」などの役があり、『多聞院日記』の永正二年（一五〇五）十一月七日の条に、飛鳥井雅康の放氏を記して、

今夜八方蜂起在之、子細者去年修南院弟子盛円大納言得業、貞学房殺害、依之自身者既其砌被罪科了、然者親父飛鳥井前中納言入道宋世二楽軒号、可有放氏由、従講衆度々牒送、既被遁世上者、重而放氏事如何之由、於学侶雖及思案、堅牒送之間則被放氏了、

内僉儀覚順房、少中座香覚房・顕順房・延堯房、合貝順学房・琳覚房、

外僉儀明禅房、児子衆学乗房・舜乗房、社頭僉儀真観房得業、

とあるところから推測して、内僉議・小中座・合貝は大湯屋僉議に関する所役で、外僉議・児子衆・社頭僉議は金堂前僉議に関しての所役であったと思われ、内僉議・外僉議はそれぞれの議題の討論についての議長などの中心的役割をする役僧と考えられ、また、

披露開口了明房、内僉議同人、御宝前僉議定観房得業(13)、

というように、別に開会者あるいは問題提起者などの役僧もいたようである。

右にみてきた大衆僉議の光景が、鎌倉末期成立の『法然上人絵伝』に具体的に描かれている。この絵伝は、浄土宗の開祖法然の誕生より入寂するまでの生涯とその門弟や帰依者の事蹟をしるし、浄土宗確立までの苦難を述べ、さらに浄土宗と法然と知恩院の結びつきを示したものである。四十八巻二百三十余段に及ぶ絵巻で、これは日本の絵巻中最長篇でもある。それによると（第27図）、寺家を代表する公的な建物である金堂前に素絹を着、袈裟で頭と顔をつつんだいわゆる裹頭姿の大衆が置座の上に腰をおろして僉議している。その中には刀を持ち、中啓を手にしている者がみられる。金堂の石段に腰かけている者は、僉議の発起人や議長達であろう。

第27図　興福寺大衆僉議（法然上人絵伝）

裹頭とは頭をつつむ意味であって、僧兵の制服のようにみられている。『南都僧俗職服記』の法服の条に、

白五条、重衣着用之時掛之、鈍色衣之時掛之、但色衣鈍色之時不掛之、白精好無文也、宮門跡者有之也、裹頭之時着白五条也、以色袈裟裹頭之義無之、或打掛裹頭同之、打掛裹頭背巻着之、不脱、袖威儀小威、胸有是裹頭之准義云々、又祭礼用楽頭坊之児袍(マヽ)裹頭白五条、但号舟裹頭其形異也、南都北嶺裹頭之様不同云々、猶可尋也、

と、通常白の平袈裟五条といわれるもので頭と顔をつつむのであるが、そのかぶり方にも一定の法則があったようである。[14] なお、裹頭をして黒重衣を着する者は学侶の中臈を先頭としてそれ以下の学侶であった。[15] 裹頭姿は絵の上では鎌倉後期の出現であるが、記録の上では天禄元年（九七〇）七月十六日の「天台座主良源起請」を初見とする。[16]

この『法然上人絵伝』の僉議の場面は、元久二年（一二〇五）九月、興福寺大衆蜂起して専修念仏停止を議している光景である。そこには次のような詞書がみられる。

其後興福寺の欝陶猶やます、同二年九月ニ蜂起をなし、白疏をさゝく、彼状のことくハ、上人ならひに弟子権大納言公継卿を重科に処せらるへきよし訴申、これにつきて同十二月廿九日、宣旨を下されて云、頃年源空上人都鄙にあまねく念仏をすゝむ、道俗おほく教化におもむく、而今彼門弟の中に、邪執の輩名を専修にかるをもちて、咎を破戒にかへり見す、是偏門弟の浅智よりおこりてかへりて源空か本懐にそむく、偏執を禁遏の制に守といふとも、刑罰を誘論の輩ニくはふることなかれと云々、取詮 君臣の帰依あさからさりしかは、たゝ門徒の邪説を制して、とかを上人ニかけられさりけり、

当時法然の専修念仏が盛んになるにつれて、南都北嶺の大衆が朝廷に訴えて念仏停止を要請しようとしているが、この元久二年の僉議もそうした行動の一齣としてみることができる。

この専修念仏停止の大衆蜂起に関連して、元久二年十月、僧綱大法師等は専修念仏宗の義を糺した九ヵ条の訴訟に副えて、次のような奏状を上っている。

右、件源空、偏執一門、都滅八宗、天魔所為、仏神可痛(マヽ)、仍諸宗同心、欲及天之奏処、源空既進怠状、不足欝陶之由、依院宣有御制、衆徒驚嘆、還増其色、就中叡山発使加推問之□、源空染書起請文後、彼弟子等告道俗云、上人之詞皆有表裏、不知中心、勿拘外聞云々、其後邪見之利口都無改変、今度怠状又以同前歟、奏事不実、罪科珍(弥カ)重、縦有上皇之叡旨、争無明臣之陳(諫カ)言者、望請 恩慈、早経奏聞、仰七道諸国、被停止、而専修条々過失、兼又行罪科於源空并弟子等者、永止破法之邪執、還知念仏之真道矣、仍言上如件、

元久二年十月　日[17]

つまり法然ならびに門人等を罪科に処せんことを請うている。その結果、翌建永元年（一二〇六）二月十四日、

第28図　興福寺大衆僉議（天狗草紙）

朝廷は法本房行空と安楽房遵西を一念義を立て諸人に念仏を勧進した理由で院宣を下して処罰することになり、二人を流罪に処することになった。しかし、興福寺側はこの処分に服せず、建永二年（一二〇七）二月十八日にいたり、たまたま女犯問題がからんで、法然を土佐に流し、安楽と住蓮を処刑することによって一応の結着をみるのである。[18]

この『法然上人絵伝』に描かれている大衆僉議と同じような光景が、諸寺の僧徒の高慢ぶりを天狗に諷した七巻（現在は五巻と模本二巻が分蔵されている）からなる『天狗草紙』（永仁年間の成立）の興福寺の巻に描かれている（第28図）。そこには「金堂前僉義（議）」と注して、

やこ衆、興福寺ハ諸寺之本寺、法相ハ諸宗之本宗也、仏家之根源釈門之棟梁也、然而被閣当寺之訴詔、裁許及数月、仍早奉入神木於洛中、奉驚天聴られ候へや、

と記されており、金堂前に裹頭姿の大衆が庭上の置座に腰をおろして論議している。興福寺はその優越した地位を誇るとともに、訴訟裁許が数ヵ月遅れているために神木を奉

じて入京強訴することを提議し、大衆の中から「尤、尤」と同調している。「興福寺大衆会合僉議して、尤も同心して」と『源平盛衰記』[19]に記されているが、「尤、尤」という発言によって賛成の意思表示が行われたのである。

(二) 叡山の大衆僉議

「山門の訴訟は昔も今も、大事も小事も、いかなる非法非例なれども、聖代明時必ず御理あり」と『源平盛衰記』[20]にみえるが、叡山大衆の衆議が歴史の表面にあらわれてくるのは、永祚元年（九八九）十月のいわゆる永祚宣旨事件頃からであろう。平安中期から中世を通じ、朝廷と武家の間にたって強訴・紛争などをくりかえし、山門寺門の争、学生堂衆の争闘など、枚挙するに遑ない大小事件の裏には必ず僧侶集会の活躍があったのである。集会は強訴と和議などのために僧衆の意志を統一すべき必要不可欠の手段であった。

叡山の集会制度は、規模壮大にしてしかも秩序整然たる様相を呈している。つまり三塔十六谷の寺院構造を反映して組織されたもので、多くの子院の集会が統一されて一谷の集会となり、いくつかの谷の集会が統合されて一塔の集会をなし、三塔すなわち東塔・西塔・横川（北塔）の衆徒が集まって三塔僉議を開催した。衆徒とは学生に属し、堂衆と一線を画し、その上にたつ階層であった。叡山の僧衆の組織についてみると、上方・中方・下僧の三階層にわかれ、上方は学生（学匠・学侶）ともいい、衆徒・山徒・寺家執当・四至内の四つに区別されていた。中方は堂衆ともよび、学生に召使われた中間法師であり、下僧は寺の雑役にしたがい法師・法師原とよばれた下法師であった。[21]上方に属する衆徒は、『驪驢嘶餘』[22]に「清僧也、権大僧都法印が極メナリ、僧正ハ肴也、平民モ徳ニヨリテ任ズルナリ」とあり、さらに同書には「出世（院号、公家、或公家養子）、坊官（坊号、妻帯）、侍法師（国名、妻帯）、御承仕（持仏堂ヲ司ル、妻帯出家随意）、御格

叡山の組織

天台座主
｜
五箇室門跡
｜
上方（学生）｛衆徒・山徒・寺家執当・四至内｝
｜
中方（堂衆）｛長講・承仕｝
｜
下僧（法師原）――三院別当
｜
寺家専当
｜
公人
｜
七座公人

勤御膳調也」下僧下法師也」とあるが、この「出世」は衆徒に相当するもので、「坊官」以下が山徒や堂衆といったものにあたっている。なお、堂衆については『源平盛衰記』[23]に、

抑堂衆と申すは、本学匠召仕ひける童部の法師に成りたるや、若しは中間法師などにて有りけるが、金剛寿院の座主覚尋僧正御治山の時より、三塔に結番して、夏衆と号して仏に花奉りし輩なり、

と記され、『平家物語』『山門三井確執起』[24]などにも同じようなことが書かれている。堂衆は次第に力をまし、衆徒の末席に列し、学生等と対立するようになっていった。そして彼等は山門僧兵の有力な構成要員でもあった。

叡山の大衆僉議として三塔僉議（三塔会合僉議）が著名である。三塔僉議は三塔すなわち東塔・西塔・横川（北塔）の衆徒が東塔の大講堂前で僉議するもので、叡山の最高の会議であり、「三塔会合之厳儀者、一山同心之佳例也」[25]といわれ、中世僧侶集会の精華であった。

三塔僉議の模様について『源平盛衰記』[26]に、

抑豪雲と云ふは、二品中務親王具平七代の孫、民部大輔憲政が子なりけり、訴訟の事有りて、後白河法皇の御所に参ず、折節法皇南殿に出御有つておはします、「いかなる僧ぞ」と御尋ねあり、「山僧摂津竪者豪雲と申すものにて侍る」と奏したり、法皇仰せ下されけるは、「実や和僧は山門の僉議者と聞召す、己が山門

叡山僧侶集会の構造

の講堂の庭にて僉議するらんやうに只今申せ、訴訟あらば直に裁許せらるべし」

と記され、後白河法皇の質問に答えた豪雲は、

山門の僉議と申す事は、異なる様に侍り、歌詠ずる聲にもあらず、経論を説く聲にも非ず、又指向ひ言談する体をもはなれたり、先王の舞を舞ふなるには、面摸の下にて鼻をにかむる事に侍るなり、三塔の僉議と申すことは、大講堂の庭に三千人の衆徒会合して、破れたる袈裟にて頭を裹み、入堂杖とて三尺許りなる杖を面々に突き、道芝の露打払

ひ、小石一つづゝ持ち、其の石に尻懸け居並べるに、弟子にも同宿にも聞きしられぬ様にもてなし、鼻を押へ聲を替へて、満山の大衆立廻られよやと申して、訴訟の趣を僉議仕るに、然るべきをば尤も〳〵と同ず、然るべからざるをば此の条謂れ無しと申す、仮令勘定なればとて、ひた頭直面にては争でか僉議仕るべき、

と申している。衆徒は裹頭姿で顔をかくし、例え弟子でも同宿の僧でも互いに見知らぬようにし、提案者が含み聲で「満山の大衆立廻られよや」と呼ばわり、出された意見に対して賛成の場合は「尤も、尤も」と同じ、不賛成の場合は「謂れ無し」といったのである。そして、

尤も尤もと、「訴訟其の謂れあり、道理顕然なり、早く奏聞を経らるべし、聖代明時の政化、争でか御裁許なからんや」と申したり[27]、

という具合に結論に達するのである。つまり相手に顔をみられぬようにし、反対意見を述べるようなとき、相手に顔をおぼえられ敵意をもたれることを避けるためであるとか、また、含み聲は僉議における対立などが感情的にそのまま残らぬようにとの配慮であろう。そして、その僉議の表決は、「一山ノ衆徒大講堂ノ庭ニ会合シテ、「夫吾山者為七社応化之霊地、……」ト僉議シケレバ、三千一同ニ尤々ト同ジテ院々谷々へ帰リ」と『太平記』[28]にも記されているが、挙手や投票などによるものではなく、興福寺の大衆僉議と同じく「尤」と答えることによって決まった。

この三塔僉議の模様は、『法然上人絵伝』の中にみられる（第29図）。その場面の詞書に、

上人の勧化、一朝にみち四海にをよぶ、しかるに門弟のなかに専修に名をかり本願に事をよせて放逸のわさ

第29図　叡山三塔僉議（法然上人絵伝）

第30図　叡山三塔僉議（天狗草紙）

をなすものおほかりけり、これによりて、南都北嶺の衆徒念仏の興行をとゝめ、上人の化導を障碍せむとす、土御門院の御宇門徒のあやまりを師範におほせて蜂起するよしきこえしかともなにとなくてやみにしほとに、元久元年の冬のころ、山門大講堂の庭に三塔会合して、専修念仏を停止すへきよし、座主大僧正真性に訴申けり、

とみえている。この場面は元久元年（一二〇四）冬、専修念仏停止を訴える三塔僉議の模様であるが、その結果、元久二年（一二〇五）と考えられるが、奏状を上り念仏を停止し念仏者の追放を請うている。この三塔僉議も前述の元久二年の興福寺金堂前僉議と同じように、法然の専修念仏停止を請う行動の一齣である。この僉議の様子をみると、高足駄を履いた裹頭姿の衆徒が円をつくり、内側の者は腰をおろし、外側には俗体に鎧を着け、大身の薙あるいは弓を持ち武装した者が衆徒をとりかこむようにして、僉議のなり行きを見守っているかのように描かれている。

次にあげる『天狗草紙』の延暦寺の巻と園城寺の巻の大衆僉議の光景は、園城寺戒壇建立の件に関連した僉議である。延暦寺の巻の三塔僉議は（第30図）、大講堂の前庭に裹頭姿の衆徒が高足駄を履き、半円をつくって立ったまま僉議している。その中には法体に鎧を着け、大身の薙を持って武装した者も含まれ、さらに俗体で鎧を着け武装した者も加わっている。なお、衆徒はこの場合は立って僉議しているが、置座に腰をおろして行う僉議の持ち方も先にみたように行われている。僉議は長時間かかる場合が多かったが、立って僉議する場合、立ちつづけるには限界があるから僉議は比較的短時間に終ったものと考えられよう。さて、この三塔僉議の場面には「三塔会合僉義（議）」と注して、

第31図　園城寺三院僉議（天狗草紙）

第32図　園城寺三院僉議（天狗草紙）

園城寺尫弱之衆徒等、やゝもすれハ取懸山門、居雲泥成等日之思、衆徒たちわたりて灰燼となされよや、
夫我山ハ仏法繁昌之勝地、鎮護国家之霊場也、訴詔モ異他寺他門、以非拠解理訴、聖断有滞、早閉門諸院諸堂、奉振七社之神輿於陣頭、被引出天下之騒動よや、

と記されている。園城寺衆徒に抗議し焼き打ちをかけようとか、または山王日吉七社の神輿を内裏の陣頭に振り下さんと発議されたのに対し、大衆の中から「尤、尤」と同意をあらわしている。

次に園城寺の巻にみられる三院僉議（三院会合僉議）は（第31・32図）、金堂前に北院・中院・南院の裹頭姿の衆徒が、半円をなして立ったまま僉議している。その絵の書き込みに「三院会合僉義（議）」と注して、

山門之非修非学猛悪ノ凶徒等、登山上見下我寺之条、下剋上之至極、狼藉奇恠之所行也、早大嶽をけくっして湖水にはめられよや、
夫戒壇者一寺之大訴、三院之本望也、奏聞之後送二百余歳之春秋、今相当賢王聖主之御代、忝被下厳重之綸旨、然而依山門非拠之濫妨、可被召返官符之由浮雲之説在之、天子ニ無二言、綸言如汗、早任官符之旨、以三摩耶戒得度、諸国之沙弥可祈精（請）一天之安寧、僉義異義侍らすは、被挙一同之音ヲよや、

とあり、これに対して大衆の中から「尤、尤」と同意しているのがみられる。

園城寺は天安二年（八五八）円珍が延暦寺別院として再興したが、正暦四年（九九三）延暦寺内の円仁門徒と円珍門徒の対立から分離し、ここに山寺両門の長い抗争史がはじまる。園城寺は長久の頃、天台一乗円戒の戒壇を建立しようとしたがはたすことができず、以後戒壇建立勅許を事あるごとに朝廷に要求した結果、文応元年（一二六〇）正月四日にいたってついに三摩耶戒壇建立の官符が与えられた。しかし、同月六日この事を憤った延暦

寺側は、日吉・祇園・北野の神輿を奉じて入洛し、神輿を禁中に振り捨てて帰った。そのときの大衆僉議が先の延暦寺の巻の三塔僉議であると思料される。そこで、後嵯峨上皇は院宣を叡山に下して、衆徒を慰諭されたが衆徒はきかないので、ついに正月十九日園城寺に命じ先に下した官符を返上させたのである。同月二十二日には神輿も帰座して園城寺側の敗北ということで結着をみたのである。そのときの園城寺大衆の忿激の状を描いたものが園城寺の巻の三院僉議であろう。(29)

大衆僉議で議される事柄は、寺家にとって重大事である閉門・離山それに強訴あるいは他寺への攻撃という武力行使などに関することが多く、そこには僧兵の活躍と深い関係をもつ議題が多い。『法然上人絵伝』『天狗草紙』に描かれている大衆僉議の場面に、法体ならびに俗体の武装した者がみえるが、彼等は僧兵であり、このように武装した者が多いということは事態のさしせまった様子を示すものであろう。

正元二年（一二六〇）正月、園城寺戒壇の問題について大衆蜂起し、ついに三塔僉議の開催にいたったが、『華頂要略門主伝』(30)はこの状況を伝えて

同十一日依山上催門徒僧綱等登山、京都住山共会合大講堂庇了、
中納言法印親暁光親卿息　安居院法印信承　尊勝院法院智円　北野別当法印承兼　二位法印清尊　宰相法印経承　浄土寺法印円遅　毘沙門堂法印経海　宰相法印範成　祇園別当法印実増　安居院法印聖憲　宰相法印有快　刑部卿権大僧都俊豪　石泉院権大僧都承源　大納言権大僧都実源　宰相権大僧都宗澄　兵衛督大僧都源雅　中堂執行権少僧都円舜住侶　粟田口権少僧都静明　宰相権少僧都憲源　大納言権少僧都実厳　右衛門督権少僧都尊俊　五辻権少僧都寛円　法眼幸秀南谷学頭　法眼頼覚同上　法眼良覚学頭　法眼貞快　法眼弁宗東谷学頭　法眼

範慶（同上）　法眼長暁（北尾学頭）　法眼宗慶（北谷学頭）　法眼玄海（南尾学頭）　権律師俊承（学頭）　定賀　興仙定顕（学頭）　桂寛　朝祐（学頭）　弁海　定祐（已上十七人各住侶）　二位覚承　中納言信超　法橋覚然　俊禅（已上二人各住侶）

此外林泉房前大僧正（公豪）、玉泉房僧正（雲快）、公誉法印等、雖登山不出集会之砌云々以講堂礼堂東西敷座、以西為僧綱座、（以東為上臈）、以東為三綱等座、（西為上）、執当法眼定尊以下十一人着座、各往復為使節也、（或云、僧綱自内陣被出、是背先規也、先例自礼堂之西昇而着座云々）、庭上大衆鳩集如砂云々、大衆先僉議開口之後、与僧綱問答往復、（以三綱兼覚等為使）、之間漸入夜陰了、落居僉議之僧綱等各企陣参可経　奏聞之由治定而分散了、面々下山、

と記している。集会の儀式が窺えるのみならず「大衆鳩集如砂」は三塔僉議の模様をよくあらわしている。また、『兵範記』によると、保元三年（一一五八）大夫尉信忠なる者が、その郎従のために「称負物沙汰搦取山僧、任意凌轢、是依中堂衆、山上騒動云々」となったので、座主以下僧綱已講をして衆徒をなだめるために登山している。そのときの様子を

山僧云、晩頭僧綱十九口、已講四口、出居講堂、衆徒五千人許、如雲霞集会、僧綱示含勅定、其間、和平、不和平、様々出詞、所詮不分明、入夜座主以下帰洛云々[31]

と記している。つまり大講堂前庭で衆徒五千人許り雲霞のごとく集会しており、「和平、不和平、様々出詞」というように、活発な論議がなされている様子が窺える。

ところで、大衆僉議には実際何人位の衆徒が参会したものであろうか。叡山はすでに良源のとき「山侶三千」といわれ、朝廷に奏状を上るときは常に「三千大衆」と称した。また、興福寺の場合も「三千」と称し、ときには「興福寺大衆数千人参[32]」「興福寺三綱以下二千余人[33]」「衆徒群参于堂前庭、仮令及四五千人欤[34]」などといわれている。

叡山では「三千人の衆徒会合[35]」「衆徒五千人許、如雲霞集会[36]」「叡山之一衆、相聚議事、謂之三塔会合、是日有之、着甲冑執干戈、会聚者二万余人云[37]」などと大分誇張した人数が記されている。しからば実際は何人位であったか。時代は室町期であるが、文安二年（一四四五）六月二十五日「山木等相論鉾楯停止」に関する三塔僉議が開催されたが、そのときの三塔の連署の記録をみると、東塔が百五十人で、その内訳は南谷三十人、無動寺谷三十人、東谷三十人、北谷の八部尾十五人、虚空蔵尾十五人の計三十人、西谷三十人で、「何モ一学頭二学頭載之」であった。なお、この三塔連署には東塔のみ人数が記され、他の西塔・横川についてはそれぞれの谷が記され、連署した者の人数は書き込まれていない。ただ、東塔・西塔・横川の三塔を合わせて「已上三百余人連署有之」とある点からみて三百余人程参会し、連署したものであろう[38]。また、三院集会[39]の場合は、天文九年（一五四〇）八月二十三日の三院集会には、東塔が五十人で、その内訳は南谷十人、無動寺谷十人、東谷十人、北谷の八部尾五人、虚空蔵尾五人の計十人、西谷十人である。そして西谷は各谷の人数は記されていないが、五谷を合わせて「已上三十二人」となっている。横川は十八人で、その内訳は都率谷三人、樺尾谷三人、飯室谷三人、般若谷三人、戒心谷三人、解脱谷三人である。以上三塔合わせて百人が連署している[40]。以上の記録からみる限り三塔僉議には三百人位が大講堂前庭に参会し、三院集会の場合は百人位であったようである。なお、三院集会の場合、参会者百余人の中に東塔・西塔の執行代と横川の別当代の三塔の代表者が出席し、さらに東塔・西塔の各谷の学頭代と横川の各谷の一和尚代がそれぞれ参会している。天文八年（一五三九）六月二日の三院集会の衆議記録に[41]よると、東塔の場合「八学頭代判形有之」とあって、八人の学頭代が書判している。東塔は五谷であるから谷に

よっては複数以上の学頭代がおかれていたことになる。他の西塔・横川はこの天文八年の場合、各谷一人ずつの学頭代・一和尚代が参会している。三塔の中で東塔の参会者が他の西塔・横川よりも多いということは、『驪驢嘶餘』に、

比叡山三塔アリ、各出トテ物ヲ出ス時、譬ヘバ百貫文出ル事ニハ、五十貫東塔、廿五貫西塔、又半分横川也、又物ヲ取ル時モ如此、法会ニ衆徒ヲ出スモ如此也、

とあり、また、『二中歴』[42]には、

天台山三千人、今案東塔千八百十三人無動寺在此中、西塔七百十七人黒谷在此中、横川四百七十人飯室谷在此中、

などとあるように、東塔の規模はあらゆる分野にわたって大きく、西塔はこれについで約半分、横川はまたその半分ぐらいの規模であることなどからみて、東塔が一山の中枢的存在であったことと関係があろう。

三院集会は「於当山之衆中公事篇出来者、先為其谷悪法仁可有沙汰也、為谷難決時者可為一院之評議、院内之裁許不相済者、可被決三院之衆評」[43]という過程を経て開催され、そこで「山上山下喧嘩闘諍、或売買之儀式、或人之跡職所帯所職等」[44]を評議し、その際「不可有贔負偏頗之思事」[45]であり、「若深難及分別事有之者、就多分之衆議、可被相果也」[46]とし、多分すなわち多数決によって決すべきであるとしている。三院集会で衆徒の意志が決定され、ついで強訴などの重大事については三塔僉議にはかることになっていたものと解される。つまり三院集会は、興福寺の大湯屋僉議と同じような性格をもった集会であったとみることができる。[47]

(三)　全会一致制

すでに論じてきたように、多数決制は確かに一山僧衆の意志を集約統一するにはきわめて効果的な役割をはたすものではあるが、また一面、いろいろの弊害をともなったことも否定できない。例えば少数者の意見を制圧して議決にいたるため、全会一致の強力な統一を欠きやすい。寺院全体の秩序と統制を必要とする強訴・争闘などのような重大事に際しては、このような欠陥のもたらす効果はとくに著しいものがある。以上のような欠点を有する多数決制に代りうるものは、全会一致制である。この全会一致主義は、中世寺院の用語にしたがうならば多数決すなわち多分（多通）主義に対して通目主義ともいうべきものである。

東寺の観応元年（一三五〇）矢野荘内の名主実円の保持する是藤名について、真殿兵衛次郎守高の子息慶若丸が、相伝の権利を主張して訴訟をおこす事件がおきている。二問二答ののち、訴訟の裁決は六月十七日の供僧学衆の評定にもちこまれた。まず「弃捐訴人訴訟、可全当知行由、供僧学衆当座十二人一同訖」であるが、議論は二つに分かれ「但和談義三人、多分義三人」つまり「和談義」と「多分義」に意見が分かれた。そこでまず「当住衆不参輩尋意見、若両義等同者、尋他住意見可随多分」とし、また、一方義が圧倒的多数をしめた場合は、「不尋他住意見、随多分可下知矣」であった[48]。ここでいう「和談義」とは両者の和与をすすめた上で和談つまり満場一致によってことを決することを主張した意見とも思料されよう。その結果決定は十九日にもちこされ、評定は「矢野荘是藤名訴人重申状披露之処、任先日多分義、可下知之由重治定訖」と、多数決で慶若丸の訴えを却けたのである[49]。

興福寺では、『大乗院寺社雑事記』の文明十二年（一四八〇）十一月十九日の条に、

八方大衆可有其沙汰之由風聞、大略一決云々、然而四室蓮台院大衆可罷出処、西金堂衆□事無一決之間、七方大衆事無其例云々、仍八方大衆事無治定云々、

とある。興福寺大湯屋僉議に八方大衆のうち西金堂衆が加わらなかったため集会で「無一決」であった。つまり八方のうち何れかでも欠ければ大湯屋僉議が成立しないことになる。

叡山の通目主義の事例として、「東山御文庫記録」に、

一縦一谷雖有異議、於別心之働者、不可有通目之儀、於無通目者、及大訴事不可調也、

とある。叡山十六谷のうち唯の一谷と雖も、異議を主張し、他の十五谷と共同の行動をとらない場合は全会一致ではない。全会一致でない場合には、大訴のような重大なる事件をおこすことは許されないということである。しかし、史料的に制約されており、その実態を充分明らかにすることはできない。おそらく叡山の通目主義は、各谷ごとの評定を経てのち、十六谷それぞれが所属する東塔・西塔・横川のいわゆる三塔別の評定により各塔の意志集約が企図され、次いで三院集会にはかられ、最終的に三塔合同の評定において三塔一致の合意をみた場合に具体的行動に移されたものと思料される。文安五年（一四四八）の釈迦堂閉籠衆集会の事書に、[50]

早可被相触東塔院事

右三院会合依兼日約諾已明日必定之処、今且又可有延引之由、被及貴院之評議欤、前代未聞之珍事也、院々皆同心之用意之処、少々異議差合太不可然者也、其上左暦至軸明日不遂其節者、年内争可有三千一味之混成哉、所詮西河必可立越之上者、貴院僉議者以下急度被定営明日会合、可為治定之旨衆議如斯而已、

とある。この史料は雄弁に以上のことをものがたるものではなかろうか。我が政治史を撹乱した著名なる叡山の大訴、この裏面に厳然たる全会一致主義の鉄則が行われていたことは、単に中世寺院法史上注目すべき一事実に止まるであろうか。著名なる「山階道理」の猖獗や正史を揺るがした史実もこのような条件を踏まえて具体化されたのではなかろうか。

なお、ここで叡山の集会制度に関して注意すべきことは、叡山の集会制度の影響が末寺に及び、地方諸寺院において集会制度の発達を促したと考えられる点である。すでに触れたところの出雲国の古刹である鰐淵寺の例をみると、鰐淵寺は平安末期すでに叡山と本末関係にあり、鎌倉期には「国中第一之伽藍」[51]といわれ、のちには「当寺者、推古天皇為御勅願之浄場、其後山門最初御末寺」[52]などと述べられ、大きな教勢をはっていた。鰐淵寺はその組織、伽藍の構造など多くのものを本寺である叡山に倣っている。[53]当寺には細密な集会規定が明示された正平十年（一三五五）三月の「鰐淵寺大衆条々連署式目」が所蔵されているが、この式目には別に応永九年（一四〇二）十月九日付けの十ヵ条の補筆が加えられている。

出雲国鰐淵寺衆徒等可存知条々事

一慈鎮和尚以来為無動寺末寺、奉仰御門跡之上者、雖為向後可御扶助、若令向背本所現不忠者、可有罪科事、

一任先例寺中井寺領等号国役、可令停止守護使之乱入事、

一於本所役雑渋之輩者、為衆徒沙汰令勘落彼経田、可成仏閣造営料所之事、

一本尊聖教等、不可沽却他山事、

一離山不住倫令領知坊舎経田之条自由至極也、自今以後可停止事、

一児童法躰以前不可譲坊舎経田等事、

一坊舎経田令武家沽却之条、且背仏意且寺中廃怠之基也、仍云売人云買人共可処罪科事、

一不伺上意任雅意寺領別所等、不可有武家契約之儀、若於背此旨之輩者、可被処罪科事

一寺僧等或憑権威、或以強録之力令緩怠寺中平均公役者、堅可加炳誡事、

一衆徒等評定事訖後、欲破衆会之群議輩、非分張行也、可有殊沙汰事、

右於背此条々寺僧等者、為衆徒可追罰其身、猶以及異儀者、仍注進固可加成敗也、仍下知如件、

応永九年十月九日　別当権大僧都判

権僧正法印大和尚位判

法印大和尚位判

法眼和尚位判

この十ヵ条について、『華頂要略門主伝』によると、「(応永九年) 十月九日雲州鰐淵寺定書下賜」と記され、天台座主尊道の袖判がなされている。つまりこの起請文の補筆とは叡山より鰐淵寺に下した「鰐淵寺定書」を、当寺の式として正平分の不足を補う意味において書き加えられたものと考えられる。そしてこの十ヵ条の最末の条に、前記したように「一衆徒等評定事訖後、欲破衆会之群議輩、非分張行也、可有殊沙汰事」とあり、叡山がその末寺である鰐淵寺に集会制度の運用に関する規定を指示している。つまり鰐淵寺の集会が本寺叡山の影響のもとに運営されたものと思料されるのである。

おわりに

大衆僉議の発起人（張本）は、

同時の大悪僧に慈雲坊法橋寛慶、三上阿闍梨珍慶と云ふ者を相語らひて大衆を起し、大講堂の庭に三塔会合して僉議あり、(54)

とあるように、武勇の誉れ高い悪僧で、「東塔ノ南谷善智房ノ同宿ニ豪鑒・豪仙トテ、三塔名誉ノ悪僧アリ」(55)「妙観院ノ因幡竪者全村トテ、三塔名誉ノ悪僧アリ」(56)などと、「三塔名誉ノ悪僧」であり、彼等が大衆をリードしたのである。朝廷は「白井法橋幸明と云ふ僧あり、三塔第一の悪者、衾の宣旨を蒙って、山門には安堵し難くて、当山千僧供の料所、愛智郡胡桃荘に忍び居たり」(57)と、彼等大衆挑発の張本を衾宣旨を下して取り締まるのにつとめたのである。

悪僧といわれた彼等、例えば西塔の法師で「三塔無双の悪僧」(58)と称された戒浄坊相模阿闍梨祐慶は、大衆僉議を催してその協力を乞うたとき、

所詮祐慶今度三塔の張本に召されて禁獄流罪に行はれ、たとひ首を刎ねらるゝといへども、今生の面目、冥途の思出なるべし、(59)

と、大衆を前に「高聲に訇り、双眼より涙をはら〳〵と流しければ、満山の大衆これを聞き、皆袖を絞りつゝ尤も〳〵と同じ」(60)たという。大衆のリーダーとしての一面を窺うことができ、また、いかに張本に対する朝廷の処罪のきびしかったことも知られよう。

ところで、彼等悪僧はただ武勇に勝れるだけではなく、前述の「大慢偏執の者にて我執強き僧」(61)であった祐慶

は、

此僧は本園城寺の衆徒にて、よき学匠なりけり、倶舎、成実の性相より、法相、天台の深義を極め、顕密両宗に亙って三院三井の法燈なりける[62]、

と、「よき学匠」であった。また、前述の摂津堅者豪雲は「悪僧にして学匠なり、詩歌に達して口利なり[63]」と、興福寺の発心院坊主定清は「凡此僧都ハ当時大学匠之大悪僧也、当年七十九歳也[64]」といわれたように、「学匠」つまり学侶として学問などに通じた者であり、法臈高き僧たちであった。

大衆の張本に対する朝廷の取り締まりははげしさをまし、「大衆の張本を出すべき由、検非違使二人を差遣はされ水火の責めに及びけり[65]」と、朝廷の張本引渡しのきびしい要求あるいは処断に対して、大衆は「衆徒の鬱憤散ぜずして、固く流罪せらるれば、大衆皆彼より同じく流の罪を蒙り、満山の学侶一人も留まる可からず、我が山の存亡唯此の成敗にあり、宜しく此の趣を察し執し申さるべし[66]」などと称して執拗に抵抗している。大衆僉議が悪僧等によって率いられるようになると、その結果は教団の方針を左右するまでになり、やがては別当や座主等を動かすほどの勢いになっていったのである。

註(1)　文治六年五月二日の条。
(2)　竹内理三著『寺領荘園の研究』二九八頁。
(3)　渡辺澄夫「興福寺六方衆の研究」（渡辺著『増訂畿内庄園の基礎構造下』所収）参照。
(4)　『類聚世要抄』巻十六（主婦之友社図書館蔵）。

(5)　『南都僧俗職服記』（東大寺図書館写本）。
(6)　註（5）。
(7)　註（5）。
(8)　註（5）。
(9)　『玉葉』承安三年七月二十一日の条。
(10)　註（3）三三六頁。
(11)　『建内記』永享嘉吉文安年中裁断（『古事類苑』宗教部三、所収）。なお、いつから改変されないものとされたのか、またはじめからそうであったか検討を要する。
(12)　『類聚世要抄』巻十七。
(13)　『細々要記』（『続史籍集覧』一、所収）建武元年五月十三日の条。
(14)　勝野隆信著『僧兵』一四七頁。
(15)　平岡定海著『日本寺院史の研究』三九九頁。
(16)　註（14）一四八頁。
(17)　興福寺奏状案（大内青巒所蔵文書）（『鎌倉遺文』三、一五八六）。
(18)　辻善之助著『日本仏教史』第二巻中世篇一、三二八頁。なお、安楽と住蓮の処刑については本書第三章第四節死罪考参照。
(19)　「南都山門牒状等の事」（佳巻第十四）。
(20)　「都返り僉議の事」（宇巻第二十四）。
(21)　景山春樹著『比叡山』一〇四頁、豊田武「延暦寺の山僧と日吉社神人の活動(一)」（『法政史学』二六）参照。
(22)　『群書類従』二八（雑部）所収。

(23) 「山門堂塔の事」（理巻第九）。
(24) 『改定史籍集覧』一二（別記類）所収。
(25) 文安五年十二月二十四日「西塔院釈迦堂閉籠衆集会事書」（『山門事書』）、東京大学史料編纂所架蔵影写本の『山門事書』（元禄六年十二月厳覚書写）と同じ内容のものとして叡山文庫所蔵の『文安五年釈迦堂閉籠衆議』（元禄七年八月覚深書写）がある。この覚深本は厳覚本を書写（校訂）したものである。
(26) 「頼政歌の事」（爾巻第四）。
(27) 『源平盛衰記』（「頼政歌の事」爾巻第四）。
(28) 「山徒寄京都事」（巻第八）。
(29) 註（16）・田中稔「天狗草紙と寺院組織」（『新修日本絵巻物全集』二七）参照。
(30) 『大日本仏教全書』一二八所収。
(31) 『兵範記』保元三年六月十八日の条。
(32) 『百錬抄』寛弘三年七月十三日の条。
(33) 『日本紀略』寛弘三年七月十三日の条。
(34) 『玉葉』承安三年秋七月二十一日の条。
(35) 『源平盛衰記』（「頼政歌の事」爾巻第四）。
(36) 註（31）。
(37) 『碧山日録』寛正二年三月二十日の条。
(38) 文安二年六月二十五日「三塔僉議記録」（叡山文庫所蔵文書）。
(39) 本節の「叡山僧侶集会の構造」参照。
(40) 天文九年八月二十三日「三院衆議記録」（叡山文庫所蔵文書）

(41) 天文八年六月二日「三院衆議記録」（叡山文庫所蔵文書）
(42) 『改定史籍集覧』二三（纂録類）所収。
(43) 西教寺所蔵文書（慶長六年二月）〔豊田武著『日本宗教制度史の研究』九六頁所載〕。
(44) 註（40）。
(45) 註（40）。
(46) 註（40）。
(47) 伯耆の大山寺は、中世には一山三院（西明院・南光院・中門院）四十二坊以上に及んだといわれており〔平岡定海「中世に於ける出雲国鰐淵寺の構造について」（「大手前女子大学論集」一六）、強訴などに際しては三院僉議し、「三院一同」により行動をおこすが、ときには三院が一致しないこともあり、その場合は「三院一同ニ和与ノ儀」を経て行動に移った（洞明院蔵『大山寺縁起』）。
(48) 観応元年六月十七日「学衆方評定引付」（『東百文目』ム二三）。
(49) 観応元年六月十九日「学衆方評定引付」（『東百文目』ム二三）。
(50) 『山門事書』。
(51) 建長六年四月「出雲守護人検非違使佐々木左衛門尉泰清下知状」（鰐淵寺文書）
(52) 弘治二年「鰐淵寺初答状案」（鰐淵寺文書）
(53) 平岡定海「中世に於ける出雲国鰐淵寺の構造について」（「大手前女子大学論集」一六）。
(54) 『源平盛衰記』（「覚明山門を語らふ事」摩巻第三十）。
(55) 『太平記』（「山徒寄京都事」巻第八）。
(56) 『太平記』（「正月二十七日合戦事」巻第十五）。
(57) 註（54）。

(58) 『源平盛衰記』(「澄憲血脈を賜はる事」保巻第五)。
(59) 註(58)。
(60) 註(58)。
(61) 註(58)。
(62) 註(58)。
(63) 『源平盛衰記』(「豪雲僉議の事」爾巻第四)。
(64) 『大乗院寺社雑事記』文明九年十月十七日の条。
(65) 『源平盛衰記』(「座主流罪の事」保巻第五)。
(66) 『源平盛衰記』(「山門奏状の事」保巻第五)。

第二節 「多分状」覚書考

ここでいう「多分状」とは、「点数」を何らかの形であらわし記録したものをいう。すでにみてきた「合点状」もこれに含まれる。このような「多分状」に該当する事例を管見しえた中からいくつか紹介しておくことにする。

㈠ 東大寺文書の「落書状」

「合点の法」と同様、一種の無記名投票ともいうべきものに「落書起請」がある。この「落書」は周知のよう

に平安末期から室町期にかけて、寺社において犯人摘発に際しての検断法として採用されていた。

落書起請については、早く明治四十年(一九〇七)中田薫氏が「古代亜細亜諸邦に行はれたる神判補考」(1)の中でその存在をはじめて説明されている。中田論文以降三十八年を経た昭和二十年(一九四五)には渡辺澄夫氏が「中世社寺を中心とせる落書起請に就いて」(2)なる精緻な論文を発表され、落書起請に関する諸問題がここに一応の結論に到達したといわれている。しかしながら、従来の研究において、「落書」の下知をうけ執行され開票された結果をとどめた記録――「落書状」ともいうべきもの――については触れられていない。「落書」を執行するに先立って「先罸文ヲノセテ置文ヲ令進、其後可書進落書也」(3)というように、「宣誓の起請文」ともいうべきもの――投票の管理と運営に公平を期すことを起請したもの――が作成され触れられている。(4)そしてそれに対して「無別子細候ハヽ、各随便宜、可令加御署并判給候」(5)であって、その後に「落書」が行われ、その開票された結果を示したものが「落書状」である。

「落書状」には次のような二形態がみられる。まず嘉暦二年(一三二七)九月十日の「黒田荘悪党人縁者落書交名」(6)(第33図)をみると、この文書は伊賀黒田荘の悪党である孫五郎入道と円春の縁者を摘発する「落書」の結果を示したものである。記入法は、一票が入るとまず名が記され、二票以上入ると一票に一つずつ名の右肩側に「合点」が加えられている。孫五郎入道の縁者である宰相殿や円春の縁者である弥五郎入道と九郎等はおそらく何か反証したため「除了」として、名の左肩側に墨線をもって抹消し効力解消の證としている。「多通落書」により例えば罪科とされても、無実であることを申し聞きした結果免除されることもよくあった。(7)

第33図 黒田荘悪党人縁者落書交名 29.1×41.1cm 東大寺蔵

第34図 下司庫盗人落書 23.8×43.3cm 東大寺蔵

（端裏書）
「伊賀沙汰事 宗覚 孫五入道 （縁）二人縁者交名注文 嘉暦二九月十日」

黒田庄悪党人縁者交名 嘉暦二年九月十日落書分

青蓮寺 孫五郎入道 法名静蓮

縁者 七郎入道 四通　六郎殿 コウラ　兵部殿 六通 手搔

宰相殿 手搔 四通 除了　七郎 タキノ 二通　七郎 〻〻

乙王兵衛入道 ヤナセ 二通

円春 星川 宗覚

縁者 兵衛入道 夏目 三通　宝仏 弥四郎大夫入道 二通

弥五郎　弥五郎入道 除了

九郎 子息 三通 除了　源七 子息 三通

四郎 舅 矢川 三通

次にみるのは年月日未詳（南北朝期）の東大寺の「下司庫盗人落書[8]（下縁欠損）」（第34図）である。

（端裏書）「下司庫盗人事」
下司庫盗人
　下　浄昭房二二已上四通
　　蓮順房一（手抜）壱通
　　順教房二二二（手抜）已上六通
　　順専房二一已上参通
　　長禅房二二（コマ）已上四通
　　十郎殿一（手抜）壱通
　　福石丸一（モチナ）壱通
　　　　已上七人
　　　治定落書十一通
　　不定落書十七通

下司庫に盗人が入ったため犯人究明の「落書」が行われたときのもので、まず一票が入ると名を書きその下に一本宛の横の短線が一つ記入された。投ぜられた票の下方にその投票合計数が記されている。なお、「治定落書十一通」とは有効落書が十一通で、「不定落書十七通」とは無効落書が十七通ということであろうか。

落書状には右のような二つの形式・方法がみられる。後者の事例として、正安三年（一三〇一）卯月二十一日

第35図(1)　中河張本引汲人落書人交名　28.9×80.7cm　東大寺蔵

第35図(2)　中河張本引汲人落書人交名

の「中河張本引汲人落書人交名」[9]（第35図(1)・(2)）がある。端裏書に「中河張本落書人数」とあり、大和国中ノ川の悪党を摘発する「落書」で、そこには悪党に加担した勝円房得業と末弘の二人の名があげられ、ともに一本宛の横の短線が四本、つまり四票記されている。票の記入法は先の「黒田荘悪党人縁者落書交名」と同じく、まず一票が入ると名が記され、二票以上入ると一票に一つずつ名の下に短線が記入された。六票以上投ぜられた者の票の下方にはその投票合計数が記され、その人数は八名にのぼり、最多票は覚乗の四十五票で、次いで縁月房の三十二票となっている。なお、この落書状には二十人の名があげられ、それに加担した者二人と計二十二人となっている。室町初期の作といわれる『峯相記』[10]によると、作者が貞和四年（一三四八）に峯相山鶏足寺の老僧から聴聞する問答形式の中で、「諸国同事ト乍申、当国（播磨国）ハ殊ニ悪党蜂起ノ聞ヘ候、何ノ比ヨリ張行候ケルヤラム」という問に対して、

正安乾元ノ比ヨリ目ニ余リ耳ニ満テ聞ヘ候シ所々ノ乱妨、浦々ノ海賊、寄取、強盗、山賊、追落シヒマナク、異類異形ナルアリサマ人倫ニ異ナリ、柿帷ニ六方笠ヲ着テ、烏帽子袴ヲ着シ、人ニ面ヲ合セズ、忍タル体ニテ数不具ナル高シコヲ負ヒツ、柄鞘ハゲタル太刀ヲハキ、竹ナガエサイ棒杖バカリニテ、鎧腹巻等ヲ着ルマデノ兵具更ニナシ、カヽル類十人二十人或ハ城ニ籠リ、寄手ニ加ハリ、或ハ引入レ返リ忠ヲ旨トシテ、更ニ約諾ヲ本トセズ、博打博奕ヲ好テ忍ビ小盗ヲ業トス、

と答えている。つまり悪党横行のはじめは正安・乾元（一二九九～一三〇三）頃であって、初期の悪党は十人から二十人位の小集団であるとしている。この正安三年の中ノ川の悪党の事例は、時代と「落書」の結果示された人数からみれば初期の悪党といえよう。[11]

東大寺文書に時代は下って江戸前期の表5のような文書がみられる。これらの「落書状」は、聖秀大徳講問・八幡宮鎧理趣三昧・新禅院講問・公意講問の納所職[12]に関するものである。慶長八年（一六〇三）正月十四日の「聖秀大徳寄進講問納所落書[13]」（第36図）をみると、端裏書に「聖秀大徳寄進講問落書慶長八年正月十四日　納所浄観」とあり、書出には「聖秀大徳講問納所落書引付」と記されている。つまりこの文書は東大寺聖秀大徳寄進講問の納所職選出の「落書」である。横に書き連ねた僧名の下に毛筆による一本宛の横の短線の記入がなされている。その結果は真海なる僧が最高の三票、次いで二票が二人、他はそれぞれ一票と、計十一票の記入がみられる。しかも最高得票の真海の票の下方に「三通」の数の記入がみられ、他にはそれがみられない。結局真海なる僧が納所職に選任されたことになる。

慶長十四年（一六〇九）六月朔日の「八幡宮鎧理趣三昧納所落書」[14]（第37図）には、端裏書に「鎧理趣三昧納所引付慶長十四己酉六月朔日　納所実英」とあり、計七票のうち訓秀なる僧が最高の四票で納所職に選任されている。

元和五年（一六一九）正月十四日の

〈表5〉

年月日	文書名（『東大寺文書目録』による）
慶長八年正月十四日	聖秀大徳寄進講問落書
慶長十四年六月朔日	八幡宮鎧理趣三昧納所落書
元和五年正月十四日	新禅院講問落書交名
元和六年六月十日	公意法印寄進講問落書
元和九年正月十四日	聖秀大徳講問落書交名
寛永四年六月朔日	八幡宮鎧理趣三昧落書交名
寛永七年正月十四日	聖秀大徳寄進講問納所落書
寛永十一年六月朔日	鎧理趣三昧落書交名
年月日未詳（江戸前期）	理趣三昧落書
年月日未詳（江戸前期）	公意講問落書交名

第36図 聖秀大徳寄進講問納所落書 29.9×45.2cm 東大寺蔵

第37図 八幡宮鎮理趣三昧納所落書 29.5×44.7cm 東大寺蔵

第38図 新禅院講問落書交名 31.4×48.5cm 東大寺蔵

第39図 公意法印寄進講問落書 29.6×42.3cm 東大寺蔵

「新禅院講問落書交名」(15)（第38図）には、端裏書に「落書（元和五己未正月十四日）　納所真英」とあり、計十三票のうち賢盛なる僧が最高の三票で納所職に選任されている。

元和六年（一六二〇）六月十日の「公意法印寄進講問落書」(16)（第39図）をみると、端裏書に「公意法印寄進講問落書（元和六年六月十日）　納所英経」とあり、書出には「公意法印寄進講問落書」と記されている。計九票のうち昌盛なる僧が二票で他は各一票である。結局は「二通」と記された昌盛が納所職に選任されたことになる。

以上の「落書」は、本来の「落書」の範疇より思料するとき、犯人の名を投票させその投票に名の多くあがった者を犯人と断定しようとする検断法からは、その「落書」の意図を了解することは適確・明晰さに欠ける。つまりこれらの「落書」は、犯人を究明するための落書ではなく、職掌の選任についての「落書」ということになり、本来ならば「合点状」ともいうべきものである。「落書」としてはきわめて特殊な事例とみなすことができよう。この頃になるとすでに本来の「合点」と「落書」の混同がみられたとも解されるが、また、近世村落にみえる「無名の入札」との関連においても考察する必要があろう。

東大寺において落書を「雨落書」あるいは「雨夢想落書」という特異な名称を用いていることはすでに指摘されているところである。(17)渡辺澄夫氏はこの名称の意味するところ頗る了解に困難であるとし、「「雨」は公平無私の概念を此の語に假ったものかと考へられ、「夢想」は……「無想」か、或ひは……「無相之想」に該当する語で、「夢」は「無」の誤りではあるまいか」といわれている。(18)また、荻野三七彦氏は「雨」は「天」の転用で、「あめ・あま」とて「天津」「天照」「天降」などとして神聖な活用語として使われた類の語と考えた方がよいといわれている。(19)わたくしはまた、「雨」は「落書状」の形態に由来するものとも考えている。つまり先の「下

司庫盗人落書」などのように、僧名の下に毛筆による一本宛の横の短線の記入が、あたかも雨の普く公平に降（落）るようにみえたものではなかろうかと思う。

ところで、「雨夢想落書」の「夢想」について、渡辺氏が指摘されたように「夢」は「無」の誤りであることは、次の元応元年（一三一九）十月十六日の「東大寺寺僧連署起請文（後欠）」(20)などによっても明らかであろう。

（端裏書）「起請文」

敬白　天罰起請文事

右当寺々僧之中、供奉維摩会延年之仁在之由風聞、仍捜取其躰為処罪科、雨無想落書之時、或存別心私曲、或任凶害之心為損人、書載無誤之仁於落書事一切不可有、無偏頗矯飭、任実正可書載之也、次其仁罪科事、悉抜大小寺供自当年五ケ年之間、（縦雖許衆勘之後、於寺供者、）永不可返入者也、若於背此旨之輩者、奉始大仏八幡二月堂、日本国中大小神罰冥罰ヲ、可罷蒙違犯輩之身状如件、

元応元年十月十六日

明秀（花押）
顕実（花押）
清尊（花押）
頼覚（花押）
頼昭（花押）

この起請文について、荻野氏は「維摩会の延年」に参加した者を寺僧中から捜索するために落書起請を募集しようと、ここにその趣旨による起請文を出したもので、「落書起請」を催促するところの文書であろうと説明されている。[21] この点については既述したように、「合点」施行に先だって行われた一種の宣誓の起請文と似ている。また、この文書には「衆勘」という語がみられるが、これは一種の勘当で、とくに東大寺の場合は「蒙衆勘之条、御勘発之旨、恐而有余」[22]というように、「衆勘」に処せられることがたいそう恐れられていた。[23]

なお、当時「夢想」という語をつかった「夢想状」なるものが『春日社記録』（中臣氏日記）にみえる。「今朝一鳥居落書、夢想状云々」[24]とあり、また、

今日十八日、薬師堂郷民等、為小五月若宮へ参シテ無之、去五月六日今五村参畢、此事夢想之状ヲ二鳥居ニ置故也、[25]

などとある。つまり匿名の投書にあたる「落書」をときに「夢想状」と称していたことが知られる。

㈠　東大寺文書の「請定状」

弘安四年（一二八一）二月の「大仏殿大般若経転読衆請定」[26]（第40図(1)・(2)）に、

（端裏書）「□異国大般若経転読交名事　弘安三年二月　日　年預五師実樹」

「集会舎利講鐘定」

奉唱

第40図(1)　大仏殿大般若経転読衆請定　30.1×90.1cm　東大寺蔵

第40図(2)　大仏殿大般若経転読衆請定

一於大仏殿可被転読大般若経衆交名事

一帙＼＼武蔵法橋道師　二〻＼＼弁擬講　三〻＼＼越後擬講「奉」
四帙＼＼範宗大法師「奉」　五〻　範承大法師　六〻＼＼宗俊大法師「奉」
七帙　円盛大法師「奉」　八〻＼＼良舜大法師「奉」　九〻＼＼良暁大法師「奉」
十帙＼＼尊厳大法師「奉」　十一帙＼＼道舜大法師「奉」　十二〻＼＼良叡大法師「奉」
十三〻＼＼実承大法師「奉」　十四〻＼＼頼承大法師「奉」　十五〻＼＼覚禅大法師「奉」
十六帙＼＼尊寛大法師「奉」　十七〻＼＼宗成大法師「奉」　十八〻　隆恵大法師
十九帙＼＼玄暁法師「奉」　二十〻＼＼隆実法師「奉」　二十一〻＼＼覚恵大法師「奉」
二十二帙＼＼頼玄法師「奉」　二十三〻＼＼春信法師「奉」　二十四〻＼＼定意法師「奉」
二十五帙　玄舜法師　二十六〻　実舜法師　二十七〻＼＼実胤法師「奉」
二十八帙　快暁法師　二十九〻＼＼尊顕法師「奉」　卅〻＼＼隆寛法師
卅一帙＼＼慶承法師「奉」　卅二〻＼＼盛玄法師「奉」　卅三〻＼＼円朝法師「奉」
三四〻＼＼性藝法師「奉」　卅五〻＼＼宗筭法師「奉」　卅六〻　盛尊法師
卅七帙＼＼定俊法師「奉」　卅八〻＼＼順玄法師「奉」　卅九〻＼＼慶実法師「奉」
四十帙＼＼樹恩法師「奉」　四十一〻　順実法師　四十二〻＼＼縁宗法師「奉」
四十三帙　叡尊法師　四十四〻＼＼玄親法師　四十五〻　定尊法師「奉」
四十六帙＼＼実尊法師「奉」　四十七〻＼＼慶性法師「奉」　四十八〻＼＼頼有法師「奉」

四十九帙＼＼快秀法師「奉」　五十帙　定弁法師　五十一帙＼＼賢性法師
五十二帙＼＼顕秀法師「奉」　五十三〻＼＼慶兼法師「奉」　五十四〻＼＼寛兼法師「奉」
五十五帙＼＼寛祐法師「奉」　五十六〻＼＼玄守法師「奉」　五十七〻＼＼寛縁法師「奉」
五十八帙　宗延法師　五十九〻＼＼堯快法師「奉」　六十帙＼＼快有法師「奉」

定

右、院宣偁、異国御祈事、於当寺殊可致懇祈云〻、然間、自来十一日点三箇日、為令降伏異朝悪賊、大般若経一部毎日可令転読所也、(マヽ)早勿被致懈怠、於不参輩者、可行五人合科之旨、依衆儀、奉唱如件、

弘安三年二月　日　年預五師実樹

とある。この文書は、文永年間以来蒙古来襲を必然と考え、亀山上皇の院宣が出され、蒙古に備えんがため異国降伏を神仏に祈願し、大仏殿において来たる十一日より三ヵ日大般若経を毎日転続すべきことを命じた年預五師実樹の請定（差定）状である。この文書についてはすでに触れてきたが、この大般若経転読の行法に不参の者は「五人合科」に処せられている。つまり武蔵法橋以下僧衆の名の右肩に記されている引点（合点）は参会の回数であり、武蔵法橋の合点三は三日間通して参会したわけで、合点二の場合は一回不参し、合点一の場合は二回不参ということで、不参の度数だけの「五人合科」（五人の者に酒をふるまう科酒）に処せられたことになる。この文書は大般若経転読の行法に勤仕すべき者の許に廻文され、そのときに自分の名の下に「拝見した」という意味で「奉」の字を書いたもので、さらにそれに参会の度数を記したのである。

このような文書は、鎌倉期のものとしては七通ほどみられ、弘安と正応年間に集中している。(27) 行法不参者に対

第41図　某注文（『満済准后日記』紙背文書）　醍醐寺蔵

する罪科は、「五人合科」の科酒か、あるいは中世後期以降多くなる「十疋」[28]の科銭納入の経済的罰則であった。

㈢ 醍醐寺文書の「某注文」

醍醐寺文書には年月日未詳の二通の注目すべき「某注文」なる文書がある。この二通の文書は、醍醐寺所蔵の『満済准后日記』の応永三十四年（一四二七）の九月九日より同月十一日に至るまでの裏に記された紙背文書である。

まず一通の「某注文」[29]（第41図）をみると、

億卆卆卆卆　廿
尊卆卆卆大　十九（マヽ）
梅卆ナ　七

第42図　某注文（『満済准后日記』紙背文書）　醍醐寺蔵

中卆卆ナ　十二
祐卆卆大　十三

とある。続いて次のような「某注文」[30]（第42図）がみられる。

胤卆卆太　十四
経太　四
信卆大　八
定太　四

二通の「某注文」はともに同じ形式・方法をとっており、職掌選任に関してのものと思われ、候補者の名の頭文字の下に投ぜられた票数を「卆」＝五の数の記入法で書かれ、その下方に合計票数が記され、最高得票の者が選出されたものであろう。醍醐寺においてはこのような数の記入法が採用されていたが、他の寺院では未だこのような記入法の事例に

第43図 本非十種の茶勝負記録（「出雲荘浮免注文」紙背文書） 17.1×42.2cm
成簣堂文庫（お茶の水図書館蔵）
（『「大乗院文書」の解題的研究と目録(上)』口絵による）

は接していない。

㈣ 大乗院文書の「闘茶文書」

興福寺大乗院の旧蔵文書で、今日成簣堂文庫の古文書の一部となっている大乗院文書の中に「出雲荘浮免注文」[31]なる一巻が収められている。その紙背文書（文和元年文書の裏）に南北朝期の茶の品種や産地を識別する競技である「闘茶」[32]に関する次のような本非十種の茶勝負記録（第43図）が記されている。

十種茶本非事

徳 本本非上述 上本上上上

夜 本本述述述 ホホ述述ホ

蔵 本本非本ホ 述述ホ上上

弥太郎 述述非上ホ 上ホ上上ホ

この茶勝負の記録は、闘茶史料としてもっとも古い史料の一つとなるといわれている[33]。まず上に書かれている「徳」「夜」「蔵」は参会者の名の頭文字で、「弥太郎」だけは省略せずに記している。「本」とは「本茶」で栂尾茶であり、「非」は「非茶」で栂尾以外の茶の意である。なお、「ホ」「上」「述」は参会者が持ち寄った三種の茶を意味するものであろうか。四種の茶が出され、その順序は「本本非本ホ上ホホ上上」で、参加者四人は次々に出された茶を飲み分けるわけで、つまり四種十服で合点のついているのが正しく飲み当てた分である。その結果、一番良い成績をおさめたのが十回中八回飲み当てた「蔵」なる人物である。この史料はまさしく「闘茶採点表（点取表）」ということになる。

㈤ 大乗院文書の「侍法眼転任事評定記」

この「侍法眼転任事評定記」[34]も先の「闘茶文書」と同じく成簣堂文庫（大乗院文書）に収められている一巻子本である。この評定記は、正和五年（一三一六）の評定記録を延元元年（一三三六）に書写したものである。その首部をみると、

正和五年十一月七日、於今御門清円法眼之亭評定条々、

一議二二

侍法眼転任事止対論之儀付公私、於玄舜者懇望申上者、以之為其面可被寛宥、任玄舜雖出書状文章等不可然可出委細状、若無其儀者難被優如欤、

一義（マヽ）二

今度列訴事云満寺之口遊、云所々沙汰、近日京物只在此事縦而雖及内々之懇望、毎人不可存知之間、房官一列依支申、聊被送日数之後、明春玄舜依出懇望状被免許、否強巨難近日被許之者、縦雖及官侍確執無御許容而似被許転任之条矣、当方面目者歟、此条且為備折中之一面愁、

（後略）

とある。評定におけるそれぞれの条々について、その「一議」の下に短い横線を書き入れて賛同票数を示している。

㈥ 王子神社文書の「用水配分帳」

中世には「王子」あるいは「若王子」と呼ばれ、粉河荘を構成した一村落東村の鎮守である王子神社に、用水の配分に関する文書が数通残されている。

年月日	文書名（『和歌山県史』による）	備考
文明七年六月二十日	悦谷池分水本帳書抜	加筆修正あり、
文明七年六月	悦谷池分水本帳書抜	加筆修正なし、横線にも加筆修正あり、
永正元年七月四日	悦谷池分水本帳書抜	永正元年～享禄五年加筆訂正あり、
永正元年七月四日	魚谷池分水本帳書抜	永正元年～享禄五年加筆訂正あり、
（年月日未詳）	某池分水注文（前後欠）	加筆訂正あり、
（年月日未詳）	某池水分水注文	横短線なし、数のみ記入あり、

第44図 魚谷池分水本帳書抜（首部）王子神社蔵（『和歌山県史中世史料一』口絵による）

永正元年（一五〇四）七月四日の「魚谷池分水本帳書抜」[35]（第44図）の首部をみると、

（端裏書）
「魚谷池之水之日記」

魚谷池分水本帳書抜

永正元年甲子七月四日

五郎三郎 一一一一一一一一

左衛門三郎 一一一一一一一一一一一一一一一一一一 杉原より一

三郎五郎

甚三郎 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一

二郎左衛門 一一一一一一一

左衛門大郎 一一一一一一一一一

杉原 一一一一一 林方へ渡、さへもん大夫渡、

ナウテノウラ水一ツ、平内より左衛門大夫へ渡、
二 ミカ田ツク此内助三郎よりワタ殿田
極楽寺ヨリ

左衛門三郎 ■■ ■■■■■■■■■
ホリ田ニツク、
此内かきの木田の宮田
ツク、又経田ニ付ケイ
シンノ坊ヨリ一ワタル、
上芳院ヨリ二ワタル、

平内より　二二渡、谷カイト蓮生院下地二渡、
　■■■■■■林ヨリ宮ノマエ作ニ一ツク、
平内より■■衛門大夫へ渡、
　左衛門九郎
　彦大郎　二二二二半　　三三西林ヨリ渡ル、二左衛門四郎より渡、
殿垣　左衛門九郎　二二二二半　　水一源大夫より左衛門九郎ニ渡、
　　　　　　　　　　　　　　　　（ソワ田）
　　　　　　　　　　　　　　　　水一平内大夫より窪坊渡、
　助三郎　九郎二郎より水一左衛門九郎渡、
　　　　　理正院より三二勧頭水渡、
　　（後略）

とある。この文書は、各人毎に横短線を入れて水筋の配分数を示したものである。たびたび加筆訂正し、また、塗消による抹消のほか黒圏を付して抹消しているところも多い。これらの用水の配分帳はめずらしい史料といえよう。

註(1)「法学協会雑誌」二五—九・一〇（『法制史論集』三下所収）。
(2)「史学雑誌」五六—三。
(3)『春日社記録』「中臣祐賢記」文永九年四月十三日の条。
(4) 荻野三七彦氏はすべて落書起請を施行するに先立って、必ず宣誓の起請文という特殊な起請文が作成され普くそれが掲示されたものであろうといわれている〔「落書起請に関する一起請文への理解」（「古文書研究」五）〕。
(5)『春日社記録』「中臣祐賢記」文永九年四月三十日の条。
(6)『東文目』一、一—一—二四四。
(7) 一例として、『春日社記録』「中臣祐賢記」文永九年五月五日の条。
(8)『東文目』四、四—五三。なお、この文書は『中世政治社会思想下』に収められており、そこでは「盗人沙汰落書通数注文」となっている。
(9)『東文目』二、二—八七～九〇。
(10)『続群書類従』二八上（釈家部）所収。
(11) 小泉宜右氏によれば、この時期は「第二期悪党」として説明されている（小泉宜右著『悪党』一三四頁以下）。正安三年には大和悪党二十人のうち五人が幕府の召文に応ぜず、城郭を築いたので、七ヵ国御家人および在京武士が発向して討伐するという事件などがおきている（『興福寺略年代記』正安三年の条）。〔渡辺澄夫「大和の悪党」（渡辺著『増訂畿内庄園の基礎構造下』所収）参照〕。
(12) 東大寺の納所職の一史料として、鎌倉期のものであるが徳治二年（一三〇七）七月四日の「東大寺衆議定文」〔『東文目』一、一—八—三九（『鎌倉遺文』三〇、二三〇〇一）〕がある。左にあげて参考に資したい。

記録　川上荘納所事
右、就機量仁、以□事、定其仁時、出離辞者、満寺一同一年中不可同座由、〔毎年以七月三日可其仁之由、〕依衆儀、記録如件、
徳治二年七月四日

なお、東寺の納所職については、富田正弘「中世東寺の寺官組織について—三綱層と中綱層—」（「京都府立総合資料館紀要」一三）参照。
(13)『東文目』四、四—六四。

(14) 『東文目』四、四一六三。
(15) 『東文目』二、二一二六。
(16) 『東文目』二、二一一二。
(17) 註(1)・(2)。
(18) 註(2)。
(19) 荻野前掲論文。
(20) 東大寺文書八、五五六。
(21) 註(19)。
(22) 年月日未詳(鎌倉前期)「順慶申状案」(東大寺所蔵探玄記第十七義決抄第一裏文書(『鎌倉遺文』四、一九九一))。
(23) 中世寺社法における勘当として、注目されるものに興福寺大衆が春日社家等に与えた制裁である「衆勘」があげられる。この南都の「衆勘」に関して、永島福太郎氏は「衆勘」は藤氏に対する放氏と同種の刑罰であって、はじめの頃は相当に極刑であったが、それが段々と緩和され本人の謹慎だけですむようになったらしいといわれている(永島福太郎著『春日社家日記』七八頁)。

「衆勘」はときには「泰隆・有政・祐重三人惣官、為大衆勘当」(『春日社記録』「中臣祐重記」寿永二年八月十七日の条)というように、「勘当」という語を用いているが、しかし、本来「勘当」と称するときは「被下 長者宣、椎木預・西預蒙勘当了」(『春日社記録』(旧記勝出)大治二年□月十六日の条)というように、氏長者からの勘当をいったようである。なお、「社勘」と記されたものもあるが、これは春日社で神人以下を勘当することである。さて、ここで「衆勘」の事例を『春日社記録』(中臣氏日記)からひろってみると表6のようになる。

古い例としては、平安後期の久安六年(一一五〇)の「衆勘」があげられる。これは十二月二十六日、神主時盛の所従が春日山から死鹿を持ち出したので、その責任を問われ罪科として時盛は「衆勘」に処せられたのである。そのとき

〈表6〉

年月日	衆勘に処せられた者	衆勘の理由	〈備考〉
久安六年十二月二十六日	神主 時盛	自春日山時盛朝臣之目代新大夫助遠之子息七郎男与神戸出納末弘帯弓箭、又不知之下人令持死鹿犯行	館幷御供倉、所従住宅等十一宇被焼失
寿永二年八月十七日	泰隆 有政 祐重(三惣官)		八月十九日衆免
元暦元年四月二十三日	祐重		十一月十八日衆免
元暦二年二月二十一日	祐重		七月廿八日衆免
嘉禎三年七月十日	神主 親泰 正預 能基	両惣官親泰・能基去八日衆徒ヘノ申状幷御山内犬可搦之由仰送返事不当、集会大衆一同之音楽事申異儀	不及縁舎破却
文永二年六月二十八日	正預 祐盛	為谷河地頭訴訟二人神人下向関東、而正預神人春国依正預旅粮無沙汰	住宅ハ不及破却 八月四日衆免
文永十年十二月二十一日	神人成人・末延氏人泰氏	自社家博奕間ニ蒙衆命、已落書ヲ令進衆中故	神人二人ハ被解職
文永十二年三月二十八日	神主 泰道	社頭用途事故	縁舎破却 五月十五日衆免

建治二年	正預 祐継	依子息ニ男 祐員四一半打事	正預職ヲ辞退 建治三年四月八日衆免
建治四年三月二十一日	正預 祐継		縁舎不及破却
弘安三年 四月 二日	正預 祐貫	三輪山本 宮荘へ三方神人下向之処、依武家訴訟祐貫ニ有御尋之処、不存知之由令申間、衆徒腹立云々	不及縁舎破却
弘安六年 九月十九日	神主 経世	以中綱性賢、三方神人各一人可差進之由付被命、今日一人差進之処、本社・散在神人悉可進之処、一人進之条不可然、所詮、神主・正預ヲ取探、可行罪科之由評定事切了、而神主探被取之間、如此罪科ニ被行了	衆徒寄天住宅積蔵院、破却之了
弘安六年 十二月二十八日	神主 泰長	御八講結日免田御供、色トラスシテ進之間、於御座沙汰、無左右不可備進之由被下知之間押之、而彼雑掌人経衆沙汰ニ天、衆中へ訴申欤之間、如此罪科云々	不及住宅破却

時盛の館と御供倉と所従住宅など十一宇が焼却されている。「衆勘」に処せられる理由は前掲のように、神人の旅粮を与えなかったとか、社頭修造用途を犯用したとか、あるいは四一半打事などといったようにさまざまであって、そこには別に定まった理由があるわけではなかった。

「衆勘」は当初は相当に極刑であったようで、重大な罪科のときには、氏長者に執り申して解職・禁獄などといった制裁が行われ、その上本人の住宅は破却（焼却）され、さらには縁者の住宅も破却（焼却）されている。また、「衆勘

跡神木可奉安事」（『春日社記録』「中臣祐定記」嘉禎二年十一月二十六日の条）というように、宗教的制裁力を有する神木を破却（焼却）された住宅の敷地の跡に立てることによって「立入禁止」・「差押」（点札）を行ったのである。しかしながら、「衆勘」は鎌倉時代になると次第に本人の「謹慎」という程度のものとなったようで、解職・住宅破却（焼却）もあまりみられなくなってきている。

大衆による「衆勘」は、興福寺（春日社）以外にでもみられ、この場合は自寺のために不利益な行為などをなした者に与える制裁である。叡山の例として、仁安二年（一一六七）二月の「延暦寺政所下文」（『平安遺文』七、三四二〇）に「蒙大衆之勘当、破捨住屋、令追却四至内、没官所領」とある。東大寺の例としては、仁治二年（一二四一）六月十八日の「東大寺学侶等連署起請文」（東大寺文書六、二四一）の端裏書に、「円箕（二月堂々司）衆勘之時悔過起請」とあり、さらに鎌倉後期の「法務某書状」（東大寺文書三、六九八）には「吉永衆勘事、去比雖令触子細於寺家、衆徒譴無承引之気、而吉永悔罪科重所進起請也、此上為寺家、強不可有其煩者、衣原免何

第45図 大江良永起請文 33.9×55.2cm 東大寺蔵

事之有哉、且令相計給、可然之様被触仰衆徒」とある。つまり起請文を提出することによって「衆免」を請うたものである。その起請文の一例として、建久七年（一一九六）七月二十一日の「大江良永起請文」（『鎌倉遺文』二、八五八）（第45図）をあげておこう。

敬白

立申　起請文事

右、大江良永申立意趣者、南都昼夜往反之間、於道路不慮外僻事可出来之故、為妨（防カ）其難、興福寺西金堂寄人ニ罷入事候ヌ、然而此条東大寺御方頗無謂之由、有御沙汰云々、承驚即後悔、辞退彼寄人畢、此外指過怠不覚悟、爰俄蒙衆勘、被追却寺領了、恐之中大恐、愁歎甚何事如之乎、因玆恐怖之余、立申起請文者也、自今以後、若東大寺御方一塵事致忽諸、尚彼寺寄人罷入候者、

奉始梵天帝釈四大天王、惣王城鎮守賀茂下上等大明神、殊別当寺鎮守八幡大菩薩神罸冥罸ヲ良永之身、毎毛穴可罷蒙也、為衆勘御優免、所立申之状如件、敬白、

建久七年七月廿一日大江良永（花押）敬白

次に東寺の一事例として、永享五年（一四三三）正月十九日、「衆勘」に処せられている実相寺公杲律師に関しての二十一口供僧方評定が開かれ、「実相寺衆勘事被歎申、披露之処、無人数之間、不可及許、不沙汰、追而可有其沙汰由」とされている。次いで六日後の二十五日の評定では「実相寺公杲律師衆勘事、重而被歎申、披露之処、無人数之上、一臈等逵例之間、出仕無之、然者無人数去十九日衆儀同遍畢」とある。さらに二月三十日の評定では「実相寺律師衆免事被歎申、披露之処、来月二日可有評定、自兼日可催之由」とし、三月二日になって「実相寺律師衆免事、連々被歎申上者、向後事、以強文請文、被沙汰衆中、可有廻覧、然者可有出仕之由」とされている。（『東百文目』ち九）つまり実相寺律師は、やっと三月二日になって強文（起請文）の請文廻覧によって「衆免」されているのである。

叡山・東大寺の「衆勘」は、前記のように「令追却四至内、没官所領」・「被追却寺領」などとあるように、相当きび

しい制裁がとられている。また、とくに東大寺の場合「恐之中大恐、愁歎甚何事如之乎、因玆恐怖之余、立申起請文者也」（「大江良永起請文」）とある。

ところで、南都の場合一度「衆勘」に処せられた者が、前掲の祐継・祐重のように二度・三度と処せられている場合もある。そして、「衆勘」の日数は短きは三日より長きは半年強にわたっている。さて、南都で「衆勘」に処せられた者は、前掲のように三惣官（三長官）――神主・正預・若宮神主――それも「神主」と「正預」に集中している。これは何故であろうか。興福寺大衆の成長にともない（大衆が寺議を左右するに至っている）大衆の春日社統制とくに春日社上部の「神主」・「正預」等に焦点を合わせ、彼等社司の進退に干与するようになってきているということ、また、春日社内部では三惣官の地位は終身であったこと、そして、「神主」と「正預」はそれぞれ数家に分流していたことなどから、勢い競争が激しくなっており、自己を有利な立場におこうとして他を陥れるような謀議が行われていたことなども関連があるものと考えられる。

(24)　『春日社記録』「中臣祐定記」嘉禎二年七月二十八日の条。

(25)　『春日社記録』「中臣祐賢記」文永六年五月十八日の条。

(26)　『東文目』三、三―九―一五八（『鎌倉遺文』一九、一四二六二）。本書九〇頁参照。

(27)

〈表7〉

年月日	文書名	不参者の罪科
弘安元年三月	大仏殿臨時祈禱般若心経衆請定（第46図）	
弘安三年四月	茜部荘宿願般若心経衆請定（後欠）	
弘安四年二月	大仏殿大般若経転読衆請定	五人合科
弘安四年二月	異国御祈百座仁王講転読衆請定	五人合科
（弘安年間）	大仏殿最勝王経転読衆請定（後欠）	五人合科
正応四年卯月	大仏殿最勝王経転読衆請定	
正応四年七月	大般若経・最勝王経転読衆請定（前欠）	五人合科

(28) 一例として、永享二年（一四三〇）七月の「大仏殿一時心経読誦衆請定」（『東文目』三、三―九―三四）に「右於大仏殿自来六日至十二日（中略）過心経廿一巻者、可交名字於不参仁者、学生供下行之時、十疋充可被押之旨、依評定請定如件」とある。なお、この科銭納入について、中村直勝氏は「此の代銭を以てする場合、その代銭は何人の所得となるべきか。……東大寺の場合は、それを仏神事用途に充てる事によりて其の困難を解決して居る」といわれている（中村前掲論文）

(29) 醍醐寺文書別集満済准后日記紙背文書之一、五五六。

(30) 醍醐寺文書別集満済准后日記紙背文書之一、五五七。

(31) 荻野三七彦編著『お茶の水図書館蔵成簣堂文庫「大乗院文書」の解題的研究と目録(上)』所収。

(32) 村井康彦著『茶の文化史』六九頁以下・『茶の湯』一〇二頁以下参照。

(33) 註（31）四六五頁。

(34) 註（31）。

(35) 王子神社文書（『和歌山県史中世史料一』所収）。

第46図　大仏殿臨時祈禱般若心経衆請定（首部）　33.2×143.3cm　東大寺蔵

第三節　清祓考

はじめに

鎌倉期の春日社若宮神主方の中臣氏日記（千鳥家日記）には、「行清祓」「遂清祓」などというように「清祓」という語が目につく。因に『日本国語大辞典』（小学館）の「清祓」の項をみると、「きよはらえ（清祓）」に同じ、和訓栞「きよはらひ　十二月晦日に禁裡にて清祓を吉田の勤めらるる事あり、内侍所の前庭にて行はる」とあり、さらに「きよはらえ」の項には、

祭事の前後などに、不浄を清めるために行なう祓え、きよはらい、きよみはらい、

とあって、次の三事例をあげている。

㈠参内、仰云、昨日安鎮祭事、去春内侍所鳴動之後、不及清祓等風情之間、安鎮祭可然之由、兼倶卿申之、（文明九年十月二十日『親長卿記』）

㈡後聞、今日禁中清祓兼倶卿奉仕之、（延徳二年三月十七日『実隆公記』）

㈢当山之里へ出る路死人穢、卅か日過之間、任先例可有清祓之由、披露寺門之処、（明応六年九月二十七日『春日権神主師淳記』）

また、『国史大辞典』（吉川弘文館）に収められている平井直房氏の解説によると、

不浄を清める祓の一種、「きよはらえ」ともいう、古代の祓には神事などに際し自発的に行う善解除（よしはらえ）と贖罪の意味で犯罪者に強制する悪解除（あしはらえ）があり、また祭祀・奉弊・祈願・参詣などに先立つてするものと、疾病・災変・死穢などの後に行うものがあつた。清祓という名称が出現するのは中世からのようで、刑罰的な祓が消滅して久しい中・近世における用例は穢（けがれ）や災厄を清めるためのものが多いが、例外もある。

として、その事例を二つほどあげている。

奉拝園并韓神社了、（中略）去月二十日仰行嗣清祓、可供神膳由下知之処、彼社内見付五体不具穢物之間、持帰神供云々、（中略）尤可被行清祓欤、（応永十年閏十月一日『吉田家日次記』）

と、もう一つは先の㈢の事例である。

平井氏は「刑罰的な祓が消滅して久しい中・近世における用例は穢や災厄を清めるためのものが多いが、例外もある」といわれるが、しかし、この刑罰的な祓としての「清祓」は決して中世では例外ではなく、とくに南都では慣習法として広く行われていたことは後述するところである。

「清祓」について正面からとりあげた論稿は管見の及ぶところ見当らない。ただ、二次的な解説として永島福太郎氏はその著『春日社家日記』の中で、

中世の社寺、特に南都あたりで多く行はれた刑法の一である。元来、刑事々件は不浄のものであるから、社寺等に於いては、現場の不浄を除去する為に清祓を行ふのである。此の清祓を行ふ為には、その費用を要するが、これを犯人に負担せしめて、その罪償とする方法で、一種の科料である。

と述べている。この解説を念頭におきながら、中世前期の南都の「清祓」について、法史的にどのような位置づけがなされるか。『春日社記録』（中臣氏日記）をとおしてみていくことにする。

㈠　清祓の事例

まず清祓の一事例をみると、寛元四年（一二四六）五月に神木汚穢事件がおきている。

吹田神人末房訴中遊君等神木穢事、可被行清祓之由、寺家御定畢、(1)

吹田遊女等穢御神木、祓祭物葦毛馬一疋自公文所被送遣、(2)

つまり吹田の遊女等によって神木が穢されたため、遊女等にかけて祓祭物として葦毛馬一疋を出させ清祓を行っている。このように清祓を行う（遂げる）ということは、穢を払うために清祓を行う費用―祓祭物・料を犯人に出させる（犯人から没収する）一種の財産刑であった。次に少し具体的に清祓についてみていくことにするが、清祓の対象とされる行為の範囲をみると、具体的に示された場合と、単に狼藉などと総括的に記されてその内容を正確に知りえない場合とがある。そこで『春日社記録』により具体的に記されたものをみると、大略次の二つに大別することができる。

(イ)身より出る穢（大小便・血流・嘔吐）

(ロ)非法行為による穢（打擲刃傷・殺害・盗犯・博奕・放火・神鹿汚穢・神木汚穢）

ここでは(イ)の中から大小便汚穢を、(ロ)の中からは打擲刃傷汚穢と神木汚穢をとりあげ、それぞれの具体的事例によってみることにする。

(イ)―大小便汚穢

当時寺僧・神人等の風紀が紊乱し、大小便による汚穢が頻繁におきている。弘安三年（一二八〇）正月十四日、拝殿番巫女が拝殿南の壇上に小便をした罪科として、清祓の祓祭物料銭五百文が科され、穢された壇上は酒によって清められている。[3] また、ときには穢した者の「躰以酒一瓶子洗之」[4] といったことも行われている。次に大便汚穢の場合は少し事情がかわってくる。まず穢された板などは必ず新しく敷き替えて、後に清祓が行われている。その場合の清祓は、小便汚穢のそれに比べて負担が重くなっている。弘安三年（一二八〇）正月二日、薬師丸の息子で三歳になる春徳が、三十八所の尻懸の板に大便をかけたため、穢れた板を敷き替え、後に祓祭物として二間二面の家一宇を没収され清祓を遂げている。[5] ところで、本来汚穢を祓除する清祓、その費用は自分の汚穢は自力でするのが原則であるが、先の事例のように犯人がわずか三歳の幼児であったり、大人であっても費用を負担する力のない場合は、犯人の父親とかまたは縁者に科することが常例であった。なお、犯人不明のときの清祓は社家の負担となる。

(ロ)―(1)打擲刃傷汚穢

嘉禎三年（一二三七）二月、北郷神人永吉が惣官に対し腰刀を抜いて狼藉したため、永吉は神人職を解かれ追放されている。[6] このような刃傷事件は当時しばしばおきており、そのためにそれらについての清祓も多く記録に散見されている。弘長元年（一二六一）十一月三日の「春日社執行能継・神主成継連署請文」[7] に、

　蒙御命条々事

一於社頭之近隣、或帯大刀腹巻、或異類異形、而令往復之輩者、為番神人之沙汰、慥可糺明其名躰、若猶不

分明者、動棰而懸于縁座、可行清祓也、爰神人等存懈怠、恐人躰、背群議之旨、不致其沙汰者、為両惣官之沙汰、可加刑罰於当番神人、此上猶無其沙汰者、名主并両惣官可為罪科事、

一以社司氏人之身、対于社参之女人、或大宮若宮間、若拝殿著到殿之辺、而密通慇懃、剰発妄執之条、啻非穢御山之科、希代悪行也、内者定蒙神明之御罰、外者可処衆徒之重科事、

一近来神人之振舞、不可思議之次第也、寺辺国中往返之時、尤専神人之威儀、深可仰神威之処、用折烏帽子、而不著黄衣、好四一半等、於御山取鳥、然間、有時者及殺生、有時者致偷盗、此条未曽有之狼籍也、速可禁制、以此等之趣、可加沙汰事、

右、三箇条、守御僉議之旨、可致沙汰之状、謹所請如件、

弘長元年十一月三日　春日執行正預能継

神主成継

とあり、当時の神人等の規律弛緩の様子が窺える。それ故、当然それらの行為に対する禁制も出され、

社頭差腰刀狼藉可令停止、且於腰刀事者、神人等可令書進起請文、[8]

と、社頭での帯刀を禁じ、起請文を提出させている。しかも起請文は、

一通者被納別会所之櫃、一通者可留置社家之由、[9]

のように二通作成する必要があった。また、弘安元年（一二七八）六月一日の興福寺から発せられた制法、「春日社条々制事」八ヵ条の中にも

白人并神人以下、於社頭酒宴乱舞、懸直垂・折烏帽子等異類異形、白衣・腰刀・博奕等事、上古都以無其儀、

近年云白人云神人、不存故実、如此条々狼籍太不可然、永可停止事、(10)

などとある。

文永二年（一二六五）七月三日、実慶なる僧が神主泰道の館に乱入し、泰道・神人景時・女人一人を刃物で傷つける事件がおきている。(11) そこで三惣官（三長官）―神主・正預・若宮神主―以下九名連署した「社解」(12)が出されている。つまり今回の神主等に対する刃傷事件は「希代之勝事」であり、「凡凌轢神人之輩被処遠流者、明時之勝蹋也、何況於刃傷惣官仁」であって、犯人実慶とその子息を硫黄嶋に流罪にし、「永無赦免之期」とし、さらに犯人の縁者には清祓を科するようにと、氏長者政所の裁下を請うている。その結果は詳らかではない。普通神主等に刃傷沙汰に及んだときは、

神主刃傷之時、慶宗房之清祓事、屋敷三間一尺ヲ為祭物出之、仍守安・春明祝神木了之由、今日神主披露也、
件慶宗去廿四日為流罪被召上京都了、(13)

というように、犯人は流罪となり、清祓として屋敷などが没収される場合が多い。

文永九年（一二七二）二月十日、次のような「廻文」が触れられている。

依神人春方刃傷事、昨日、参申　寺家候之処、被仰云、清祓之名目者、社頭、若御山内・社領等なとにて刃傷殺害事、行清祓之条ハ先例欤、非其所等而、神人之身ヲ依令刃傷、被行祓之条如何、可注進其例之間事、新被仰候、彼例定不可勝計候欤、但御所見等、面々被勘候て、明日御神事之次ニ、可定注進状候也、各可令存知給候、恐々謹言、

二月十日

謹上　正預殿并殿原御中

追申

若宮神主殿同可存知給候、謹言、(14)

この「廻文」で問題となるのは、打擲刃傷によって清祓が行われる地域的範囲である。寺家はこの点について、社頭・若御山内・社領外の地域で「神人之身ヲ依令刃傷、被行祓之条如何」といっている。そこで社家は先例を調べて次のように注進している。

於社頭、若御山内・社領等之外、神人打擲刃傷之時、遂清祓先例事、

一貞永元年八月、一乗院家御油寄人為坂手四郎男、八条神人安末被刃傷〔(後筆)「打擲欤」〕了、仍為院家御沙汰被行御祓了、

祭物次第

合

八木壱石　布一端　被送之、

一正嘉二年正月、長谷河神人安貞、院家寄人為和泉男被刃傷、仍為前御寺務室殿〔大乗院円実〕、御沙汰、被懸六親被遂御祓了、

祭物次第

合

馬二疋・銭一貫文和泉男分、銭二貫文・帷一、縁者二人分、銭一貫文縁者一人分、銭一貫文・白布一端縁者一人分、(15)

つまり社頭・若御山内・社頭外でも神人が打擲刃傷された場合は、清祓の対象とされていたのである。なお、

祓祭物・料は被害者に渡るのではなく、祓の儀式やその他の用としてそれが調達されたのである。

打擲刃傷事件による清祓は、比較的その祓祭物・料の負担が重かった。また、犯人に対する処分は被害者側の家柄・身分などによってその軽重がみられ、重科の場合は普通流罪といったような追放刑に処せられている。ところで、この打擲刃傷は勢い殺害に通じる場合が多い。殺害の一事例として、寿永三年（一一八四）四月十三日、義春なる僧と下法師二人して行隆の子中納言禅師を春日社境内で殺害するという事件がおきている。その結果、犯人等は捕えられて斬首され、かつ清祓が行われている[16]。当時の寺社法において、罪科として死罪なる生命刑が行われていたということは注目すべきことで、従来の学説によると、中世とくに中世前期の寺社法においては、死罪なる極刑は原則として存在しなかったといわれている[17]。この点については、検討を要するもので、別節で触れることにしたい[18]。

(ロ)―(2)神木汚穢

春日社の神木は、周知のように当時北嶺日吉社の神輿と並ぶ権威をもっており、強訴などの大衆運動の際には神木がよく利用されている。神木は神聖にして犯すべからざる神威の象徴であり、それ故神木を穢した場合は、その犯人は重科に処せられている。また、宗教的制裁力を有する神木を、興福寺はしばしば個人の制裁あるいは所領の統制などに利用している[19]。しかし、それに対して相手側は次第に承伏しなくなり、神木を破棄するといったような事態が多くなってきている。この点については後述するところであるが、そのため神木汚穢に対する清祓も多くなっている。文永二年（一二六五）八月の「社解案」[20]に、

春日社司等謹解　申請　長者殿下政所裁事

請被殊蒙　恩裁、為実阿法師乱入神宮預祐貫住宅、依奉穢所持神木幷御供所、各任先例被禁獄其身、懸親類等可被行御祓由、仰下子細状、

右社司等謹考旧貫、奉穢当社御神木之輩、被処其身於遠流禁獄之重科、付縁舎被行清祓者古今之流例也、玆為実阿寄事於処分相論篇、任雅意無是非押入祐貫之住宅、犯穢所崇之神木、検封御供所神館畢、凡重畳之狼籍、所犯之悪行、頗絶于常篇、於祠官者、其身縦有罪科之時、先奉上所持之神木之後、被致次第之沙汰者定法也、而忽忘先規、無さ右不恐神威、恣現濫吹之条、古今未曽有之重科也、神勢之陵夷、社家大訴何事如之哉、就中於穢当社神木之輩者、縦雖為重臣、猶以不遁所当之罪科、何況於下賎之属哉、急々無炳誡之御沙汰者、向後悪行殊以不可断絶、望請恩裁、早依所犯、任先例被禁固実阿於獄舎、懸縁者可遂行御祓之由、為被

仰下、勤事状以解、

文永二年八月　日　権　預中臣連

権　預中臣連延秀

権　預中臣連

権　預中臣連

神宮預中臣連

権　預中臣連能近

権神主大中臣朝臣泰家

次　預中臣連能延

祓祭物・料は被害者に渡るのではなく、祓の儀式やその他の用としてそれが調達されたのである。

打擲刃傷事件による清祓は、比較的その祓祭物・料の負担が重かった。また、犯人に対する処分は被害者側の家柄・身分などによってその軽重がみられ、重科の場合は普通流罪といったような追放刑に処せられている。ところで、この打擲刃傷は勢い殺害に通じる場合が多い。殺害の一事例として、寿永三年（一一八四）四月十三日、義春なる僧と下法師二人して行隆の子中納言禅師を春日社境内で殺害するという事件がおきている。その結果、犯人等は捕えられて斬首され、かつ清祓が行われている。(16) 当時の寺社法において、罪科として死罪なる生命刑が行われていたということは注目すべきことで、従来の学説によると、中世とくに中世前期の寺社法においては、死罪なる極刑は原則として存在しなかったといわれている。(17) この点については、検討を要するもので、別節で触れることにしたい。(18)

(ロ)—(2)神木汚穢

春日社の神木は、周知のように当時北嶺日吉社の神輿と並ぶ権威をもっており、強訴などの大衆運動の際には神木がよく利用されている。神木は神聖にして犯すべからざる神威の象徴であり、それ故神木を穢した場合は、その犯人は重科に処せられている。また、宗教的制裁力を有する神木を、興福寺はしばしば個人の制裁あるいは所領の統制などに利用している。(19) しかし、それに対して相手側は次第に承伏しなくなり、神木を破棄するといったような事態が多くなってきている。この点については後述するところであるが、そのため神木汚穢に対する清祓も多くなっている。文永二年（一二六五）八月の「社解案」(20)に、

春日社司等謹解　申請　長者殿下政所裁事

請被殊蒙　恩裁、為実阿法師乱入神宮預祐貫住宅、依奉穢所持神木幷御供所、各任先例被禁獄其身、懸親類等可被行御祓由、仰下子細状、

右社司等謹考旧貫、奉穢当社御神木之輩、被処其身於遠流禁獄之重科、付縁舎被行清祓者古今之流例也、玆為実阿寄事於処分相論篇、任雅意無是非押入祐貫之住宅、犯穢所崇之神木、検封御供所神館畢、凡重畳之狼籍、所犯之悪行、頗絶于常篇、於祠官者、其身縦有罪科之時、先奉上所持之神木之後、被致次第之沙汰者定法也、而忽忘先規、無さ右不恐神威、恣現濫吹之条、古今未曾有之重科也、神勢之陵夷、社家大訴何事如之哉、就中於穢当社神木之輩者、縦雖為重臣、猶以不遁所当之罪科、何況於下践之属哉、急々無炳誡之御沙汰者、向後悪行殊以不可断絶、望請恩裁、早依所犯、任先例被禁固実阿於獄舎、懸縁者可遂行御祓之由、為被仰下、勤事状以解、

文永二年八月　日　権　預中臣連
権　預中臣連延秀
権　預中臣連
権　預中臣連
神宮預中臣連
権　預中臣連能近
権神主大中臣朝臣泰家
次　預中臣連能証

権神主大中臣朝臣経世
執行正預中臣連祐盛
神　主大中臣朝臣泰道
若宮神主中臣連祐賢

とあり、実阿法師なる僧が神宮預の祐貫宅に乱入し、神木を穢したため先例によって法師を禁獄し、かつ法師の縁者に清祓を科すべきであると三惣官以下連署して、氏長者政所の裁下を請うている。神木汚穢の犯人は「縦雖為重臣、猶以不遁所当之罪科、何況於下践之属哉」であって、普通は流罪か禁獄の重科で、さらに「古今之流例」として犯人の縁者に清祓が科せられたのである。

弘安十年（一二八七）十一月、興福寺領池田荘の神人頼弁は、神木汚穢をはじめ重畳の狼藉のため、「依条々悪行、且令追放荘内、且懸与力縁者等行大祓」というように荘内から追放され、犯人頼弁に助力した者や彼の縁者にかけて大祓（清祓）が行われている。[21] 神木汚穢に際し、犯人の処分として右の事例のよう

〈表8〉

原始　古代		中世前期										
		㈠				㈡						
		大便	小便	血流	嘔土	刃傷打擲	殺害	放火	盗犯	博奕	神鹿汚穢	神木汚穢
祓…禊祓……	身体刑											○
	追放刑					○	○	○	○	○		○
	生命刑						○		○		○	
祓…祓つ物をある人に科する祓……	財産刑（清祓）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		禊　祓				とくに被害者側の家柄・身分等によって罪科の軽重がみられる						

に荘内追放といった場合もよくみられる。

以上(イ)・(ロ)の中の限られたものの事例をみてきたが、表8はここで触れられなかったものも考慮に入れて作成したものである。(イ)の「身より出る穢」は、その穢の性格上からして穢を除去し、正常な状態への回復につとめる、つまり損害賠償という法意識をもつ清祓と並行して従来の禊祓がそのまま行われていたのである。なお、この場合の穢した者に対する「罪科」の意識は比較的希薄であった。(ロ)の「非法行為による穢」は、犯罪人（穢した者）に対して一種の財産刑である清祓と、従来の宗教的色彩の禊祓から変化してきた政治的公刑罰、つまり禁獄（身体刑）・荘内追放（追放刑）・死罪（生命刑）などが科せられている。

すでに明らかにされているように、刑罰観念の始源といわれる祓は、原始社会から古代社会への移行にともなって(A)禊祓と(B)祓つ物をある人に科する祓とに分離し、さらに(A)が宗教的色彩から政治的な公刑罰―(a)身体刑・追放刑・生命刑へと、これに対応して一方(B)が(b)財産刑へと変化していったとされている。[22] この「神法から俗法」といった祓の法史的変遷、つまり(B)→(b)の変遷において、中世前期の南都の清祓を理解することができよう。

㈡　清祓の施行

清祓は従来の宗教的な祓の精神はうすれ、俗世的処罰の色彩を強め、南都の慣習法として広く行われていたが、その清祓が実際に行われるに際し、どのような過程を経て実施されたものであろうか。清祓の対象とされるような事件などがおこると、まず犯人が明らかであるときは、春日社の執行正預から例えば次のような清祓に関しての召集催促の触状―「正預廻文」が触れられる。

依清祓事、為評定、明日廿三日巳刻於社頭各可有御集会候、仍所令催申候也、恐々謹言、

正月廿二日　　執行正預祐貫

謹上　権官御中

追申

若宮神主殿同可有御存知候也、(23)

とくに清浄が重んじられている社頭において集会が開かれ、清祓を行うか否かあるいは祓祭物・料はどうするかなどについて、よく先例が引き合いに出され検討されており、それらの決定に際しては「多分儀」によっている。(24)しかし、既述のように重大事においては、氏長者政所の裁下を請うのが常例であった。また、犯人不明のときには、犯人の究明が清祓を行う前提となるわけで、この場合南都の検断権をもつ興福寺が、春日社に対してその犯人を究明すべき旨を命じている。これに応じて春日社は神主の名において例えば次のような「廻文」を触れる。

今日、自衆徒被命云、去一日社頭山賊等幷神人等中ニ有博奕之聞、両条載罰文、可令落書之由被命候、来九日、件状等可被集候也、恐々謹言、

四月四日　　神主泰道

謹上　正預殿幷権官人御中

追申

若宮神主殿同可令存知給候也、又神人沙汰者等ニも可令下知給候、謹言、(25)

衆徒の命によって博奕(26)の犯人の摘発を落書起請によって行うという下知の触れである。落書起請についてはすでにみてきたが、この「廻文」によると、博奕の犯人の名を記した落書を集める期日を五日後の四月九日と定めている。

文永九年（一二七二）四月、当時神人の間で博奕を行う者がいるので、その犯人究明のための落書起請が施行されている。まず四月十三日、社頭の八講屋において神殿守等が落書についての集会を開いている。落書起請はそれを施行するに先立って「社司・氏人・神人先罰文ヲノセテ置文ヲ令進、其後可書進落書也」(27)というように置文が作成され触れられる。この文永九年の置文は次のようなものである。

定置

神人等中四半打輩、任落書次第可加罪科事

右以御八講満座御評定之趣、自　寺家被触社家你、近日、神人等中博奕興盛之由其聞、然者以落書令注進其交名、可令罪科者也、但如此事、其名字露顕之後、或優朝夕之恪懃、或縁人之吹挙、若令潤色其過怠者、後代々事不可断絶者欤、然者兼定置罪科分限、於載多通落書之輩者、自一番至于第六番可行罪科、又於其法令者、令破却住宅之後、可令解却神職云々、此上者社司等又不可加偏頗之沙汰者也、若乍加判形、背此状旨、於致矯餝之沙汰者、尊神之御罸定不空者哉、仍任　寺家之御定、所定置如件、

文永九年四月　日

（三惣官以下九名連署）(28)

落書の判定として「於載多通落書之輩、自一番至于第六番可行罪科」つまり票数の多い者から六名を罪科に処し、さらに犯人の住宅を破却し、かつ神人職を解くというのである。そしてこの置文に対して

神人博奕間事、置文令進之候、無別子細候ハヽ、各随便宜、可令加御署并判給候歟、恐々謹言、

四月卅日

謹上　正預殿并殿原御中

追申

若宮神主殿同可令存知給候、謹言、[29]

というように、別に子細なければ置文に署判をしてもらうのである。[30] このようにして一応準備が整うと落書が実施される。落書起請は一体に強制的であって、落書を勝手に拒否したり棄権することは、結果的には自己への嫌疑を深めることになる。そこで神殿守十二名が落書を行い、五月五日寺家において開票した結果、

御供以後御宿ニ集会、三方神人落書披露、落書ニ被書載神人交名、

春熊四通（＼罪科了）　春松五通（＼罪科了）　石王五通（＼罪科了）　虎王四通（＼罪科了、北郷）　虎王四通（＼罪科了、南郷）　延命二通（罪科、但即免除、）　春日一通　亀寿一通　延命一通　高薬師一通　此外不注、南北虎王二通

已上五人被行罪科了、如置文者、可為六人之処、延命ハ申開寺家即免除畢、解職之後、於寺家御沙汰、公人寄天住宅破却了、寄宿所皆以被破却云々、[31]

つまり計三十票が投ぜられたが、そのうち南北郷を明記しない虎王という無効投票が二票あった。そこで票数の多い六人、春松・石王・春熊・北郷の虎王・南郷の虎王・延命を有罪とした。ところが、二票の延命が無実であることを申し開きしたところ、それが実証できたので即免除され、あとの五人が有罪となり神人職を解かれたのち寺家は公人をつかわして検断させ、犯人の住宅さらには犯人の中には寄宿している者がいたのでその寄宿所もみなもって破却されたのである。ここでもってこの関連記事は途絶えており、犯人等に対する清祓は詳らかではない。

さて、犯人が明らかになると、犯人―とくに刑事的事件の場合―は寺家の公文所に拘引される。そして清祓を行うことが決定され、かつその祓祭物・料も定まると、普通はまず犯人あるいはその縁者から公文所に祓祭物・料が届けられ、さらにそれは春日社へ送られる。その際寺社との間に例えば次のようなⓐ送状とⓑ請取状がかわされる。

ⓐ　奉送　一井放火石切六親清祓事

合

釜一口金剛次郎、銭三百文西念、

已上

右奉送如件、

弘安三年三月十四日[32]

ⓑ　請　一井放火石切六親清祓祭物事

釜一口金剛次郎、銭三百文西念、

右所請如件、

弘安三年三月十七日

若宮神主中臣在判[33]

これは弘安三年（一二八〇）正月八日、石切丸による放火事件[34]によって、石切丸の縁者である金剛次郎と西念にかけて祓祭物・料を出させ、清祓を行ったときのものである。なお、犯人石切丸に対しての処分は詳らかではない。また、「此祭物使者仕丁、如此使者ハ十分一ヲ可給之由令申之、雖然任例廿分一ヲ下行、仍釜ヲ三百文ニ宛テ、已上六百文ニ宛天、三十文ヲ使者仕丁ニ下行了[35]」というように、祓祭物を送り届けた使者仕丁に三十文支払われている。

おわりに

荘園領主の荘園統制の具体的あり方として清祓をみると、竹内理三氏はその著『寺領荘園の研究』の中で、荘園領主の荘園統制―とくに農民統制策としてとられた最後的手段として、職の没収と追放の二つをあげ、その最後的手段の一歩手前の方法として立入禁止に注目されている。そしてその方法として、田畠に宗教的制裁力を有する神木を立てることによってその区域に立入ることができないような宗教的方法と、点札（差押）という法制的方法の二つに分けられている。要するにこの二方法は、神木としての榊に偉大なる神威を認め、神聖にしていやしくもこれを犯すべからずという信仰にささえられているのである。しかしながら、寺社領荘園における在地勢力の成長にともなって、次第にその神木の効果は下降をたどりはじめている。神木を所領の統制に用いる場合、「神木を立つ（振う）」と称し、年貢などの未進や滞納に対してよく使用されていたことは『大乗院寺社雑事記』『多聞院日記』などにしばしばみられ、興福寺は年貢などの催促に神人の同行を求めて行っている。このことは取りも直さず春日社の神威を背景としているが、それ故神人の横暴と神木の濫用を招く結果にもなっている。神

木は確かに立入禁止または差押などに有効であったが、しかし、その反面そのために年貢などが納入されないような事態もおこり、領主側の損失を招く場合も多かった。この「神木を立つ（振う）」行為に対して、直ちに在地人が承伏するということはむずかしくなってきており、「背寺使所立神木抜弃[36]」といったようなことが頻繁におこっている。当時の記録に散見される「神木汚穢」とは、押し並べて神木破棄が多い。既述のように神木汚穢の犯人は重科に処せられ、かつ清祓が行われるのが常例であり、さらに犯人の住宅は検封・破却あるいは焼却されることが多かった。この場合にも神人が立会ったが、その際、嘉禎二年（一二三六）八月五日の「長者宣[37]」に、

近日依衆徒之下知、差遣神人、焼払所々、其跡即立御榊云々、焼亡所者穢所候也、而以神人令臨其地、剰立神木之条若先例哉、理所致頗不可然事欤、縦雖有衆徒之命、社家又何不斟酌哉、委可被申子細之由、左大弁宰相殿御奉行所候也、仍執達如件、

八月五日　散位信兼奉

謹上　春日神主殿

とあるように、焼却した所は穢所であるから、神人をそのような場へ行かせ、しかも神木を立てるというのはどうかとの異議がときおり生じている。このような場合、この嘉禎二年のときもそうであったが、「長者宣」に対して社司集会が開かれ、その評定の結果、

所被仰下候以神人焼払所々、其跡奉立御神木候之間事、為衆徒之命、定神人之員数、可令沙汰進南大門辺之由、依被触遣候、不能申左右、令沙汰進了、其上之子細社家都不存知仕候、以此旨可令洩披露給候[38]、

というように、結局は興福寺側で押切っている[39]。

荘園領主〔興福寺（春日社）〕
年貢等催促
〈在地人応ぜず〉
神木を立つ（振う）
（立入禁止・差押）
（第一段階）
〈神木汚穢〉
犯人（在地人）

祓
Ⓐ禊祓
Ⓑ祓つ物をある人に科する祓
（第二段階）
ⓐ職の没収
追　放
ⓑ清　祓

弘安三年（一二八〇）三月、摂津国の春日社領である垂水西牧の榎坂郷の年貢取立に下向した神人が、百姓等によって「榎坂下向神人被打擲刃傷、并神木散々ニ被折捨候」[40]というように打擲刃傷され、さらに神木が穢されている。そのため興福寺から治罰のために大衆が下向することになったが、この強権発動を恐れた百姓等はその宥免を請うた結果、百姓等―榎坂郷内の穂積・服部両村の百姓等―にかけて祓祭物料として二十貫文を科して清祓を遂げている。[41]ところで、神人が下向したため勢い神人に対する打擲刃傷事件も多くなっており、そこで興福寺では、神人の下向について

或依少分張行、或就有想（怨）之沙汰、不嫌自国他国、不論私領他領、以神人差下使者之時、末代凶悪輩不恐神威、不顧後勘、対于神奴、動及打擲刃傷、一寺大事職而在斯、於自今以後者、非三輩一同之評儀者、以神人不可用使者云々、[42]

とし、学侶・六方・衆徒の三輩の評議の結果でなければ神人を下向させないことにしている。

興福寺・春日社の寺社領荘園統制、とくに農民統制の具体的あり方として、第二段階―竹内氏のいわれる最後的手段としてのⒶ系のⓐ職の没収・追放と、それにⒷ系のⓑ清祓との二本柱で行われ、ことに清祓の施行は、領

主側にとっては年貢などに代わるべきものの確保の最後的手段として重要な役割をなしたものといえる。

当時神木汚穢などに対する清祓が、すでに決定されながらもなかなか実施されず、催促している場合もみられる。このような傾向は中世後期に及んで、在地名主層と百姓層の一体化により、領主側への反抗が活発化してくるとますます顕著になってくる。このことは荘園領主の支配権力を動揺させるものであり、また、反面その支配権力の強化を促すことにもなっている。在地人に強く清祓を加えざるをえなかったこともその一つのあらわれである。

註
(1)『春日社記録』「中臣祐定記」寛元四年五月五日の条。
(2)『春日社記録』「中臣祐定記」寛元四年五月二十五日の条。
(3)『春日社記録』「中臣祐賢記」弘安三年正月十四日の条。
(4)『春日社記録』「中臣祐賢記」文永十二年二月十九日の条。
(5)『春日社記録』「中臣祐賢記」弘安三年正月二日の条。
(6)『春日社記録』「中臣祐定記」嘉禎三年二月二十五日の条。
(7) 福智院文書（『鎌倉遺文』一二、八七三二）。なお、同じ内容のものが弘長元年十一月八日の「春日社神主祐賢請文」〔福智院文書（『鎌倉遺文』一二、八七三三）〕にもみられる。
(8)『春日社記録』「中臣祐定記」嘉禎三年三月一日の条。
(9)『春日社記録』「中臣祐定記」嘉禎三年三月四日の条。
(10)『春日社記録』「中臣祐賢記」建治四年（弘安元年）六月一日の条。
(11)『春日社記録』「中臣祐賢記」文永二年七月三日の条。

(12)『春日社記録』「中臣祐賢記」文永二年七月六日の条。
(13)『春日社記録』「中臣祐賢記」文永二年十月一日の条。
(14)『春日社記録』「中臣祐賢記」文永九年二月十日の条。
(15)『春日社記録』「中臣祐賢記」文永九年二月十一日の条。
(16)『春日社記録』「中臣祐重記」寿永三年四月二十日の条。
(17) 細川亀市「日本中世寺院法に於ける刑法」（『法学志林』三五—四・五）。
(18) 本書第三章第四節死罪考参照。
(19) 中村吉治「田地に神木を立てること」（中村著『中世社会の研究』所収）参照。
(20)『春日社記録』「中臣祐賢記」文永二年八月二十一日の条。
(21)『春日社記録』「中臣祐春記」弘安十年十一月十五日の条。
(22) 杉山晴康「『ハラヘ』考」・「『ミソギ』考」（杉山著『日本の古代社会と刑法の成立』所収）。
(23)『春日社記録』「中臣祐賢記」弘安三年正月二十二日の条。
(24) 一例として、『春日社記録』「中臣祐春記」弘安十年十月十一日の条。
(25)『春日社記録』「中臣祐賢記」文永九年四月四日の条。
(26) 当時、寺家では、博奕禁止令がしばしば出されており〔一例として、貞永元年五月「海龍王寺制規」（海龍王寺文書）〕、紀伊の粉河寺では「博奕見付次第注進輩にハ百疋可有褒美」〔天文十三年十二月「粉河寺塔頭連署掟書」（金剛峯寺文書）〕と定めている。
(27)『春日社記録』「中臣祐賢記」文永九年四月十三日の条。
(28)『春日社記録』「中臣祐賢記」文永九年四月三十日の条。
(29) 註(27)。

(30)「此置文ハ後書直テ署・同判ヲ加畢」（『春日社記録』「中臣祐賢記」文永九年四月三十日の条）。
(31)『春日社記録』「中臣祐賢記」文永九年五月五日の条。
(32)『春日社記録』「中臣祐賢記」弘安三年三月十七日の条。
(33) 註(31)。
(34)『春日社記録』「中臣祐賢記」弘安三年正月八日の条。
(35) 註(31)。
(36)『春日社記録』「中臣祐春記」弘安十年九月二十六日の条。
(37)『春日社記録』「中臣祐定記」嘉禎二年八月六日の条。
(38) 註(36)。
(39) 住宅焼却（住宅放火）の問題については、勝俣鎮夫「家を焼く」（『UP』九五・『中世の罪と罰』所収）、清田善樹「中世の大和における住宅放火」（『奈良文化財研究所創立三十周年記念論集』）などの論稿がある。
(40)『春日社記録』「中臣祐賢記」弘安三年四月二日の条。
(41)『春日社記録』「中臣祐賢記」弘安三年五月一日の条。
(42)『春日社記録』「中臣祐賢記」文永九年七月二十六日の条。

第四節　死罪考

はじめに

鎌倉期の弘法者、法華僧日蓮が没して七百余年程になるが、日蓮六十一歳の波瀾に満ちた法華弘通の生涯には四つの大きな法難があった。その一つに文永八年（一二七一）九月、鎌倉の刑場龍の口で斬首されようとした龍の口法難がある。日蓮はこの龍の口の「頸の座」について、鎌倉幕府要人で法華信仰者四条金吾頼基にあてた手紙の中で、「相州たつのくちこそ日蓮が命を捨たる処なれ、仏土におとるべしや」(1)と書いているように、この厳しい体験によって法華経の行者日蓮の教えはますます強いものへとなっていった。日蓮は晩年にいたるまでこの「頸の座」の宗教的意味を語りつづけている。

かつて拙著『鎌倉の刑場』（一九七八年刊）の中で、龍の口処刑史の一齣として日蓮の「頸の座」について触れたことがあるが、その際に言及しえなかった問題の一つに僧に対する死罪がある。その後、この問題について触れる機会を逸していたが、ここにあらためて僧死罪問題をとりあげ、武家法における法華僧日蓮の場合、公家法におけるある念仏僧の場合の二つの事例について触れ、さらに寺院法における死罪について従来の定説の再検討を試みることにしたい。

本テーマは中世前期を主たる対象とするが、そのための史料がきわめて乏しいのが現状である。何とか工夫を

第47図　土木殿御返事　29.0×88.4cm　本満寺蔵

し管見しえたわずかな史料を動員して、できるだけこのテーマに迫ってみたい。

㈠　日蓮龍の口の「頸の座」

日蓮の真跡遺文で「頸の座」のことをいっているのは、京都本満寺蔵の文永八年九月十四日付の『土木殿御返事』(2)（第47図）がもっとも早く、相模の依知（厚木市）で書かれたものである。因に龍の口「頸の座」に関する記載の箇所をあげておくことにする。

此十二日酉の時御勘気、武蔵守殿御あづかりにて、十三日丑の時にかまくらをいでて、佐土の国へながされ候が、たうじはほんまのえちと申すところに、えちの六郎左衛門尉の代官右馬太郎と申す者あづかりて候が、いま四五日はあるべげに候、御歎きはさる事に候へども、これには一定と本よりごして候へばなげかず候、いままで頸の切れぬこそ本意なく候へ、法華経の御ゆへに過去に頸をうしないならば、かかる少身のみにて候べきか、又数々見擯出ととかれて、度々失にあたりて重罪をけしてこそ仏にもなり候はんずれば、我と苦行をいたす事は心ゆへなり、

明治二十三年（一八九〇）、日蓮の「頸の座」の史実をめぐって、当時日本史学会の泰斗であった重野安繹氏と、日蓮主義活動家田中智学氏の間で論争が行

われた。重野氏は『史徴墨宝』第二編考証第一巻で、『土木殿御返事』を解説して

> 註画讃ニ十二日死刑ニ決シ、子ノ刻龍ロノ刑場ニ臨ミシニ霊異アリ、俄ニ流罪ニ変ジ、十三日未明ニ龍ロヲ出ヅトアレドモ、今此書ニハ、十二日武蔵守ニ預ケラレ、翌十三日夜丑ノ時マデ其邸ニ在リ、若シ十二日龍ロ刑場ニ至リ引返セシナラバ、此書ニ其事状ヲ言フベシ、是日蓮ノ徒弟等龍ロ御難ノ一条ヲ作為シタル証トナスベシ。

と述べ、さらに「いままで頸の切ぬこそ本意なく候へ」の文を引いて「此語ニテモ龍ロ御難ノ作為ノ説ナルヲ証スベシ」と述べて、「頸の座」の作為を説いている。さらに重野氏は『史学会雑誌』[3]（第六号）に次のような見解を述べている。

> 我朝ニ於テ古来出家沙門ヲ死罪ニ処セシ例ナシ。大宝養老ノ令ニ、僧侶ノ重罪ハ還俗、苦使、配外国寺ニ止マル（中略）日蓮ハ異宗ヲ唱ヘ、安国論ヲ著ハシテ諸宗ヲ排撃シ、蒙古来寇ノ為メ厭禳ニ当ラントシ、傲慢不遜ナルヲ以テ他宗ニ憎マレ、北条氏之ヲ流刑ニ処シ、初メハ伊豆、後ニハ佐渡ナリ。北条氏ハ尤モ刑法ニ意ヲ用ヒ、其裁判ノ法、情理ヲ尽シ、能ク先例古格ヲ守リ、コレヲ以テ天下人心ヲ得タルニ、日蓮の獄ニ限リ、古例ニナキ死刑ヲ用フル謂ハレナシ。

と、この重野氏の龍の口「頸の座」作為説に対し、田中氏は東京厚生館において「日蓮聖人龍ノ口法難に関する重野博士の考証について」と題して反論している。このときの筆記はのち『龍口法難論』（一八九〇年）と名づけて刊行されている。この著の内容は辻善之助氏がまとめて紹介しているので、その一部を引用すると

> 重野博士の史学意見について見るに、博士は世に政刑あるを知って、それに通塞あるを知らず。政刑の裏に

> 如何なる情実あるかを知らなければならぬ。北条氏の日蓮処刑はこの情実に依るものである。道鏡も文覚も情実によって流罪になったので、日蓮とは消積なる反比例である。僧に死刑はないといふが、安楽住蓮は斬に処せられたではないか[4]。

とある。次いで辻氏は「この田中氏の説に対しては、博士は遂に弁ずるを得なかったであらう。今日より之を見るに、博士の考証は粗漏であった。斬罪と断刀を一つにした事、遺文録をよく見なかった事、本満寺文書の誤読等が大きな弱点である」と述べている。

重野氏と田中氏の論争の一つに、僧の斬罪有無がある。日蓮「頸の座」肯定説をとる田中氏は、建永二年（一二〇七）二月、念仏僧安楽房遵西と住蓮房が死罪に処せられたという事例をあげて、僧死罪否定説をとる重野氏に反論している。なお、安楽と住蓮の死罪の件については後述するところである。

昭和十三年（一九三八）佐木秋夫氏はその著『日蓮』の中で、日蓮が龍の口で斬首されようとしたのは、日蓮の脳中の幻映で、後に日蓮の追随者によって史伝にまで固定したのであると述べている。また、佐木氏は「日蓮像を剝ぐ」と題して『読売新聞』[5]に次のように書いている。

> 龍の口法難なるものも決して史実として確認され得ない。例の土木殿御返事のみでなく、各書に於ける関説のしかたや、天の加護の考へかたなどからも、これは言へる。むしろ、押しつめられた心の自己暗示的な動きや、後世の伝説製作過程の跡がそこに窺へる。

この佐木氏説によると、龍の口法難そのものの否定になるわけである。さて、この説に対して田中氏の門下生である山川智応氏は「正当なる日蓮伝」と題し『読売新聞』[6]に寄稿している。その中で

要するに、氏の意見は、「唯物論研究」の同心として、聖人を時代の社会的所産児として見んとするものであるが、対象の真を捉へんとするよりも主観的独断が甚だ多い。従って唯物史観的『歴史』哲学の一論としては承認し得ても、一般的に公正なる科学的又は哲学的所論としては承認し得ない。（中略）龍口法難の氏の所論は、聖人を一種の変態精神を有する変質者としてのみ肯定し得る所論である。

と述べ、「一般的に公正なる科学又は哲学的所論としては承認し得ない」としている。

問題になっている『土木殿御返事』は、龍の口法難後の最初の遺文であるが、かなり象徴的な書き方の文章である。しかし、この遺文は龍の口で日蓮に斬首の危険があったことを反映している文章であって、むしろ龍の口「頸の座」の史実を裏づける史料になるものと考えられる。(7)

日蓮は文永八年九月十二日、日蓮の言動が悪党的言動として幕府より弾圧され、侍所所司平頼綱によって捕えられた。頼綱は「当時天下之棟梁」(8)と日蓮からいわれ、北条時宗に近侍していた得宗被官である。当時得宗の時宗に直結する侍所は、一段と御家人統制の職権を強めていた。また、鎌倉の市政に関することがら、とくに市内における悪党的行為などに対しては厳しい態度でのぞんでいたようである。逮捕された翌十三日には幕府は異国の防禦と領内の悪党鎮圧のため、鎮西に所領ある御家人の西下を命じ、蒙古に備えさせている。この日蓮逮捕と九州下向令の幕府の二つの処置は、悪党鎮圧の論理がそこに一貫しているのである。(9)

松葉ケ谷の小庵で逮捕（午～未時頃）された日蓮は、「日中に鎌倉の小路をわたす事朝敵のごとし」(10)というように、あたかも朝敵のように引きまわされたあげく、侍所に連行（申時頃）され頼綱の取り調べをうけたものとみられる。その際日蓮は頼綱に向かって

第48図　龍の口の日蓮（『日蓮聖人註画讃』本圀寺蔵）

日蓮は日本国の棟梁也、予を失ふは日本国の柱檣を倒すなり、只今に自界反逆難とてどしうちして、他国侵逼難とて此の国の人々他国に打ち殺さるるのみならず、多くいけどりにせらるべし、建長寺・寿福寺・極楽寺・大仏・長楽寺等の一切の念仏者・禅僧等が寺塔をばやきはらいて、彼等が頸をゆひのはまにて切らずは、日本国必ずほろぶべし、(11)

と述べたという。日頃から日蓮を憎んでいた頼綱は、この日蓮の剛腹な態度にますます心証を害したことであろう。審理は短時間のうちに終わり、遠流である佐渡流罪ときまった。この裁決は日蓮によれば、実は「外には遠流と聞えしかども、内には頸を切ると定めぬ」(12)であったという。なお、幕府は日蓮処罰の腹をある程度前から決めていたようである。

日蓮は佐渡の守護北条宣時の預かり人となり、その日の戌～亥時頃に鎌倉を出発している。妙な時間に出ているが、予期したとおり龍の口で内密に斬首されようとし

たが（十三日の午前零時過ぎから午前二時近くの間）（第48図）、助命あって表向きの罪名どおり佐渡に流されることになる。[13]

日蓮に対する幕府の決定事項は、極刑に近い佐渡流罪に処すことであったが、配流の途中の龍の口「頸の座」は、平頼綱等による私刑的性格のものであったと考えられる。そして、頼綱等の背後に真言律宗・禅宗・念仏宗などの宗教的圧力があり、とくに日蓮ともっともはげしく対立・敵対し、北条氏得宗家と密着していた忍性等極楽寺一派の恣意的行動としての制裁的感が強いとみられるのである。

㈡　ある念仏僧の処刑

「大衆僉議考」の節の中で『法然上人絵伝』をとりあげ、元久二年（一二〇五）九月、興福寺大衆蜂起して専修念仏停止を議している光景が描かれていることをみてきたが、そのところで「元久二年十月、僧綱大法師等は専修念仏宗の義を糺した九ヵ条の訴訟に副えて、…奏状を上っている。……つまり法然ならび門人等を罪科に処せんことを請うている。その結果、翌建永元年（一二〇六）二月十四日、朝廷は法本房行空と安楽房遵西を一念義を立て諸人に念仏を勧進した理由で院宣を下して処罰することになり、二人を流罪に処すことになった。しかし、興福寺側はこの処分に服せず、建永二年（一二〇七）二月十八日にいたり、たまたま女犯問題がからんで、法然を土佐に流し、安楽と住蓮を処刑することによって一応の結着をみるのである」[14]と述べておいた。ここで問題となる念仏僧安楽と住蓮の処刑であるが、この件について『愚管抄』（巻第六）に、

建永ノ年、法然房ト云上人アリキ、マヂカク京中ヲスミカニテ、念仏宗ヲ立テ専宗念仏ト号シテ、「タヾ阿弥陀仏トバカリ申ベキ也、ソレナラヌコト、顕密ノツトメハナセソ」ト云事ヲ云イダシ、不可思議ノ愚癡無智ノ尼入道ニヨロコバレテ、コノ事ノタヾ繁昌ニ世ニハンジヤウシテツヨクヲコリツヽ、ソノ中ニ安楽房トテ、泰経入道ガモトニアリケル侍、入道シテ専修ノ行人トテ、又住蓮トツガイテ、六時礼讃ハ善導和上ノ行也トテ、コレヲタテ、尼ドモニ帰依渇仰セラル、者出キニケリ、ソレラガアマリサヘ云ハヤリテ、「コノ行者ニ成ヌレバ、女犯ヲコノムモ魚鳥ヲ食モ、阿弥陀仏ハスコシモトガメ玉ハズ、一向専修ニイリテ念仏バカリヲ信ジツレバ、一定最後ニムカヘ玉フゾ」ト云テ、京田舎サナガラコノヤウニナリケル程ニ、院ノ小御所ノ女房、仁和寺ノ御ムロノ御母マジリニコレヲ信ジテ、ミソカニ安楽ナド云物ヨビヨセテ、コノヤウトカセテキカントシケレバ、又グシテ行向ドウレイタチ出キナンドシテ、夜ルサヘトヾメナドスル事出キタリケリ、トカク云バカリナクテ、終ニ安楽・住蓮頸キラレニケリ、

とあり、また、日蓮の『念仏無間地獄抄』[15]には、

承元元年二月上旬、専修念仏之張本安楽・住蓮等捕縛、忽被刎頭畢、法然房源空沈遠流之重科畢、其時摂政左大臣家実と中は近衛殿の御事也、此事皇代記に見たり、誰疑之、

とあって、日蓮は『皇代記』なるものによって安楽・住蓮等が「被レ刎レ頭」と書いている。その他の『皇代暦』『法然上人絵伝』『拾遺古徳伝絵詞』『歎異抄』などにも死罪と記されている。なお、死罪は四人（安楽・住蓮・善綽・性願）であったともいわれ、流罪は法然の外に七人ともいわれ、死罪と流罪の数および人については異説がある。[16]

安楽と住蓮は死罪に処せられたというが、しかし、そうではないとみられる史料がある。歴代の天皇紀の抄出

というべき『皇帝紀抄』[17]に、

源空上人号法然房、配流土佐国、依専修念仏事也、近日件門弟等、充満世間、寄事於念仏、密通貴賤、并人妻、可然人々女、不拘制法、日新之間、搦取上人等、或被切羅、或被禁其身、女人等又有沙汰、且専修念仏子細、諸宗殊欝中之故也、

と記されており、死罪ではなく「切羅（摩羅）」つまり宮刑であったというのである。

安楽と住蓮の処刑問題について、かつて喜田貞吉氏は、事件が女犯よりおこったことであって、僧を還俗もさせずそのままにして死罪に処すということはあるべからざることであるから、羅を切るという宮刑が正しいという羅切説をとっている[18]。一方、辻善之助氏は「宮刑といふことは、我国にては曽て聞かぬ刑罰であり、且つその記事はただ皇帝紀抄のみに見ゆることであるから、甚だ疑はしい」と述べ、さらに羅の字は頸字の誤写であろうとし、「この二字の草体は酷似して居る、その書き方によっては殆ど区別のつかぬまで似て居る」とみ、刎首の刑に処したものであるという斬首説をとっている[19]。

安楽と住蓮の処刑は、右にみてきたように斬首説と羅切説の二説がある。羅切説のよりどころとなっている『皇帝紀抄』の記事について触れられた論考に、滝川政次郎氏の『日本の宮刑「羅切」について』[20]がある。滝川氏は、

羅を切られたのは、貴賤の人妻及び然るべき人々の娘を姦淫した源空上人の門弟共であった。故にこの場合「羅切」なる刑罰は、姦淫罪の反映刑として科せられているのであって、中国古代における宮刑と同様である。「羅切」が刑罰として行われたことを示す史料は、管見の及ぶ限りにおいては、この皇帝紀抄の記事が

唯一のものであるが、このような事が、突発的に唯一回行われたものとは到底考えられない。（中略）換言すれば、源平時代の京都の士庶の間には、強姦、姦通等の犯罪に対し、私刑として羅切を科すことが、一般に行われていたのではあるまいか。専修念仏の徒を搦め取った検非違使は、この民間における慣行に従って、貴賤の人妻、娘を姦淫した源空の門弟等の羅を切断したものと推察するのは、私一個の独断ではないと思う。

と述べ、羅切説をとっている。

ここで先学の説に導かれながらいささか私見を述べることにしたい。先ず斬首説をとる辻氏の見解について、『皇帝紀抄』は編年体史であるためそれなりの史料批判が必要であるが、「羅切」の記事が『皇帝紀抄』のみにみられることへの辻氏の疑問は理解できる。しかし、羅の字が頸字の誤写とする考え方には疑問をもつ。『皇帝紀抄』をよくみると、「被レ切レ頸」という表現法は他の箇所にはみられず、斬首することをすべて「被二斬首一」と記しているところからみて、「被レ切レ頸」とする辻氏の説には疑問が残る。ただ「被切羅」を「被二切羅一」（切られ）と読むのではあるまいかという説もあるが[21]、これはこじつけ的で妥当性を欠く。

安楽と住蓮は『法然上人絵伝』に「建永二年二月九日、住蓮安楽を庭上にめされて、罪科せらるる」とあるように、おそらくは検非違使庁の庭上で取り調べが行われたもので、安楽はその場で

安楽、見有修行起瞋毒、方便破壊競生怨、如此生盲闡提輩、毀滅頓教永沈淪、超過大地微塵劫、未可得離三途身の文を誦しける[22]、

というように、善導の釈文を読みあげたといわれる。この安楽の剛腹な態度に検非違使庁の役人等は心証を損ねたものであろう。この点は日蓮の場合と似ている。安楽は高階泰経の侍で、法然について入道し専修念仏の行人

第49図　六条河原の安楽（『法然上人絵伝』）

となり、善導の六時礼讃を行じていた。[23]『法然上人絵伝』に、

建永元年十二月九日、後鳥羽院熊野山の臨幸ありき、そのころ上人の門徒住蓮・安楽等のともから、東山鹿谷にして別時念仏をはじめ、六時礼讃をつとむ、さたまれるふし拍子なく、をの〳〵哀歎悲喜の音曲をなすさまめつらしくたうとかりけれは、聴衆おほくあつまりて発心する人もあまたきこえしなかに、御所の御留守の女房出家の事ありける、

とあるように、安楽・住蓮等が唱えた善導の六時礼讃の哀調は、女人にとくに深い感銘をあたえたようである。そのため南都北嶺から彼等は指名されていたのである。とくに安楽は戒律堅固者でなく妻帯の下法師であった。ところで、検非違使庁での取り調べに際し厳しい拷問が行われ、その様子は「非筆端之所及」[24]であった。その審理の結果は流罪と決まったものと考えられる。安楽等も法然と同様還俗させられたかどうかは詳らかではない。

念仏僧の逮捕や拷問などに対して、法然掩護者である元関白兼実は、念仏僧の救解のため有力者の間に奔走をつづけ尽力している。[25]しかし、元関白とはいえ権力の座から退けられており、その上安楽等の事件で専

修念仏弾圧によい口実をあたえてしまったので、救済運動も奏功しなかった。

『法然上人絵伝』には、安楽が六条河原に引き出され処刑される場面が描かれており（第49図）、住蓮は本国の近江の馬淵で誅せられたといわれているが、しかし、実際は彼等が配流の途中で、近因が女犯問題であったことから、護送中の役人等によって内密に羅切されたものではあるまいか。なお、安楽等の女犯の件は、南都北嶺の陰謀であって、冤罪であったとも考えられる。

安楽等に対する宮刑は、日蓮の場合と同様私刑的性格のもので、その行為により結局は死にいたったものであろう。それ故世間では死罪に処せられたという取沙汰がなされ、「世の中に、つびを念仏者のある時は、妙法まらぞ頸を引き切る」[26]というような落首まで出てきているのである。

安楽等の事件は、公家の裁判においては流罪に処すことが決定事項であったものとみる。安楽等の宮刑は、その近因が女犯であったため、制裁的であり私刑的性格のものであったと理解できよう。

㈢　寺院法における死罪

中世寺院法の特色として、細川亀市氏は「武家法にありては広く死刑が行はれていたが、寺院法の一大特色は、実に原則として死刑の存在せざりしことである」と、さらに「殆んど中世全体を通じて寺院法には死刑なる刑罰が行はれず、最も多くの場合において、極刑として荘外への追放と田宅資財の没収とが併せ行はれたのに過ぎなかったのである」[27]と述べており、通説として「死刑の不科」[28]があげられている。ただ、中世も末期になると、下剋上の風潮は寺院をしてその圏外におかず、

今度頭順房へ盗人入、剰火を付候間、被致苦労処、下女引入仕欤之由候間、彼女及糺問処、藤井男盗人之由白状候、於喜多院搦捕、寺家へ被出了、然処種々及咎問、十二月十三日断頭早、住屋同放火在之、[29]

というように、ここに死罪なる極刑が採用されるようになる。しかし、それ以前つまり中世前期頃においてはどうであったろうか。従来の説は原則として死罪は存在しなかったとしている[30]。この問題をとりあげるに際して、ここに検討の対象を南都寺院にあわせ、その寺院法における死罪の事例を管見しえた中から引いて、いささか具体的にみていくことにする。

『春日社記録』「中臣祐重記」の寿永三年四月二十日の条に、

義春房(興敏)、午時大垣廻三度、件義春袴(カヽせ)天、高手小手縛天廻也、(大秡令行)下法師二人共廻也、此之故者、行隆子禅師中納言君、水屋下一町許下樫許橋辺、彼君ヲ義春并下法師二人シ天令殺害、西門相応院の堀溝弃畢、是即御山之内也、付縁者等并彼身、大秡可令行、政所御定上、大衆モ下知也、去十三日夜中許令殺害云々、件殺害地四目ヲ引也、神主泰隆・正預有政等於沙汰神人共・廻検等、義春興敏云、父許遣、敢不承引、空帰云々、廿日過天、又廿二日夜、義春并所従於送野頸切、戌時也、

とある。つまり寿永三年(一一八四)四月十三日の夜半、興福寺の義春なる僧とその従者の下法師二人して寺僧の行隆の子中納言禅師を春日社境内で殺害し、その死骸を相応院の堀溝に棄てるという事件がおきている。犯人等に対する罪科は衆議により決定されるが、死罪と決まると犯人義春等は両手を後ろにまわして厳重にしばりあげられて、興福寺の方四町の境内地にめぐらした築地塀を三度廻され(大垣廻し)[31]た上、「義春并所従於送野頸切」つまり野(北山般若寺の五三昧野と思われる)に送られて斬首されたのである。この場合、犯人等と彼等の

縁者たちに清祓が科せられているが、このような殺害という重大事件のときは、氏長者政所の裁下を請うて清祓を行うのが常例であった[32]。なお、時代は下るが、「大垣廻し」の事例として、天文十三年(一五四四)三月に、

小豆屋甚五郎・同小太郎・同舎弟・両三人住屋令破脚、於甚五郎者、即躰搦出築垣被相廻、可有粉頭事[33]、

とあるように、犯人の身を搦めて首謀格と思われる小豆屋甚五郎を「大垣廻し」した上で「粉頭」している。また、天文二十年(一五五一)十月二日に、

奈良子守町仁而、十歳計ノ女ツラツブテ打チ、鹿ヲ打死之間、シハリ取、大垣ヲ廻シ断頭云々、二親以下当座ニ逐電、住宅被神発(進)了[34]、

とある。十歳ばかりの少女が石を放ったところ、鹿に当り打殺してしまった。その結果捕えられ「大垣廻し」の上断頭されている。南都で神鹿を殺すような者があった場合には、当人は死罪となるのが常例であった。興福寺では神鹿に対する罪を、寺僧および児童に対する罪と同視して「三カ大犯」(男女老幼を問わない)と称している。一例として、文永六年(一二六九)五月、

鹿殺四人カサカノニテ切之、菩提山ニテ搦之、去十四日、又鹿殺アヲ殿ニテ搦之[35]、

というように、菩提山で捕えた鹿殺し四人を死罪に処している。この場合の犯人四人に「大垣廻し」が行われたか否かの記載はないが、おそらく行われたものであろう。なお、

三箇度廻東大寺大垣之後、斬首懸奈良坂[36]、

というように、東大寺の「大垣廻し」もみられる。この「大垣廻し」は、大犯とする神鹿や寺僧等殺害犯人に死刑を執行する際の一種の「断罪儀式」であり、死刑執行の前奏ともいうべきものである。

『法隆寺別当次第』(37)に、

範円法印、承久元年、已卯、閏二月六日夜、当寺金堂盗人入、薬師脇士二体、弥陀脇士一体、厨子御仏数体、灌仏等盗取畢、富河慶順根本盗人也、同類悉差畢、所盗取数体仏皆悉還畢、是末代勝事也、慶順、聖蓮、秦藤次等三人盗人頸切畢、

とある。承久元年（一二一九）閏二月六日の夜、法隆寺金堂に盗人が入って仏像などを持ち出す事件がおきている。盗人の張本は富河慶順なる者で、一味は捕えられ慶順・聖蓮・秦藤次の三人は斬首されている。なお、盗まれた仏像などは返納されたが、法隆寺金堂にはそれまでに七度も盗人が入ったといわれている。(38)

『東大寺続要録』(39)に、

同年（寛喜二）十月廿七日、今日終夜降雨、盗人焼開東大寺勅封倉、中間、盗取宝物之由、以年預五師状申寺務、廿八日戌剋到来、仍自別当、同廿九日辰刻、相具五師状、以公人、国貞、遣長官家光許了、即大衆令蜂起郷々求之、（中略）同年十一月廿九日、彼盗人搦之、吉野前執行下人申云、聊奇事候、葛上郡ニ顕識ト申僧在之、彼仁定為彼盗人歟之由申、仍興福寺大衆令下向欲搦取之処、彼僧出合令相闘、而彼寺々僧延実讃岐君、舎弟弘景九郎、即向遇切合、遂弘景打臥彼顕識、即兄弟転身命搦取了、彼法師被疵、井母女等同令面縛、種々令糺問之処、皆以露顕、同類等差申之、鏡八面細々打破了、於京都欲沽却之処、減直之間、大仏殿前五百余所社中ニ裏推置之云々、仍取出了、東大古寺僧円詮春密、殊為根本之由令申、彼僧者、当寺々僧実遍五師於大湯屋所殺害之下手人也、彼僧一乗院領大和広田荘江三入道之許隠籠之云々、仍触申一乗院押寄而欲搦取之処無之、然而積悪之至、其罪難遁之間、遂捜求搦出了、

彼盗人等顕識、同舎弟法師井春密等、於佐保山斬頭、懸首於奈良坂畢、

とある。寛喜二年（一二三〇）十月二十七日、東大寺勅封の倉が破られ宝物が持ち去られた。そのため興福寺大衆は蜂起して犯人探索を開始した。あたかも金峯山前執行の下人なる者がやってきて、葛上郡に住む顕識なる僧が容疑者であると密告したので、興福寺大衆は下向し立ちまわりを演じたのち、ついに顕識を捕えた。いろいろと彼を追求した結果、東大寺古寺僧円詮なるものが首魁であり、円詮はかつて東大寺僧実遍五師を大湯屋で殺害した前科者で、一乗院大和広田荘江三入道の許に隠遁中というので、すぐに彼を捕え、佐保山において円詮・顕識等を斬首し、奈良坂で梟首している。

『嘉元記』(40)の暦応二年三月二十六日の条に、

天童米之蔵へ盗人入畢、同廿九日有落書、徳丸ヲ搦取テ、同卅日白状畢、賢蓮房同類之由、寄申之間、衆徒等令発向、雖然先立他行之間、不及搦取、資財等公文方点定取給了、屋ハ中院ニ被買留畢、同四月二日、徳丸ヵ頸切畢、

とある。暦応二年（一三三九）三月二十六日の夜、法隆寺の米穀倉庫から天童米と称する米が盗まれた。寺では犯人の摘発のため落書起請を行い、その結果徳丸なる者が捕えられ、彼の自白により賢蓮房なる共犯者がいたことが明らかになったので、寺は衆徒等に命じて逮捕に向わせた。しかし、賢蓮房は事前に逃亡していたので、寺の公文は犯人の残した資財などを点検し、それらを没収し、その住屋は法隆寺中院で買取った。捕えられていた徳丸は四月二日に斬首されている。

この暦応二年の場合、犯人摘発のため落書を行ったが、その落書を行うに際し、あらかじめ衆議によりその規

定を設けるのである。つまり落書を開披してその内容によって犯否を認定する場合の規定である。例えば法隆寺文書の中宮寺の規定によると、(41)

「(端裏書)竜田社一党解定置文」

定置　中宮寺盗人沙汰落書披規式間事

一於有実証十通以上者、可令治定于実犯之躰、風聞者、以三十通、准拠于実証十通而、可有其沙汰也、雖為一通、於通数未満者、可被閣之事、

一実犯之躰令露顕者、設雖為親子兄弟所従眷属、相共令発向而、於其身者、搦捕之、於住宅者、即時可令焼失事、

一若有強勢之仁而不拘炳誡者、寺門并当方一党捧落書、荘々令同心合躰而、随及力可有其沙汰事、

右条々如斯、堅守此旨、速□可有誡沙汰者也、若背此規式者、奉始日本国主天照大神、金峰熊野正八幡宮、特当国守護春日和光、惣日本国中大小諸神御罰可蒙于身中之状如件、

建武四年十一月廿四日　公文寺主覚延（花押）

僧慶祐（花押）沙汰阿念（花押）（以下僧及び沙弥九名連署）

竜田荘検断代実弘（花押）

とある。『嘉元記』によると、延慶三年（一三一〇）七月五日の夜、法隆寺蓮城院に強盗が入り物が奪われる事件がおきている。寺では犯人摘発のため竜田神社の神前で「合の大落書」を行い、

寺ヨリ開衆、尭禅子、禅覚子、賢永子、賢禅子、浄舜子、浄泉子、顕了子已上七人出仕、当日ニ難開尽之間、

次日又有会向之集会、落書已上六百余通在之、実証十通以上、普聞六十通ト定メ而定松子廿余通舜識子十九通此二人令治定之間、十七ヶ所当寺ニ発向、(42)

というように、「実証十通以上」つまり何某が確かに犯人であるとする落書が十通以上あれば、その名指された者を犯人と認定するのである。風聞として何某が犯人だと聞き及んでいるとする落書は、この延慶三年の場合は六十通をもって「実証十通」に准拠することは、先の中宮寺の規定に「風聞者、以三十通、准拠于実証十通而、可有其沙汰也」とあることによって明らかである。なお、この蓮城院の盗難事件は、落書の結果定松子と舜識子の二人が犯人とされたが、しかし、

今両人ハ不実之躰也、為両人之沙汰、実証之盗人ヲ可搦出云々、次日有集会、此人〳〵之出仕止了、同十二月四日、ヒロセノ市ニテ、斉薗寺初石八郎ト云男一人搦取テ、寺ヘ出了、件二人之沙汰也、同五日請取、問之悉落畢、同類トテ常楽寺大二郎搦、雖然非実証之間、放之、(43)

ということで、犯人初石八郎なる者が極楽寺において斬首されている。

また、年号不明であるが、東大寺北中院の盗賊に関しての東大寺文書「盗人罪科記録」(44)には、

記録　盗人罪科間事

右去三日夜北中院盗賊事、大犯之随一、誠不可不禁、尒者不依人之語、不存私曲偏頗、見聞推量之所覃、任実正、雨落書五通以上、若雖為一通、有分明之実証者、於寺僧分者、永擯出寺帳、至非寺僧者、破却住宅、搦捕其身、可被処重科、通数満足、支証分明之時、於及引汲之衆議者、可為同科、此条、若令偽申者、（以下空白）

とある。つまり見聞推量の落書が五通以上で、あるいはまた明確な実証ある落書が一通でもあれば、その名指された者を犯人と認定するわけである。落書を行うに際し、実証通数などはその事件の性質などによって衆議により適宜決定されたのである。(45)

以上、南都寺院の死罪の事例をいくつかみてきたが、従来「日本中世寺院法に於ける一大特色とするところは、強盗・殺人・放火などの如き兇悪なる犯人に対しても資財の没収と追放とを科するにとどめ、一般的には武家法に於けるが如き死刑を科していないことである」といわれ、「それは吾が寺院が殺生禁断を切言し来れる当然の所産であると思われる」としている。(46) しかしながら、右にみてきたように、少なくとも南都寺院の寺院法においては、死罪なる極刑が行われていたことは明らかである。(47) そして、その死罪の対象となるのは主に殺害と盗犯であって、とくに興福寺では宗教的性格からくる神鹿殺しが重科とされ、死罪の対象とされていた。

なお、中世も末期になると、例えば薬師寺では殺害・盗犯はもとより、稲盗や密通などが死罪の対象とされている。(48) ところが、

南印禅、仙賢ヲ殺害了、然処印禅殿之女性ヲ寺ヘ出間、以水問ヲ糺明之処、女敵之由白状之間、彼女房ヲ可有生涯之由、中下臈評定之処、招提寺老僧順照房・禅賢房北御門辺迄被出、断頸之事者被申請間、片頭ヲ剃、鼻ヲソキ追放了、(49)

と、また、

八幡宮参籠坊ヘ白中ヒ女性盗人入テ、参籠之賀屋巳下取了、即時ニ盗人搦、寺家ヘ渡了、則及糺明可有断頭旨一決処、招提寺老僧被詫言之間、鼻耳成敗了、(50)

というように、「断頭」の代りとして「片頭ヲ剃、鼻ヲソキ」あるいは耳をそいだりといった反映刑としての肉刑が行われるようになっている。薬師寺の場合、死罪と決定されながらも犯人の「詫言」により改悛の情が顕著な者は、死一等を減じられている。これは寺院法の罪科思想が犯人の懲悪還善を精神としていることと関係があろう。また、耳鼻をそぐ肉刑は、女性の重科に対して多くとられていたようである。例えば興福寺では、

衆中盗人住屋両三所進発之、此内一所ハ女盗人之寄宿之罪科也、於女房者耳鼻被切之、四歳之子持之女人也云々、以外悪行人也云々、末代事也、(51)

というように、女盗人に対して耳鼻をそいでいる。

死罪の対象となるような事件にかかわることは本人にとって危険がともなうことになる。それ故、例えば

(端裏書)「押上郷起請」

敬白天罰起請文事

右件子細ハ、去十日夜宗観房(マヽ)せチカイ(殺害)ノ事、ヲシアケノカウ(押上郷)ニヲイテソ、ユメ〳〵(努々)其躰ヲタレカシトイフ事ヲシラス候、又スイノ介ニテモタレナルラントヲモフ事モ候ハス候、モシシリナカラシラヌ由ヲ申上候ハヽ、

奉(始脱カ)日本国主天照大神、王城チン主諸大明神・大仏・四王・諸神冥主、別二月堂ノ大聖観自在尊神冥罰カフルヘキ起請文状如件、

正中二年十一月十二日

実弁（花押）

行家（略押）
実真（花押）
国末
光音房（花押）(52)

というように、殺害した者を知らないことを誓う起請文や、

（端裏書）「平井坊ヘ出候起請文案文」
敬白　天罰起請文事
右件元者、平井坊ノ尼御前ヨリ、僧正堂ニ預置せ給テ候物ハ、此外ハ曽以不知、又不取候、又延良坊ノトノ井物ノ事モ不取候、此外何物ニテ候トモ、トリナカラ、トラス、シラス候ト為遁当難、虚言ヲ申候ハヽ、奉始大日本国主天照大神、別テハ金峯熊野春日大明神、殊ニハ大仏八幡二月堂大聖観自在菩薩、惣テハ日本国中大小諸神ノ御罰ヲ、禅力丸カ身ニ罷蒙候テ、此世ムナシクナルヘキ起請文之状如件、
建武五年卯月五日　禅力丸在判(53)

というように、盗犯していないことを誓う起請文がよく出されている。また、ときには親として子を殺していないことを起請したものもある。(54) つまりあらぬ疑いをかけられぬように身の潔白・安全をはかることに努めた様子が窺えよう。

以上、史料的制約もあって臆説・臆断をくり返してきたが、僧の死罪は、武家法・公家法においては原則として行われなかったが、僧の斬罪事例があれば、それは宗教的私刑的性格のものであって、恣意的制裁であった。

一方、寺院法においては「寺院法には啻に死刑が存在しなかったばかりではなく、その刑罰全体が武家法よりも甚だしく寛大であった」(55) といわれるが、しかし、死罪が実際に広く行われていたという事例に接し、罪科の内容が武家法とそう相違するものではないように思える。慈悲を根本精神とする出世間においては、死罪なる極刑は戒律の法に背くもので、すでに出世間が世間化したことを意味するものであろう。極刑の実施は、世俗化した寺院社会の実態をとらえた実効的施策であったと理解できる。

註(1)『四条金吾殿御消息』（『昭和定本日蓮聖人遺文』第一巻八七）。
(2)『昭和定本日蓮聖人遺文』第一巻八六。
(3) 重野安繹「川田博士外史弁誤ノ説ヲ聞テ」。
(4) 辻善之助著『日本仏教史』第三巻中世篇之二、三一頁。
(5) 昭和十三年五月十五日。
(6) 昭和十三年五月二十八日。
(7) 川添昭二著『日蓮』一一八頁。
(8)『一昨日御書』（『昭和定本日蓮聖人遺文』第一巻八五）。
(9) 高木豊著『日蓮』一〇五頁。
(10)『神国王御書』（『昭和定本日蓮聖人遺文』第一巻一六八）。
(11)『撰時抄』（『昭和定本日蓮聖人遺文』第二巻一八一）。
(12)『下山御消息』（『昭和定本日蓮聖人遺文』第二巻二四七）。
(13)「頸の座」赦免については、拙著『鎌倉の弘法者』七一頁以下参照。

(14) 本書第三章第一節大衆僉議考（一七三〜一七四頁）。
(15) 『昭和定本日蓮聖人遺文』第一巻六。
(16) 当時、僧の重罪は普通還俗させて後に流罪などに処しており、法然の場合は還俗させ名を藤井元彦と改めて流罪に処せられている。
(17) 『群書類従』三（帝王部）所収。
(18) 喜田貞吉「教行信証に関する疑問に就いて」（『歴史地理』四〇—三）。
(19) 辻善之助著『日本仏教史』第二巻中世篇之一、三二八〜三二九頁。
(20) 滝川政次郎著『日本行刑史』所収。
(21) 喜田貞吉氏は「本多君の熱心に動かされて」（『歴史地理』四一—三）の中で、本多氏が「被切羅」（切られ）と読むのではあるまいかといわれたことを記している。
(22) 『法然上人絵伝』。
(23) 『愚管抄』巻第六。
(24) 『明月記』承元元年二月九日の条。
(25) 『明月記』承元元年二月十日の条。
(26) 『授手印決答受決抄』に隠岐院の歌として出てくる。
(27) 細川亀市「日本中世寺院法に於ける刑法」（『法学志林』三五—四・五）。
(28) 砂川和義「寺院法」（『社会科学大事典』八）。
(29) 『中下臈検断之引付』天文二十年十二月。
(30) 註（27）。
(31) 永島福太郎「大垣廻し」（『魚澄先生古稀記念国史学論叢』所収）参照。

(32) 本書第三章第三節清祓考参照。
(33) 『春日神社文書』第一巻。
(34) 『興福寺略年代記』（『続群書類従』二九下（雑部）所収）。
(35) 『春日社記録』「中臣祐賢記」文永六年五月十九日の条。
(36) 『皇帝紀抄』元暦元年二月の条。
(37) 『続群書類従』四下（補任部）所収。
(38) 『古今目録抄』（法隆寺出版『聖徳太子古今目録抄』）
(39) 『続々群書類従』一一（宗教部）所収。
(40) 『改定史籍集覧』二四所収。
(41) 建武四年十一月二十四日「中宮寺盗人沙汰落書起請定書」（法隆寺文書）
(42) 『嘉元記』延慶三年七月五日の条。
(43) 註（42）。
(44) 『中世政治社会思想下』所収。
(45) なお、参考のため建武四年（一三三七）東大寺の「博奕并神木切事」についての落書起請文（『大日本史料』第六編之四）をあげておこう。

（端書裏）「起請　博奕并神木切事」

敬白　天罰起請文事

右子細者、於寺辺博奕大刀奪馬盗人神木伐等、為有誡沙汰雨落書之時、或任凶害不誤之仁書入之、或乍存知其体不可書漏之、任無想興隆之思、無偏頗矯餝、可有其沙汰者也、以落書五通已上可治定之、設雖為一通、有分明之説者、可有尋沙汰者也、若於背此旨之輩者、

奉始日本国主天照大神、熊野金峯白山権現、殊大仏四王八幡三所、別二月堂大聖観自在尊神罰冥罰於毎□（違カ）犯之輩八万四千毛孔可蒙之状如件、

建武四年

学杲（花押）
懐舜（花押）
（権律カ）□□師覚聖（花押）　昭舜（花押）
擬講　慶忠（花押）　弘実（花押）
顕寛大法師（花押）　清春（花押）
実専大法師（花押）　聖玄（花押）
定賢大法師（花押）　美専（花押）
頼昭大法師（花押）　顕春（花押）
訓賀大法師（花押）　清尊（花押）
顕慶大法師（花押）
定忠大法師（花押）
幸海大法師（花押）
俊覚大法師（花押）
円慶大法師（花押）

(46) 細川亀市著『日本中世寺院法総論』三七頁。

(47) なお、西大寺の規式には死罪がみられないが、これは死罪を行うことが律宗の徒という立場上困難であったことと関係があろう〔清田善樹「中世の大和における住宅放火」（『奈良文化財研究所創立三十周年記念論集』）〕。

(48) 田中稔「薬師寺所蔵『中下臈検断之引付』について」（『奈良国立文化財研究所学報』二二）。

(49) 『中下臈検断之引付』享禄四年七月十七日。

(50) 『中下臈検断之引付』天文二十四年六月。

(51) 『大乗院寺社雑事記』文明十八年正月二十六日の条。なお、室町幕府の刑罰にも重科をおかした夫は死刑、妻は「鼻そぎ刑」に処すことを定めている（天文十八年「奉行人意見状」）〔勝俣鎮夫「ミヽヲキリ、ハナヲソグ」（『中世の罪と罰』所収）〕。

(52) 正中二年十一月十二日「東大寺押上郷民等連署起請文」（東大寺文書八、五五三）。

(53) 「禅力丸起請文案」（『東文目』三、三―三―四〇）。

(54) 元亨二年霜月十日「藤原宗継起請文」（東大寺文書八、五五四）。

(55) 註（27）。

第四章　付　編

「中世寺院制度編年文書目録」

中世寺院法の研究が、他の法領域に比べて遅れている理由の一つに、その関連史料の欠乏があげられる。未だこの方面の編年文書目録や史料集などにも接していない。それ故、まずは地道に関連史料の蒐集につとめる必要があるのは勿論のこと、それによってそれらを整理・勘案して、少しでも組織的なものを見出さねばならない。さらにそれらの作業をとおして、各寺院・各宗、そして中央と地方、また、中世の各時代における発達・相違・変遷などを、それぞれに分けて考察することが可能になってこよう。

そこで今までに蒐集してきた史料を、小著出版の機会に整理して、「中世寺院制度編年文書目録」を作成することにした。まだまだ不備な点が多いが、今後、脱落文書や誤りの教示・指摘をお願いし、それによって少しでも正確な網羅的文書目録に近づけたいと思っている。

中世寺院制度編年文書目録

凡　例

一、本文書目録は、寺院制度に関する中世〔文治元年（一一八五）～元亀四年（一五七三）〕文書の網羅的編年文書目録である。

一、本目録に収録した文書は、寺院に関する一切の法制、とくに寺院自らがその内部を規制する治教権によるものはつとめて掲げた。また、統教権によるもの、さらに法会などの規式や社法なども参考になるものは掲げた。なお、「合点状」に関しては東寺のものは省略した〔本書の表3（東寺合点状一覧表）参照〕。

一、本目録には、鎌倉時代の文書二四二通、南北朝時代の文書一四九通〔南朝年号二九通・北朝年号一一八通（他に無年号文書二通）〕、室町時代の文書三七三通を収録した。

一、編年の際、年のみで月日不明の文書はその年の最後に、年月だけで日の不明の文書はその年月の最後に掲げた。また、無年号文書（月日順に）や年月日欠断簡文書は推定年代により、その時代の編年目録の最後に掲げた。なお、疑わしき文書も原則として収録した。

一、文書の出典について、とくに頻繁に出てくるもののうち、東寺百合文書については、東寺百合文書（京都府立総合資料館編『東寺百合文書目録』イ函1号）は東寺百合文書（東百文目イ1）のように略した。東大寺文書は、東大寺文書（奈良国立文化財研究所編『東大寺文書目録』第一巻第一部第一・一号）は東大寺文書（東文目1・1—1—1）のように略した。また、大日本古文書家わけ第一八東大寺文書は東大寺文書（百巻本1）のように記した。高野山文書については、大日本古文書家わけ第一高野山文書は高野山文書（宝簡集1）のように記し、総本山金剛峯寺編「高野山文書」所収金剛峯寺文書(2)は高・金剛峯寺文書(2)のように略した。なお、『鎌倉遺文』第一巻一号は鎌1—1と略した。

〔鎌倉時代篇〕

年　月　日	文　書　名	出　典
文治三年正月二十三日	永久寺僧起請文事書	内山永久寺記
文治五年六月十一日	永久寺僧起請文事書	内山永久寺記
建久二年六月一日	金剛寺僧阿観置文	金剛寺文書
建久二年十二月十五日	永久寺僧連署事書	内山永久寺記
建久三年正月	長講堂定文案	伏見宮記録
建久三年六月十八日	永久寺僧起請文事書	内山永久寺記
建久三年六月二十五日	永久寺僧起請文事書	内山永久寺記
建久四年二月	永久寺僧起請文事書	内山永久寺記
建久七年四月十一日	播磨国国宣	播磨性海寺文書
建久七年七月二十一日	大江良永起請文	東大寺文書（東文目3・3—3—1）
建久七年十二月四日	念仏衆条規	三箇院家抄
建久八年四月二十四日	永久寺僧起請文事書	内山永久寺記
正治元年八月六日	東大寺年預置文	東大寺続要録
建仁二年十二月十五日	永久寺僧起請文事書	内山永久寺記
建永元年	慈円起請文	門葉記
承元二年二月	慈円起請文	門葉記
承元二年四月十日	某御教書	内山永久寺記
承元二年十二日	永久寺条々事書	内山永久寺記
建暦元年十一月	覚心聖尊連署置文	金剛寺文書
建暦三年正月十一日	貞慶起請文	山城海住山寺文書

建保二年五月	極楽坊起請	醍醐寺新要録
建保六年八月	泉涌寺清衆規式	泉涌寺文書
建保七年三月十四日	海住山寺衆僧連署起請文	海住山寺文書
承久二年二月十日	泉涌寺殿堂房寮目録	泉涌寺文書
嘉禄二年正月	興福寺制法	春日神社文書
嘉禄二年正月	南都新制条々事書	福智院文書
嘉禄三年二月	金剛寺学頭講師等連署置文	金剛寺文書
嘉禄三年三月十二日	俊芿遺告	泉涌寺文書
嘉禄三年五月	神護寺制規	仁和寺記録
寛喜二年十月二十七日	貞円起請事書	東大寺文書（東文目5・10—28）
貞永元年五月	海龍王寺制規	大和海龍王寺文書
貞永元年五月	覚真置文	海住山寺文書
貞永元年六月	蓮華乗院伝法会制条案	高野山文書（続宝簡集20）
文暦元年十二月二十七日	海住山寺学衆等連署起請文案	海住山寺文書
嘉禎二年十二月二十八日	海住山寺禅衆等連署起請文案	海住山寺文書
嘉禎三年正月十三日	春日神主親泰廻文	中臣祐定記
嘉禎三年十一月二日	宗性起請条々	東大寺所蔵禁断悪事勤修善根誓状抄
暦仁二年四月二十五日	道元重雲堂式	正法眼蔵
延応元年六月五日	高野山制条	高野山文書（宝簡集54）
延応元年七月十五日	北条泰時寄進状	吾妻鏡延応元年七月十五日条
延応元年十二月二十一日	高野山検校良任置文	高野山文書（宝簡集37）
仁治二年六月十八日	東大寺学侶等連署起請文	東大寺文書（百巻本21巻）
仁治二年六月	金剛寺二季伝法会定写	金剛寺文書
仁治二年九月二十三日	東大寺別当出世後見・五師等連署置文	東大寺文書（百巻本57巻）
寛元二年二月	金剛寺学頭等連署置文	金剛寺文書

寛元五年二月三日	勝尾寺禁制	摂津勝尾寺文書
宝治二年二月五日	永久寺供僧等連署事書	内山永久寺記
宝治二年十二月二十一日	永平寺庫院規式	越前永平寺文書
建長元年十月十八日	永平寺制規	越前永厳寺文書
建長三年三月八日	足利泰氏置文	下野鑁阿寺文書
建長四年八月十八日	醍醐寺制法	醍醐寺新要録
正嘉元年五月	本覚寺禁制案	本覚寺文書
康元元年十二月十五日	永久寺僧起請文事書	内山永久寺記
弘長元年十一月三日	春日社執行正預能継・神主成継連署請文案	大和福智院文書
弘長元年十一月八日	春日若宮神主祐賢請文案	福智院文書
弘長二年四月一日	陸奥中尊毛越両寺座主下知状写	陸奥仙岳院文書
弘長二年七月	備前千手寺衆徒契状	備前弘法寺文書
弘長三年三月十七日	普光寺不断念仏結番注文	吾妻鏡弘長三年三月十七日条
弘長三年十月十七日	太政官牒写	国立公文書館所蔵文書
文永元年九月十八日	西大寺光明真言勤行式目	興正菩薩行実年譜付録
文永元年九月三十日	弘法寺衆徒契状	弘法寺文書
文永二年八月二十一日	後嵯峨上皇院宣事書	天台座主記
文永二年十一月十八日	太政官符	播磨法光寺文書
文永三年九月三十日	永久寺僧起請文事書	内山永久寺記
文永三年十二月十八日	東大寺世親講重起請	筒井寛聖氏所蔵文書
文永三年十二月二十七日	東大寺世親講衆連署起請文	東大寺文書（百巻本68巻）
文永四年三月二十二日	日光常行堂置文	輪王寺文書
文永四年五月	加賀白山宮定文	白山比咩神社文書
文永五年七月	加賀白山荘厳講結衆起請文	白山比咩神社文書
文永五年八月	実相寺衆徒愁状	駿河北山本門寺文書

年月日	文書名	出典
文永六年四月	足利家時置文	下野鑁阿寺文書
文永六年九月五日	弘法寺禁制	弘法寺文書
文永六年九月	東大寺学侶連署起請文	東大寺文書（百巻本42巻）
文永六年十月	備前豊原荘預所下文	弘法寺文書
文永六年	西大寺衆議事書	興正菩薩行実年譜付録
文永七年閏九月	西大寺光明真言衆議事書	興正菩薩行実年譜付録
文永八年七月	金剛峯寺年預置文案	高野山文書（宝簡集37）
文永八年八月二十七日	尊光（国分忠俊）置文	肥前高城寺文書
文永八年十二月十四日	真徹置文案	醍醐寺文書
文永九年二月二日	永久寺評定事書	内山永久寺記
文永九年（?）三月二十五日	評定引付日程注文	法隆寺本倶舎卅講聴聞集卅裏文書
文永九年四月四日	春日神主泰道廻文	中臣祐賢記
文永九年四月三十日	春日社司連署置文	中臣祐賢記
文永九年四月	春日神主泰道廻文	中臣祐賢記
文永九年五日八日	春日神主泰道廻文	中臣祐賢記
文永九年五月十日	東大寺五師下知状案	東大寺蔵倶舎論第23巻論義抄裏文書
文永九年六月二十三日	関東下知状	中尊寺経蔵文書
文永九年七月二十六日	興福寺別当実性御教書	中臣祐賢記
文永九年八月	源実朝室（坊門信清女）置文	山城大通寺文書
文永九年十月八日	永久寺衆徒評定事書	内山永久寺記
文永九年十月	石清水八幡宮寺公文所下文	菊大路家文書
文永十年三月二十六日	東大寺執行所所司連署起請文	東大寺文書（百巻本21巻）
文永十年四月二十四日	得宗公文所奉行人連署下知状	摂津多田神社文書
文永十年五月十日	永久寺供僧等連署使料定書	内山永久寺記
文永十年八月	高野山并天野宮学頭坊世事式目	高野山文書（宝簡集53）

年月日	文書名	出典
文永十年九月二十七日	亀山天皇宣旨	三代制符
文永十年九月	西大寺光明真言集会定書	興正菩薩行実年譜付録
文永十年十一月二十一日	春日神主泰道廻文	中臣祐賢記
文永十年十二月二十五日	永久寺衆徒評定事書	内山永久寺記
文永十一年三月	僧能済注進状案	鎌15―11614
文永十一年十二月二十二日	永久寺禁制	内山永久寺記
建治元年九月二十一日	永久寺評定事書	内山永久寺記
建治元年九月	長安寺置文	佐渡長安寺文書
建治元年九月	海住山寺評定案	海住山寺文書
建治元年十二月二十四日	六波羅下文	高木文書
建治元年十二月	紀伊猿川真国神野三箇荘々官請文	高野山文書（又続宝簡集85）
建治元年	西大寺光明真言衆議事書	興正菩薩行実年譜付録
建治二年閏三月五日	日光常行堂置文	輪王寺文書
建治二年四月二十四日	六波羅下知状	備前金山寺文書
建治三年七月十二日	安養寺衆徒評定事書	備前安養寺文書
建治三年十一月二日	海住山寺衆僧等連署起請文	海住山寺文書
建治三年十二月	金剛峯寺衆徒置文写	高野山文書（又続宝簡集127）
弘安元年三月	大仏殿臨時祈禱般若心経衆請定	東大寺文書（東文目3・3―9―177）
弘安元年四月二十七日	亀山上皇院宣案	石清水文書
弘安元年六月五日	興福寺条々定文	中臣祐賢記
弘安元年七月十八日	西大寺別当乗範置文	西大寺文書
弘安元年八月	高野山衆徒契状請文	高野山文書（宝簡集53）
弘安三年正月二十四日	藤氏長者（鷹司兼平）宣	中臣祐賢記
弘安三年二月	金剛峯寺置文	金剛峯寺文書（鎌18―13865）
弘安三年四月	西部荘宿願般若心経衆請定	東大寺文書（東文目3・3―9―186）

年月日	文書名	出典
弘安三年六月一日	東福寺規式	東福寺文書
弘安三年六月三日	東福寺普門院常楽庵規式	東福寺文書
弘安三年八月一日	春日社触文	中臣祐賢記
弘安四年二月	大仏殿大般若経転読衆請定	東大寺文書（東文目3・3—9—158）
弘安四年二月	異国御祈百座仁王講転読衆請定	東大寺文書（東文目3・3—4—201）
弘安四年三月二十一日	関東御教書	紀伊金剛三昧院文書
弘安四年四月十八日	得宗置文案	多田神社文書
弘安四年四月二十日	奥津嶋社座衆議定規文	近江奥津嶋神社文書
弘安四年五月二十六日	太政官符	西大寺文書
弘安四年八月二十一日	多田院御家人連署請文	多田神社文書
弘安四年十月十日	大鑁置文案	紀伊歓喜寺文書
弘安五年三月	永久寺温室条々事書	内山永久寺記
弘安五年六月五日	安養寺衆徒僉議状案	安養寺文書
弘安六年四月四日	金剛峯寺五番衆評定事書請文	高野山文書（又続宝簡集34）
弘安六年六月八日	関東下知状	興正菩薩行実年譜
弘安六年七月二十五日	春日社正預廻文	中臣祐春記
弘安六年十一月二十日	春日社鹿食人条々事書	中臣祐春記
弘安六年	宇都宮家式条	上野秀文氏所蔵文書
弘安七年二月	称名寺規式	金沢文庫文書
弘安七年七月二十五日	下司康定等連署禁制	法光寺文書
弘安八年八月十三日	普円念仏者禁制案	山城本願寺文書
弘安八年八月	永久寺僧連署事書	内山永久寺記
弘安八年十一月十三日	後宇多天皇宣旨	石清水文書（鎌21—15731）
弘安八年十一月十三日	後宇多天皇宣旨	石清水文書（鎌21—15732）
弘安八年十一月	某袖判禁制	筑前町村書上帳

年月日	文書名	出典
弘安九年八月	金剛峯寺衆徒契状	高野山文書（続宝簡集52）
弘安九年九月一日	六波羅禁制	河内通法寺文書
弘安九年十月三日	源為時起請文	高野山文書（宝簡集38）
弘安九年十二月二十六日	建長寺正続庵定文	円覚寺文書
弘安十年正月十一日	伊予称名寺置文	伊予称名寺文書
弘安十年正月二十三日	亀山上皇院宣案	石清水文書
弘安十年正月二十九日	春日社条々事書	中臣祐春記
（弘安年間）	大仏殿最勝王経転続衆読定	東大寺文書（東文目3・3—9—85）
正応二年三月十五日	安養寺衆徒僉議状案	安養寺文書
正応二年七月六日	高野山諸衆評定置文案	高野山文書（又続宝簡集105）
正応四年二月十六日	高野山四季問答講規式	金剛峯寺文書（鎌23—17551）
正応四年卯月	大仏殿最勝王経転読衆請定	東大寺文書（東文目3・3—9—33）
正応四年七月	大般若経・最勝王経転読衆請定	東大寺文書（東文目3・3—9—159）
正応四年九月十八日	長国高起請文	高野山文書（又続宝簡集85）
正応四年九月十八日	法蓮起請文	高野山文書（又続宝簡集87）
正応四年九月十九日	承誓起請文	高野山文書（又続宝簡集86）
正応四年九月十九日	能真起請文	高野山文書（又続宝簡集86）
正応四年九月十九日	大蓮起請文	高野山文書（又続宝簡集86）
正応四年九月二十二日	坂上清国起請文	高野山文書（又続宝簡集86）
正応四年九月二十三日	坂上末重起請文	高野山文書（又続宝簡集110）
正応四年十月五日	湯浅定仏起請文	高野山文書（宝簡集38）
正応四年十月五日	源正行請文	高野山文書（又続宝簡集86）
正応四年十月十一日	西信請文	高野山文書（又続宝簡集86）
正応四年十月十一日	坂上清澄起請文	高野山文書（宝簡集19）
正応五年四月五日	覚心誓度院規式	紀伊興国寺文書

年月日	文書名	出典
正応五年五月	聖尊等申状	東大寺文書（東文目5・宝―74―27）
正応六年五月十二日	定春等連署起請文	東大寺文書（東文目3・3―3―90・91）
正応六年五月二十二日	某起請文	東大寺文書（東文目3・3―3―118・119）
正応六年七月十七日	沙弥某置文	肥後願成寺文書
永仁元年十月二十六日	東大寺衆徒等連署起請文	東大寺文書（東文目3・3―178〜183）
永仁二年正月十四日	東大寺起請文	東大寺文書（鎌24―18453）
永仁二年正月	北条貞時禅院制符条書	円覚寺文書
永仁三年四月二十二日	伏見天皇綸旨	石清水文書
永仁三年四月二十四日	東大寺衆徒等連署起請文	東大寺文書（百巻本54巻）
永仁四年二月	醍醐寺僧綱等解案	醍醐寺文書
永仁五年正月十六日	東大寺衆僧連署起請文	狩野亨吉氏蒐集文書
永仁五年正月	永久寺禁制	内山永久寺記
永仁六年九月	東寺十八口供僧連署契約状	東寺百合文書（東百文目む5）
永仁七年三月四日	日常置文	中山法華経寺文書
永仁七年三月五日	亀山上皇宸筆起願文	南禅寺文書
永仁七年三月五日	亀山上皇起願文案	南禅寺文書所々御判物帖
正安元年三月四日	僧某書状	高山寺文書
正安元年十二月	金剛寺三綱坊主分等連判状写	金剛寺文書
正安二年六月二十五日	高野山衆徒評定起請文	高野山文書（又続宝簡集123）
正安二年七月十八日	海住山寺禁制案	海住山寺文書
正安二年九月	興福寺大乗院評定事書	成簣堂古文書
正安二年十月十五日	金剛寺二季伝法会置文	金剛寺文書
正安二年十一月	高野山学道三年目判行口書事書	高・金剛峯寺文書（2）

年月日	文書名	出典
正安三年卯月二十一日	中河張本引汲人落書人交名	東大寺文書（東文目2・2―87〜90）
正安四年三月八日	東寺十八口供僧連署契約状案	東寺百合文書（東百文目ッ10）
正安四年六月三日	永久寺僧起請文事書	内山永久寺記
正安四年六月二十九日	高野山諸衆評定置文案	高野山文書（又続宝簡集105）
乾元二年二月十二日	北条貞時円覚寺制符条書	円覚寺文書
嘉元二年七月	金剛峯寺衆徒一味契状	高野山文書（続宝簡集70）
嘉元三年三月	白山比咩神社荘厳講承仕起請文案	白山比咩神社文書
嘉元四年三月二十五日	尭尊等連署起請文	大東急記念文庫文書
徳治二年五月	蔵山順空規式	東福寺永明院文書
徳治三年	金剛峯寺学侶評定事書案	高野山文書（又続宝簡集73）
延慶二年三月二十七日	興福寺学侶連署請文	大和大東家文書
延慶二年七月二十六日	比叡山西塔宿老集会事書	山城大通寺文書
延慶二年七月二十六日	比叡山花台院宿老集会事書	山城大通寺文書
延慶二年七月二十六日	覚如起請文案	山城本願寺文書
延慶三年十一月	弘法寺置文	備前弘法寺文書
延慶三年十二月二十七日	学頭忍実代官理恵外四名連署置文写	金剛寺文書
応長元年十一月十五日	金剛寺評定置文写	金剛寺文書
正和五年十月	山門東塔北谷本尊院集会事書	東寺百合文書（東百文目め12―1）
文保二年四月	東寺学衆評定規式請文	東寺百合文書（東百文目シ11）
文保二年十二月七日	僧尊慶起請文	東大寺文書（百巻本68巻）
文保二年十二月二十六日	東大寺衆徒等連署起請文	東大寺文書（百巻本30巻）
元応元年十月十六日	東大寺僧連署起請文	東大寺文書（百巻本68巻）
元応二年十一月六日	金剛心院講問衆評定事書	高野山文書（続宝簡集21）
元応三年二月	東寺僧修学事書追加案	教王護国寺文書
元亨二年七月十一日	興福寺大乗院評定事書追加	成簣堂古文書

年月日	文書名	出典
元亨四年五月十一日	東大寺寺僧連署起請文	東大寺文書（百巻本68巻）
元亨四年十月二十四日	金剛寺条目	金剛寺文書
正中二年十一月三日	東大寺満寺衆議記録	東大寺文書（東文目1・1—12—100）
嘉暦元年六月九日	東大寺秀円等連署起請文	早稲田大学所蔵文書
嘉暦元年七月二十三日	東大寺慶性等連署起請文	堀池春峰氏所蔵文書
嘉暦二年九月十日	黒田荘悪党人縁者落書交名	東大寺文書（東文目1・1—1—244）
嘉暦二年十月一日	北条高時円覚寺制符条書	円覚寺文書
嘉暦三年五月九日	年預五師慶顕起請文	東大寺文書（百巻本54巻）
嘉暦三年十月五日	東大寺衆議評定事書	東大寺文書（未成巻本2・218—15）
嘉暦三年十月五日	東大寺政所記録	東大寺文書（未成巻本2・218—16）
嘉暦三年十月六日	東大寺衆議評定事書案	東大寺文書（東文目2・2—5）
嘉暦三年十一月	東大寺衆徒評定記録案	東大寺文書（東文目2・2—2）
元徳元年十月十一日	東寺学衆方補任式目案	東寺百合文書（東百文目シ13）
正慶元年七月十二日	調月荘沙汰人等連署起請文案	高野山文書（又続宝簡集132）
（無年号）		
二月十七日	某御教書	内山永久寺記
四月二十三日	某御教書	内山永久寺記
十月八日	某御教書	内山永久寺記
欠	東大寺世親講先達講衆等起請文	東大寺文書（東文目3・3—3—301）
欠	東大寺衆徒等（?）起請文	根津美術館所蔵文書
欠	東大寺衆徒起請案	水木直節氏所蔵文書
欠	東寺勧学院勤行并規式条々案	教王護国寺文書
欠	金剛峯寺衆徒連署置文	高野山文書（又続宝簡集53）
欠	沙弥規式	金沢文庫文書
欠	時衆制誡	一遍上人語録

〔南北朝時代篇〕

年月日	文書名	出典
建武二年五月十三日	護摩談義御願料足起請契状	高野山文書（続宝簡集23）
建武二年五月	金剛峯寺衆徒契状	高野山文書（宝簡集37）
建武三年九月二十四日	年預五師賢暁等評定記録	東大寺文書（百巻本92巻）
建武四年五月十五日	大徳寺七箇条制法	大徳寺文書
建武四年七月二日	東大寺衆徒等連署起請文	東大寺文書（東文目3・3—13・14）
建武四年十一月十八日	足利直義禁制	伊予大通寺文書
建武四年十一月二十四日	中宮寺盗人沙汰落書起請定書	法隆寺文書
建武四年十二月二日	勝実起請文	東大寺文書（東文目3・3—3—83）
延元二年十一月二十九日	志富田荘大検注等沙汰契状	高野山文書（又続宝簡集115）
建武四年	東大寺衆徒等連署起請文	東大寺文書（大日本史料6—4）
建武五年八月六日	山城福成寺条規	霊洞雑記
暦応二年五月	夢窓疎石臨川寺三会院遺誡写	黄梅院文書（相州古文書3）
暦応二年六月二十日	安養寺僧幸生等起請文	安養寺文書
暦応三年十一月	足利直義円覚寺規式条書	円覚寺文書
興国元年五月二十八日	金剛寺寺務置文写	金剛寺文書
暦応四年九月二十一日	鴨江寺条制	遠江鴨江寺文書
暦応五年二月	東寺鎮守八幡宮供僧連署置文	東寺百合文書（東百文目ひ10）
暦応五年三月	足利直義円覚寺規式追加条書	円覚寺文書
康永三年二月	東寺学衆中評定式目	東寺百合文書（東百文目ヨ88）
康永三年六月十六日	東寺鎮守八幡宮供僧評定書	東寺百合文書（東百文目レ41）
康永三年六月十八日	南原寺寺規	周防南原寺文書（正閏史料2—1）

年月日	文書名	出典
康永三年十一月五日	観念寺寺規	伊予観念寺文書
貞和元年十二月五日	高野山五番衆評定事書案	高野山文書（宝簡集13）
貞和二年正月十八日	東大寺衆徒衆議事書案	東寺百合文書（東百文目タ205）
貞和二年三月	紀伊根来蓮花院集会条規	東草集下
貞和二年六月十九日	大山寺規式	播磨大山寺文書
貞和二年九月十七日	天野社修造奉行衆置文	高野山文書（続宝簡集57）
貞和三年六月	紀伊施無畏寺定置条々	高・旧高野領内文書(3)
貞和三年十一月十三日	深源宝荘厳院執務職条々請文	東寺百合文書（東百文目京53）
貞和三年十二月二十二日	東寺学衆方評定引付	東寺百合文書（東百文目ム19）
貞和四年三月	金剛峯寺衆徒一味契状写	高・金剛三昧院文書
貞和四年十二月二十三日	東寺学衆方評定引付	東寺百合文書（東百文目ム20）
貞和四年十二月二十九日	東寺学衆方評定引付	東寺百合文書（東百文目ム20）
貞治五年三月	東寺根本廿一口供僧法式条々	東寺観智院文書
貞和五年九月晦日	東大寺満寺評定記録	東大寺文書（百巻本92巻）
貞和五年十二月二十二日	東寺学衆方評定引付	東寺百合文書（東百文目ム22）
貞和六年卯月二十五日	大光寺岳翁長甫掟書	日向大光寺文書
観応元年六月十七日	東寺学衆方評定引付	東寺百合文書（東百文目ム23）
観応元年八月四日	大通寺・宗昌寺規式	大通寺文書
観応元年十二月二十五日	五番衆評定置文	高野山文書（又続宝簡集33）
観応二年正月二十九日	大集会評定事書桑	高野山文書（又続宝簡集51）
観応二年二月十二日	鞆淵荘下司百姓和談起請置文	高野山文書（続宝簡集24）
観応二年二月	大慈院親海等連署学衆器要評定式目請文	東寺百合文書（東百文目シ18）
観応二年五月二十三日	東大寺学侶連署起請	東大寺文書（百巻本54巻）
正平六年七月三日	阿蘇山衆徒起請文写	肥後阿蘇家文書
観応二年八月二日	東大寺顕春等連署起請文	京都大学所蔵文書

年月日	文書名	出典
観応二年九月二十六日	夢窓疎石遺誡写	黄梅院文書（相州古文書3）
正平七年二月三日	武田信成禁制写	甲州萬福寺文書（甲州古文書1）
正平七年二月四日	阿蘇山久住等連署起請文写	肥後阿蘇家文書
正平七年閏二月三日	阿蘇山衆徒等起請文写	阿蘇家文書
観応三年六月二十三日	伊予西禅寺定置	大洲旧草記
観応三年七月十一日	東寺鎮守八幡宮供僧等連署状	東寺文書（大日本史料6―17）
正平八年七月二十八日	大集会評定事書	高・旧高野領内文書(3)
文和二年十月三日	興福寺六方衆牒状	東大寺文書（百巻本59巻）
文和三年二月四日	東寺学衆方評定引付	東寺百合文書（東百文目ム28）
文和三年卯月八日	豊楽寺寺中定置	美作豊楽寺文書
文和三年八月九日	西大寺白衣寺僧連署起請文	西大寺文書
文和三年九月二十二日	鎌倉御所基氏禅刹規式条書	円覚寺文書
正平九年十月十六日	星尾寺寺僧条々連署起請文	山城高山寺文書
文和三年閏十月七日	東寺鎮守八幡宮供僧評定書	東寺百合文書（東百文目レ61）
正平九年十月	隅田荘三供僧契状	高野山文書（又続宝簡集7）
文和三年十二月十九日	東寺学衆方評定引付	東寺百合文書（東百文目ム28）
正平十年三月	鰐淵寺大衆条々連署式目	鰐淵寺文書
文和四年十月二十九日	法隆寺法規	斑鳩旧記類集
正平十年十一月晦日	山王社上葺事書勘文	高野山文書（又続宝簡集26）
延文元年二月四日	東寺学衆方評定引付	東寺百合文書（東百文目ム30）
正平十二年正月七日	興隆寺条規	周防興隆寺文書
延文二年正月十六日	光明寺規式	山城光明院文書
正平十二年正月二十五日	阿蘇山衆徒内談引付写	肥後西巌殿寺文書
正平十二年三月十五日	大集会評定事書	高・金剛峯寺文書(2)
延文二年七月十八日	某寺条規	醍醐寺新要録

年月日	文書名	出典
延文二年十一月	宝林寺常住定書	播磨宝林寺文書
延文三年三月二十日	浄土寺制札	備後浄土寺文書
延文三年三月	東寺僧坊法式置文案	東寺百合文書（東百文目ほ39）
延文三年五月二十日	大慈院親海意見状	東寺百合文書（東百文目ゐ52）
正平十三年八月二十九日	阿蘇山衆徒等起請文写	肥後阿蘇家文書
延文三年十月二十六日	大慈院親海書状	東寺百合文書（東百文目ゐ58）
延文三年十二月九日	法印深源請文	東寺百合文書（東百文目ゐ64）
延文三年十二月二十五日	東寺学衆方評定引付	東寺百合文書（東百文目ム35）
延文四年六月十七日	日祐置文	中山法華経寺文書
延文四年十一月十日	西大寺集会置文	西大寺文書
延文四年十二月	東寺事書案	東寺百合文書（東百文目の13）
正平十五年八月十四日	新学皆参置文案	高野山文書（又続宝簡集72）
延文五年四月二十六日	阿蘇山衆徒内談引付案	肥後西巌殿寺文書
延文五年五月	寺門祈禱般若心経衆請定	東大寺文書（東文目3・9—181）
延文五年十月二十六日	東寺学衆方評定引付	東寺百合文書（東百文目ム37）
延文五年十二月二十六日	東寺学衆方評定引付	東寺百合文書（東百文目ム37）
延文六年三月五日	秀堂徳盛遺誡案	建長寺宝珠庵文書（相州古文書2）
延文六年三月二十三日	宝福寺規式	備中宝福寺文書
康安元年十二月二十五日	東寺学衆方評定引付	東寺百合文書（東百文目ム38）
康安二年三月十八日	供僧意見状	東寺百合文書（東百文目ハ56）
正平十七年八月十日	学侶小集会評定置文	高野山文書（又続宝簡集116）
貞治二年	東寺学衆方評定引付抜書	東寺百合文書（東百文目ル56）
貞治三年正月二十八日	円覚寺評定衆連署規式条書	円覚寺文書
貞治三年二月一日	円覚寺評定衆連署掟書	円覚寺文書
貞治三年三月四日	大山寺禁制	播磨大山寺文書
貞治三年十一月十三日	西方院仲我等連署学衆器要評定式目請文	東寺百合文書（東百文目シ25）
貞治五年四月八日	鴨江寺規式	遠江鴨江寺文書
貞治六年正月十八日	東寺供僧方評定事書	東寺百合文書（東百文目ノ39）
貞治六年三月九日	他住学衆意見状	東寺百合文書（東百文目シ25）
貞治六年三月	宝林寺規式	播磨宝林寺文書
貞治六年四月	鑁阿寺制法	下野鑁阿寺文書
正平二十二年四月	鶴岡八幡宮別当頼仲置文	下野鑁阿寺文書
正平二十二年五月九日	高野山衆徒一味契状	高野山文書（又続宝簡集121）
正平二十二年七月二十三日	高野山衆徒一味契状	高野山文書（又続宝簡集124）
貞治六年七月二十五日	善通寺規式	讃岐善通寺文書
貞治六年八月	西大寺敷地四至内検断規式	西大寺文書
正平二十二年九月十四日	高野山五番衆（？）一味契状沙汰書	高野山文書（又続宝簡集120）
貞治七年二月十三日	諸山入院禁制	花営三代記
貞治七年二月二十九日	東大寺満寺評定記録	東大寺文書（百巻本92巻）
応安元年三月十八日	天得庵規式	備中宝福寺文書
応安元年六月	大徳寺寺務定文	大徳寺文書
応安元年八月	浜中荘沙汰契約状	高野山文書（又続宝簡集34）
正平二十三年七月十八日	大乗院門跡規式	福智院文書
正平二十四年三月十八日	橋本正高禁制	金剛寺文書
応安二年十二月四日	東寺宝荘厳院方引付	東寺百合文書（東百文目た12）
応安三年正月二十六日	尊海本供僧職条々請文	東寺百合文書（東百文目む45—2）
応安三年二月	東大寺領美濃大井荘沙汰記録	ハーバート大学所蔵文書
建徳元年十一月二日	施無畏寺定置条々	高・旧高野領内文書(3)
建徳二年六月二十八日	五番衆契約連署起請文	高野山文書（大日本史料6—35）
応安五年二月二十四日	権僧正頼我等連署学衆器要評定式目請文	東寺百合文書（東百文目よ48）

年月日	文書名	出典
応安五年十月十九日	東福寺条々	花営三代記
応安六年三月十日	清龍寺・西念寺寺務制法	徳源院文書
文中二年四月二十六日	阿蘇学頭坊講衆規式	肥後阿蘇家文書
応安八年正月十一日	円覚寺中寮舎規式条々	円覚寺文書
永和二年正月十一日	正法寺寺規	陸中正法寺文書
永和三年二月	東寺籠衆法式条々写	東寺観智院文書
康暦元年五月二十七日	鐘突教善請文	東寺百合文書（東百文目ぬ16）
康暦二年九月	黄梅院規式	黄梅院文書（相州古文書3）
永徳元年十二月十二日	諸山条々法式	円覚寺文書
永徳二年五月十日	黄梅院規式	黄梅院文書（相州古文書3）
永徳三年七月二十二日	正続院舎利塔規式条書	円覚寺文書
弘和三年十月二十二日	諸衆集会評定事書	金剛寺文書
永徳四年二月十二日	法印権大僧都宣誉等連署学衆器要評定式目請文	東寺百合文書（東百文目シ30）
弘和四年三月十日	高野山違犯衆起請文	高野山文書（又続宝簡集82）
至徳元年三月十五日	東大寺衆徒評定記録幷追加	東大寺文書（東文目2・2—6・7）
至徳元年十二月	僧総円等以下連署置文	高・旧高野領内文書(3)
永徳四年	定額僧集会事書案	東寺百合文書（東百文目メ161—1）
至徳二年二月五日	法印権大僧都宣誉等連署学衆器要評定式目請文	東寺百合文書（東百文目シ31）
至徳四年二月十日	法印権大僧都宣誉等連署学衆器要評定式目請文	東寺百合文書（東百文目よ77）
嘉慶二年正月二十三日	正続庵門徒壁書	宝泉庵文書（相州古文書2）
嘉慶二年二月二十三日	権僧正宣誉等連署学衆器要評定式目請文	東寺百合文書（東百文目シ33）
康応元年九月十日	大法師行澄以下連署起請文	高・金剛峯寺文書(2)
康応二年二月二十二日	権僧正宣誉等連署学衆器要評定式目請文	東寺百合文書（東百文目よ78）
明徳元年九月	西大寺追加規式	西大寺文書
明徳元年十月十三日	権僧正宣誉等連署学衆器要評定式目請文	東寺百合文書（東百文目シ36）

年月日	文書名	出典
明徳三年七月十九日	高野山五番衆一味契状	高野山文書（又続宝簡集119）
（無年号）欠	東大寺衆徒評定記録案	東大寺文書（東文目1・12—31）
欠	下司庫盗人落書	東大寺文書（東文目4・4—53）

〔室町時代篇〕

年月日	文書名	出典
明徳四年四月二十日	僧正賢耀等連署東寺学衆器要評定請文	東寺百合文書（東百文目ワ11）
応永元年六月五日	越後本成寺規式	門祖廿箇条御制法
応永二年八月三日	円福寺法儀条々	下総円福寺文書
応永三年二月八日	法隆寺五師評定	応安年中以来法隆寺衛日記
応永三年十一月晦日	観心寺衆議評定事書	観心寺文書
応永四年二月十八日	蓮花乗院学侶集会事書	高野山文書（大日本史料7—3）
応永四年十一月三十日	東寺公文職請文	東寺百合文書（東百文目し57）
応永五年九月十五日	東寺供僧職請文	高橋義彦氏所蔵文書
応永五年十一月二十五日	歓喜寺寺規	紀伊歓喜寺文書
応永六年四月二十日	東寺鎮守供僧評定引付	東寺百合文書（大日本史料7—4）
応永六年四月	重賢供僧職条々請文	東寺百合文書（東百文目む45—11）
応永六年六月十一日	相賀荘三供僧契状	高野山文書（又続宝簡集4）
応永六年七月十八日	西塔供僧評定事書案	高野山文書（又続宝簡集117）
応永六年十二月五日	東大寺衆徒評定記録	東大寺文書（東文目2・2—49・50）
応永七年卯月六日	相賀南荘供僧評定事書案	高野山文書（又続宝簡集51）

年月日	文書名	出典
応永七年九月	僧超珍東寺籠衆法式条々請文	東寺百合文書（東百文目ゐ73）
応永八年十二月	東寺交衆器用法式置文案	東寺百合文書（東百文目や43）
応永九年正月二十九日	妙興寺寺規	尾張妙興寺文書
応永九年二月十八日	権僧正頼俊等連署学衆器用評定法式請文	東寺百合文書（東百文目ノ125）
応永九年卯月九日	山城平等心王院経蔵規式	山科家古文書
応永九年十月九日	出雲鰐淵寺寺規	青蓮院文書
応永十年十月十七日	東寺学衆方評定引付	東寺百合文書（東百文目ネ72）
応永十年十一月二十二日	観心寺評定事書	観心寺文書
応永十一年三月晦日	日光常行堂衆役定書案	輪王寺文書
応永十一年五月十三日	蓮花乗院伝法大会規式追加条々	高・金剛峯寺文書(2)
応永十一年五月	妙興寺天祥庵規式	尾張妙興寺文書
応永十一年六月十三日	楞厳寺常楽院規式	但馬楞厳寺文書
応永十一年十一月	豊楽寺寺規	美作豊楽寺文書
応永十二年六月二十七日	東寺鎮守八幡宮供僧評定引付	東寺百合文書（東百文目ワ21）
応永十二年九月二十日	東寺鎮守八幡宮供僧評定引付	東寺百合文書（東百文目ワ21）
応永十三年六月二十日	観心寺下僧一音請文	観心寺文書
応永十三年八月十五日	観心寺禁制	観心寺文書
応永十三年八月二十二日	東寺学衆方評定引付	東寺百合文書（東百文目ネ80）
応永十三年八月	如意庵規式案	大徳寺文書
応永十三年八月	吸江庵法式	土佐吸江寺文書
応永十三年九月二十七日	仏通寺規式	仏通禅寺住持記
応永十三年十月十四日	大明寺規式	但馬大同寺文書
応永十三年十一月	長安寺規式	佐渡長安寺文書
応永十四年二月三日	醍醐寺釈迦堂修二月会出仕衆議事書	醍醐寺新要録
応永十四年五月二十日	観心寺評定衆契状	観心寺文書

年月日	文書名	出典
応永十四年六月二十四日	大集会幷衆分評定日次	高野山文書（又続宝簡集73）
応永十四年九月十七日	観心寺衆議評定事書	観心寺文書
応永十四年十月二十二日	大集会幷衆分評定日次	高野山文書（又続宝簡集73）
応永十四年十二月二十三日	大集会幷衆分評定日次	高野山文書（又続宝簡集73）
応永十四年十二月二十四日	東寺学衆方評定引付	東寺百合文書（東百文目ネ81）
応永十四年十二月二十四日	東寺廿一口方評定引付	東寺百合文書（東百文目く3）
応永十五年二月五日	観心寺衆議評定書	観心寺文書
応永十五年二月七日	観心寺下僧請文	観心寺文書
応永十五年三月二十八日	東寺寂勝光院方評定引付	東寺百合文書（東百文目る23）
応永十五年六月十八日	備後中興寺規式	福山志料
応永十五年六月二十七日	東寺鎮守八幡宮供僧評定引付	東寺百合文書（東百文目ワ24）
応永十五年八月十日	東寺廿一口方評定引付	東寺百合文書（東百文目く4）
応永十五年十一月四日	東寺鎮守八幡宮供僧評定引付	東寺百合文書（東百文目ワ24）
応永十五年十二月二十四日	東寺廿一口方評定引付	東寺百合文書（東百文目く4）
応永十五年十二月二十四日	東寺宝荘厳院方評定引付	東寺百合文書（東百文目た42）
応永十六年三月二十一日	観心寺満衆会合起請文	観心寺文書
応永十六年六月九日	東寺鎮守八幡宮供僧評定引付	東寺百合文書（東百文目ワ25）
応永十六年六月二十六日	東寺鎮守八幡宮供僧評定引付	東寺百合文書（東百文目ワ25）
応永十六年九月二十四日	権僧正宣承等連署学衆器要評定式目請文	東寺百合文書（東百文目よ105）
応永十六年十月二十日	鶴岡八幡宮寺惣衆規約	高橋義彦氏所蔵文書
応永十七年三月二日	建仁寺法式	建仁寺規範（建仁寺両足院所蔵）
応永十七年三月十七日	金蔵寺評定衆起請文	讃岐金蔵寺文書
応永十七年六月二十六日	東寺鎮守八幡宮供僧評定引付	東寺百合文書（東百文目ワ26）
応永十七年十二月二十四日	東寺廿一口方評定引付	東寺百合文書（東百文目く5）
応永十八年正月十八日	斑鳩寺規式案	斑鳩寺無題文書写（播磨国鵤荘資料）

年月日	文書名	出典
応永十八年五月二十六日	円福寺香取宮置文	円福寺文書
応永十八年六月二十六日	東寺鎮守八幡宮供僧評定引付	東寺百合文書（東百文目ワ27）
応永十八年六月二十七日	東寺鎮守八幡宮供僧評定引付	東寺百合文書（東百文目ワ27）
応永十八年十月二十九日	建仁寺法式	建仁寺規範（建仁寺両足院所蔵）
応永十八年十一月十五日	大光寺開山塔多福庵規式	日向大光寺文書
応永十八年十一月十五日	清源寺規式	肥後清源寺文書
応永十八年十二月二十四日	東寺太良荘地頭方評定引付	東寺百合文書（東百文目タ77）
応永十八年十二月二十六日	北野宮寺法華堂規式	北野社旧記
応永十九年三月三日	観心寺衆議評定事書	観心寺文書
応永十九年三月九日	筑前承天寺住持職規式	東福寺文書
応永十九年六月二十六日	東寺鎮守八幡宮供僧評定引付	東寺百合文書（東百文目ワ28）
応永十九年十二月二十五日	東寺太良荘地頭方評定引付	東寺百合文書（東百文目タ79）
応永十九年十二月二十五日	東寺廿一口方評定引付	東寺百合文書（東百文目天地之部20）
応永二十年四月十五日	東寺学衆方評定引付	東寺百合文書（東百文目ネ89）
応永二十年四月二十六日	東寺学衆方評定引付	東寺百合文書（東百文目ネ89）
応永二十年六月二十六日	東寺鎮守八幡宮供僧評定引付	東寺百合文書（東百文目ワ29）
応永二十年八月十六日	安楽河三十人連署起請文	高野山文書（又続宝簡集46）
応永二十年十月九日	東寺鎮守八幡宮供僧評定引付	東寺百合文書（東百文目ワ29）
応永二十年十二月二十四日	東寺学衆方評定引付	東寺百合文書（東百文目ネ89）
応永二十年十二月二十四日	東寺宝荘厳院方評定引付	東寺百合文書（東百文目た47）
応永二十年十二月二十四日	東寺太良荘地頭方評定引付	東寺百合文書（東百文目タ83）
応永二十一年二月四日	三十人評定事書	高野山文書（又続宝簡集46）
応永二十一年二月二十二日	高野山禁制案	高野山文書（宝簡集44）
応永二十一年六月二十六日	東寺鎮守八幡宮供僧評定引付	東寺百合文書（東百文目ワ30）
応永二十一年十月十五日	興福寺学侶連署起請文	寺門事条々聞書

年月日	文書名	出典
応永二十一年十二月二十四日	東寺廿一口方評定引付	東寺百合文書（東百文目く7）
応永二十一年十二月二十四日	東寺宝荘厳院方評定引付	東寺百合文書（東百文目た48）
応永二十二年六月十日	観心寺衆議評定書	観心寺文書
応永二十二年八月七日	鴨江寺領所務規式	鴨江寺文書
応永二十二年十二月	鎮守私論義法式条々置文案	東寺百合文書（東百文目追加之部17-1）
応永二十三年八月一日	日光山定文案	輪王寺文書
応永二十五年六月二十日	東寺学衆器要評定式目請文	東寺観智院文書
応永二十五年十一月四日	学侶評定事書案	高野山文書（又続宝簡集33）
応永二十五年十二月	興福寺学侶等連署契約状案	東寺観智院文書
応永二十六年五月九日	日光常行堂定文	輪王寺文書
応永二十六年七月三日	集会評定事書案	高野山文書（又続宝簡集33）
応永二十六年七月十九日	集会評定事書案	高野山文書（又続宝簡集33）
応永二十六年八月九日	集会評定事書案	高野山文書（又続宝簡集33）
応永二十六年九月二十六日	観心寺衆議評定事書	観心寺文書
応永二十六年十二月二十四日	東寺廿一口方評定引付	東寺百合文書（東百文目ち3）
応永二十七年正月二十二日	観心寺評定事書（十講後朝会事書）	観心寺文書
応永二十七年正月二十二日	観心寺衆議評定事書（集会規式事書）	観心寺文書
応永二十七年正月二十二日	観心寺衆議評定事書（山木事書）	観心寺文書
応永二十七年閏正月十八日	観心寺衆議評定事書	観心寺文書
応永二十七年三月	天野八講追加規掟	高・金剛峯寺文書(2)
応永二十七年四月十三日	東寺廿一口供僧連署置文	東寺百合文書（東百文目甲号外18-7）
応永二十七年五月七日	十聴衆読書評定事書案	高野山文書（又続宝簡集51）
応永二十七年十一月十九日	学侶評定事書案	高野山文書（又続宝簡集33）
応永二十八年二月十一日	十聴衆評定事書案	高野山文書（又続宝簡集33）

応永二十八年四月五日	権僧正宗海等連署学衆器要評定式目請文	東寺百合文書（東百文目よ110）
応永二十八年四月十五日	東寺学衆器用評定置文（案）	東寺百合文書（東百文目せ39）
応永二十八年四月十七日	権僧正宗海等連署学衆器要評定式目請文	東寺百合文書（東百文目よ111）
応永二十八年十二月二十四日	東寺廿一口方評定引付	東寺百合文書（東百文目ち4）
応永二十八年八月二十五日	三供僧評定事書案	高野山文書（又続宝簡集33）
応永二十九年六月十日	学侶評定事書案	高野山文書（又続宝簡集51）
応永三十一年正月十九日	金剛峯寺衆徒一味起請契状	高野山文書（続宝簡集25）
応永三十二年五月十二日	権僧正宗海等連署学衆器要評定式目請文	東寺百合文書（東百文目ノ181）
応永三十二年十一月二十四日	東寺廿一口方評定引付	東寺百合文書（東百文目ち6）
応永三十二年十二月二十四日	東寺廿一口方評定引付	東寺百合文書（東百文目ち6）
正長元年八月十五日	三所十聴衆評定事書案	高野山文書（又続宝簡集33）
正長元年十二月二十四日	東寺廿一口方評定引付	東寺百合文書（東百文目ち7）
正長二年二月二十九日	三所十聴衆評定事書案	高野山文書（又続宝簡集33）
正長二年卯月七日	両所十聴衆評定事書案	高野山文書（又続宝簡集33）
正長二年七月二十五日	観心寺衆議評定事書	観心寺文書
永享元年十月二十九日	法印権大僧都宝清等連署学衆器要評定式目請文	東寺百合文書（東百文目よ117）
永享二年七月四日	承天寺住持職規式	東福寺文書
永享三年十月九日	観心寺衆議評定事書	観心寺文書
永享四年三月十三日	隅田供僧集会評定事書案	高・金剛峯寺文書(2)
永享四年五月二十六日	小集会評定事書	高・金剛峯寺文書(2)
永享四年八月七日	観心寺衆議評定書	観心寺文書
永享四年九月十七日	金剛峯寺学侶一味契約状	高野山文書（又続宝簡集22）
永享四年十一月十五日	鎌倉御所持氏禁制	鶴岡八幡宮文書
永享五年卯月	八幡宮仁王講出仕衆請定	東大寺文書（東文目3・3—9—208）
永享五年十二月二十四日	東寺廿一口方評定引付	東寺百合文書（東百文目ち9）

永享六年二月九日	金剛峯寺学侶集会評定事書	高・金剛峯寺文書(2)
永享六年七月二十六日	観心寺衆議評定事書	観心寺文書
永享七年二月二十七日	権僧正宝清等連署学衆器要評定式目請文	東寺百合文書（東百文目よ127）
永享七年三月七日	会衆評定事書案	高野山文書（又続宝簡集51）
永享七年六月六日	両所十聴衆評定事書案	高野山文書（又続宝簡集33）
永享七年六月七日	会衆評定事書案	高野山文書（又続宝簡集33）
永享七年六月九日	領解衆論議衆評定事書案	高野山文書（又続宝簡集33）
永享七年六月二十七日	両所十聴衆評定事書案	高野山文書（又続宝簡集33）
永享七年七月十六日	観心寺衆議評定事書	観心寺文書
永享八年三月十六日	龍翔寺規式壁書	大徳寺文書
永享八年	光明講方評定事書	東寺百合文書（東百文目ヱ142）
永享九年九月十日	権僧正宝清等連署学衆法式請文	東寺百合文書（東百文目ツ122）
永享九年十二月二十四日	東寺廿一口方評定引付	東寺百合文書（東百文目ち11）
永享九年十二月三十日	東寺廿一口方評定引付	東寺百合文書（東百文目ち11）
永享十年十二月二十四日	東寺廿一口方評定引付	東寺百合文書（東百文目ち12）
永享十一年卯月	金剛峯寺五番衆契状案	高野山文書（宝簡集37）
永享十一年七月十三日	観心寺衆議評定書	観心寺文書
嘉吉元年二月二十八日	八幡宮大般若転読衆請定	東大寺文書（東文目3・3—9—207）
嘉吉元年八月六日	蓮華乗院評定事書	高野山文書（続宝簡集20）
嘉吉元年八月七日	十聴衆及会衆評定事書案	高野山文書（又続宝簡集33）
嘉吉三年十二月二十四日	東寺廿一口方評定引付	東寺百合文書（東百文目ち14）
文安二年仲夏十八日	観心寺衆議評定事書	観心寺文書
文安二年六月二十五日	三塔僉議記録	叡山文庫所蔵文書
文安二年霜月十八日	観心寺衆議評定起請文	観心寺文書
文安二年霜月二十二日	観心寺衆議評定書	観心寺文書

文安二年霜月二十二日	観心寺衆議評定書	観心寺文書
文安二年二月	追加法式条々置文案	東寺百合文書（東百文目追加之部17―2）
文安三年三月三日	正続院末寺金陸寺壁書	円覚寺文書
文安三年五月晦日	浜中荘沙汰契状	高野山文書（又続宝簡集22）
文安三年九月	執金剛神一時般若心経読誦衆請定	東大寺文書（東文目3・3―9―268）
文安四年閏二月三日	観心寺衆議評定書	観心寺文書
文安四年	東大寺八幡宮新造屋講沙汰人合点状	東大寺文書（東文目4・4―75）
文安五年正月十一日	東福寺東堂・西堂・塔主連署壁書	東福寺文書
文安五年五月三日	観心寺衆議評定連判状	観心寺文書
文安五年五月十日	円覚寺事書	円覚寺文書
文安五年五月二十四日	円覚寺規式条書	円覚寺文書
文安五年六月二十三日	三十人評定事書案	高野山文書（又続宝簡集46）
文安五年七月二十六日	三十人評定事書案	高野山文書（又続宝簡集46）
文安五年九月二日	谷上院内衆評定事書	高野山文書（続宝簡集21）
文安五年十二月二十一日	鑁阿寺定文案	鑁阿寺文書
宝徳元年十月十四日	東寺廿一口供僧連署置文案	東寺百合文書（東百文目ク37・38）
宝徳元年閏十月二十日	若衆連署交衆法式請文案	東寺百合文書（東百文目補遺追加ユ78）
宝徳元年十一月二十二日	金剛心院々内衆評定事書	高野山文書（続宝簡集21）
宝徳元年十二月二十四日	東寺廿一口方評定引付	東寺百合文書（東百文目ち15）
宝徳二年四月十六日	供花衆中法度条々置文	東寺百合文書（東百文目み66）
宝徳二年五月四日	観心寺衆議評定事書	観心寺文書
享徳二年四月十三日	法印権大僧都融覚等連署学衆器用評定式目請文	東寺百合文書（東百文目よ133）
享徳三年十月七日	法印権大僧都某等連署学衆器用評定法式請文	東寺百合文書（東百文目ノ281）

享徳三年十一月二十一日	鑁阿寺定文案	鑁阿寺文書
享徳四年六月二十四日	某禁制	黄梅院文書（相州古文書3）
享徳四年六月二十六日	東寺鎮守八幡宮供僧評定引付	東寺百合文書（東百文目ワ72）
康正二年九月三日	祖妙等六名連署性通庵住持職置文	大徳寺文書
康正二年十一月	東寺学衆連署置文	東寺百合文書（東百文目ミ113）
康正二年十二月	東寺禁制案	東寺百合文書（東百文目を213）
康正三年二月	東寺鎮守八幡宮供僧連署置文	東寺百合文書（東百文目ヤ94）
康正三年六月二十六日	東寺鎮守八幡宮供僧評定引付	東寺百合文書（東百文目ワ73）
康正三年六月二十八日	東寺鎮守八幡宮供僧評定引付	東寺百合文書（東百文目ワ73）
康正三年十月	東寺廿一口供僧連署置文	東寺百合文書（東百文目テ117）
長禄元年十一月二十五日	東福寺西堂・塔主連署維那規式	東福寺文書
長禄元年十二月二日	高野山小集会評定事書案	醍醐寺文書
長禄二年閏正月十一日	三党集会評定事書	高・金剛峯寺文書(2)
長禄二年八月七日	僧重禅等連署起請文	教王護国寺文書
長禄二年十月	東寺禁制案	東寺百合文書（東百文目ヱ89）
長禄三年正月十二日	学侶評定事書案	高野山文書（又続宝簡集74）
長禄三年九月二日	東寺廿一口供僧連署起請文	東寺百合文書（東百文目ハ313）
長禄三年十一月二十四日	太良荘地頭方供僧連署起請文	東寺百合文書（東百文目補遺ヱ189）
長禄四年十一月晦日	東寺若衆連署交衆仁体精撰法式請文	東寺百合文書（東百文目オ168）
寛正二年八月六日	学侶若衆評議事書案	高野山文書（又続宝簡集33）
寛正二年八月十九日	新本二会衆評議事書案	高野山文書（又続宝簡集33）
寛正三年二月二十八日	宗永東寺籠衆法式請文	東寺百合文書（東百文目京110）
寛正三年十二月二十日	東寺廿一口方評定引付	東寺百合文書（東百文目ち17）
寛正三年十二月二十七日	東寺廿一口方評定引付	東寺百合文書（東百文目ち17）
寛正四年三月七日	大塔貝吹承仕職補任状	高・旧学侶方一派文書

寛正四年十二月十四日	東寺供僧置文案	東寺百合文書（東百文目な194）
寛正五年十二月二十日	東寺廿一口方評定引付	東寺百合文書（東百文目ち18）
寛正六年二月十八日	三所十聴衆評定事書	高野山文書（又続宝簡集73）
寛正六年七月	多武峯寺法度条々写	談山神社文書
文正元年十二月十一日	東寺最勝光院方供僧連署起請文	東寺百合文書（東百文目サ171）
文正二年二月十七日	学道衆論義衆評定事書案	高野山文書（又続宝簡集72）
文明元年十一月六日	金勝院融寿等連署東寺諸合力法式置文	東寺百合文書（東百文目セ53）
文明元年十二月二十日	東寺廿一口方評定引付	大日本史料8—3
文明二年十二月二十日	東寺廿一口方評定引付	東寺百合文書（東百文目ち19）
文明二年十二月	公遍等連署掃除方用脚法式	東寺百合文書（東百文目ユ112）
文明三年二月十七日	観心寺衆議評定事書	勧心寺文書
文明三年二月	天王寺禁制	摂津天王寺執行政所引付
文明三年四月五日	仏乗院仁然等連署起請文	東寺百合文書（東百文目ユ113）
文明三年七月二十一日	龍雲寺制札	旧記雑録39
文明三年九月	吸江寺祠堂銭制法	土佐吸江寺文書
文明三年十一月二日	観心寺衆議評定事書	観心寺文書
文明三年十二月二十一日	観心寺衆議評定事書案	観心寺文書
文明四年十二月十五日	公遍等連署起請文	東寺百合文書（東百文目ユ114）
文明五年三月二十七日	菩提山寺衆僧等起請文	福智院文書
文明五年七月四日	西大寺衆徒起請文	額安寺文書
文明五年七月二十三日	会衆評定事書案	高野山文書（又続宝簡集33）
文明五年八月十五日	会衆評定事書案	高野山文書（又続宝簡集33）
文明五年十月十八日	観心寺衆議評定事書	観心寺文書
文明五年十一月	真宗行者制法	蓮如上人文
文明五年十二月二十日	東寺廿一口方評定引付	東寺百合文書（東百文目ち20）

文明五年十二月二十一日	東寺廿一口方評定引付	東寺百合文書（東百文目ち20）
文明五年十二月二十二日	東寺廿一口方評定引付	東寺百合文書（東百文目ち20）
文明五年十二月二十三日	東寺廿一口方評定引付	東寺百合文書（東百文目ち20）
文明六年閏五月八日	阿蘇学頭坊起請文	肥後阿蘇学頭坊文書
文明七年七月二日	観心寺下僧等風呂掟書	観心寺文書
文明七年十一月十三日	興隆寺法度	周防興隆寺文書
文明七年十二月二十四日	東寺廿一口方評定引付	東寺百合文書（東百文目ち21）
文明八年十二月二十日	東寺廿一口方評定引付	東寺百合文書（東百文目ち22）
文明九年六月一日	観心寺衆議評定事書案	観心寺文書
文明九年十二月二十四日	東寺廿一口方評定引付	大日本史料8—10
文明十年十一月二十九日	融萓籠衆法式請文	東寺百合文書（東百文目ノ331）
文明十一年八月二十四日	酬恩庵法度	山城酬恩庵文書
文明十一年八月二十四日	虎丘庵法度	酬恩庵文書
文明十一年十一月二十八日	長福寺仏殿奉加銭法式条々	長福寺文書
文明十二年十二月二十日	東寺廿一口方評定引付	東寺百合文書（東百文目ち23）
文明十五年五月二十日	仙遊寺壁書	伊予仙遊寺文書
文明十五年十月	播磨光勝院掟	法楽寺文書
文明十六年六月二十八日	栄山寺満寺評定記録	栄山寺文書
文明十六年八月十三日	本法寺法式	本法寺文書
文明十六年十二月二十日	東寺廿一口方評定引付	東寺百合文書（東百文目ち24）
文明十七年四月	相国寺禁法	蔭涼軒目録
文明十八年二月二十三日	観心寺衆議評定事書	観心寺文書
文明十八年八月十四日	東寺廿一口方評定引付	東寺百合文書（東百文目ワ79）
文明十八年蜡月二十八日	筑前大龍寺法度	大倉氏採集文書
文明十九年正月十九日	本法寺法式	本法寺文書

年月日	文書名	出典
長享元年十二月二十日	東寺廿一口方評定引付	東寺百合文書（東百文目ち25）
長享三年正月二十五日	律師公尋東寺籠衆法式条々請文	東寺百合文書（東百文目ヨ156）
長享三年卯月	備前金山観音寺掟書	金山寺文書
長享三年林鐘二十七日	臨川家訓（臨川寺）	但馬大同寺文書
長享三年九月	相模常楽寺壁書	相模西来庵文書
延徳元年十二月十九日	某方評定引付抄	東寺百合文書(東百文目追加之部17-6)
延徳三年十月十五日	救賢東寺籠衆法式請文	東寺百合文書（東百文目レ209）
延徳四年六月二十六日	東寺鎮守八幡宮供僧評定引付	東寺百合文書（東百文目ね31）
明応二年十二月二十日	東寺廿一口方評定引付	東寺百合文書（東百文目ち26）
明応四年二月二十五日	東寺評定事書	東寺百合文書（東百文目オ188）
明応五年六月二十日	僧都栄舜棚守方新法式請文	東寺百合文書（東百文目レ224）
明応五年十一月	某寺下﨟分衆等連署起請文	中村直勝博士蒐集古文書
明応八年六月	桂昌寺寺法	山城頂妙寺文書
明応八年十一月五日	妙観院公遍等連署起請文	東寺百合文書（東百文目ケ202）
永正二年三月十四日	観心寺学侶連判起請文	観心寺文書
永正二年十一月十日	酬恩庵法度	山城酬恩庵文書
永正三年六月十三日	法印権大僧都祐源等連署学衆器要評定式目請文	東寺百合文書（東百文目よ149）
永正三年閏十一月二十九日	三所十聴衆集会評定事書	高・金剛峯寺文書(2)
永正三年十二月	大徳寺役者塔主等連署壁書	大徳寺文書
永正五年七月二日	大徳寺役者連署規式	大徳寺文書
永正五年八月二十日	相国寺禁制	古證文2（大日本史料9—1）
永正五年十一月二十九日	観心寺西座方一﨟禅覚請文案	観心寺文書
永正五年十一月二十九日	観心寺掟書案	観心寺文書
永正六年正月二十三日	宝厳院祐深等連署請文	東寺百合文書（東百文目フ165）

年月日	文書名	出典
永正六年五月晦日	金剛峯寺谷上院三方評定事書案	高野山文書（又続宝簡集21）
永正六年七月二十五日	阿闍梨杲憲籠衆法式請文	東寺百合文書（東百文目チ152）
永正六年十月十九日	惣持寺禁制	惣持寺文書
永正六年十月二十日	鰐淵寺条規	鰐淵寺文書
永正七年十月二十九日	龍厳寺・荘厳寺・大興寺門徒一味契約状	薩藩旧記
永正七年十二月七日	金剛峯寺谷上院三方衆評定事書	高野山文書（又続宝簡集21）
永正八年八月二十三日	円通寺壁書	但馬村岡山名家譜
永正八年十一月	大和常喜院掟	福岡雑纂
永正九年閏四月二日	東寺宿老連署置文	東寺百合文書（東百文目ゑ74）
永正九年五月	加賀本興寺格式	加能越古文叢
永正九年十月	上野長年寺壁書	上州長年寺記録
永正九年十二月二十日	東寺廿一口方評定引付	東寺百合文書（東百文目ち27）
永正十一年五月十一日	仙遊寺壁書	伊予仙遊寺文書
永正十一年五月	山城国西九条諸散在領主寺社本所連署衆中法度置文案	東寺百合文書（東百文目ひ151）
永正十一年十二月十三日	長源寺規式	若狭長源寺文書
永正十二年三月二十七日	東寺衆僧連署起請文	東寺百合文書（東百文目チ163）
永正十二年十二月二十日	侍従公良元起請文	東寺百合文書（東百文目せ90）
永正十三年七月二日	周防原始院制札	長防風土記
永正十四年閏十月二十日	若衆方置文写	金剛寺文書
永正十四年十二月三日	清水寺掟	播磨清水寺文書
永正十四年十二月二十日	東寺鎮守八幡宮供僧評定引付	東寺百合文書（東百文目ね49）
永正十五年七月二十三日	専修寺法度	下野専修寺文書
永正十六年四月二十一日	播磨光明寺法度	播州古城蹟集録
永正十六年九月十五日	薬師寺制札	大和薬師寺文書
永正十六年十二月二十日	東寺鎮守八幡宮供僧評定引付	東寺百合文書（東百文目ね51）

年月日	文書名	出典
永正十七年四月十日	学侶集会評定事書	高・金剛峯寺文書(2)
永正十七年十二月二十日	東寺鎮守八幡宮供僧評定引付	東寺百合文書(東百文目ワ81)
永正十八年九月	備前八塔寺掟	黄薇古簡集
大永元年十二月二十日	東寺鎮守八幡宮供僧評定引付	東寺百合文書(東百文目ね52)
大永二年十一月十一日	大徳寺役者塔主等連署規式	大徳寺文書
大永三年五月八日	松尾寺掟書	松尾寺文書
大永五年三月六日	大徳寺役者塔主等連署壁書	大徳寺文書
大永五年閏十一月晦日	大徳寺役者塔主等連署規式	大徳寺文書
大永七年十月	法隆寺衆徒分規式	法隆寺文書(法制史料古文書類纂)
大永八年三月	大徳寺役者塔主等連署壁書案	大徳寺文書
享禄元年九月十五日	観心寺検断定書	観心寺文書
享禄元年十二月五日	大徳寺役者塔主等連署規式	大徳寺文書
天文六年卯月二十三日	興福寺学侶衆等連署起請文	福智院文書
天文七年二月二十一日	臨済宗寺中壁書	南松院文書
天文八年六月二日	三院衆議記録	叡山文庫所蔵文書
天文八年六月十三日	東寺僧綱大法師寺連署請文案	猪熊文書(広島大学所蔵)
天文八年十二月二十三日	大徳寺役者塔主等連署規式	大徳寺文書
天文九年八月二十三日	三院衆議記録	叡山文庫所蔵文書
天文九年十月九日	大徳寺役者塔主等連署壁書	大徳寺文書
天文十三年十二月	粉河寺塔頭連署掟書	高・旧高野領内文書(1)
天文十四年一月三日	大徳寺役者塔主等連署規式	大徳寺文書
天文十四年二月二十九日	大徳寺役者塔主等連署規式	大徳寺文書
天文十六年十二月朔日	観心寺功徳風呂定書案	観心寺文書
天文十六年十二月朔日	観心寺衆議定書案	観心寺文書
天文十七年十月二十一日	大徳寺役者塔主等連署規式	大徳寺文書

年月日	文書名	出典
天文二十年三月十日	多武峯衆議事書	談山神社文書
天文二十一年卯月四日	観心寺集会衆連判状	観心寺文書
天文二十一年七月二十八日	多分評定事書	高野山文書(又続宝簡集33)
天文二十一年八月二日	観心寺坊舎新立定書	観心寺文書
(天文年中)	大徳寺役者塔主等連署規式案	大徳寺文書
弘治三年四月二十一日	大徳寺役者塔主等連署規式	大徳寺文書
弘治三年十二月十九日	観心寺評議掟状案	観心寺文書
弘治三年十二月	長尾景長禁制(鑁阿寺)	鑁阿寺文書
弘治三年十二月	延暦寺大講堂三院集会評定事書	東寺百合文書(東百文目ホ66)
永禄三年八月	不動院海寂等連署定書	高・旧高野領内文書(1)
永禄四年十月八日	金剛寺禁制案	金剛寺文書
永禄五年九月二日	薬師寺弼長柳本秀俊連署禁制	大徳寺文書
永禄八年十二月十五日	東福寺盗賊人成敗条目	東福寺文書(法制史料古文書類纂)
永禄九年十二月三日	金剛寺公文定書	金剛寺文書
永禄十一年八月二十八日	禅昌寺条規	周防禅昌寺文書
永禄十一年九月二十二日	百済寺条規	近江百済寺文書
永禄十二年六月二十五日	大樹寺条規	三河大樹寺文書
永禄十二年七月	大徳寺役者塔主等連署壁書	大徳寺文書
永禄十三年二月	蓮華寺条規	近江蓮華寺文書
元亀元年小春一日	信濃曹洞宗諸寺寺規(曹洞宗法度)	甲斐永昌院文書
元亀元年六月二十六日	建穂寺法度	駿河志料
元亀元年十月十三日	西念寺条規	甲斐西念寺文書
元亀三年卯月	長福寺条規	山城長福寺文書
元亀三年六月十八日	乗福寺法度	周防乗福寺文書
元亀三年八月三日	本興寺等寺法	加賀本興寺文書

元亀三年八月	四天王寺寺法	摂津四天王寺文書
元亀三年十一月二十四日	臨済寺条規	駿河臨済寺文書
元亀三年十二月十六日	四天王寺寺法	四天王寺文書
(無年号)		
欠	観心寺衆議事書案	観心寺文書
欠	観心寺法度書	観心寺文書
欠	粉河寺行人方追加規式	高・旧高野領内文書(1)
欠	某注文	醍醐寺文書
欠	某注文	醍醐寺文書
欠	法隆寺規式条々起請文	斑鳩旧記類集
欠	法隆寺報恩会契状	法隆寺文書
欠	日光常行堂定書案	輪王寺文書
欠	大用庵壁書案	大徳寺文書

あとがき

本書作成にあたっては左記の既発表の論稿と新稿にもとづいている。

「寺院における集会式日と蜂起の儀」(「大和文化研究」一五巻二号、一九七〇年二月)＝第二章第二節㈠

「神水集会」(「印度学仏教学研究」一九巻一号、一九七〇年一二月)＝第二章第四節

『日本法史における多数決原理』(敬文堂刊、一九七一年九月)＝第一章第二節、第二章第一節・第二節・第三節・第四節

「「落書」の一考察」(「印度学仏教学研究」二〇巻二号、一九七二年三月)＝第三章第二節㈠

「中世への推移—文書よりみたる合議制—」(「印度学仏教学研究」二一巻一号、一九七二年一二月)＝第一章第二節

「中世「清祓」考」(「日本歴史」三一六号、一九七四年九月)＝第三章第三節

「中世前期における寺社の慣習法—南都の祓を中心に—」(「日本仏教史学」一四号、一九七九年三月)＝第三章第三節

「中世寺社勘当小考—「衆勘」を中心として—」(「日本仏教」五〇・五一合併号、一九八〇年三月)＝第三章第二節㈠

「叡山の合議制」(天台学会編『伝教大師研究別巻』所収、一九八〇年一〇月)＝第三章第一節㈠・㈢

「中世死罪考」（「早稲田法学（杉山晴康教授還暦祝賀論集）」五七巻三号、一九八二年七月）＝第三章第四節
「大衆僉議考」（「多摩美術大学研究紀要」一号、一九八三年三月）＝第三章第一節㈠・㈡
「中世寺院の「無記名投票」についての覚書」（「多摩美術大学研究紀要」二号、一九八五年八月）＝第二章第三節㈡、第三章第二節㈠
「寺社法」「寺院集会」（国史大辞典編集委員会編「国史大辞典6」吉川弘文館刊、一九八五年一一月）＝第一章第一節、第一章第二節
新稿＝第三章第二節㈡㈢㈣㈤㈥、第四章

おもうに寺院法の研究を志してから多くの歳月を経た。その間残存する史料の枠内で彷徨して臆説・臆断をくり返し、いたずらに多くの時間をついやした自焦を禁じえない。しかし曲りなりにもこの研究を続けることができたのは、修士論文のご指導・審査をしていただいた荻野三七彦先生・竹内理三先生・故森克己先生、そして市史編纂などをとおしてご指導をいただいた水野祐先生、法史的な面からお教えをこうた杉山晴康先生をはじめとする諸先生のお蔭である。さらにこの学恩に報いるため、諸師に随順し「但惜無上道」の決意をもってこの論究の歩を進めることを期したい。

本書の刊行にあたって、出版を引受けて下さった敬文堂社長竹内礼二氏、そして編集部の阿久津信也氏のご配慮にもお礼申し上げたい。

し

す

せ

そ

た

ち

つ

き

く

け

こ

さ

著者略歴

清田義英（せいた　よしひで）
1941年生れ、早稲田大学大学院文学研究科博士課程修了
専　攻　日本宗教制度、日本中世史
現　在　多摩美術大学助教授、早稲田大学講師
著　書　「日本法史における多数決原理」「鎌倉の刑場」「鎌倉の弘法者」「歴史学ノート」「昭島市史」（共著）など

日本中世寺院法の研究　　検印省略

定価4800円

1987年4月5日　初版印刷
1987年4月10日　初版発行

著者　清　田　義　英
発行者　竹　内　礼　二
印刷所　シナノ印刷株式会社
発行所　株式会社　敬文堂
東京都新宿区早稲田鶴巻町516
東京203—6161代　振替東京23737

落丁・乱丁本は、お取替えいたします。

ISBN4-7670-3462-0 C3032 ¥4800E

索　引

あ

い

う

え

お

か